

様式1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

| 1. 全体の評価 | | | | | |
|--------------------------|--|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 評価 (S、A、B、C、D) | A | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 | | | |
| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 評価に至った理由 | <p>項目別の評価は、Ⅱ1はB、Ⅱ2及び3はA、Ⅲ及びⅣはB、ⅤはAとなっており、総合評価は「A」としている。</p> <p>年度計画に従って実施した業務における、特筆すべき業績の例は、以下のとおりである。</p> <p>① 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数の合計値は19,638件であり、28年度目標値16,000件に対し、120%以上となったこと。</p> <p>② 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値は502,783件であり、28年度目標値380,000件に対し、130%以上となったこと。</p> <p>③ 知的財産プロデューサーを年度目標(30以上)を上回る45のプロジェクトに派遣し、有識者委員会において、活動取組が順調又は概ね順調に進捗しているとの評価された事例は92%であり、28年度目標値70%に対し、130%以上となったこと。</p> <p>④ 産学連携知的財産アドバイザーを年度目標(8件程度)を上回る11の幹事大学等に派遣し、有識者委員会において、活動取組が順調又は概ね順調に進捗しているとの評価された事例が100%であり、28年度目標値70%に対し、140%以上となったこと。</p> <p>⑤ グローバル知財戦略フォーラムを2日間にわたり開催し、900人～1,100人との28年度目標に対して、1,500人以上が参加したこと。</p> <p>⑥ 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に貢献するため、調査業務実施者研修について、年度計画に定められた年間4回を確実に実施し、各回の修了率が28年度目標値75%以上を上回るとともに、年度平均値は78%であり、目標値を上回ったこと。</p> <p>年度計画に記載された事項以外の特筆すべき業績としては、</p> <p>① 特許庁が28年9月に公表した「地域知財活性化行動計画」における、特許庁及び情報・研修館が達成を目指すべき KPI(例:知財総合支援窓口の相談件数を平成27年度の8万件から31年度は9.5万件まで増やす等)の達成に向けて、47都道府県に設置する知財総合支援窓口と、各地域の実情等を踏まえた意見交換を重ねながら、都道府県レベルの個別の目標について、精力的に調整を行い、中央レベルの目標と整合する形で年内に取りまとめたこと。</p> <p>② 28年9月の「まち・ひと・しごと創生本部会合」の決定を受けて、29年第2四半期にINPIT近畿統括本部を大阪市内に開設すべく、情報・研修館内に「近畿統括本部準備室」を立ち上げ、近畿地方のユーザーとの意見交換等も重ねつつ、迅速に準備を実施したこと。</p> | | | | |
| 2. 法人全体に対する評価 | | | | | |
| 法人全体の評価 | 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われている。 | | | | |
| 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項 | なし | | | | |
| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | | | | | |
| 項目別評価で指摘した課題、改善事項 | なし | | | | |
| その他改善事項 | なし | | | | |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | | | | | |
| 4. その他事項 | | | | | |
| 監事等からの意見 | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | |

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

| 中期計画(中期目標) | 年度評価 | | | | 項目別 調書 No | 備考 |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------------|
| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | | |
| II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | |
| 1. 産業財産権情報の提供 | B | | | | 1 | |
| 2. 知的財産の権利取得・活用の支援 | <u>AO</u> | | | | 2 | 一部の業務に重要度・難易度を設定 |
| 3. 知的財産関連人材の育成 | A | | | | 3 | |

| 中期計画(中期目標) | 年度評価 | | | | 項目別 調書 No | 備考 |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|--------------|----|
| | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | | |
| III. 業務運営の効率化に関する事項 | B | | | | III | |
| IV. 財務内容の改善に関する事項 | B | | | | IV | |
| V. その他業務運営に関する事項 | A | | | | V | |

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「O」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
|--------------------|---|----------------------|--|
| 1 | 産業財産権情報の提供 | | |
| 関連する政策・施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2015(H27. 6. 30閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) ・工業所有権保護等に関する条約(パリ条約)第12条 ・特許協力条約第12条 | 当該事業実施に係る根拠(個別法条など) | 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビューシート | 平成28年度行政事業レビューシート 事業番号 0494-1 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---------------------------|-----------------|--------|--------|--------|-----------------------------|-----------|--------|--------|--------|
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) | | | | |
| 指標等 | 中期目標等における達成目標 | 基準値 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナー【中期目標】 | 第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上 | 24回 | 20回 | | | | 予算額(千円) | 5,044,498 | | | |
| 同上【年度計画】 | 20回以上 | 20回 | 20回 | | | | 決算額(千円) | 4,859,338 | | | |
| 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索回数(実績値)【中期目標】 | 第四期中期目標期間最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上 | 12,500万回以上 | 10,587万回 | | | | 経常費用(千円) | 4,890,798 | | | |
| 同上(実績値)【年度計画】 | 平成27年度の検索回数以上 | 11,596万回 | 10,587万回 | | | | 経常利益(千円) | 5,074,258 | | | |
| 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の年間稼働率【年度計画】 | 99%以上 | 99%以上 | 98% | | | | 行政サービス実施コスト(千円) | 4,944,595 | | | |
| 画像意匠公報検索支援ツール検索回数【中期目標】 | 第四期中期目標期間最終年度に同期間初年度実績値の120%以上 | 34,600回 | 28,855回 | | | | 従事人員数 | 25人 | | | |
| 整理標準化データの作成・提供までの日数【年度計画】 | 特許庁のデータ更新日から原則11日～17日 | 27年度:25日以内全件(19,177,383件) | 全件(20,153,612件) | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------------------------|--|---------------------|-----------------------|--|--|--|
| 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録(PAJ)の作成件数【年度計画】 | 全件 | 27年度:全件(249,301) | 全件(210,407件) | | | |
| PAJの外国の工業所有権庁への提供【年度計画】 | 約80カ国の工業所有権庁に提供 | 80カ国 | 約80カ国 | | | |
| Fターム解説の英訳作成テーマ数【年度計画】 | 809テーマ | 27年度:30テーマ | 既存809テーマ | | | |
| Fターム解説の新たに改正されたテーマ数【年度計画】 | 15テーマ程度 | 27年度:20テーマ | 16テーマ | | | |
| AIPNにおける辞書の語彙増強数【中期計画、年度計画】 | 概ね5000語 | 27年度:5030語 | 5000語 | | | |
| 閲覧室ユーザーアンケート調査【中期目標】 | サービス水準が十分に維持されているという回答数が全回答数の90%以上 | — | 79%(高度閲覧用機器等の端末満足度調査) | | | |
| 閲覧請求【中期目標、年度計画】 | 閲覧請求に対して3開館日以内に閲覧サービスに供する | 27年度:全件(548) | 全件(581件) | | | |
| 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会開催回数【中期計画、年度計画】 | 公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。 | 27年度:12回(月1回の頻度で開催) | 12回(月1回の頻度で開催) | | | |
| 引用文献のデータベース蓄積【中期目標、年度計画】 | 引用文献を特許庁から受け入れてから3開館日以内に電子化し、データベースに蓄積 | 27年度:全件(71,764件) | 全件(67,853件) | | | |
| 出願書類(包袋)貸し出し【中期目標、中期計画、年度計画】 | 出願書類(包袋)貸し出し請求から2開館日以内に貸し出し | 全件(3,478件) | 全件(3,203件) | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数：28年10月時点の数字。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|-----------------------------|-----------------------------|---|--|--|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | | | | | | 評価 |
| <p>1. 産業財産権情報の提供</p> <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>イノベーション創出の重要な鍵となる知的財産の戦略的権利化と秘匿化及び活用を円滑に実施できるよう、特許等の産業財産権情報がインターネット回線を通じて何時でも何処でも検索・閲覧できる特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を的確に運用するとともに、日・米・欧・中の最新の産業財産権情報を収集・加工し、それらの情報をユーザーに提供し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等での利用促進を図る。また、我が国の公報情報及び審査経過情報等を他国特許庁に提供し、他国特許庁での審査において我が国出願人の権利保護が円滑になされるようにする。</p> <p>これらの産業財産権情報提供事業は、グローバル時代のイノベーション創出において効果的とされるグローバルな事業化出口を見据えた研究開発と知財戦略を策定する上で重要な情報提供インフラであると同時に、出願内容の質の向上と出願の厳選を促す機能を果たし、結果として、特許庁の審査・審判業務のリソースを質の高い出願等へ集約することによる質の向上、さらには登録査定率の向上につながる</p> | <p>1. 産業財産権情報の提供</p> | <p>1. 産業財産権情報の提供</p> | <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 中小企業等への産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーの開催回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>(2) J-PlatPat 利用者の検索回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の平均値の120%以上(12,500万回/年度以上) [指標] 平成28年度は平成27年度の検索回数以上</p> <p>(3) 画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度年間実績値の120%以上</p> | <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>①産業財産権情報提供サービス利用促進に関するセミナーの開催回数: J-PlatPat 講習会20回(第三期中期目標期間平均値の100%)</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>②J-PlatPat 利用者の検索回数は、105,868,566回であり、平成28年度計画の目標値の91%に留まったものの、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき値に対しては順調な実績値であった。</p> <p>③画像意匠公報検索支援ツール利用者の検索回数は、28,855回(初年度実績値)であり、第四期中期目標期間の最終年度の目標値が34,600回に定まった。</p> | <p>〈評定と根拠〉 自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p>○産業財産権情報の提供の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(0) B(8) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。</p> <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> <p><u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u></p> <p>(1) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた産業財産権情報提供サービスの利用促進セミナーを20回、団体・企業等の要請に応えた個別説明会を6回実施し、28年度目標(20回以上)を達成した。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u></p> <p>(2) 効果指標(アウトカム)として中期目標に掲げられた J-PlatPat 利用者の検索回数について、年度計画の目標値は下回ったが(前年度比: 91%)、第三期中期目標期間の平均値の102%に相当し、中期目標で掲げられた第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき効果指標(120%以上)に対して順調な伸びとなった。</p> <p>(3) 平成28年度の画像意匠公報検索支援ツールの検索利用回数の実績</p> | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|---|------------------------------|
| <p>ものである。</p> | | | <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) J-PlatPat の年間稼働率 [指標] 99%以上</p> <p>(5) 整理標準化データの作成・提供までの日数 [指標] 特許庁のデータ更新日から原則11日～17日</p> <p>(6) 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録(PAJ)の作成と外国の工業所有権庁への提供 [指標] 全件作成 [指標] 約80カ国の工業所有権庁に提供</p> <p>(7) Fターム解説の英訳作成テーマ数 [指標] 809テーマ [指標] 新たに改正された15テーマ程度</p> <p>(8) 我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システム(AIPN)における辞書の語彙増強数 [指標] 概ね5,000語</p> | <p>〈その他の指標〉</p> <p>④ J-PlatPat の年間稼働率は、平成29年3月9日の外部からのサイバー攻撃による緊急サービス停止のため、98%に留まった。</p> <p>⑤ 整理標準化データ作成・提供までの日数は、全件17日以内。</p> <p>⑥ 特許等が発行する公開特許公報の英文抄録は全件作成、約80カ国の工業所有権庁に送付した。</p> <p>⑦ Fターム解説の英訳は、既存809テーマと新たに改正された16テーマについて実施した。</p> <p>⑧ AIPN における辞書の語彙増強数として、5000語を増強した。</p> | <p>〈その他の指標〉</p> <p>④ J-PlatPat の年間稼働率は、平成29年3月9日の外部からのサイバー攻撃による緊急サービス停止のため、98%に留まった。</p> <p>⑤ 整理標準化データ作成・提供までの日数は、全件17日以内。</p> <p>⑥ 特許等が発行する公開特許公報の英文抄録は全件作成、約80カ国の工業所有権庁に送付した。</p> <p>⑦ Fターム解説の英訳は、既存809テーマと新たに改正された16テーマについて実施した。</p> <p>⑧ AIPN における辞書の語彙増強数として、5000語を増強した。</p> | <p>値(28,855回)から、第四期中期目標期間の最終年度の目標値が34,600回と定まった。</p> <p>〈その他の指標に対する達成の観点〉</p> <p>(4) J-PlatPat の年間稼働率は、平成29年3月9日に発生した外部からの攻撃検知に対応した緊急停止を実施したため、98%に留まり、指標数値を達成できなかった。(5)～(8)の指標については、全て目標達成となった。</p> | |
| <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、「工業所有権の保護に関するパリ条約」(以下「パリ条約」という)に基づく「中央資料館」としての業務を安定的に維持・運用する</p> | | | <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>(1) 閲覧室機能の見直し等に伴って実施する閲覧室サービスに対する利用者アンケート調査結果 [指標] サービス水準が十分に維持されていると回答する者が全回答者の90%以上</p> | <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 閲覧室機能の見直し前に実施した閲覧室利用者を対象にしたアンケート調査結果によると、利用端末の満足度は全回答者数の概ね80%(普通を含めると90%以上)であり、閲覧室機能の見直し前のサービス内容として十分なサービス水準であった。</p> | <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p><u>成果指標(アウトプット)</u></p> <p>① 閲覧室機能の見直し前に実施した閲覧室利用者を対象にしたアンケート調査結果によると、利用端末の満足度は全回答者数の概ね80%(普通を含めると90%以上)であり、閲覧室機能の見直し前のサービス内容として十分なサービス水準であった。</p> | <p>B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供</p> <p>〈成果指標(アウトプット)達成の観点〉</p> <p>(1) 閲覧室利用者を対象にしたアンケート調査の結果、利用端末の満足度は普通を含めると全回答者数の90%以上であり、閲覧室機能の見直し前のサービス内容として十分なサービス水準であった。</p> | <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|
| <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>審査に必要な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させ、また、これらの情報を国内ユーザーに閲覧等サービスを通じて安定的に提供する。さらに、審査・審判に必要な情報の提供、データの作成等が遅滞なく行われるよう、更なる業務改善を図りながら、安定的な運用を行う。</p> | | | <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会の開催回数 [指標] 原則毎月1回</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数。 [指標] 請求から3開館日以内</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した通知書において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献について、電子文書化して文献データベースに蓄積するまでに要する日数。 [指標] 受入れから3開館日以内</p> <p>(3) 出願書類(包袋)の貸し出し請求に対して、貸し出すまでに要する日数 [指標] 請求から2開館日以内</p> | <p>② 高度検索閲覧機器の利用講習会は、月1回の頻度で計12回開催した。</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 収集した技術文献等の閲覧請求に対して閲覧サービスに供するまでに要する日数については、請求から3開館日以内に実施した。</p> <p>② 審査官・審判官が引用した非特許文献については、3開館日以内に、電子文書化して文献データベースに蓄積した。</p> <p>③ 出願書類(包袋)の貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に、貸し出した。</p> | <p>点)</p> <p>(2) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会について、目標指標値の開催回数・頻度を達成した。</p> <p>C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた(1)～(3)の全ての指標に対し、いずれも設定期間内に実施した。</p> | |
| <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> | <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> | <p>A. 産業財産権情報の普及及び内容の充実</p> | | | | |
| <p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ(平成26年2月24日分科会決定)の指摘に基づいて開発し運用を開始した J-PlatPat、文献の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)といった産業財産権情報提供サービスの安</p> | <p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールの安定的な運用を行う。</p> <p>② 上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中</p> | <p>(1) ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについて定期メンテナンス等に必要期間を除き、原則24時間体制で安定的な運用を行う。J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの定期</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールについて、原則24時間体制で安定的な運用し、J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールは定期メンテナンス等</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の運用では、原則24時間体制で運用し、重大なインシデント発生(平成29年3月)に対しては、サービスを緊急停止して迅速なセキュリティ対策を実施した。</p> <p>平成27年10月からサービスを開始した画像意匠公報検索支援ツールにおいても、原則24時間体制で運用を行った。</p> <p>主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>① 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービス、画像意匠公報検索支援ツールは、定期メンテナンス期間を除き、原則24時間体制で運用した。なお、J-PlatPat で頻繁に発生したロボットアクセスによる大量データの照会とダウンロード行為については、一般の利用者の利便性を低下させる原因になることから、随時アクセス制限を実施した。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈世界最高水準の産業財産権情報提供サービスの実現〉</p> <p>(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)、文献等の一括ダウンロードサービスについて、3月9日に発生した外部からの攻撃検知に対応した緊急停止を実施したため、年間の稼働率は99%を若干下回ったが、速やかに外部への</p> | |

| | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|
| <p>定的な運用を行う。その際、情報セキュリティに関する最新情報と最新技術を用いて、サイバー攻撃によるサービス中断を防止する。</p> | <p>断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> | <p>メンテナンス等に必要ない期間を除いた年間の稼働率を99%以上とする。</p> <p>② 産業財産権情報を提供する全ての情報システムについて、サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行う。また、上記サービスを担うシステムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなど、適切な対応をする。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし、産業財産権情報提供サービスを提供する情報システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> | <p>に必要な期間を除いた年間の稼働率を 99%以上としたか。</p> <p>(2) サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、安定的なシステム稼働の目標を達成するように適切な業務管理を行ったか。</p> <p>(3) 重大なインシデントに対しては、速やかに障害拡大を防ぐ措置をとるなどの対応を行ったか。</p> <p>(4) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックしたか。特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 等のシステムに関係する情報を得たときには、迅速かつ適切な対策を講じたか。</p> | <p>・ J-PlatPat は、平成29年3月9日に発生した外部からの攻撃に対処するため実施した緊急サービス停止により、その年間稼働率は 98%に留まった。他方、画像意匠公報検索支援ツールの年間稼働率は概ね 100%であった。</p> <p>② サービス中断の恐れがあるインシデントの発生件数、インシデントへの対処件数等を常時モニタリングする体制を構築し、軽微なインシデントに対しては迅速に対応することにより、安定的なサービス提供を行った。</p> <p>・ 平成29年3月9日に発生した <u>Apache Strats2 の脆弱性を突く J-PlatPat に対する外部からの攻撃は、極めて重大なインシデントであったため、同サービスを提供するシステムを緊急停止して速やかに障害拡大を防ぐ措置をとった後に、システムの安全性を確認する作業を迅速に実施することによって、サービス停止期間を8日間に留めた。なお、サービス停止期間のユーザーからの問い合わせは、1日数百件に及ぶことがあったが、その内容はサービス再開時期に関するものがほとんどであり、ユーザーの PC 等への二次被害に関する問い合わせはなかった。</u></p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構やシステム関係機関が提供する情報システムやソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックする体制を構築し、速やかに適切な対策を講じた。</p> <p>・ ただし、<u>Apache Strats2 の脆弱性に関しては、各機関からの情報開示及び警告ののち、間をおかず外部からの攻撃を検知したため、緊急対策の措置すらできず、結果的に緊急サービス停止を実施することとなった。なお、J-PlatPat には公開情報のみが蓄積されており、個人情報の流出はなかった。</u></p> | <p>通信を遮断したことにより二次被害を防いだ。画像意匠公報検索支援ツールについては、定期メンテナンス等に必要ない期間を除いた年間の稼働率は概ね100%であり数値目標(99%以上)を超過達成した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) サービス中断の恐れがあるインシデント(3月9日のインシデントを除く)の発生件数、インシデントへの対処件数等を活動モニタリング指標とし、あらゆるインシデントに対して迅速な対応をした結果、緊急停止期間を除き高い稼働率を達成した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) 3月9日に発生した重大インシデントに対し、速やかに緊急停止を行い、二次被害を防止した。その後、必要なセキュリティ対策を講じ安全性を確保した上で8日後の3月17日にサービスを再開した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(4) IPA が提供するシステムやソフトウェアの脆弱性に関する最新情報を常時チェックし、関係する情報を得た際には、迅速かつ適切な対策を講じた(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> |
| <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえつつ、J-PlatPat の機能向上を図る。具体的には、同一発明について海外の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パ</p> | <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>① 同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテント・ファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公</p> | <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>① 同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテント・ファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」の提供を平成28年度末までに実現</p> | <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1) パテントファミリー審査書類情報(ドシエ情報)を一括表示ができる機能の提供を平成28年度末までに開始したか。</p> | <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>① J-PlatPat の機能向上については、開発の進捗管理(マイルストーン管理)を適切に行うことによって、以下に示すように、年度計画に示された期限に対し、前倒してサービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ワン・ポータル・ドシエ」の機能：平成28年7月に提供開始(5ヶ月前倒し) ➢ 公報等の固定アドレスサービス：平成28年12月から提供開始(3ヶ月前倒し) | <p><特許庁業務・システム最適化計画の進捗に対応して実施する機能向上></p> <p>(1) パテントファミリー審査書類情報を一括表示できる「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」サービスを年度計画に示された期限より5ヶ月前倒して平成28年7月に J-</p> |

| | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|--|
| <p>テント・ファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」を平成28年度末までに、公報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末までにユーザーへ提供する等、産業財産権情報提供の基礎インフラとして備えるべき機能の強化を計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。</p> | <p>報等の固定アドレスサービスの提供を平成29年度末までに、さらに、ユーザーからのニーズが高い検索機能の向上を平成30年度末までに、それぞれサービス提供を開始できるよう、開発の進捗管理を行う。</p> <p>② 上記以外の産業財産権情報提供の基礎インフラとして必要とされる機能改善については、費用対効果を精査した上で計画的に実施し、ユーザーの利便性向上を図る。</p> | <p>するとともに、平成29年度末までに実現を目指す公報等の固定アドレスサービスについては、平成28年度末に試験運用を開始できるよう、開発の進捗管理を行う。「ワン・ポータル・ドシエ」について、5月までに特許庁の情報システムとの連動試験を終わらせることをマイルストーンとし、適切な業務進捗管理を行う。公報等の固定アドレスサービスについては、平成29年2月までに総合試験を終了することをマイルストーンとして、適切な業務進捗管理を行う。</p> <p>② 上記以外の産業財産権情報提供の基礎インフラとして必要とされる J-PlatPat 及び画像意匠公報検索支援ツールの機能改善については、「諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指し」(「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」平成26年2月)、ユーザー要望と費用対効果を勘案した上で真に必要なもの(印刷機能改善、ハーグ条約システム対応等)について、平成28年度末までにサービスを開始できるよう、開発の進捗管理を行う。</p> <p>③ 「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況等を勘案しつつ、特許庁の情報システムと特許情報プラットフォームとの最適かつ効率的な連携運用システムの実現、ユーザーへの新たなサービス機能付加が柔軟かつ効率的に実施できるシステムの実現等を目的として、平成29年度以降の特許情報プラットフォーム刷新に向けて、10月までにシステムの基本アーキテクチャーを整理し、同システムの設計・開発等のロードマップを作成する。</p> | <p>(2) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能向上を図るにあたり、ユーザー要望と費用対効果を勘案した上で、真に必要なもの(印刷機能改善、ハーグ条約システム対応等)について、平成28年度末までにサービスを開始したか。</p> <p>(3) 公報等の固定アドレスサービスについては、マイルストーンを用いた業務進捗管理を適切に実施し、平成29年2月までに総合試験を終了し、平成28年度末までに試験運用を開始したか。</p> <p>(4) 平成29年度以降の特許情報プラットフォーム刷新に向けて、10月までにシステムの基本アーキテクチャーを整理し、同システムの設計・開発等のロードマップを作成したか。</p> | <p>② J-PlatPat の機能改善については、ユーザーの要望と費用対効果を勘案しつつ、真に必要なものに限定し、開発の進捗管理を適切に行うことにより、以下に示すように、一部機能は年度計画に示された期限より早期に、サービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ J-PlatPat 検索結果の印刷機能改善: 平成29年3月から提供開始 ➢ 審査経過情報のハーグ条約対応: 平成29年3月から提供開始 ➢ 特許・実用新案のユーザーインターフェイスの改善: 平成29年3月から提供開始 ➢ パテントマップガイダンスの分類情報への直接リンク機能付加: 平成29年3月から提供開始 ➢ J-PlatPat トップページのレイアウト変更: 平成28年12月から提供開始 <p>③ 「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を勘案しつつ、特許庁の情報システムと最適かつ効率的に連携するシステムの実現、ユーザーへの新たなサービス機能付加が柔軟かつ効率的に実施できる次期特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)システムの実現等を目的として、以下の項目について調査事業を行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">次期の J-PlatPat システムに関する調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕様変更への柔軟かつ迅速な対応に関すること 2. データ蓄積処理の迅速化、簡素化に関すること 3. 予想外の利用需要の増減への対応に関すること 4. 迅速なサーバ増設と性能確保の実現に関すること 5. セキュリティの確保と冗長化対策に関すること 6. 検索システムの効率的な動作に関すること 7. 多様な端末でのサービス提供に関すること 8. ベンダロックインの回避に関すること 9. 長期的なトータルコストの削減に関すること </div> <p>・さらに、上記の調査結果を活用しつつ、平成29年度以降の特許情報プラットフォーム刷新に向け、10月末には、次期システムの基本アーキテクチャー、同システムの設計・開発等のロードマップを作成し、平成28年度末には、次期システムの調達仕様書(案)を作成し、民間等からの意見招請を実施した。</p> | <p>PlatPat から提供開始した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能向上を図るにあたり、費用対効果を精査した上で、整備する機能を特定し、印刷機能改善、ハーグ条約システム対応等を平成28年度末までに実現した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) 公報等の固定アドレスサービスについては、マイルストーンを用いた業務進捗管理を適切に実施し、年度計画に示された期限より3ヶ月前倒して平成28年12月から提供開始した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(4) 平成29年度以降の特許情報プラットフォーム刷新に向けて、10月までにシステムの基本アーキテクチャーを整理し、同システムの設計・開発等のロードマップを作成した(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> | |
|---|---|---|--|--|--|--|

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催の充実を図る。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、利用者のニーズを踏まえたセミナー等の開催計画を各年度の4月までに策定し、必要に応じ経済産業局や知財総合支援窓口等の協力を得つつ、全国各地で計画に則って実施する。

② セミナー等の円滑な実施のため、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を策定し、同人材も活用しつつ、セミナー等を実施する。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成28年度に J-PlatPat 等利用促進講習会(パソコンを使った演習も含む)やセミナー(以下「セミナー等」という)を、全国各地で20回以上開催する。受講者は、個人、中小企業等の従業員に加え、中小企業等支援機関の支援担当者、地域や大学等で J-PlatPat 等の利用促進のセミナー等の講師又は指導者を目指す者を対象とする。セミナー等のテキストは、内容が理解しやすくかつ受講者が後に他者に対しても説明できる資料とし、セミナー等の波及効果を高めることとする。また、セミナー等の企画プランの策定に際しては、経済産業局や知財総合支援窓口等の協力を得ることとし、地方の主要都市で開催するセミナー等の年間開催スケジュールを4月末までに確定させることをマイルストーンとし、セミナー等の参加者数、セミナー等参加者が行う普及啓発活動の実施回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行う。

② 平成29年度以降のセミナー等の円滑な実施と波及効果の拡大のために、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を作成する。

③ 上記のセミナー等の開催に加え、J-PlatPat 利用ガイドブックや利用マニュアル等を政府関係機関や民間団体等を通じて広くユーザーに頒布し普及することによって、利用者拡大を図る。

④ J-PlatPat の平成28年度の合計検索回数(明らか

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

(1) J-PlatPat 等の利用者拡大のため、平成28年度に J-PlatPat 等利用促進講習会を全国各地で20回以上開催したか。

(2) 地方の主要都市で開催するセミナー等の年間開催スケジュールを4月末までに確定し、セミナー等の参加者数、セミナー等参加者が行う普及啓発活動の実施回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行ったか。

(3) 平成29年度以降のセミナー等の円滑な実施と波及効果の拡大のために、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を作成したか。

(4) J-PlatPat 利用ガイドブックや利用マニュアル等を広くユーザーに頒布し普及することによって、利用者拡大を図ったか。

(5) J-PlatPat の平成28年度の合計検索回数(明らかにロボットアクセスと推定される異常な挙動を示すものは除く)の目標値である平成27年度の検索回数以上を達成したか。

(6) J-PlatPat について、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等を活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施したか。

(7) 画像意匠公報検索支援ツールの検索回数に

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

① J-PlatPat の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、機能と操作方法に関する講習会について、経済産業局や知財総合支援窓口の協力を得て年間開催スケジュールを4月末までに確定させて、全国各地で計20回開催するとともに、団体や企業等の要請に応じて講師として出向いて説明する個別説明会も6回開催した。また、セミナー等で使用したテキストやスライドに加え、講師用ノートを利用者がダウンロードできる新サービスを開始し、企業内研修等での利用を目的とするダウンロードが約1400件あった。

② 平成29年度以降のセミナー等の円滑な実施と波及効果の拡大のために、経済産業局及び知財総合支援窓口にヒアリングするとともに、その結果等を参考にして、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を作成した。

③ J-PlatPat 利用ガイドブックや利用マニュアル等を平成28年度中に2回改訂し、経済産業局特許室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広くユーザーに頒布し普及することによって、利用者拡大を図った。また、特許・情報フェア、グローバル知財戦略フォーラム等の展示会でデモンストレーション及びマニュアル等の配布等の周知活動を実施した。

＜J-PlatPat 普及活動実績(平成28年度)＞

◇ 全国各地で開催した説明会

- ・ J-PlatPat 講習会: 20回(参加者数計581名)
- ・ 団体・企業等の要請に応じた個別説明会: 6回(参加者数計 約230名) 計26回

◇ 利用マニュアル・ガイドブック配布

| | H28年8月 | H29年1月 |
|-------------------|---------|---------|
| J-PlatPat 利用マニュアル | 8,500部 | 8,500部 |
| J-PlatPat ガイドブック | 21,500部 | 29,000部 |

各経済産業局特許室及び全国の知財総合支援窓口を通じて広く利用者へ配布。さらに、各展示会等でも配布して周知。

◇ 講師用ノート付きテキストをWEBサイトからダウンロードで提供

- ・ ダウンロード利用数: 1,416件
- 内訳: 企業内研修1,060件、学校講義156件、団体内研修200件

◇ 展示会等でのデモンストレーション

- ・ 「特許・情報フェア」を始め各種展示会等でデモを実施
- ・ 「グローバル知財戦略フォーラム」でも実演ブースを設置

④ J-PlatPat で頻りに発生したロボットアクセスによる大量データの照会とダウンロード行為については、一般の利用者の利便性を低下させる原因になることから、随時アクセス制限を実施した。これにより、平成28年度は明らかにロボットアクセスと推定される異常な挙動を示すアクセスを制限することができた。

また、J-PlatPat について、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等を活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施し、下半期の広報や普及活動の内容の改善を行った。これらの取組にも関わらず、平成28年度の検索回数は105,868,566回に留まりとなり、年度計画の目標値は下回ったが(前年度比:91%)、第三期中期期間の平均の検索回数を上回った(平均値の102%)。

＜産業財産権情報提供サービスの利用者拡大＞

(1) J-PlatPat 等利用促進講習会を全国各地で20回開催するとともに、団体・企業等の要請に応じた個別説明会を実施した(主要な業務実績の項番①に記載)。

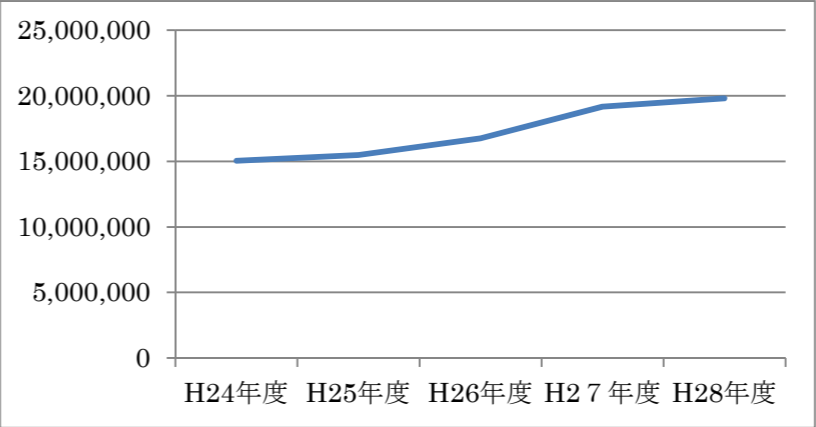
(2) セミナー等の年間開催スケジュールを4月末までに確定し、セミナー等の参加者数、セミナー等参加者が行う普及啓発活動の実施回数等を活動モニタリング指標として、適切な業務管理を行った(主要な業務実績の項番①に記載)。

(3) 平成29年度以降のセミナー等の円滑な実施と波及効果の拡大のために、知財情報調査に精通した人材を確保する計画を作成した(主要な業務実績の項番②に記載)。

(4) J-PlatPat 利用ガイドブックや利用マニュアル等を広くユーザーに頒布し普及するとともに、新たに企業内研修等で利用できる教材のダウンロードサービスを開始し、ユーザーの利用拡大に努めた(主要な業務実績の項番①、③に記載)。

(5) 平成28年度は明らかにロボットアクセスと推定される異常な挙動を示すアクセスを厳しく制限した。このため、平成28年度の合計検索回数は平成27年度を下回る結果となったが、第三期中期目標期間の平均値の102%であり、第四期中期目標期間の最終年度までに達成すべき成果指標の値(120%)に対して順

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|--|
| <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>民間の産業財産権情報提供サービス事業者向けに提供してきた整理標準化データの作成事業については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び、「特許庁</p> | <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>① 整理標準化データの作成・提供が必要とされる事業年度においては、確実に同データを提供する。</p> <p>② 整理標準化データ作成</p> | <p>かにロボットアクセスと推定される異常な挙動を示すものは除く)の目標値は、利用者拡大のための機能向上が平成28年度末に予定されていること、セミナー等による利用者の裾野拡大効果が現れるまでに時間を要することを勘案し、平成27年度の検索回数以上となることとする。そのため、J-PlatPatのサービスごとに利用者アクセスログから毎月得られるデータを主要な活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末に実施することをマイルストーンとし、下半期の広報や普及啓発活動等を適切に管理することにより目標値の達成を目指す。</p> <p>⑤ 画像意匠公報検索支援ツールの検索回数については、平成28年度に統計を取り、平成29年度以降の目標設定の基準とする。</p> <p>⑥ 画像意匠公報検索支援ツールについても、サービス内容ごとに利用者アクセスログから毎月得られるデータを主要な活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析等を上半期末に実施することをマイルストーンとして、平成28年度下半期に利用者拡大方策を検討し、平成29年度からの利用者拡大に活用する。</p> <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>① 整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日～17日で民間の特許情報提供事業者等に提供する。</p> <p>② 整理標準化データ作成事</p> | <p>については、平成28年度に統計データを確実に取得したか。</p> <p>(8) 画像意匠公報検索支援ツールについて、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等を活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施したか。</p> <p>(9) 平成29年度以降の画像意匠公報検索支援ツールの利用者拡大を効果的に進めるための利用者拡大方策の検討を、平成28年度下半期に行ったか。</p> <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>(1) 整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から原則11日～17日で民間の特許情報提供事業者等に提供したか。</p> | <p>⑤ 画像意匠公報検索支援ツールの検索回数について平成28年度の統計データを確実に取得した。平成28年度の検索回数は 28, 855 回であった(参考:アクセス件数 103, 815 件)。</p> <p>⑥ 画像意匠公報検索支援ツールについて、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等を活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施し、下半期に平成29年度以降の画像意匠公報検索支援ツールの利用者拡大を効果的に進めるための利用者拡大方策の検討を実施した。</p> <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>整理標準化データの作成事業については、公開不可情報を除く全件について整理標準化データを作成し、ユーザーである特許提供事業者等に提供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>① 整理標準化データの作成・提供では、毎週1回のデータ作成・提供ができる体制を維持し、不正データを除き、特許庁が更新するデータの全件について、データ更新日から17日以内に民間の事業者等に提供した。平成28年度に提供された 20,153,612 件のデータは、特許情報提供事業者等の付加価</p> | <p>調な滑り出しであった(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p>(6) J-PlatPat について、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等をモニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施した(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p>(7) 画像意匠公報検索支援ツールの検索回数について平成28年度の統計データを確実に取得した(主要な業務実績の項番⑤に記載)。</p> <p>(8) 画像意匠公報検索支援ツールについて、利用者アクセスログから毎月得られるデータ等を活動モニタリング指標とし、検索回数の時系列データと普及啓発活動の実施回数との相関分析、サービス別検索回数の動向分析等を上半期末までに実施した(主要な業務実績の項番⑥に記載)。</p> <p>(9) 平成29年度以降の画像意匠公報検索支援ツールの利用者拡大を効果的に進めるための利用者拡大方策の検討を、平成28年度下半期に行った(主要な業務実績の項番⑥に記載)。</p> <p><整理標準化データ作成・提供事業の段階的廃止></p> <p>(1) 整理標準化データを作成し、特許庁のデータ更新日から17日以内に民間の特許情報提供事業者等に提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> | |
|--|--|--|---|---|--|--|

| | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|--|
| <p>業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性を損なうことのないよう第四期中期目標期間中に段階的に廃止を進める。</p> | <p>事業を廃止した場合の影響に関する調査を行い、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないよう、第四期中期目標期間中に同事業の段階的廃止を進める。</p> | <p>業の廃止に向けた特許情報提供事業者等への影響調査を行った上で、同事業の段階的廃止のスケジュールを検討する。</p> | <p>(2) 整理標準化データ作成事業の廃止による特許情報提供事業者等への影響調査を行ったか。影響調査の結果を踏まえた上で、段階的廃止のスケジュールを検討したか。</p> | <p>値の付いた検索サービス等を通じてユーザーに提供された。</p> <p>◇ 整理標準化データの作成及び提供 (作成・提供件数の推移)</p>  <p>② 整理標準化データの作成・提供事業の廃止については、「特許庁業務・システム最適化計画」が改定されたことを踏まえ、特許庁との協議により、改定された「特許庁業務・システム最適化計画」と整合する第四期中期目標期間に段階的に廃止する予定である。</p> | <p>(2) 整理標準化データ作成事業の廃止による特許情報提供事業者等への影響調査を行い、影響調査の結果を踏まえて、段階的廃止のスケジュールを検討した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 平成29年3月9日に発生した重大インシデントへの対応経験を踏まえ、セキュリティ監視の強化、インシデント発生時の障害拡大を防ぐ速やかな措置等を見直すことにより、安定的な稼働を達成する必要がある。</p> <p>② 画像意匠公報検索支援ツールの平成28年度検索利用回数の実績値(28,855回)を踏まえ、平成29年度の利用拡大を図る広報等の普及策を確実に実施することが課題である。</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組以外に、ユーザーからの要望が高かった以下の画像意匠公報検索支援ツールの機能改善について、費用対効果を勘案しつつ、開発の進捗管理を適切に行うことによって、平成29年3月にサービス提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択したサムネイルの再表示とCSV出力機能 ・バック分データ(平成17年1月～平成19年3月出願)の追加蓄積 | | |
| <p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>諸外国の産業財産権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請が強い産業財産権情報については、和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じて一般に提供する。</p> | <p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを確実に収集し、適切に保管管理する。</p> <p>② ユーザーからの要請が高い米国、欧州等の産業財産権情報の和文抄録を作成し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供する。</p> | <p>(2) 外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データについて我が国特許庁を経由して確実に収集し、適切に保管管理する。</p> <p>② ユーザーからの要請が高い米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成し、J-</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>(1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、収集したデータを適切に保管管理したか。</p> <p>(2) 米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報について、人手翻訳により和文抄録を作成</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁から産業財産権情報データを我が国特許庁クラウドサービスである「FOPISER」経由で収集し、適切に保管管理した。</p> <p>② ユーザーニーズが高い米国公開特許公報、米国特許公報及び欧州公開公報について、50万件を上回る和文抄録を作成した。作成した和文抄録は、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に掲載して一般の利用に供した。また、平成29年度の和文抄録作成事業に関する調達手続を遅滞なく進め、平成28年度末までに新事業者との契約を完了した。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈我が国出願人への外国知財情報の提供〉</p> <p>(1) 外国の工業所有権庁から、産業財産権情報データを我が国特許庁経由で確実に収集し、適切に保護管理した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 欧米の公報の和文抄録を作成し、J-PlatPat</p> | |

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat に掲載する。また、Fターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とする。

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

① 我が国の公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版において諸外国のユーザー等が利用できるようにする。

② Fターム解説等の特許分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて諸外国のユーザーに対しても閲覧可能とする。

③ 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づいて、公報書誌データ等を作成し提供する。

PlatPat を通じてユーザーに提供する。和文抄録作成事業については、平成28年度で現行事業者との契約が終了するため、新たな調達にかかる手続を遅滞なく進め年度末までに新事業者と契約する。

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

① 外国の工業所有権庁において実体審査等の際に我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、我が国特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan: PAJ）を全件作成し、外国の約80カ国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにする。

② 日本の特許分類であるFタームを解説したFターム解説（809テーマ）を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。また、新たに改正された15テーマ程度のFターム解説（付与マニュアル）についても英訳を作成する。

③ 日本の特許分類であるFIの解説をしたFIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版に実装し、外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにする。

④ 我が国特許庁が発行する特許・実用新案に関する

し、J-PlatPat を通じてユーザーに提供したか。

(3) 平成29年度の和文抄録作成事業を円滑に実施できるよう、調達手続を遅滞なく進め、平成28年度末までに新事業者と契約したか。

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

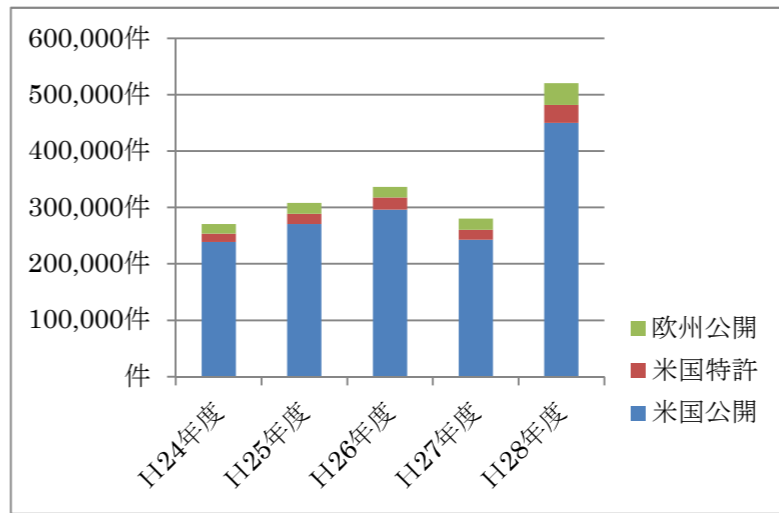
(1) 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録（PAJ）を全件作成し、外国の約80カ国の工業所有権庁に提供したか。さらに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザー等が利用できるようにしたか。

(2) Fターム解説（809テーマ）を英訳し、J-PlatPat の英語版を通じて外国の工業所有権庁の審査官及びユーザーがオンラインで検索・参照できるようにしたか。また、新たに改正された15テーマ程度のFターム解説（付与マニュアル）についても英訳を作成したか。

(3) FIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版に実装したか。

(4) 日米欧の特許庁間で定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁

◇ 欧米公報の和文抄録の作成



＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

① 外国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が平成28年公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件（約21万件）の英文抄録（PAJ）を作成した。また、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、外国の約80カ国・機関の工業所有権庁等に英文抄録（PAJ）を提供するとともに、英文検索を希望する一般ユーザーがPAJを閲覧できるよう、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の英語版に掲載した。

◇ 英文抄録（PAJ）の作成実績

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| PAJ作成件数 | 257,458 | 258,913 | 241,728 | 249,301 | 210,407 |

◇ 英文抄録（PAJ）の外国の工業所有権庁等への提供実績

・80（年度初）→74（年度末）カ国・機関に送付（送付先国からの送付停止依頼により減少）

② Fターム解説（付与マニュアル）について、平成28年度は既存の809テーマ及び改正された16テーマについて英訳を作成した。また、英訳されたFターム解説のデータを、J-PlatPat の英語版に実装し、諸外国のユーザーが利用できるようにした。

③ FIを解説したFIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした。

④ 三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等について、特許庁が発行する公報（公開、公表、登録）全件の書誌データを加工・編集し、加工した書誌データは、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、ロシア特許庁（Rospatent）、世界知的所有権機関（WIPO）へ提供した。

◇ 特許公報等の書誌データの加工・編集

| 公報種別 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 公開 | 254,175件 | 252,686件 | 243,145件 | 220,574件 | 243,161件 |
| 公表 | 37,148件 | 42,891件 | 36,724件 | 37,614件 | 40,080件 |

を通じてユーザーに提供した（主要な業務実績の項番②に記載）。

(3) 平成29年度の和文抄録作成事業に関する調達手続を進め、平成28年度末までに新事業者との契約を完了した（主要な業務実績の項番②に記載）。

＜我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成＞

(1) PAJを全件作成し、外国の約80カ国・機関の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした（主要な業務実績の項番①に記載）。

(2) Fターム解説について既存の809テーマ及び改正された16テーマについて英訳を作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした（主要な業務実績の項番②に記載）。

(3) FIハンドブックの英語訳を新たに作成し、J-PlatPat の英語版から諸外国のユーザーが利用できるようにした（主要な業務実績の項番③に記載）。

(4) 三極データ交換の取り決めに基づく公報書誌データ等を作成し、外国の工業所有権庁に提供した（主要な業務実績の項番④に記載）。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|---------|---------|---------|---------|---------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|--|
| | | 各種公報及び特許に関する整理標準化データを基に、日米欧の特許庁間が定めた「三極データ交換」の取り決めに基づくフォーマットに則って加工・編集した公報書誌データ等を作成し、我が国特許庁を経由して外国の工業所有権庁に提供する。 | に提供したか。 | <table border="1"> <tr> <td>登録</td> <td>265,593 件</td> <td>278,698 件</td> <td>241,699 件</td> <td>198,699 件</td> <td>210,597 件</td> </tr> <tr> <td>実用</td> <td>8,072 件</td> <td>7,391 件</td> <td>7,074 件</td> <td>6,804 件</td> <td>6,482 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>564,988 件</td> <td>581,666 件</td> <td>528,642 件</td> <td>463,691 件</td> <td>500,320 件</td> </tr> </table> | 登録 | 265,593 件 | 278,698 件 | 241,699 件 | 198,699 件 | 210,597 件 | 実用 | 8,072 件 | 7,391 件 | 7,074 件 | 6,804 件 | 6,482 件 | 合計 | 564,988 件 | 581,666 件 | 528,642 件 | 463,691 件 | 500,320 件 | | |
| 登録 | 265,593 件 | 278,698 件 | 241,699 件 | 198,699 件 | 210,597 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実用 | 8,072 件 | 7,391 件 | 7,074 件 | 6,804 件 | 6,482 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 564,988 件 | 581,666 件 | 528,642 件 | 463,691 件 | 500,320 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供するシステムについて、サービスを切れ目なく提供するため、システムを安定的に運用する。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強する。</p> | <p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供する情報システムを安定的に運用することにより、外国の工業所有権庁の審査官等に向けたサービスを切れ目なく提供する。</p> <p>② 上記の情報システムの利用状況を適時モニタリングし、外国の工業所有権庁の審査官ニーズの変化等を調査し、情報システムの増強の必要性やサービス内容改善を検討・実施する。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を継続的に増強することとし、概ね5,000語／年の増強を図る。</p> | <p>(3) 審査結果等情報の提供システムの的確な運用</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁において我が国出願人が迅速に権利取得できるよう、我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システムを、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供する。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>① 外国の工業所有権庁の審査官等ユーザーの声も踏まえ、機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5,000語の増強を図る。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1) 我が国特許庁による審査の結果と出願書類等に関する電子化された情報を機械翻訳により英訳して提供する情報システム(AIPN)を、外国の工業所有権庁の審査官等に向けて安定的に切れ目なくサービス提供したか。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>(1) 機械翻訳の精度向上のために必要となる辞書の語彙等を概ね5,000語増強したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>① 日本国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の68カ国・機関の工業所有権庁に提供する AIPN システムを24時間体制で運用した。しかしながら、Apache Struts2の脆弱性による対応のため、8日間のサービス停止を余儀なくされた。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>① AIPN システムの基本機能である機械翻訳の精度向上を図るため、機械翻訳辞書に5000語の辞書データの追加登録を実施した(累計 106,248 語登録)。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈特許等の審査結果に関する情報の的確な提供〉</p> <p>(1) AIPN について、J-PlatPat の緊急停止期間を除き、安定的にサービス提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>〈システムの機能改善〉</p> <p>(1) AIPN の機械翻訳システムに5000語の辞書を追加し、翻訳精度の向上を行った(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 〈評価の視点〉 | 〈特筆すべき取組または成果〉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外のものとして、審決で用いられる定型文の英訳を AIPN の機械翻訳辞書に登録したことにより、拒絶理由通知等の審査書類情報の機械翻訳精度の向上を行った。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--------|---|--------|----------|------|---------|---------|----------|------|---------|----------|---------|--|--------|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|-------|-------|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供 | B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供 | B. 中央資料館としての産業財産権情報の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p>＜情報の確実な提供＞ パリ条約に定められた中央資料館として、内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とする。</p> | <p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p>＜情報の確実な提供＞ ① 「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を果たすため、国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、中央資料館の閲覧機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。 ③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに応える。 ④ 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催する。</p> | <p>(1) 中央資料館としての情報提供</p> <p>＜情報の確実な提供＞ ① 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理する。国内公報については、公報発行日に全件閲覧可能にする。また、国内公報のうち特に古い紙公報に関して保存方法を改善する。国外公報については、CD-ROM などの媒体で提供されているものの整理を実施する。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供する。 ③ 公報閲覧室には、高度な検索が可能な高度検索閲覧機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に応える。 ④ 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催して新たな利用者の拡大を図るとともに、ユーザーから強い要請がある場合は臨時の講習会も開催したか。</p> | <p>＜評価の視点＞</p> <p>＜情報の確実な提供＞ (1) 国内外の産業財産権情報に関する文献を確実に収集し、管理したか。 (2) 国内公報のうち特に古い紙公報に関して保存方法を改善する取組を実施したか。 (3) 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献は、中央資料館の閲覧機能を担う公報閲覧室において、閲覧に供したか。国内公報については、公報発行日に全件閲覧可能としたか。 (4) 公報閲覧室に高度検索閲覧機器、CD-ROM や DVD-ROM に記録された資料等を閲覧できる PC 等を設置するとともに、検索指導員を配置して利用者ニーズに迅速に応えたか。 (5) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を、公報閲覧室にて原則毎月1回開催したか。ユーザーから強い要請がある場合は臨時の講習会も開催したか。 (6) 利用講習会の開催状況（開催回数、受講申込者数、受講者数等）</p> | <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>＜情報の確実な提供＞ ① パリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報に関する文献を収集・管理し、我が国の公報情報の提供については、DVD-ROM 等により公報発行日に年間を通して全件即日閲覧に供した。また、国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙箱による保存方法に切り替える取組を実施した。国外の CD-ROM 公報については、データベース化するための媒体を準備し、順次蓄積を実施するための整備を行った。 ② 収集・管理する国内外の産業財産権情報に関する文献について、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に定められた「中央資料館」の機能を担う公報閲覧室を通じて利用者への閲覧に供した。</p> <p>◇ 閲覧可能な内国公報と外国公報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙</th> <th>CD/DVD</th> <th>マイクロフィルム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内国公報</td> <td>約 12 万冊</td> <td>5,241 枚</td> <td>14,469 巻</td> </tr> <tr> <td>外国公報</td> <td>約 24 万冊</td> <td>36,056 枚</td> <td>9,700 巻</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇ 公報閲覧室の利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>12,318</td> <td>10,632</td> <td>9,779</td> <td>9,331</td> <td>8,467</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 高度な検索が可能な閲覧用機器（特許審査官端末と同等性能をもつ）は、特許庁の審査官端末のメンテナンス時期に同期して、常に特許庁審査官端末と同様な高度な検索が可能な状態でユーザーにサービスを提供した。CD-ROM、DVD-ROM 公報閲覧については、最新の公報仕様に合わせた検索ソフトを27年度に引き続き4ライセンスを CD/DVD 閲覧用機器に実装し、ユーザーに提供した。また、公報閲覧室利用者の文献調査等が円滑に実施できるよう、年間を通して検索指導員3名体制で利用者に対する検索方法や調査範囲の分類相談等に関する支援及び指導を実施した。</p> <p>◇ 高度情報検索機器の利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度情報検索機器利用者数</td> <td>6,576</td> <td>5,064</td> <td>4,560</td> <td>4,338</td> <td>3,989</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇ CD/DVD 公報閲覧用機器の利用者数</p> <p>CD-ROM、DVD-ROM 公報閲覧は、最新の公報仕様に合わせた検索ソフトを27年度に引き続き4ライセンスを実装し、ユーザーに提供した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 紙 | CD/DVD | マイクロフィルム | 内国公報 | 約 12 万冊 | 5,241 枚 | 14,469 巻 | 外国公報 | 約 24 万冊 | 36,056 枚 | 9,700 巻 | | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | 利用者数 | 12,318 | 10,632 | 9,779 | 9,331 | 8,467 | | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | 高度情報検索機器利用者数 | 6,576 | 5,064 | 4,560 | 4,338 | 3,989 | | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | | | | | | | <p>＜評定と根拠＞ 自己評価結果：B 根拠は以下のとおり</p> <p>＜情報の確実な提供＞ (1) 国内外の公報を確実に収集し、管理した（主要な業務実績の項番①に記載）。 (2) 国内公報のうち特に古い紙公報について中性紙箱による保存方法に切り替える取組を実施した（主要な業務実績の項番①に記載）。 (3) 公報閲覧室において公報等の閲覧事業を行い、国内公報について利用者へ公報発行日に即日閲覧可能とした（主要な業務実績の項番①、②に記載）。 (4) 公報閲覧室に高度検索閲覧機器、CD/DVD 閲覧機器を設置して公報閲覧室利用者に提供するとともに、検索指導員を配置して利用者への支援等を実施した（主要な業務実績の項番③に記載）。 (5) 検索指導員による高度検索閲覧機器の利用講習会を公報閲覧室にて毎月1回開催した。さらに、大阪において計6回の講習会を開催した（主要な業務実績の項番④に記載）。 (6) 利用講習会の開催状</p> |
| | 紙 | CD/DVD | マイクロフィルム | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内国公報 | 約 12 万冊 | 5,241 枚 | 14,469 巻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外国公報 | 約 24 万冊 | 36,056 枚 | 9,700 巻 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 | 12,318 | 10,632 | 9,779 | 9,331 | 8,467 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高度情報検索機器利用者数 | 6,576 | 5,064 | 4,560 | 4,338 | 3,989 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>中央資料館の機能の1つである産業財産権情報・文献の高度検索が可能な閲覧機能を担う高度検索用閲覧機器(特許庁審査官が使う端末と同等な性能を有する機器)については、ユーザーを対象にサービス水準に関するアンケート調査を行うなど利用状況等の実態を踏まえ、平成29年度中の設置台数の削減を視野に見直しを行う。</p> | <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>① 中央資料館の高度検索閲覧機器については、利用状況等の推移等を踏まえつつ、平成29年度中の設置台数の削減も視野に見直しを行う。</p> <p>② 高度検索閲覧機器の設置台数の見直し等の検討を行う前に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行う。</p> <p>③ 高度検索閲覧機器の設置台数の見直しの後に、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行い、利用者に対するサービス水準が維持できているかを確認する。</p> | <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>① 中央資料館の中核的な情報インフラである高度検索閲覧機器については、平成25年度の更新以降の利用状況等の推移等を踏まえつつ、設置台数の削減も視野に平成29年度に予定されている次期更改のための計画を作成する。</p> <p>② 高度検索閲覧機器の設置台数の見直し等のため、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を行う。</p> | <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>(1) 高度検索閲覧機器については、平成25年度の更新以降の利用状況等の推移等を踏まえながら、平成29年度に予定されている次期更改のための計画を作成したか。</p> <p>(2) 高度検索閲覧機器の設置台数の見直し等のため、閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施したか。</p> | <table border="1" data-bbox="1457 90 2246 191"> <tr> <td>CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数</td> <td>1,087</td> <td>1,411</td> <td>1,455</td> <td>1,968</td> <td>1,662</td> </tr> </table> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>④ 閲覧室利用者の検索技能の向上を図るため、検索指導員による「高度な検索が可能な閲覧用機器」の利用講習会を公報閲覧室で12回(月1回の頻度)開催するとともに、関西エリアの知財担当者等を対象とした「高度検索端末操作スクール講習会」を関西で6回開催した。講習会の実施に際しては、講習会の開催状況をモニタリングし、講習会の周知、キャンセル時の受講者補充等、業務管理を適切に行った。また、講習会受講者へのアンケート調査を実施し、90%以上の受講者から講習内容が「有意義」「非常に有意義」と評価を受けた。アンケート結果は、検索指導員にもフィードバックすることにより、受講者の意見・要望を次回の講習会に反映し、更なる質の向上を図った。</p> <p>① 「高度検索閲覧機器」の設置台数の見直し用データを収集してきたところ、平成28年度は、6月及び3月は1日当たり、平均20名の利用であったものの、ピーク時には同時に30名の利用もあることから、サービス水準を維持するためには、予備も含め32台は必要であると判断し、平成29年度以降の必要台数の見積もりに反映させた。</p> <p>② 閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施し、利用端末の満足度は全回答者の概ね80%であった(調査結果については「(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し」の主要な業務業績を参照)。</p> | CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数 | 1,087 | 1,411 | 1,455 | 1,968 | 1,662 | <p>況をモニタリングし、利用講習会の周知、キャンセル時の受講者補充等、業務管理を適切に行った(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p>(7) 講習会受講者へのアンケート調査を実施し、90%以上の受講者から講習内容が「有意義」「非常に有意義」と評価を受けた(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p><閲覧用インフラ等の見直し></p> <p>(1) 高度検索閲覧機器について、設置台数の見直し用データを収集し、1日あたりの利用数、ピーク時の利用数、及び利用者へのアンケート調査から、サービス水準維持に必要な台数の見積もりを実施した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 閲覧室利用者を対象にサービス内容とサービス水準に関するアンケート調査を実施した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> |
| CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数 | 1,087 | 1,411 | 1,455 | 1,968 | 1,662 | | | | | | |
| | | | <p><評価の視点></p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p><特筆すべき取組または成果></p> <p>特になし</p> | | | | | | | |

| <p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>我が国の全種別の公報の発行形態が平成27年度以降はインターネット公報になっていること等を勘案し、中央資料館における今後の閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、必要に応じ速やかなサービス機能の改善を実施する。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>中央資料館の機能の再検討とサービス内容の変更については、ユーザーを対象にしたサービス水準に関するアンケート調査を行い、ユーザー利便性の維持・向上が担保される見直しとする。</p> | <p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>① 公報のインターネット化等を踏まえ、平成28年度末を目途に中央資料館における閲覧サービス機能のあり方について抜本的な検討を行い、平成29年度以降の年度計画において必要なサービス機能の改善を定めて実施する。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>① 公報のインターネット化以降の中央資料館の機能の抜本的な検討結果を踏まえつつ、サービス水準について閲覧室利用者を対象にアンケート調査を行い、利用者の利便性の維持・向上が担保される見直しを行う。</p> | <p>(2)インターネット公報への転換にともなう中央資料館の機能の検討・見直し</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>① 公報のインターネット化及び外国の工業所有権庁との公報交換がメディアレス化となっていること等を踏まえ、中央資料館における閲覧サービス機能の今後のあり方について年度末までに検討を進める。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>① 公報のインターネット化以降の中央資料館の機能について、利用者に対するサービス水準の確保・向上と効果的かつ効率的な運営とが両立されるよう、サービス提供内容とサービス提供方法の抜本的な見直しの検討を開始する。</p> | <p>＜評価の視点＞</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>(1) 中央資料館における閲覧サービス機能の今後のあり方について年度末までに検討を進めたか。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>(1) 中央資料館の機能について、利用者に対するサービス水準の確保・向上と効果的かつ効率的な運営とが両立されるよう、サービス提供内容とサービス提供方法の抜本的な見直しの検討を開始したか。</p> | <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>① 公報のインターネット化及び外国の工業所有権庁との公報交換のメディアレス化が進んでいる状況等を踏まえ、公報閲覧室利用者への外国公報等の閲覧サービスを始めとする閲覧サービス機能の今後のあり方について検討を進めた。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>① 公報閲覧室利用者に対するアンケートを実施し(概要は以下のとおり)、このアンケート結果等を踏まえ、利用者に対するサービス提供内容とサービス提供方法の抜本的な見直しの検討を開始した。</p> <p>◇ 公報閲覧室利用者アンケートについて 期間:平成28年12月19日(月)～平成29年1月31日(火) 場所:公報閲覧室 対象者:公報閲覧室利用者 回答数:132(回収率92.3%)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1469 1066 1736 1375"> <p>利用端末満足度</p> <table border="1"> <tr><th>満足度</th><th>割合</th></tr> <tr><td>非常に満足</td><td>0%</td></tr> <tr><td>満足</td><td>54%</td></tr> <tr><td>普通</td><td>25%</td></tr> <tr><td>やや不満</td><td>19%</td></tr> <tr><td>不満</td><td>2%</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="1884 1066 2151 1375"> <p>検索指導員の満足度</p> <table border="1"> <tr><th>満足度</th><th>割合</th></tr> <tr><td>非常に満足</td><td>1%</td></tr> <tr><td>満足</td><td>38%</td></tr> <tr><td>普通</td><td>39%</td></tr> <tr><td>やや不満</td><td>21%</td></tr> <tr><td>不満</td><td>1%</td></tr> </table> </div> </div> <p>◇ 公報閲覧室への意見・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査経過などがみられると良い。 ・外国関係を充実してほしい。 ・連日使用する場合に、検索式や検索結果をセーブし、続けて使えると良い。 ・特に不自由はない。 | 満足度 | 割合 | 非常に満足 | 0% | 満足 | 54% | 普通 | 25% | やや不満 | 19% | 不満 | 2% | 満足度 | 割合 | 非常に満足 | 1% | 満足 | 38% | 普通 | 39% | やや不満 | 21% | 不満 | 1% | <p>＜評定と根拠＞</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>＜公報のインターネット化等を踏まえた中央資料館の機能の再検討＞</p> <p>(1) 公報のインターネット化等の状況を踏まえ、中央資料館の閲覧サービス機能の今後のあり方について検討を進めた(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>＜中央資料館の機能の再検討・見直しとユーザーへのサービス水準維持＞</p> <p>(1) 中央資料館の機能について、閲覧機器の利用状況、閲覧室利用者へのアンケート結果等をもとに、サービス提供内容とサービス提供方法の抜本的な見直しの検討を開始した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>中央資料館の今後の閲覧サービス機能の抜本的な検討の結果を踏まえ、費用対効果比を勘案した上で、サービス水準維持・向上に係る基本計画案を策定する必要がある。</p> | |
|--|---|--|---|---|-----|----|-------|----|----|-----|----|-----|------|-----|----|----|-----|----|-------|----|----|-----|----|-----|------|-----|----|----|--|--|
| 満足度 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非常に満足 | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満足 | 54% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通 | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やや不満 | 19% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満 | 2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満足度 | 割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非常に満足 | 1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満足 | 38% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通 | 39% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| やや不満 | 21% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不満 | 1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>＜評価の視点＞</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆</p> | <p>＜特筆すべき取組または成果＞</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|--|
| | | | すべき取組はあるか。 | | | |
| C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等 | C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等 | C. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等 | | | | |
| <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>収集した技術文献等は、蔵書検索システム(OPAC)</p> | <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料について最新の資料を収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OPA</p> | <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>② 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供する。</p> <p>③ 非特許文献等の収集・管理に際し、インターネットを介した有料閲覧が可能な文献については、雑誌の年間契約の開始前に紙媒体からインターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図る。</p> <p>④ 意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等の公知資料について確実に収集し、特許庁審査部に提供する。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 非特許文献等については、特許庁の審査官等を</p> | <p><評価の視点></p> <p><技術文献等の収集></p> <p>(1) ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(2) 非特許文献等については、特許庁の審査官等を含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供したか。</p> <p>(3) 非特許文献等の収集において、インターネットサービスへの移行の可否を担当審査官等に確認し、可能なものは有料閲覧に移行することによって、収集・管理業務の効率化を図ったか。</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる公知資料を確実に収集し、特許庁審査部に提供したか。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>(1) 収集した技術文献等を蔵書検索システム(OP</p> | <p><主要な業務実績></p> <p><技術文献等の収集></p> <p>① 特許庁の審査・審判において国内外の最新の技術水準を把握できるよう技術文献、ミニマムドキュメント、カタログの最新の文献及び資料を収集し、特許庁の審査・審判部に提供した。</p> <p>② 特許庁の審査官等を含めた図書選定の担当者会議(6月、8月、12月、1月の年4回)を実施し、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。図書選定の担当者会議にて決定されたタイトルは、全て収集し特許庁に提供した。</p> <p>平成 28 年度に収集した内外国図書・雑誌は以下のとおり。</p> <p>◇ <u>内外国図書・雑誌の収集と特許庁への提供</u></p> <p>・内国図書: 164冊 内国雑誌: 10, 247冊 (449タイトル)</p> <p>・外国図書: 22冊 外国雑誌: 2, 851冊 (208タイトル)</p> <p>③ 非特許文献の収集にあたっては、特許協力条約(PCT)で規定されているミニマムドキュメント(収集数: 1, 430冊(64タイトル))、特許庁の審査に用いる技術文献等を収集するとともに、電子化されて提供されている技術文献(学術論文等)は、インターネットによる文献提供サービスを使うこととして、重複調達を避け、コスト削減を図った。</p> <p>④ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じて新製品カタログを収集し、特許庁に提供した。</p> <p>平成 28 年度に収集した意匠カタログは以下のとおり。</p> <p>◇ <u>意匠審査に用いる内外国の意匠カタログの収集と特許庁への提供</u></p> <p>・内国カタログ: 12, 000件、</p> <p>・外国カタログ: 3, 000件</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>① 収集した各種文献・資料のリストはホームページでも月1回最新情報に更新して情報提供した。また、平成27年度から開始し蔵書検索システム(Online</p> | <p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p><技術文献等の収集></p> <p>(1) ミニマムドキュメントや非特許文献等を確実に収集・管理し、特許庁審査・審判部に提供した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 図書等選定担当者会議で決定された非特許文献等のタイトルの全てを収集し、特許庁審査・審判部に提供した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>(3) インターネットサービスへの移行が可能な非特許文献等について全て有料閲覧に移行することにより、収集・管理業務の効率化を図った(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> <p>(4) 意匠審査において必要となる国内外の最新のデザインが掲載された商品カタログ・パンフレット等(公知資料)を確実に収集し、特許庁審査部に提供した(主要な業務実績の項番④に記載)。</p> <p><出願人等に対する技術文献等の閲覧サービス></p> <p>(1) 収集した技術文献等の全てを OPAC に登録す</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|----------|--|--|
| <p>に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p> | <p>C)に登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。</p> <p>② 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p> | <p>含めた図書等選定の担当者会議にて決定されたタイトルの全てが遅滞なく確実に収集されていることを確認するため、収集すべき文献リストと納品された文献リストの照合データ、蔵書検索システム(OPAC)への登録の照合データ等を活動モニタリング指標として業務管理を行う。</p> <p>② 収集した技術文献等をOPACに登録するとともに、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能とする。</p> <p>③ 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行う。</p> | <p>AC)に登録し、出願人等からの閲覧請求に対しては、3開館日以内に図書閲覧室にて閲覧可能としたか。</p> <p>(2) 出願人等のOPAC利用拡大を促すため、OPACについて情報・研修館が提供する各種セミナー等でも広報を行ったか。</p> | <p>Public Access Catalog : OPAC)に収集した文献データを登録することにより、特許庁審査官等、さらには一般ユーザー向けに情報提供を行い、安定的な運用を行った。</p> <p>② 技術文献資料閲覧サービスにおいて閲覧請求に対して3開館日以内に閲覧に供するサービスを維持した。また、審査や審判で使われた資料の閲覧サービスを安定的に行った。</p> <p>平成28年度の閲覧者数・閲覧件数は以下のとおり。</p> <p>◇ 審査審判関係資料の閲覧サービス ・閲覧者数:255名(27年度:225名) ・閲覧件数:581件(27年度:548件)</p> <p>③ 情報・研修館主催の特許情報プラットフォーム講習会においてOPACの広報を行った。</p> | <p>るとともに、閲覧申請のあった閲覧請求に対して全件3開館日以内に閲覧可能にした(主要な業務実績の項番①、②に記載)。</p> <p>(2) 情報・研修館主催の特許情報プラットフォーム講習会においてOPACの広報を行った(主要な業務実績の項番③に記載)。</p> | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | |
| <p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判で引用した技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> | <p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料については、証拠資料として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> | <p>(2) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と貸し出し</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料については、証拠書類として管理するため、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積する。</p> <p>② 審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに送付するため、受入か</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>(1) 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料について、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積したか。</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において、引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献については、出願人等に通知書とともに</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>① 特許庁審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料は、証拠書類として管理するため電子化して文献データベースシステムに蓄積した。</p> <p>② 特許庁の調査員が抽出した重要な非特許文献及び特許庁審査官・審判官が起案した通知書(拒絶理由通知等)において引用した非特許文献のイメージデータの作成を受入から3開館日以内で行った。</p> <p>主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◇ 非特許文献等イメージデータの作成と特許庁への提供</p> <table border="1" data-bbox="1537 1938 2160 1980"> <tr> <td>平成28年度累計</td> <td>67,853 件</td> </tr> </table> | 平成28年度累計 | 67,853 件 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈技術文献の電子化と文献データベースシステムへの蓄積〉</p> <p>(1) 審査・審判で引用した技術文献のうち紙媒体で提供されている資料の全件について、電子文書化して文献データベースシステムに蓄積した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 審査官・審判官が起案した通知書において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない非特許文献の全件について、</p> | |
| 平成28年度累計 | 67,853 件 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|--|---|---------|-------|--|-------------|---------|--|-----------|-------|--|---------------|----------|--|--------------|----------|----------|----------|------|--|--|-------------|---------|--|-------------|----------|--|-----------|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|------|----|----|----|----|----|--|
| <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> 出願書類(包袋)について確実に保管し、貸し出しの請求に迅速に対応する。</p> | <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p> | <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出す。</p> | <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> (1) 出願書類(包袋)を確実に保管し、貸し出し請求に対しては、請求から2開館日以内に貸し出したか。</p> | <table border="1" data-bbox="1537 92 2160 317"> <tr><td>(内訳)</td><td>調査員抽出論文</td><td>712 件</td></tr> <tr><td></td><td>無効審判請求書引用文献</td><td>1,104 件</td></tr> <tr><td></td><td>付与後異議引用文献</td><td>261 件</td></tr> <tr><td></td><td>国際調査報告書(引用文献)</td><td>11,606 件</td></tr> <tr><td></td><td>拒絶理由通知書引用文献等</td><td>54,170 件</td></tr> </table> <p>◇ 非特許文献等書誌データの作成・蓄積</p> <table border="1" data-bbox="1537 394 2160 575"> <tr><td>平成28年度累計</td><td>12,717 件</td></tr> <tr><td>(内訳)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>無効審判請求書引用文献</td><td>1,104 件</td></tr> <tr><td></td><td>国際調査報告書引用文献</td><td>11,606 件</td></tr> <tr><td></td><td>実用新案技術評価書</td><td>7 件</td></tr> </table> <p>③ Fタームの解説書(日本語)をデータ作成し、特許庁のデータベースに蓄積した。</p> <p>◇ Fターム解説書の作成数</p> <table border="1" data-bbox="1457 737 2237 814"> <tr><td></td><td>H24 年度</td><td>H25 年度</td><td>H26 年度</td><td>H27 年度</td><td>H28 年度</td></tr> <tr><td>テーマ数</td><td>13</td><td>11</td><td>11</td><td>20</td><td>16</td></tr> </table> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> ① ユーザーに対する出願書類(包袋)等の受入・保管・管理については、効率性と迅速性を高めつつ、的確に実施した。包袋の貸し出し請求に対しては、全て請求から2開館日以内に貸し出しを行った。 主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◇ 出願書類(包袋)等の出納・保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入件数 19,705 件 ・出納件数 3,203 件 ・保管総数 約 232 万件 | (内訳) | 調査員抽出論文 | 712 件 | | 無効審判請求書引用文献 | 1,104 件 | | 付与後異議引用文献 | 261 件 | | 国際調査報告書(引用文献) | 11,606 件 | | 拒絶理由通知書引用文献等 | 54,170 件 | 平成28年度累計 | 12,717 件 | (内訳) | | | 無効審判請求書引用文献 | 1,104 件 | | 国際調査報告書引用文献 | 11,606 件 | | 実用新案技術評価書 | 7 件 | | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | テーマ数 | 13 | 11 | 11 | 20 | 16 | <p>受入から3開館日以内に電子文書化して文献データベースシステムに蓄積した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p><審査・審判に必要な出願書類(包袋)の管理と貸し出し> (1) 審査・審判の最終処分が確定した出願書類及び審判記録(包袋)を特許庁から確実に受入・保管するとともに、包袋の貸し出し請求に対して、全て請求から2開館日以内に貸し出した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> |
| (内訳) | 調査員抽出論文 | 712 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 無効審判請求書引用文献 | 1,104 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 付与後異議引用文献 | 261 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国際調査報告書(引用文献) | 11,606 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 拒絶理由通知書引用文献等 | 54,170 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度累計 | 12,717 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (内訳) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 無効審判請求書引用文献 | 1,104 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国際調査報告書引用文献 | 11,606 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実用新案技術評価書 | 7 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| テーマ数 | 13 | 11 | 11 | 20 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p><評価の視点> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p><特筆すべき取組または成果> 特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用と業務移管> 特許庁への電子出願を行う際に利用者が使う電子出</p> | <p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口</p> | <p>(3) 電子出願ソフトの利用支援 <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 電子出願ソフトの利用者を支援する問合せ窓口</p> | <p><評価の視点> <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> (1) 電子出願ソフトサポートセンターにおいて、電</p> | <p><主要な業務実績> <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> ① 「電子出願ソフトサポートセンター」を通じ、電子出願ソフトの設定、操作方法に関する利用者からの質問に特許庁の電子出願ソフト担当部署と連携して</p> | <p><評定と根拠> 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり <電子出願ソフトサポートセンターの管理・運用及び業務移管> (1) 電子出願ソフトサポートセンターにおいて、電</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|--|
| <p>願ソフトに係る運用支援(サポートセンター)業務は、平成29年末まで確実に管理・運用した後、業務を特許庁に移管する。</p> | <p>(サポートセンター)を平成29年末まで確実に管理・運用する。</p> <p>② サポートセンターの管理・運用業務が平成29年末をもって特許庁に移管されるため、同業務についてこれまでに蓄積された資料と運営ノウハウ等も整理し、特許庁に移管する。</p> | <p>(サポートセンター)の事業においては、電子出願ソフトの操作方法等に関する利用者からの問合せ等に迅速・的確に対応するとともに、サポートセンターに寄せられる問合せ等について、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバックする。また、特許庁が平成28年10月から開始するPCT国際出願機能(英語出願を可能とするもの)については、電子出願ソフトの利用者への的確なサポートを行う。</p> <p>② サポートセンターの管理運用業務を平成29年末をもって特許庁に業務移管することを踏まえて、スムーズな移管を行えるよう、移管計画を年度末までに作成する。</p> | <p>子出願ソフト利用者からの問い合わせに対して迅速・的確に対応したか。</p> <p>(2) サポートセンターの管理運用業務を平成29年末で特許庁に業務移管することを踏まえ、スムーズな移管を行えるよう、移管計画を平成28年度末までに作成したか。</p> | <p>迅速・的確に回答するとともに、サポートセンターに寄せられる問い合わせを特許庁担当者にフィードバックを行った。</p> <p>平成28年10月から開始した PCT 国際出願機能についてもサポートセンターのサポート対象に追加して電子出願ソフト利用者への確かな支援を行った。</p> <p>平成28年度の電子出願サポートセンターの相談対応総数は 9,418 件(前年度比105%)であった。これらの相談内容は、定期的に整理され、回答内容の精査を経たのち、電子出願ソフトサポートサイトの「よくある Q&A」に反映させるなど、サービス向上を継続的に行った。</p> <p>② 平成29年12月末をもって、電子出願ソフトに係る運用支援業務を特許庁に業務移管するため、関係部署と連携して移管計画を作成した。</p> | <p>子出願ソフト利用者からの全ての問い合わせに対して迅速・的確に対応するとともに、定期的に整理し、特許庁の電子出願ソフト担当者にフィードバックした(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 特許庁への業務移管計画を平成28年度末までに作成した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| | | | | | | |

| |
|-------------------|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p> </p> |

| | | | |
|--------------------|--|----------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
| 2 | 知的財産の権利取得・活用の支援 | | |
| 関連する政策・施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) | 当該事業実施に係る根拠(個別法条など) | 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 |
| 当該項目の重要度、難易度 | <p>【重要度：高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における中堅・中小・ベンチャー企業の「稼ぐ力」の徹底強化、イノベーション・ベンチャーの創出等に、中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の戦略的活用支援の強化と知財マネジメント体制の確立支援等を通じて貢献するため、国等の中堅・中小・ベンチャー企業支援組織と連携して成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の日本再興戦略における科学技術イノベーションの推進に貢献するため、知的財産の戦略的権利化と産業活用を見据えたマネジメントを支援し、成功事例を創出・拡大していくことが重要であるため。 <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「知的財産推進計画2015」において、「企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させる」とされたことを踏まえ、重要度を高く設定する。 <p>【難易度：高】</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標(アウトカム)の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。 <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの実現まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上」とするには、より優れた競争技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。 | 関連する政策評価・行政事業レビューシート | 平成28年度行政事業レビューシート 事業番号 0494-2 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) | | | | |
|---|--|----------|--|------------|------------|------------|-----------------------------|------------|------------|------------|------------|
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
| 地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業への重点支援【中期目標】 | 第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援 | 4年間で100件 | 24件 | | | | 予算額(千円) | 5,546,838 | | | |
| 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者の合計実績値【中期目標、年度計画】 | 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】 16,000件【年度計画】 | 19,502件 | 19,638件 (100.7%) | | | | 決算額(千円) | 4,960,076 | | | |
| 特に、ベンチャー企業の合計実績値【中期目標】 | 第四期中期目標期間の最終年度に、第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上 | 2,229件 | 2,229件 | | | | 経常費用(千円) | 4,960,076 | | | |
| 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計数【中期目標、年度計画】 | 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上【中期目標】 380,000件【年度計画】 | 428,093件 | 502,783件 (117.4%) | | | | 経常利益(千円) | 5,546,838 | | | |
| 知財相談窓口支援件数【年度計画】 | 70,000件以上 | 70,000件 | 約86,000件 | | | | 行政サービス実施コスト(千円) | 4,984,649 | | | |
| 相談支援窓口担当者等への研修回数【年度計画】 | 年間2回以上 | 2回 | 3回 | | | | 従事人員数 | 28人 | | | |
| 相談に対する回答期間【年度計画】 | 対面窓口についてはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内 | - | ・対面相談：全件(23,018件)に対し、即座に回答。 ・文書：全件(2,289件)に対し1開館日以内に回答。 | | | | | | | | |
| 知財総合支援窓口へ専門家(弁理士、弁護士)を定期的に配置【年度計画】 | 弁理士は週1回以上、弁護士は月1回以上 | - | 各窓口へ弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置 | | | | | | | | |
| 知的財産戦略アドバイザーによるセミナー及びセミナー終了後に個別相談を実施【年度計画】 | 年度内に全国で30回以上 | 30回 | 全国各地で38回開催 | | | | | | | | |
| 海外展開知財セミナーの開催回数【年度計画】 | 30回以上 | 30回 | 全国各地で34回開催 | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|-----------|-----------------------------|--|--|--|
| 職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則整備状況【中期目標】 | 職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了。 | — | — | | | |
| 国内特許出願全体に占める中小企業の割合【中期目標】 | 国内特許出願全体に占める中小企業の割合を15% | — | 15.2% | | | |
| 重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャーのうち、事業成長認められた事例【中期目標、年度計画】 | 第四期中期目標期間中20件以上【中期目標】 平成28年度末に5件【年度計画】 | 20件 | 1件 | | | |
| 「派遣先選定・評価委員会」の活動評価【中期目標、年度計画】 | 「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例を、毎年度評価対象案件の70%以上 | 70% | ・知財PD:92% ・産学連携知財AD:100% | | | |
| 知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち公開可能な成果事例【中期目標】 | 第四期中期目標期間の期末までに10件以上を公開 | 10件 | 5件 | | | |
| 知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプの実制作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト【中期目標】 | 第四期中期目標期間の期末までに10件以上 | 10件 | 14件(知財PD 7件、産学連携AD 7件) | | | |
| 知財PDと産学連携知財ADに対する研修会の開催回数【中期計画】 | 毎年度2回以上開催 | 2回 | 4回 | | | |
| 知財PDを派遣したプロジェクト数【年度計画】 | 30のプロジェクト | 30のプロジェクト | 45のプロジェクトに派遣 | | | |
| 統括知財プロデューサーのプロジェクト訪問【年度計画】 | 15のプロジェクト | 15のプロジェクト | 16のプロジェクト | | | |
| 開放特許情報DBへのアクセス件数【中期目標】 | 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上 | 287,510件 | 199,263件 (69%) | | | |
| 開放特許情報DBへの新規登録件数【中期目標】 | 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間最終年度実績値の120%以上 | 1,858件 | 2,103件 (113%) | | | |
| 地域の中堅・中小企業等における | 年度内に1回以上実施 | 1回 | 1回 | | | |

| | | | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|-----|----|--|--|--|
| 開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等の開催【年度計画】 | | | | | | |
| グローバル知財戦略フォーラムの開催実績【中期目標】 | 毎年度1回以上 | 1回 | 1回 | | | |
| 知財活用事例(電子版)【中期目標】 | 2年ごとにホームページ等で公開し、第四期中期目標期間中に40件以上作成 | 40件 | — | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数：平成28年10月時点の数字。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|--|---|-------|-----------|------------------|----------|---------------|-------|------------|-------|----|----------|-----------------|----|----|------------------|----------|--------|-----------|----------|---|---------------|-------|---|------------|-------|---|----------------|-----------|----------|----|-----------|--|---|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>相談支援機能の強化、事業化支援機能の強化、海外展開時の知的財産の的確な保護と活用に関する支援の強化、新たな職務発明制度の導入に関連した諸規定類の整備や営業秘密の保護・活用に関する相談支援機能の強化、中小企業等を支援する諸機関との連携強化を進めることにより、知的財産の戦略的な権利化と活用に関する普及啓発と相談支援を展開し、全国の中堅・中小・ベンチャー企業の成長を促す取組を推進する。特に、日本再興戦略におけるローカル・アベノミクスの推進のため、経済産業局等との連携を強化して支援メニューの多様化と拡大を進め、地域発イノベーションを目指す中堅・中小・ベンチャー企業を対象に重点支援を行う。</p> | <p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> | <p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> | <p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の合計値 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上 [指標] 平成28年度の目標値は16,000件</p> <p>(2) サービス産業分野を含むベンチャー企業への支援 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第四期中期目標期間の初年度実績値の200%以上</p> <p>(3) 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上</p> | <p>2. 知的財産の権利取得・活用の支援</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 年度目標に掲げられた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数については、下表に示すように、目標値16,000件に対し、120%以上の実績であった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口の名称</th> <th>新規の相談支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47 都道府県の知財総合支援窓口</td> <td>19,004 件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>360 件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>274 件</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>19,638 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績値 19,638 件は、目標指標値 16,000 件に対し、122.7%に相当</p> <p>② 平成28年度は、成果指標の基礎となる第四期中期目標の初年度に該当するため、ベンチャー企業の支援件数把握を行った(2,229件)。</p> <p>③ 年度目標に掲げられたセンター内の4つの相談窓口における相談支援件数及び産業財産権ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値については、以下のとおり、目標を大幅に超える実績となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口またはポータルサイトの名称</th> <th>件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47 都道府県の知財総合支援窓口</td> <td>86,135 件</td> <td>相談支援件数</td> </tr> <tr> <td>産業財産権相談窓口</td> <td>28,249 件</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>450 件</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>452 件</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>産業財産権相談ポータルサイト</td> <td>387,497 件</td> <td>FAQ 閲覧件数</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>502,783 件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実績値 502,783 件は、目標指標値 380,000 件に対し、131.67%に相当</p> <p>④ 平成28年度は11月～2月の4ヶ月に渡り、職務発明規程の整備促進強化期間を設定し、規程等の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の掘り起しと企業数の把握に重点をおいた。平成29年度以降は、掘り起しを進めるとともに掘り起した企業に対する職務発明規程の整備支援に比重を高める予定。</p> | 窓口の名称 | 新規の相談支援件数 | 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 19,004 件 | 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 360 件 | 海外展開知財支援窓口 | 274 件 | 総計 | 19,638 件 | 窓口またはポータルサイトの名称 | 件数 | 備考 | 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 86,135 件 | 相談支援件数 | 産業財産権相談窓口 | 28,249 件 | 〃 | 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 450 件 | 〃 | 海外展開知財支援窓口 | 452 件 | 〃 | 産業財産権相談ポータルサイト | 387,497 件 | FAQ 閲覧件数 | 総計 | 502,783 件 | | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>○ 知的財産の権利取得・活用の支援の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(6) B(2) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「A」に相当する。</p> <p>A. 相談サービスの充実</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の合計値が、目標値16,000件に対し、120%以上であった。</p> <p>(2) 平成28年度は、成果指標の基礎となる第四期中期目標の初年度に該当するので、ベンチャー企業の支援件数の把握を的確に実施した。</p> <p>(3) 年度計画に成果指標(アウトプット)として掲げた知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口に寄せられる相談支援件数、相談ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値が、目標値380,000件に対し、130%以上であった。</p> <p>(4) 職務発明規程の整備促進強化期間を設定し、規程規則の整備を目指す</p> | <p>評価</p> |
| 窓口の名称 | 新規の相談支援件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 19,004 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 360 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外展開知財支援窓口 | 274 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 19,638 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 窓口またはポータルサイトの名称 | 件数 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 86,135 件 | 相談支援件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業財産権相談窓口 | 28,249 件 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 450 件 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外展開知財支援窓口 | 452 件 | 〃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業財産権相談ポータルサイト | 387,497 件 | FAQ 閲覧件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 502,783 件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|--|
| | | | <p>[指標]平成28年度の目標値は380,000件</p> <p>(4)職務発明取扱規程や規則、営業秘密管理規程や規則の整備を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等の相談のうち、50%以上が規程等の整備を完了する。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(5)国内特許出願全体に占める中小企業の割合 [指標]第四期中期目標期間の期末までに15%以上</p> <p>(6)重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャー企業のフォローアップ調査において、事業成長上の効果、が認められた事例を、第四期中期目標期間中20件以上 ※【難易度：高】 効果指標(アウトカム)の目標として掲げた、重点的な支援によって事業成長が認められた中堅・中小・ベンチャー企業の事例を、4年間という限られた期間内で創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の要素が影響を及ぼすため、難易度が高い。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(7)知財総合支援窓口の相談支援件数 [指標]計70,000件程度</p> <p>(8)知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象とした研修会 [指標]年2回</p> <p>(9)出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1</p> | <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>⑤知財総合支援窓口における出願相談企業の掘り起しと中小企業からの出願相談件数の増加等を反映して、平成28年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は、前年に比べ増加し、15.2%となった。</p> <p>⑥知財総合支援窓口において21件、海外展開知財支援窓口において3件、計24件の重点的な支援を実施し、海外展開知財支援窓口が支援を終えた1件では、支援企業と海外企業との販売契約の確約がなされるとともに、支援によって策定された事業計画に沿って支援企業の事業展開が着実に進行しており、事業成長上の効果が見込まれる状況に至った。</p> <p>〈その他の指標に係る業務実績〉</p> <p>⑦全国47都道府県の知財総合支援窓口に対する統括的マネジメントの実施によって、相談支援の実績件数(約86,000件)は目標値の130%以上であった。</p> <p>⑧年度当初に予定した研修会2回実施に対し、知財総合支援窓口の相談支援担当者の相談支援対応実務能力の一層の向上を図るため、計3回の研修会を実施した。</p> <p>⑨産業財産権相談窓口における出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供した。また、相談員を対象とするCS研修の効果も相俟って顧客満足度が下に示すように向上した。</p> | <p>す中堅・中小・ベンチャー企業等の掘り起しと企業数の把握に重点をおき、広報と理解増進活動を適切に実施した。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(5)平成28年における国内特許出願全体に占める中小企業の割合は、前年に比べ増加し、15.2%となった。</p> <p>(6)重点的な支援の開始初年度から、20社を越える企業に対し、重点的な支援を開始し、すでに1社で事業成長上の効果が見込まれる状態になった。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(7)知財総合支援窓口の相談支援件数は、約86,000件(目標値の120%以上)であった。</p> <p>(8)知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象とする研修会を年3回(目標は2回)開催し、相談支援担当者の能力向上を図った。</p> <p>(9)産業財産権相談窓口における出願・権利化の相談に対し、指標に掲げら</p> | |
|--|--|--|---|---|---|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>公的資金が投入された産学官等研究開発プロジェクトに専門人材を派遣し、知的財産等の成果が円滑に産業化につながるように、的確な権利化と事業化戦略の構築を支援する。</p> <p>また、地方創生等の観点から、地方の中小規模大学において事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進し、また、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行い、産学連携プロジェクト発の事業を創出する。</p> | | | <p>開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度が向上したか。</p> <p>(10) 知財総合支援窓口に弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置</p> <p>(11) 営業秘密の管理等に関する啓発セミナー等 [指標] 30回以上</p> <p>(12) 海外展開知財セミナー等 [指標] 30回以上</p> <p>(13) 重点的な支援を受けた中堅・中小・ベンチャー企業で事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例の数 [指標] 5件以上</p> <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p><u>〈主な定量的指標〉</u> 成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 外部有識者から構成される委員会での活動評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例 [指標] 毎年度評価対象案件の70%以上</p> <p>(2) 知財PD及び産学連携知財AD事業が支援したプロジェクトのうち、公開可能な成果事例 [指標] 第四期中期目標期間の期末までに10以上</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>(3) 第四期中期目標期間の期末までに、知財PD及び産学連携知財ADが支援したプロジェクトのうち、研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ製作まで到達したプロ</p> | <p style="text-align: center;"><u>平成28年度顧客アンケート調査結果の概要</u></p> <p>相談員の接客態度: 92.2% (前年度より3.9ポイント上昇) 相談員の言葉遣い: 90.9% (前年度より1.7ポイント上昇) 相談員の回答内容: 91.1% (前年度より4.6ポイント上昇)</p> <p>⑩ 知財総合支援窓口が専門性の高い相談にも対応できるよう、各窓口弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置した。</p> <p>⑪ 営業秘密の管理等に関する啓発セミナーは、計38回(目標値30回の120%以上)を全国各地で実施した。</p> <p>⑫ 海外展開知財セミナーは、計34回(目標値30回の110%以上)を実施した。</p> <p>⑬ 事業成長上の効果が認められた事例の数は、複数年にわたる支援が必要な案件が多かったこともあり、平成28年度末では1件に留まった。</p> <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p><u>〈主な定量的指標〉</u> 成果指標(アウトプット)</p> <p>① 知的財産プロデューサーを45のプロジェクトへ派遣し、知的財産プロデューサーの支援の質の向上を目的とする研修を4回実施したことも相俟って、有識者委員会による知的財産プロデューサーの活動評価において、評価対象プロジェクトの92%(年度目標70%に対し、130%以上に相当)が「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」との評価を得た。産学連携知的財産アドバイザーの活動評価では、全ての評価対象幹事大学について「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」との評価を得た。</p> <p>② 平成28年度は、最初に、知財PD及び産学連携知財ADの支援成果を可視化する上で必要となる評価指標を定めることとし、①特許の権利化数、②特許ポートフォリオ形成状況、③研究開発成果の事業化と経済効果出現に至るプロセスの到達水準等を定めて各支援案件のモニタリングを実施した。そうしたモニタリング指標を導入したことにより、事業化に向けて着実にステップアップする支援プロジェクトの数が増加した。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)</u></p> <p>③ 産学連携知財ADの支援活動により、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれ始めたものが2件、商品等の試作、試作品の顧客評価の段階に至ったプロジェクトが5件生み出された。</p> | <p>れた期限内に回答を提供した。また、CS研修の実施効果も相俟って顧客満足度が向上した。</p> <p>(10) 知財総合支援窓口弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置した。</p> <p>(11) 営業秘密の管理等に関する啓発セミナーは、全国で計38回実施した。</p> <p>(12) 海外展開知財セミナーは、計34回全国で開催した。</p> <p>(13) 重点的な支援を受けた1社において事業成長上の効果が認められ、重点的な支援開始初年度としては妥当な成果であった。</p> <p>B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p><u>〈自己評価の根拠〉</u> 成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 有識者委員会において支援活動の評価を実施したところ、年度計画で掲げた目標値を130%以上上回る評価が得られた。</p> <p>(2) 公開可能な成果事例を選定する評価指標を定めたことにより、事業化に向けてステップアップするプロジェクトが増加するなど、第四期中期目標期間の期末までの数値目標(10以上)に対し概ね順調な水準の成果となった。</p> <p><u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u></p> <p>(3) 産学連携知財ADの支援活動により、企業において経済効果(売り上げ等)が生まれたプロジェクトが2件、商品等の試作、試作品の顧客評価が行われた段階のプロジェクト</p> | |
|--|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|
| <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システム、開放特許情報データベースや新興国</p> | | | <p>ジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト [指標]10件以上 ※【難易度:高】 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ」の製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上」とするには、より優れた競合技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) 知的財産プロデューサー派遣先プロジェクト数 [指標]30箇所以上</p> <p>(5) 知的財産プロデューサー派遣先プロジェクト訪問数 [指標]15箇所以上</p> <p>(6) 知的財産プロデューサーへの研修回数 [指標]2回以上</p> <p>(7) 産学連携知的財産アドバイザー派遣大学数 [指標]8件程度を上限</p> <p>(8) 産学連携知的財産アドバイザー派遣先大学訪問数 [指標]全派遣先大学</p> <p>(9) 産学連携知的財産アドバイザーへの研修回数 [指標]2回以上</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> | <p>ジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクト [指標]10件以上 ※【難易度:高】 効果指標の目標として掲げた「研究開発した技術を利用した商品プロトタイプ」の製作まで到達したプロジェクト又は受注可能な水準まで開発を終えたプロジェクトを10件以上」とするには、より優れた競合技術の出現、顧客が製品等に求めるコストまたは性能スペックの変更等の環境変化に影響を受けるため、難易度が高い。</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) 知的財産プロデューサーの派遣先プロジェクト数は、平成28年度は45件であった。(対目標値比150%)</p> <p>(5) 知的財産プロデューサーの派遣先プロジェクトのうち、16プロジェクトのプロジェクトリーダー等に対し、プロジェクトの進行状況、知的財産に係る取組状況等について訪問ヒヤリングを実施した。</p> <p>(6) 知的財産プロデューサーの支援の質の向上を目的とする研修を年度内に計4回実施した。(対目標値比200%)</p> <p>(7) 産学連携知的財産アドバイザーの派遣先大学の数は、有識者委員会での評価に基づき、平成28年度は計11件であった。</p> <p>(8) 産学連携知的財産アドバイザー派遣先の全ての機関を訪問し、プロジェクトの進行状況、知的財産に係る取組状況等について訪問ヒヤリングを実施した。</p> <p>(9) 産学連携知的財産アドバイザーの支援の質の向上を目的とする研修を年度内に計4回実施した。(対目標値比200%)</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈主な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> | <p>トが5件生み出された。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(4) その他の指標に掲げられた定量的指標は全て達成した。</p> <p>(5) 指標の目標値を大幅に越えるものとしては、知財PD事業における支援プロジェクト件数(目標に対し150%)、知財PD等の能力向上を目的とした研修の実施回数(目標に対し200%)などがある。</p> <p>C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> | |
|---|--|--|--|---|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| <p>等知財情報データベース等の情報サービスインフラの整備と運用を行う。その際、サイバー攻撃に対して堅固なシステムとするとともに、ユーザーの利便性を向上させる。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>我が国の企業等における知財活用戦略の高度化に資する情報提供を進めるため、フォーラムの開催、特に顕著な効果が認められた知財活用事例の普及等を行う。</p> | | | <p>(1) 開放特許情報データベースへのアクセス件数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上</p> <p>(2) 開放特許情報データベースへの新規登録件数 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度に、第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) グローバル知財戦略フォーラムの開催回数、参加者数 [指標] 年1回開催、900～1,100名の参加者</p> <p>(2) 2年毎にホームページ等で公開する知財活用事例(電子版)の件数 [指標] 第四期中期目標期間中に40件以上</p> | <p>① 平成28年度の開放特許情報データベースへの総アクセス件数は199,263件であった。この実績値は、第四期中期目標期間の最終年度に達成すべき目標値に対し、約60%の水準にある。平成29年度は、平成29年3月末に実施した同システムの抜本的刷新と今後の機能改善によるユーザー利便性向上が進むため、第四期中期目標期間の最終年度目標の達成に向けた諸活動を強めることが必要となっている。</p> <p>② 平成28年度の開放特許情報データベースへの新規登録件数は2,103件(対前年度比:113%)であった。次年度以降も同等な伸び率を実現するよう、活動を強化することが必要である。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① グローバル知財戦略フォーラム開催回数、参加者数は以下のとおり。 ○開催回数: 年度内に1回 ○開催日: 平成29年2月13～14日 の2日間 ○参加者数: 1,538名(1日目:1,034名、2日目:504名)</p> <p>② 2年毎の実施となっているため、平成28年度は実施なし。</p> | <p>(1) 開放特許情報データベースへのアクセス件数は前年比で減少したが、平成29年3月末に実施したシステムの刷新及び平成30年3月に予定する機能向上により今後はアクセス増が期待される。</p> <p>(2) 開放特許情報データベースへの新規登録件数は、前年度実績の113%であり、順調な成果であった。</p> <p>D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供</p> <p>〈自己評価の根拠〉</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) グローバル知財戦略フォーラムを年1回開催し、1,500名を超える参加者を集めた。</p> <p>(2) 平成28年度は実施なし。</p> | |
| <p>A. 相談サービスの充実</p> | <p>A. 相談サービスの充実</p> | <p>A. 相談サービスの充実</p> | | | | |
| <p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>地域の知財相談の拠点として、全国47都道府県に知的財産についてのワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口を平成28年4月から設け、地域の中堅・中小・ベンチャー企業等からの知財相談を受け付け、的確な回答を提供する。</p> | <p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 全国47都道府県にワンストップサービスを提供する知財総合支援窓口を設置する。</p> <p>② 知財総合支援窓口にて、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談と支援に対応できる基本能力と基本知識をもつ相談支援担当者を複数名配置する。</p> | <p>(1) 相談窓口の設置・運用等</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 平成28年度から知財総合支援窓口事業が特許庁から情報・研修館に完全移管されることを踏まえ、情報・研修館の責任のもと、平成28年4月から全国47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、地域中小企業等に対して切れ目ない知財支援サービスを提供できるようにする。</p> <p>② 平成28年度は、全国各</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>(1) 平成28年4月から全国47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、体制整備と相談支援担当者のスキルアップ、及び知財総合支援窓口と情報・研修館の専門性の高い相談支援に応じる窓口との連携強化について、具体的な取組を実施し、計70,000件程度の相談支援が実施できるようにしたか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>① 公募・選定のプロセスを経て、平成28年4月から全国47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、各都道府県の地域中小企業等からの相談及び支援要請に対し、切れ目のない支援サービスを提供できる支援体制を整備した。</p> <p>② 知財総合支援窓口には、全国公募で採用した相談支援担当者(各窓口2名)を配置するとともに、相談対応者(各窓口若干名)を配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、全国の知財総合支援窓口にて弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置するとともに、必要に応じて情報・研修館の登録専門家(弁理士、弁護士、中小企業診断士、デザイン専門家等)を東京から各窓口へ派遣することにより、地域中小企業等の支援を行った。 知財総合支援窓口の相談支援力を強化するため、地域ブロックごとに情報・研修館が直接雇用する地域ブロック担当者を8つの地域(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州沖縄)に各1名配置して、地域ブロック担 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈地域中小企業等からの相談を受け付ける知財総合支援窓口〉</p> <p>(1) 知財総合支援窓口において、計70,000件程度の相談支援が実施できる体制を構築し、平成28年度は目標値を上回り、約86,000件(目標値の120%以上)の相談支援を行った。(主要な業務実績の項番の項目②に記載)</p> <p>(2) 専門性の高い相談や支援要請に応えるため、弁理士、弁護士等の専門家</p> | |

③ 相談支援担当者の相談対応力を向上するため、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力等を育成する研修会(2回/年度)への参加を義務づけ、ワンストップサービスの提供機能を強化する。

地の知財総合支援窓口において、計70,000件程度の相談支援が実施できるよう、以下のような体制整備と相談支援担当者のスキルアップ、及び知財総合支援窓口と情報・研修館の専門性の高い相談支援に応じる窓口との連携強化を行う。

- 各知財総合支援窓口には、全国公募によって競争的環境で選抜・採用する相談支援担当者(各窓口にて2名配置)、設置する窓口にて採用する地域事情に精通した相談対応者(各窓口にて若干名)を配置する。
- 情報・研修館が提示する専門家(弁理士や弁護士)を地域の实情に応じて若干名を登録・配置し、相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるようにすることにより、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談と支援に対応できるワンストップサービス機能を提供する。
- 地域ブロックごとに、情報・研修館が地域ブロック担当者を置き、定期的に知財総合支援窓口の相談支援活動をモニタリングし、適宜、助言や指導を行う。

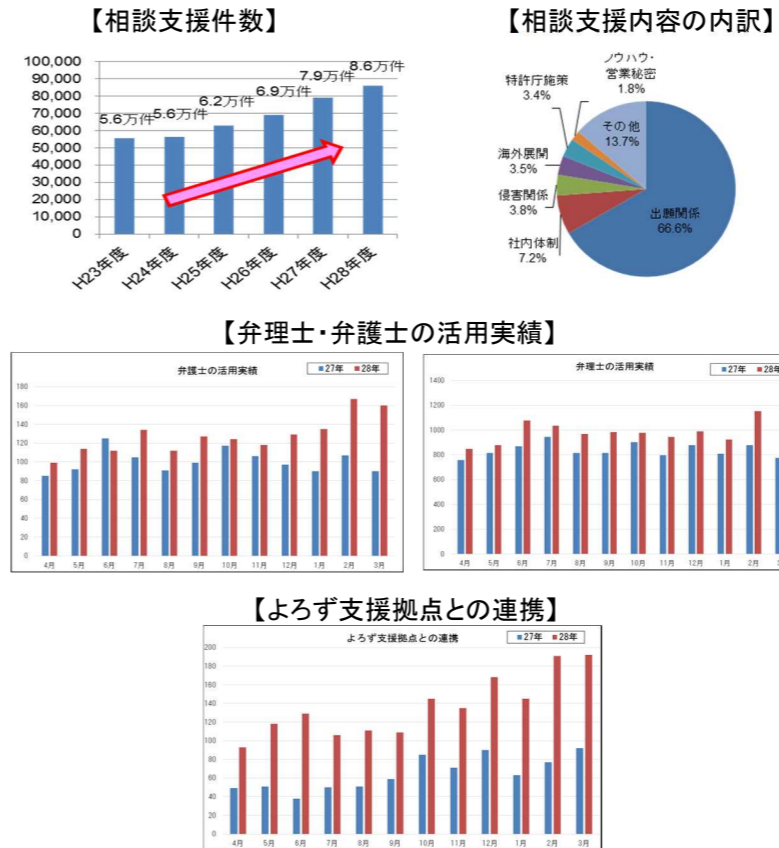
③知財総合支援窓口の相談支援担当者等のスキルアップを持続的に図るため、以下の研修等を実施する。

- 相談支援担当者等を対象に、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上等を図るための研修会を年2回開催し、ワンストップサービスの提供機能を強化する。
- 情報・研修館の専門性が高い相談支援に応じる窓口との連携体制を強化するため、知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、情報・

- (2) 地域の实情に応じて、知財総合支援窓口にて弁理士や弁護士を登録・配置し、企業等への支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるようにし、中堅・中小・ベンチャー企業等からの多様な相談と支援に対応したか。
- (3) 地域ブロックごとに地域ブロック担当者を配置し、担当ブロック内の知財総合支援窓口の相談支援活動を定期的にモニタリングし、適宜、助言や指導を行うことにより、ブロック内の知財総合支援窓口のパフォーマンス改善を行ったか。
- (4) 知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上等を図るための研修会を少なくとも年2回開催し、相談支援担当者の能力向上を図ったか。
- (5) 知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、情報・研修館の窓口担当者との情報提供や意見交換の機会を設けることにより、情報・研修館の専門性が高い窓口への照会案件が増加したか。

当者連絡会議を情報・研修館本部(東京)で計12回開催し、知財総合支援窓口の運営に関する横断的な課題及び各窓口個別の課題に関する改善方を検討・策定すると同時に、定期的に知財総合支援窓口の相談支援活動をモニタリングし、都道府県に設置されている「よろず支援拠点」や「中小企業支援センター」等の経営等支援の支援窓口との連携についても、適宜、適切な助言や指導を行った。

- これらの取組の結果、全国の知財総合支援窓口で受けた相談及び支援要請の平成28年度実績値は86,135件となり、目標値(70,000件程度)の120%を越えた。また、専門家を活用した相談支援件数は、計14,314件(前年度比:約115%)に達し、「よろず支援拠点」との連携支援件数も計1,642件(前年度比:約212%)と増加した。



- ③知財総合支援窓口の相談支援担当者等の相談支援対応力を持続的に向上するため、中小企業等から寄せられる相談内容の秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上等を目的とする集合型研修会(2日/1回)を計3回開催し、知財総合支援窓口における相談支援対応力及び支援の質の向上を図った。
- 知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、情報・研修館の専門性が高い窓口(産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財戦略支援窓口)の担当者との情報交換、意見交換の機会を設け、知財総合支援窓口と上記の専門窓口との連携支援体制を強化した。
 - その結果、知財総合支援窓口を経由して営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財戦略支援窓口に寄せられる相談件数や支援要請件数が前年度比で約209%に増加した。

を定期的に配置するとともに、必要に応じて専門家を東京から派遣する体制を構築した結果、専門家を活用した相談支援件数が前年度比で115%となった。(主要な業務実績の項番の項目②に記載)

(3) 地域ブロック担当者を配置することで知財総合支援窓口の活動状況を定期的にモニタリングする体制を構築し、改善を要する点の抽出と、これに基づく助言や指導を実施し、特に「専門家の活用」と「よろず支援拠点との連携」において、活動実績が増加している。(主要な業務実績の項番の項目②に記載)

(4) 知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象に、最新の知識、情報セキュリティポリシーに則った秘密情報管理、相談支援実務に役立つ柔軟な対応力向上等を図るための研修会を年3回(目標は2回)開催し、相談支援担当者の能力向上を図った。(主要な業務実績の項番の項目③に記載)

(5) 知財総合支援窓口の相談支援担当者等の研修において、情報・研修館の専門性の高い窓口の情報提供、意見交換の機会を設け、照会件数が前年度に比べ大幅に増加した。(主要な業務実績の項番の項目③に記載)

| <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>専門性の高い相談や支援要請に応じる窓口として、「産業財産権相談窓口」(出願・権利化手続等の相談に対応)、「営業秘密・知財戦略相談窓口」(営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に対応)、「海外展開知財支援窓口」(海外展開における知的財産の保護と活用に関する事案に対応)を設置し、的確な回答や支援を提供する。</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>情報・研修館はこれらの複数の窓口を総合かつ一体的に管理し、個別の利用者の要望・要請へきめ細か</p> | <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>① 情報・研修館に、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口を設置する。</p> <p>② 情報・研修館に設置する上記窓口に、高度な知識、豊富な経験、柔軟な対応力をもつ相談担当者、知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサー、さらには弁護士等の専門家を配置する。</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>① 情報・研修館の知財活用支援センターは、知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・</p> | <p>研修館の窓口担当者との情報提供や意見交換の機会を設ける。</p> <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>① 情報・研修館に、産業財産権の出願及び権利化の手続等に関する相談に応じる産業財産権相談窓口、営業秘密管理と営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に応じる営業秘密・知財戦略相談窓口、中小企業が海外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の戦略に係る支援に応じる海外展開知財支援窓口を置く。</p> <p>② 情報・研修館に設置する上記窓口に、高度な知識、豊富な経験、柔軟な対応力をもつ相談支援担当者として、知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサーと海外知的財産アドバイザーを配置して企業等からの相談支援要請に応えるとともに、より専門性の高い相談支援案件にも対応できるよう、弁理士や弁護士による支援が受けられる体制とする。</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>① 知財活用支援センターは、センター長による効果的な業務マネジメントの下、センター傘下の地域</p> | <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>(1) 情報・研修館におく専門性が高い相談や支援要請に応じる窓口(営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口)において、弁理士や弁護士による支援が受けられる体制を構築し、より専門性の高い相談支援案件にも対応できるようにしたか。</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦</p> | <p>【知財総合支援窓口の相談支援担当者等を対象とする研修会の内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【平成28年4月開催の研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> －相談内容の秘密保持・情報セキュリティについて －新たな職務発明制度の概要について <p>【平成28年6月開催の研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> －中小企業の事業成果につながる支援 －支援案件のマネジメント 等 <p>【平成28年11月開催の研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> －事業成果につながる支援のための目利きのポイント </div> <p>【知財総合支援窓口から情報・研修館の専門窓口への照会件数の増加率】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(ア) 営業秘密・知財戦略相談窓口 ← 知財総合支援窓口 平成28年度照会件数/前年度照会件数: 500%</p> <p>(イ) 海外展開知財戦略支援窓口 ← 知財総合支援窓口 平成28年度照会件数/前年度照会件数: 151%</p> </div> <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>① 専門性の高い相談や支援要請に応じるための窓口として、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口を設置した。</p> <p>② 産業財産権相談窓口には、出願手続、権利化手続等に精通した相談員を10名、営業秘密・知財戦略相談窓口には知的財産戦略アドバイザーを3名、海外展開知財支援窓口には海外知的財産プロデューサーを7名配置し、さらに、弁理士1名、弁護士1名を配置し、専門性の高い相談支援案件にも対応できる体制を整備した。</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>① 知財活用支援センターは、各窓口の専門性を生かし、相互に案件を照会してユーザーサービスの質の向上を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1906 2249 2001"> <thead> <tr> <th>相談支援案件の照会ルート</th> <th>照会件数(対前年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財総合支援窓口 → 海外展開知財支援窓口</td> <td>151件 (151%)</td> </tr> </tbody> </table> | 相談支援案件の照会ルート | 照会件数(対前年度比) | 知財総合支援窓口 → 海外展開知財支援窓口 | 151件 (151%) | <p><専門性の高い相談や支援要請に対応する窓口></p> <p>(1) 情報・研修館におく専門性が高い相談や支援要請に応じる窓口(営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口)において、弁理士や弁護士による支援が受けられる体制を構築し、より専門性の高い相談支援案件にも対応できるようにした。(主要な業務実績の項番①、②に記載)</p> <p><各窓口がもつユーザーサービス機能の総合的なマネジメント></p> <p>(1) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口業務、産業財産権相談窓口業務、営業秘密・知財戦</p> |
|--|--|--|---|--|--------------|-------------|--------------------------|-------------|--|
| 相談支援案件の照会ルート | 照会件数(対前年度比) | | | | | | | | |
| 知財総合支援窓口 → 海外展開知財支援窓口 | 151件 (151%) | | | | | | | | |

く対応する等により、サービス水準の向上を図る。

知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の統括的なマネジメントを実施し、利用者に対するサービス水準の向上を図る。

② 知財活用支援センターは、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則って、全ての窓口における相談又は支援の記録等を適切に管理する。

③ 知財活用支援センターは、各窓口に対する相談状況に関する月次報告等をもとに、各窓口のパフォーマンスを把握し、各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。

④ 知財活用支援センターは、各窓口における相談受付データ等を分析し、相談内容の動向等についての分析結果等の特許庁や経済産業局と共有するとともに、相談が効果的な結果につながった事例を抽出し、フォローアップ調査の対象候補とする。

⑤ 知財活用支援センターは、全ての窓口が行う利用者アンケートの調査結果を分析し、随時、改善策を提示することにより、各窓口の機能改善等を促す。

⑥ 知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者と経済産業局との密接な情報交換にもとづき、地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。

支援部が所掌する知財総合支援窓口業務、相談部が所掌する産業財産権相談窓口業務、知財戦略部が所掌する営業秘密・知財戦略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化を図り、相互のシナジー効果の創出を促すことによりユーザーサービスの質の向上を図る。また、各窓口の支援メニュー等、知財活用支援センターによる中堅・中小・ベンチャー企業等に対する支援情報の適切な発信及び強化を行う。

② 知財活用支援センターは、全ての窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録等の適切な管理状況(例えば、機密性水準の適切な設定状況、設定された機密性に則った取扱の状況等)を活動モニタリング指標とし、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用を確実に実施する業務管理を行う。情報・研修館に設置する各窓口では、相談内容票(相談記録)については、当該文書を施錠できる書庫に保管するとともに、相談データベースへアクセスする者を制限することにより、相談者の個人情報及び機密情報を適切に管理する。また、知財総合支援窓口では、電子文書の多層防御を考慮した情報システムで管理することによってセキュリティ対策を完全なものとするとともに、機密情報にアクセスする者の範囲の明確化、情報管理のルールを厳格化し、機密性を有する情報の管理を徹底する。なお、記入・管理の煩雑さが増えすぎないように、知財活用支援センターは適切な文書管理方法を示し、これを徹底するものとする。

略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の相互のシナジー効果の創出を促し、その結果としてユーザーサービスの質の向上を実現したか。

(2) 知財活用支援センターは、全ての窓口の支援メニュー等の支援情報について、中堅・中小・ベンチャー企業に対する発信を強化したか。

(3) 知財活用支援センターは、全ての窓口における相談又は支援の記録等が適切に管理されるよう、個々の記録等の適切な管理状況をモニタリングし、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用を確実に実施する業務管理を適切に実施するとともに、相談者の個人情報及び機密情報を適切に管理されていることを確認したか。

(4) 知財活用支援センターは、知財総合支援窓口において、多層防御を考慮した情報システムでの電子文書管理、機密情報にアクセスする者の範囲の明確化、情報管理ルールの厳格な適用等を促し、機密性を有する情報の管理を徹底したか。

(5) 知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口に寄せられる電話、対面、メール、文書等の相談状況、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。

(6) 知財活用支援センター

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 知財総合支援窓口 → 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 100件 (500%) |
| 海外展開知財支援窓口 → 知財総合支援窓口 | 32件 (178%) |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 → 知財総合支援窓口 | 25件 (625%) |

・ 知財活用支援センターは、窓口の新たな支援メニューや新たな取組等を中堅・中小・ベンチャー企業に発信するため、従来からの広報手段(パンフレットやリーフレットの配布等)に加え、プレス発表等を積極的に活用した。

平成28年度に行ったプレス発表の代表例

| 月日 | プレス発表等の概要 | 報道 |
|-------|--|-----------------------------|
| 4/18 | 知財総合支援窓口の機能紹介 | 4/18 日経新聞(朝刊)等 |
| 8/29 | 日本規格協会(JSA)との標準化に関する連携取組の紹介 | 8/29 日経新聞電子版 |
| 9/21 | 農林水産物のブランド化、複数の知的財産の活用等に関する農林水産省との相談協力体制 | 9/23 日経新聞電子版 9/23 日刊工業新聞 |
| 10/28 | 職務発明規程の整備支援強化期間のお知らせ | 11/11 フジサンケイビジネスアイ |

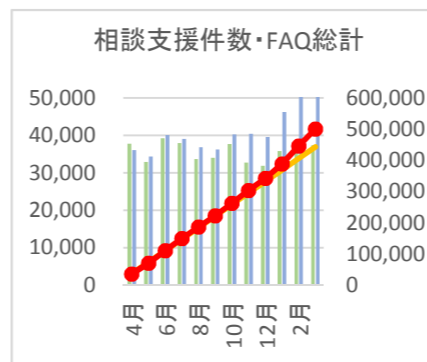
② 平成29年3月に知財活用支援センター内における情報セキュリティ監査を、下記のとおり実施し、適正に管理されていることを確認した。

情報セキュリティ監査の実施

| 情報セキュリティの監査項目 | 監査結果 |
|--------------------------|------|
| 各窓口の相談記録等のマニュアルに則った適正な管理 | 適正 |
| 相談記録等の適正な管理に係るヒヤリング調査 | 適正 |
| 相談記録等の適正な保管状況に係る実地調査 | 適正 |

・ 知財総合支援窓口では、機密情報(企業から開示された未公開技術情報や営業秘密に関する情報)を管理する相談データベースのネットワークと日常的な業務(メール、資料作成等)に使う汎用ネットワークとを完全に分離し、前者はインターネットから完全に分離した閉域ネットワーク管理に移行した。こうした措置により、知財総合支援窓口に寄せられる相談支援内容の適切な情報管理環境を整備した。さらに、同相談データベースにアクセスできる者を特定し、閲覧範囲を制限するなどによって、秘匿すべき情報の厳格な管理・運用体制を確立した。

③ 知財活用支援センターは、第四期中期計画期間中の単年度毎に、各窓口の相談支援件数及びFAQ閲覧件数の目標値を設定し、月次データをモニタリングしてデータを共有することによって、目標達成型のPDCAマネジメントを実施した。



④ 平成28年度は、職務発明規程及び営業秘密管理規程に関する整備促進強

略相談窓口業務及び海外展開知財支援窓口業務等の間の連携強化を図り、各窓口間における案件照会数の大幅な増加を実現するとともに、ユーザーサービスの質の向上を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 知財活用支援センターは所掌する窓口の新たな支援メニューや取組について、中堅・中小・ベンチャー企業に対する情報発信として、プレスリリース、パンフレット等により広報活動を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(3) 知財活用支援センターは情報セキュリティ監査を実施し、情報・研修館が定める情報セキュリティポリシーに則った運用が確実に実施されているか、相談者の個人情報及び機密情報が適切に管理されているかについての確認を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)

(4) 知財総合支援窓口の厳格な情報管理を担保するネットワーク環境の整備を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)

(5) 知財活用支援センターは、第四期中期計画期間中の単年度毎に、各窓口の相談支援件数及びFAQ閲覧件数の目標値を設定し、月次報告を共有することによって、進捗状況の管理を実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)

(6) 職務発明規程及び営業秘密管理規程の整備を促進するため、強化期間を設定し、これらの規程の整備に関心をもつ企業等の掘り起し活動、規程整備支援活動を開始した。

| | | | | | | |
|--|--|---|--|---|---|--|
| | | <p>③知財活用支援センターは、産業財産権相談窓口寄せられる電話、対面、メール、文書等の相談状況、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の相談支援状況、知財総合支援窓口の月次報告等、各窓口から得られる情報を基に各窓口のパフォーマンスを確認し、必要に応じて改善策の提案を行う等のPDCAマネジメントを実施する。</p> <p>④知財活用支援センターは、各窓口における相談支援内容等を分析し、相談内容の動向等について特許庁や経済産業局と分析結果等を共有するとともに、フォローアップ調査の対象とする事例を整理・分析する。</p> <p>⑤知財活用支援センターは、各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施する。</p> <p>⑥知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施する。</p> | <p>は、各窓口における相談支援内容等を分析し、相談内容の動向等について特許庁や経済産業局と分析結果等を共有するとともに、フォローアップ調査の対象とする事例を整理・分析したか。</p> <p>(7)知財活用支援センターは、各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施し、必要に応じて各窓口に対する改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントを実施したか。</p> <p>(8)知財活用支援センターは、各地域に配置する地域ブロック担当者の活動報告を通じて地域の実情を的確に把握し、知財総合支援窓口等のマネジメントを効果的かつ効率的に実施したか。</p> | <p>化期間(28年11月～29年2月)を設け、規程整備に関心がある中小企業等を掘り起こすとともに、規程の整備支援を開始した。</p> <p>⑤各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するための利用者アンケートの調査分析を実施し、今後の各窓口の機能改善策の提言あるいは指導を行う等のPDCAマネジメントが実施できるよう、アンケート結果の収集・分析と課題等の抽出・把握を行った。</p> <p>⑥各地域ブロックに知財活用支援センターが配置した地域ブロック担当者が一堂に集まる連絡会議を毎月1回開催し、各地域ブロックの知財総合支援窓口の活動状況・課題等を的確に把握するとともに、地域ブロック担当者を介して、知財総合支援窓口企業リスト等の顧客拡大に資する情報を提供するなど、効率的かつ効果的な業務マネジメントや情報提供を実施した。</p> | <p>(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(7)各窓口がそれぞれ実施する機能改善等に資するため、利用者アンケートの調査分析、各窓口の現状と課題の把握を行った。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(8)地域ブロック担当者が一堂に集まる連絡会議を毎月1回実施し、各地域ブロックの知財総合支援窓口の実情等を的確に把握するとともに、地域ブロック担当者を介して各窓口に対する適切な業務マネジメント、有用情報の提供等を実施した。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p> <p>〈課題と対応〉 平成28年度半ばに特許庁が策定した「地域知財活性化行動計画」に基づき、平成29年度は、知財総合支援窓口の活動支援と適切な業務マネジメントを行う必要がある。</p> | |
|--|--|---|--|---|---|--|

| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組は以下のとおり。</p> <p>①年度目標に掲げられた知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の新規相談者及び新規支援者数については、的確な業務マネジメント等を実施したことにより、下表に示すように、目標値 16,000 件に対し、120%以上の実績となった。</p> <table border="1" data-bbox="1448 1801 2243 1976"> <thead> <tr> <th>窓口の名称</th> <th>新規の相談支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47 都道府県の知財総合支援窓口</td> <td>19,004 件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>360 件</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>274 件</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>19,638 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)実績値 19,638 件は、目標指標値 16,000 件に対し、122.7%に相当</p> | 窓口の名称 | 新規の相談支援件数 | 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 19,004 件 | 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 360 件 | 海外展開知財支援窓口 | 274 件 | 総計 | 19,638 件 | | |
|------------------|-----------|--|---|---|-------|-----------|------------------|----------|---------------|-------|------------|-------|----|----------|--|--|
| 窓口の名称 | 新規の相談支援件数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 47 都道府県の知財総合支援窓口 | 19,004 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 360 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外展開知財支援窓口 | 274 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総計 | 19,638 件 | | | | | | | | | | | | | | | |

②年度目標に掲げられたセンター内の4つの相談窓口における相談支援件数及び産業財産権ポータルサイトのFAQ検索利用件数の合計値については、各種取組(広報、案件掘り起し活動等)の複合効果によって、以下のとおり、目標を大幅に超える実績となった。

| 窓口またはポータルサイトの名称 | 件数 | 備考 |
|-----------------|----------|---------|
| 47都道府県の知財総合支援窓口 | 86,135件 | 相談支援件数 |
| 産業財産権相談窓口 | 28,249件 | 〃 |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 450件 | 〃 |
| 海外展開知財支援窓口 | 452件 | 〃 |
| 産業財産権相談ポータルサイト | 387,497件 | FAQ閲覧件数 |
| 総計 | 502,783件 | |

(注)実績値 502,783件は、目標指標値 380,000件に対し、131.67%に相当

中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組として以下のものがある。

- ①地域知財活性化行動計画の決定に伴う取組
- 情報・研修館では、特許庁が取りまとめた「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日決定)を踏まえ、同計画において定められた中央レベルの「成果目標」(KPI)の実現を期するため、地域レベルの「成果目標」(KPI)設定に向けて都道府県の関係機関(知財総合支援窓口事業の請負事業者も含む)との連絡・調整作業を、平成28年9月～12月の期間、特許庁とともに実施した。
 - その連絡・調整作業の結果、都道府県レベルのKPI(相談件数、専門人材による支援件数及びよろず支援拠点との連携件数)が定められ、情報・研修館と総合支援窓口においては、KPIをモニタリング指標としたPDCA型の業務マネジメントを開始した結果、目標値を越える成果が得られた。

- ②平成28年度熊本地震に対する迅速な対応
- 平成28年熊本地震においては、熊本県及び大分県で甚大な被害が生じたとの報を受けた時点で、情報・研修館では役員等の指示のもとに緊急対応体制を組み、直ちに熊本県及び大分県の知財総合支援窓口のスタッフの安否確認、窓口の被害状況の確認等を実施した結果、熊本県知財総合支援窓口のサービス提供が困難と判断されたため、情報・研修館内に速やか(24時間以内)に、臨時の電話相談窓口を開設し、サービス停止を余儀なくされた熊本県の知財総合支援窓口に代わって相談対応を行う体制を構築した。
 - 本件の対応経験も踏まえ、情報・研修館の事業継続計画(BCP)遂行における初動体制や連絡体制も見直しが進められた。

〈主要な業務実績〉

〈知的財産の権利取得・活用に取組む企業のすそ野を拡大するための機能強化〉

- ①知財活用支援センターは、経済産業局との連携、地方自治体、商工会・商工会議所、各工業会、金融機関、政府関係機関等の協力を得て、セミナーや講演会等の計画を策定し、知的財産戦略アドバイザー、海外知的財産プロデューサー等を講師として派遣した。

| 専門家 | 派遣回数 |
|---------------|------|
| 知的財産戦略アドバイザー | 40回 |
| 海外知的財産プロデューサー | 60回 |

- ②産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直しや拡充作業を四半期ごとに実施した。

〈評定と根拠〉

自己評価結果:A
根拠は以下のとおり

〈知的財産の権利取得・活用に取組む企業のすそ野を拡大するための機能強化〉

- (1)知的財産活用に関するセミナーや講演会等に、知的財産戦略アドバイザーを40回、海外知的財産プロデューサーを60回、講師として派遣した。(主要な業務実績の項番①に記載)

- (2)産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的

堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。その際、特許庁及び経済産業局と相談支援に関する現状などを相互に情報共有しつつ、効果的かつ効率的なすそ野拡大活動を実現する。

て、知的財産の権利化や活用に新たに取組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。

③ 知財総合支援窓口においては、企業訪問による御用聞き等を実施することにより、知的財産の権利化や活用に新たに取組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしを行う。

外知的財産プロデューサー等を講師として派遣する。

② 知財活用支援センターのマネジメントの下、各窓口は、現行の産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直しや拡充作業(四半期ごとに少なくとも1回実施)を進めるとともに、成功・失敗事例、又は支援事例等の抽出作業(第2四半期末と第4四半期末に実施)を進める。また、公開可能な支援事例については、知財活用支援センターにおいて取りまとめ、コンテンツ化してWeb等で公表する。このような啓発・周知活動を展開することによって、知的財産の権利化や活用に新たに取組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしにも役立つ。

③ 知財総合支援窓口においては、知的財産の権利取得と活用に取組む中小企業等のすそ野を拡大するために、新規相談者数、普及啓発のための訪問企業数等を活動モニタリング指標とし、知的財産の権利化と活用に新たに取組む中堅・中小・ベンチャー企業の発掘業務を適切に管理する。

て派遣したか。

(2) 知財活用支援センターのマネジメントの下、各窓口は、現行の産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直しや拡充作業を四半期ごとに少なくとも1回実施したか。さらに、成功・失敗事例、又は支援事例等の抽出作業を第2四半期末と第4四半期末に実施し、公開可能な支援事例については、コンテンツ化してWeb等で公表したか。

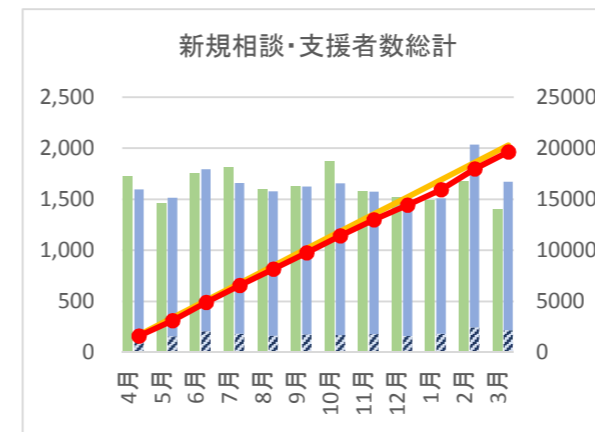
(3) 上記の啓発・周知活動によって、知的財産の権利化や活用に新たに取組む中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしに寄与したか

| サイト名 | FAQの追加掲載件数 | | | | FAQの総掲載数(H28年度末) |
|------------------|------------|-------|--------|--------|------------------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | |
| 産業財産権相談サイト | 該当案件なし | 5件 | 5件 | 該当案件なし | 465件 |
| 営業秘密・知財戦略ポータルサイト | 該当案件なし | 1件 | 該当案件なし | 19件 | 29件 |
| 海外知的財産活用ポータルサイト | 該当案件なし | 5件 | 該当案件なし | 5件 | 31件 |

・成功・失敗事例、又は支援事例等の抽出作業を第2四半期末と第4四半期末に実施し、公開可能な支援事例、及びユーザーが役立つ資料等を、知財活用支援センターにおいて取りまとめ、コンテンツ化してポータルサイトやeラーニングシステムを使って公表した。

| サイト名 | 支援事例・資料等の公開件数 | |
|------------------|---------------|--------------------------------------|
| | 第2四半期 | 第4四半期 |
| 産業財産権相談サイト | なし | なし |
| 営業秘密・知財戦略ポータルサイト | 資料: 1件 | eラーニング教材: 2編 解説資料: 1件 支援事例: 3件 |
| 海外知的財産活用ポータルサイト | なし | eラーニング教材: 5編 支援事例: 2件 |

③ 各種啓発・周知活動により、知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口における新規相談者及び新規支援者数の合計値が目標値16,000件に対し、120%の超過達成。



<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 産業財産権相談窓口へ寄せられる先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有して、全ての相談担当者が適切な助言・指導ができるようにした。

上記の助言・指導体制の充実に伴い、産業財産権相談窓口でのJ-PlatPat 調査方法に関する質問及び回答数は、平成28年度実績値が計3,384件となり、前年度実績1,700件の2倍に増加した。

② 産業財産権相談窓口へ寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と

財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直しや拡充作業を四半期ごとに実施したこと。eラーニングコンテンツ等の作成・公開を行った。営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口の支援事例を第2四半期末と第4四半期末に抽出し、取りまとめた。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 各種啓発・周知活動により、知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口での新規相談者及び新規支援者数の合計値が、目標値16,000件に対し、120%の超過達成となり、中堅・中小・ベンチャー企業の掘り起こしに寄与した。(主要な業務実績の項番③に記載)

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

(1) PCが利用できる相談者に対しては、J-PlatPat を使った調査方法等について助言・指導を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 相談内容を相談データベースに蓄積して、相談内容の情報共有を図り、相談担当者による迅速な

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

先行文献調査等に関する相談に対しては、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に実施し、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努める。

出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担当者が共有できる

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 先行文献調査等に関する相談に対しては、相談者とともに J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査結果の分析法に関する指導を適切に行うことにより、相談者の知的財産に関する基本的な知識と能力を高めるように努めつつ、適切な助言を行う。

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

① 情報・研修館の産業財産権相談窓口へ寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有することにより、全ての相談担当

<産業財産権の出願・権利化に関する相談への対応力強化>

(1) 産業財産権相談窓口へ寄せられる出願・権利化に関する相談のうち、先行文献調査等に関する相談に対しては、J-PlatPat を用いた調査、調査方法や調査・分析結果の利用法に関する回答例や経験等を相談担当者間で共有することにより、全ての相談担当者が適切な助言

体制にするとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施する。対面又は電話によるものはその場で、電子メール等の文書によるものに対しては原則1開館日以内に、的確な回答を提供する。

- ② 出願手続等に関する相談に対しては、迅速かつ的確な回答が求められるため、相談回答例を随時データベースに蓄積して産業財産権相談窓口の各相談担当者が共有するとともに、相談担当者の知識・能力水準を不断に向上させるための研修やCS研修等を実施する。
- ③ 出願手続等に関する対面又は電話による相談に対してはその場で、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に的確な回答を提供し、顧客満足度の向上を図る。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

知的財産分野や中小企業の知財支援に精通した弁理士、弁護士等やデザイン専門家等の各種専門家を知財総合支援窓口や中小企業等に派遣する体制を整備し、全国の知財総合支援窓口へ寄せられる高度な相談や支援要請に対応する。

- ① 知財総合支援窓口へ寄せられる知的財産の戦略的な活用等に関する相談に対応するため、当該分野に精通した専門家(弁理士、弁護士、中小企業診断士等)を派遣するなど、窓口の相談対応力を補強する。
- ② 意匠活用方針、ブランド構築方針等のデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザイン専門家等を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業からの相談への対応力を強化する。

者が適切な助言や指導を行えるようにする。

- ② 産業財産権相談窓口へ寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにする。また、相談担当者に対してはCS研修の受講を義務づけるとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加によって、相談担当者の相談対応力と知識の向上を図る。
- ③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度の向上を図る。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、知財総合支援窓口へ専門家(弁理士、弁護士)を定期的に配置する。平成28年度は、従来の実情を踏まえ、弁理士は週1回以上、弁護士は月1回以上配置する。また、地域企業等から知財総合支援窓口へ寄せられる相談のうち、同窓口の相談支援担当者や窓口の配置専門家だけでは相談支援対応が困難な相談に対応できる登録専門家(弁理

- や指導を行ったか。
- (2) 産業財産権相談窓口へ寄せられる出願・権利化の手続等に関する相談内容と回答要旨は、逐次、情報・研修館が管理する相談データベースに蓄積し、それを産業財産権相談窓口の相談担当者が共有することにより、迅速かつ的確な回答ができるようにしたか。
- (3) 産業財産権相談窓口の相談担当者はCS研修を受講するとともに、特許庁の出願及び権利化に関する関連部署との連携のもとに随時実施する勉強会や各種説明会等への参加等によって、相談対応力と知識の向上を図ったか。
- (4) 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持し、顧客満足度が向上したか。

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

- (1) 知財総合支援窓口へ弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置し、専門的な相談への対応力を強化したか。
- (2) 知財総合支援窓口へ登録専門家(弁理士、弁護士、中小企業診断士等)を派遣し、地域企業等の支援要請に応えたか。
- (3) 知財総合支援窓口へデザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの相談への対応力を強化したか。

回答要旨は、相談データベースに蓄積し、全ての相談担当者が相談内容を共有して、迅速かつ的確な回答ができるようにした。なお、産業財産権相談窓口へ寄せられた相談の件数は以下のとおり。

| 相談の形態 | 相談件数 ()内は対前年度比 |
|------------|--------------------|
| 窓口での対面相談 | 5,959件 (102%) |
| 電話による相談 | 19,131件 (111%) |
| 文書による相談 | 268件 (75%) |
| FAXによる相談 | 1,987件 (180%) |
| 電子メールによる相談 | 904件 (108%) |
| 計 | 28,249件 (112%) |

- 産業財産権相談窓口の相談担当者は、情報・研修館が実施するCS研修に出席するとともに、相談担当者勉強会を28回開催して相談対応力の向上を図った。
- ③ 出願・権利化の手続等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、電子メール等の文書による相談に対しては受信後原則1開館日以内に、迅速かつ的確な回答を提供する体制を維持した。

• これらの取組によって、以下に示すように、顧客満足度が向上した。

| 平成28年度顧客アンケート調査結果の概要 | |
|----------------------|------------------------|
| 相談員の接客態度: | 92.2% (前年度より3.9ポイント上昇) |
| 相談員の言葉遣い: | 90.9% (前年度より1.7ポイント上昇) |
| 相談員の回答内容: | 91.1% (前年度より4.6ポイント上昇) |

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業等が相談支援内容の水準に応じて専門家の支援を仰げるよう、全国の知財総合支援窓口へ弁理士を週1回以上、弁護士を月1回以上配置した。また、窓口の支援担当者、配置専門家だけでは対応が困難な案件に対応するため、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門家をあらかじめ登録し、これらの専門家を派遣して地域企業等の支援要請に対応した。

• 上記の専門家の配置及び派遣による効果は以下のとおり。

| 専門家 | 配置及び派遣回数 |
|----------|------------------------------|
| 弁理士 | 配置回数: 3,684回 派遣件数: 4,272件 |
| 弁護士 | 配置回数: 724回 派遣件数: 474件 |
| 中小企業診断士 | 派遣件数: 141件 |
| 支援件数の合計値 | 13,402件 |

- 回答ができるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) CS研修への参加、計28回開催した勉強会への参加等によって、相談担当者の相談対応力を向上させた。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (4) 相談に対する回答は平成28年度計画が掲げた期限内に相談者に回答し、顧客満足度は前年度に比べ数ポイント上昇した。(主要な業務実績の項番③に記載)

<知的財産の戦略的な活用等の専門的な相談への対応力強化>

(1)~(3)知財総合支援窓口へ定期的に弁理士・弁護士等の専門家を配置して、専門的な相談に対応するとともに、地域中小企業からの支援要請に対応して、内容に応じて適切な専門家を派遣した。(主要な業務実績の項番①、②に記載)

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する相談に対しては、知財総合支援窓口で相談を受け付け、弁護士等の専門家派遣体制を構築・運用する等の機能強化を図り、適切な回答や支援を提供する。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

営業秘密情報の保護・活

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 知財総合支援窓口で受け付ける新たな職務発明制度に関連する社内規程の整備等に関する相談に対しては、弁護士等の専門家派遣する等により適切な回答等を提供し、支援強化を図る。
- ② 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、フォローアップ調査によって規程等の整備状況を把握する。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

① 営業秘密の管理体制整

士、弁護士、中小企業診断士等)を知財総合支援窓口へ派遣し、地域企業等の支援要請に応える。

- ② 意匠活用方針、ブランド構築方針等のデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築・運用し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの相談への対応力を強化する。

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 平成28年4月1日に平成27年改正特許法等が施行されることを踏まえ、職務発明の社内規程の整備等に関する相談を知財総合支援窓口で受け付け、適切な回答等を提供できるようにするため、年度当初に窓口で職務発明の社内規程等整備に関するFAQ集を提供し、その後の窓口での相談内容等を踏まえて、四半期ごとにFAQ集の見直しを行う。そうした相談機能向上策に加え、弁護士等の専門家を派遣する等により適切な回答等を提供する体制を整備し、職務発明の社内規程等整備に関する相談支援体制の強化を図る。
- ② 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成28年度下期にフォローアップ調査を行い、社内規程等の整備状況を把握する。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

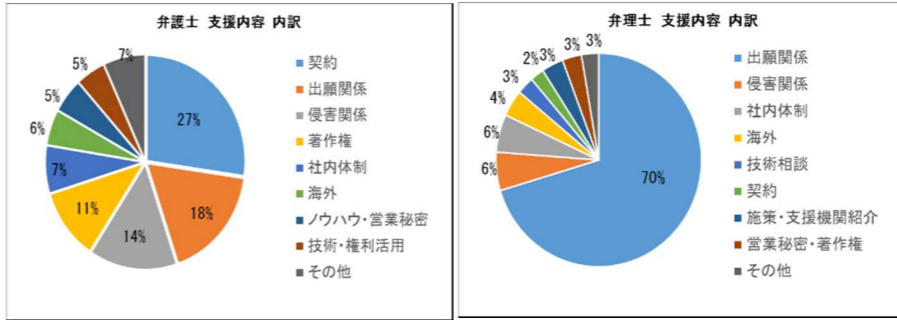
① 情報・研修館の営業秘

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- (1) 知財活用支援センター及び地域支援部は、知財総合支援窓口に対して職務発明の社内規程等整備に関するFAQ集を提供し、その後の窓口での相談内容等を踏まえて、四半期ごとにFAQ集の見直しを行ったか。
- (2) 知財総合支援窓口へ弁護士等の専門家を派遣することにより、地域の中堅・中小・ベンチャー企業における職務発明の社内規程等整備に関する相談支援体制の強化を図ったか。
- (3) 職務発明取扱規程の整備に関する相談については、平成28年度下期にフォローアップ調査を行い、社内規程等の整備状況を把握したか。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

(1) 営業秘密・知財戦略相



- ② 意匠の活用方針やデザイン・ブランド戦略に関する相談に対しては、デザインやブランド等の専門家を派遣する体制を構築し、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対して、デザイン・ブランド専門家を315回派遣した。

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- ① 職務発明規程の整備に関するFAQを作成し、閉域網で構築された窓口イントラネットにて提供することにより、知財総合支援窓口の相談支援担当者が企業等のニーズの掘り起しや支援活動に使えるようにした。また、四半期ごとにFAQ集の見直しを行った。見直しを行った件数は以下のとおり。
 - ・ 第1四半期:4件を見直し
 - ・ 第2四半期:3件を見直し
 - ・ 第3四半期:3件を見直し
- ・ 平成28年11月～2月の4ヶ月間、職務発明規程の整備促進強化期間を設定し、特許出願経験のある中小企業へのダイレクトメールの送付、知財総合支援窓口における支援体制の強化、職務発明に関する説明会の全国各地での開催等を行い、ニーズの掘り起しを実施した。
- ② 職務発明規程の整備促進強化期間を設定することにより、強化期間前の規程整備に関する相談支援件数は30件/月の水準であったが、強化期間中は40件/月に支援件数が増加した。なお、規程整備状況のフォローアップ調査は、平成29年3月は企業の決算期に重なるため、調査実施時期を平成29年度上期に変更した。

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

① 営業秘密等に関する相談は、窓口対面相談、電話相談、企業等の現場の実

<新たな職務発明制度の導入に関連する社内規程の整備等に関する専門的な相談への対応力強化>

- (1) 職務発明規程の整備に関するFAQを作成し、四半期ごとにFAQ集の見直しを行った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 平成28年11月～2月の4ヶ月間、職務発明規程の整備強化期間を設定し、特許出願経験のある中小企業へのDM送付、知財総合支援窓口における支援体制の強化、全国で職務発明に関する説明会の開催等を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (3) 職務発明規程の整備促進強化期間を設定することにより、平均40件/月に支援件数が増加した。フォローアップ調査は平成29年度上期に延期した。(主要な業務実績の項番②に記載)

<営業秘密の管理体制整備や営業秘密流出・漏えい事案、特許化／秘匿化等に関する専門的な相談への対応力強化>

(1) 営業秘密・知財戦略相

用体制の構築に関する相談、特許化／秘匿化等の知財戦略に関する相談等に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口で相談を受け付け、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確な回答や支援を提供する。

また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開し、営業秘密の流出や漏えいの再発防止を図る。

備と営業秘密流出・漏えい事案等に関する専門的な相談については、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付け、「企業における秘密情報の保護・活用ハンドブック」(経済産業省)等を活用しながら、同窓口の知的財産戦略アドバイザーと弁護士、弁理士が的確な回答を提供する。

② 営業秘密流出・漏えい事案に関する相談については、事案の内容によっては相談者の意向を踏まえ、独立行政法人情報処理推進機構又は警察庁へ必要な情報を取り次ぎ、相談者が独立行政法人情報処理推進機構／警察庁への相談を行いやすくなるように支援する。

③ 営業秘密・知財戦略相談窓口での相談受付動向等については、営業秘密官民フォーラム等において情報を提供し、最新情報を業界団体等と共有することによって、企業等における営業秘密漏えいの未然防止に役立てる。

密・知財戦略相談窓口は、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、不正競争防止法で保護される営業秘密の管理体制の構築、営業秘密の漏えい事案等に関する専門性の高い支援が必要とされる相談を直接あるいは知財総合支援窓口等を通して受け付け、知的財産戦略アドバイザーや担当弁理士、弁護士が的確な回答を提供し、営業秘密・知財戦略に関する専門的な相談や支援要請に対応する。適切な相談支援を行うため、また必要に応じて相談支援の体制整備を行うため、相談支援件数をモニタリング指標として業務管理を行う。

② 知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援においては、当該企業の事業戦略とリスク対応戦略等を踏まえた適切な助言と支援を行うこととし、中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も拡大する。

③ 平成28年度は、400件以上の専門的な相談への対応とハンズオン支援ができるよう、窓口のマネジメント体制を強化し、知的財産戦略アドバイザーによるセミナー及びセミナー終了後に個別相談(年度内に全国で30回以上実施)を行うとともに、電子化した啓発用資料等の見直しを第2四半期末までと第4四半期末までにそれぞれ1回以上実施して営業秘密・知財戦略ポータルサイトに掲載し、普及等を進める。

④ 営業秘密管理体制、営業秘密管理規程等の整備を進めようとする中小企業

相談窓口は、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、営業秘密の管理体制の構築、営業秘密の漏えい事案への対応等の専門性の高い支援を実施したか。

(2) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も実施したか。

(3) 営業秘密の管理等に關する啓発セミナー等を全国で30回以上実施したか。また、電子化した啓発用資料等の見直しを第2四半期末までと第4四半期末までにそれぞれ1回以上実施して営業秘密・知財戦略ポータルサイトに掲載し、普及等を進めたか。

(4) 営業秘密管理体制、営業秘密管理規程等の整備を進めようとする中小企業等に対するハンズオン支援において、支援した企業の規程等の整備実績数を活動モニタリング指標とし、規程整備等を着実に支援したか。

(5) 営業秘密・知財戦略相談窓口のスタッフ及び知的財産戦略アドバイザー等は、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修の機会を設け、地方での啓発や相談掘り起こし活動を強化したか。

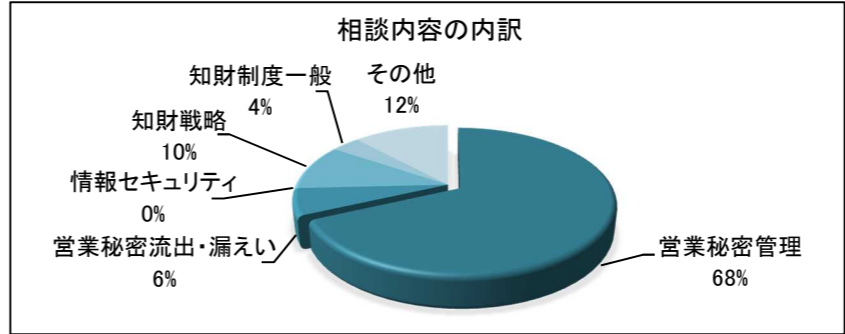
(6) 営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行ったか。

情を把握しつつ相談対応する出張相談の3本柱で対応した。平成28年度は、下に示すように出張相談が急増した。

| 年度 | 窓口対面相談件数 | 電話相談件数 | 出張相談件数 | 総件数 |
|--------|----------|--------|--------|------|
| 平成28年度 | 49件 | 111件 | 290件 | 450件 |
| 平成27年度 | 43件 | 158件 | 49件 | 250件 |

(注)平成28年度の総相談件数は前年度比180%に増加。

・平成28年度の相談(全450件)の内容は下のとおり。



・平成28年度の全相談450件のうち、高度専門家の助言を要した相談が17件(弁護士助言:16件、弁理士助言:1件)あり、内容に応じて適切に対応した。
 ・平成28年度は、営業秘密の窃取事案(従業者や外部者による窃取、情報システムへの侵入による窃取等)の相談はなかった。

② 営業秘密・知財戦略相談窓口では、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせなどの知財戦略に関する相談も受け付けるとともに、中小企業等における営業秘密管理規程の整備、営業秘密管理体制の構築に関するハンズオン支援を平成28年度下期から本格的に開始した。平成28年度下期にハンズオン支援を受けた企業は7社であった。

③ 営業秘密・知財戦略相談窓口では、営業秘密管理や知財戦略の重要性に関する理解増進活動を進めるため、全国各地でセミナーを38回開催した(平成28年度計画の目標値に対し127%の実績)。また、セミナー終了後に参加者からの個別相談も受け付けるなど、きめ細かな対応も行った。
 ・電子化された普及啓発用の各種資料の見直しまたは作成は、平成28年度計画に掲げたとおりに実施し、FAQは計20件を、資料・コンテンツ等は計5編を、それぞれ営業秘密・知財戦略ポータルサイトに掲載し、広く利用できるようにした。

④ 営業秘密管理規程の整備、営業秘密管理体制の構築を進めようとする中小企業等に対して、企業の実情等を把握した上で体制や規程等の整備に向けて継続的に支援するハンズオン支援を開始した。(上記②に記載した内容の再掲)

⑤ 知財総合支援窓口との連携活動を進めるため、知財総合支援窓口の全ての相談支援担当者を対象として開催される研修会において、営業秘密管理等に關する研修を行った。そうした取組等の結果、平成28年度の営業秘密・知財戦略相談窓口における相談支援活動での知財総合支援窓口との連携が125件になるなど、効果が出始めた。

⑥ 営業情報の窃取については、警察庁主催の研修会への参加(5回)、情報・研修館主催のセミナー等への警察庁からの講師招聘(12回)も含め、連携強化を進めた。

⑦ 平成28年6月15日に開催された営業秘密官民フォーラムにおいて、相談事例や窓口相談案件の分析結果等の情報を提供した。

⑧ 知的財産戦略アドバイザーと海外知的財産プロデューサーとの合同セミナーを開催(10回)する等の連携促進取組を進めた結果、相談事案に対する対応で

相談窓口は、知的財産の権利化と秘匿化の組み合わせに関する助言と支援、営業秘密の管理体制の構築、営業秘密の漏えい事案への対応等の専門性の高い相談を受け付け、前年度比180%の相談支援を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 中小企業等における営業秘密管理体制の構築等の支援においては、知的財産戦略アドバイザーによる出張相談対応等のハンズオン支援も実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)

(3) 営業秘密の管理等に關する啓発セミナー等を全国で38回実施した。また、電子化した啓発用資料等の見直しを第2四半期末までと第4四半期末までにそれぞれ1回以上実施して営業秘密・知財戦略ポータルサイトに掲載し、普及等を進めた。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4) 営業秘密管理体制、営業秘密管理規程等の整備を進めようとする中小企業等に対するハンズオン支援において、支援した企業の規程等の整備実績数を活動モニタリング指標とし、規程整備等を着実に支援した。(主要な業務実績の項番④に記載)

(5) 営業秘密・知財戦略相談窓口のスタッフ及び知的財産戦略アドバイザー等は、知財総合支援窓口の相談支援担当者に対する研修会で講師等として情報を提供し、地方での知財総合支援窓口による相談掘り起こし活動に対する協力体制を強化した結果、両窓口間の連携取組が125となった。(主要な業務実績の項番⑤に記載)

| | | | | | | |
|--|--|---|---|---------------------------|---|--|
| | | <p>等に対して、企業の実情等を把握した上で体制や規程等の整備に向けて、ハンズオン支援を平成28年度から本格的に開始し、支援した企業の規程等の整備実績数を活動モニタリング指標とし、規程整備を着実に進める。</p> <p>⑤全国各地のワンストップ相談窓口である知財総合支援窓口寄せられる営業秘密に関する相談のうち、高い専門性を必要としない相談に対しては知財総合支援窓口で対応できるよう、知財総合支援窓口の相談支援担当者等に対する研修機会を設け、地方での啓発や相談掘り起こし活動における知財総合支援窓口との連携活動を強化する。なお、知財活用支援センターにおいて、各四半期末に知財総合支援窓口で応じた営業秘密に関する相談の内容を精査し、専門的な支援が必要な案件については、知財総合支援窓口と協力しつつ、営業秘密・知財戦略相談窓口の相談支援対象とし、専門性の高い支援を提供する。</p> <p>⑥営業情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、管理された営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行う。</p> <p>⑦窓口寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供することにより、官民をあげた営業秘密保護に関する取組に貢献する。</p> <p>⑧中堅・中小・ベンチャー企業等が保有し秘匿管理している先端技術等が国外に漏えいすることを防止</p> | <p>(7) 窓口寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供したか。</p> <p>(8) 営業秘密・知財戦略相談窓口の業知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する取組を展開したか。</p> | <p>の連携が5回生まれ、効果が出始めた。</p> | <p>⑤に記載)</p> <p>(6) 営業秘密情報の窃取を目的とする国内外からのサイバー攻撃、営業秘密情報の窃取被害等に関する相談については、独立行政法人情報処理推進機構、警察庁との連携を強化し、的確かつ迅速な相談対応を行った。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p> <p>(7) 窓口寄せられた相談の種別、被害事例等に関する情報を整理し、関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供した。(主要な業務実績の項番⑦に記載)</p> <p>(8) 営業秘密・知財戦略相談窓口の業知的財産戦略アドバイザーと海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する取組を展開した。(主要な業務実績の項番⑧に記載)</p> | |
|--|--|---|---|---------------------------|---|--|

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

海外展開に伴って生じる知的財産に関連する課題への支援要請に対しては、海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサー等の専門人材による支援を提供する。
また、海外知的財産プロデューサーを増員するなど支援体制を強化するとともに、海外展開に伴う知的財産に関連した事案等を紹介するセミナー等の開催、ポータルサイト等の充実等を通じて、海外展開に関心を持つ中堅・中小・ベンチャー企業等への支援の拡大にも努める。

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

- ① 国内とは異なる法制度と商慣行をもつ新興国等へ海外展開を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等からの支援要請に対し、海外での豊富な知財経験をもつ海外知的財産プロデューサーを派遣し、支援を行う。
- ② 海外知的財産プロデューサーを増員し、同プロデューサーを補佐する海外知的財産アドバイザーとともに、個々の中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開における知財戦略策定、知財契約、秘密管理、模倣品対策等の支援を強化する。
- ③ 海外展開知財セミナー等の開催、ポータルサイトでの情報提供の充実、海外展開支援施策の普及等により、海外展開支援のすそ野拡大を図る。

するため、知的財産戦略アドバイザーと海外知的財産プロデューサーとの連携を強め、意図せざる国外流出を防ぐための啓発活動を強化する。

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

- ① 情報・研修館の海外展開知財支援窓口では、国内とは異なる法制度と商慣行をもつ新興国等へ海外展開を目指す中堅・中小・ベンチャー企業等からの直接あるいは知財総合支援窓口等を通しての支援要請に対し、海外での豊富な知財経験をもつ海外知的財産プロデューサーを派遣し、海外展開を目指す中小企業等に対する知財面からの支援(例えば、海外展開における知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援等)を行う。なお、平成28年度は、ハンズオン型の重点的な支援を拡大することにより、効果的な支援事例の蓄積を図る。
- ② 平成28年度は、400件以上の支援が行えるよう、海外知的財産プロデューサーを増員し、同プロデューサーを補佐する海外知的財産アドバイザーと適切な役割分担を図りつつ、個々の中堅・中小・ベンチャー企業等の実情に即した支援を強化する。
- ③ 海外展開知財セミナー等を全国で30回以上開催するとともに、海外知的財産活用ポータルサイトにおける情報提供を充実すること、知財総合支援窓口等との連携を強化することにより、海外展開支援のすそ野拡大を図る。ま

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

- (1) 海外展開知財支援窓口では、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外知的財産プロデューサー等が、海外展開における知財戦略の策定、新興国企業等との知財契約締結に係る方針、技術ノウハウ等の機密情報の適切な管理、海外市場における模倣品対策等の支援を適切に行ったか。
- (2) 平成28年度からハンズオン型の重点的な支援を拡大し、効果的な支援事例を蓄積したか。
- (3) 海外展開知財セミナー等を全国で30回以上開催したか。
- (4) 海外知的財産活用ポータルサイトにおける情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化等により、海外展開支援のすそ野拡大が図られ、新規支援依頼が増えたか。
- (5) 中小機構、ジェトロ等の他機関との講師相互派遣を一層推進し、連携の強化を図れたか。

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

- ① 海外展開知財支援窓口では、全国各地の海外展開を目指す中小企業等の知的財産権活用、海外ビジネスにおける知財面のリスク低減等を含む戦略面の支援を実施した。支援メニューの概要は以下のとおり。

| ＜海外知財 PD の支援メニューの概要＞ | |
|---|--|
| ・海外展開の事業領域と展開シナリオ等を踏まえた知財戦略(リスク低減も含む)の策定に係る支援 | |
| ・海外展開を円滑に進める上で必要となる海外出願等に係る支援 | |
| ・海外のビジネスパートナーとの交渉方針等に係る支援 | |
| ・海外展開におけるビジネス・知財契約書の作成に係る支援 | |
| ・海外のビジネスパートナーへの知財ライセンス方針に係る支援 | |
| ・海外でのブランド形成の戦略と具体取組に係る支援 | |
| ・海外展開における模倣品リスクの低減策に係る支援 | |
| ・意図せざる技術流出リスクの低減に係る支援 | |
| ・その他、企業の実情に基づく支援 | |

- ・平成28年度から、海外知的財産プロデューサーによる重点的な支援を試行的に開始し、平成28年度は年度内に支援が終了した1件の事例を蓄積した。

- ② 平成28年度は、海外知的財産プロデューサーを1名増員して計7名、海外知的財産アドバイザー1名の支援体制とし、全国各地の中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開に係る知財面の支援を強化した。地域別の支援実績は以下のとおり。

| 企業所在地 | A 支援企業数 | B 複数回支援を行った企業数 | C 支援回数 |
|----------|------------|-------------------|-----------|
| 北海道地域 | 19社 | 8社 | 26回 |
| 東北地域 | 21社 | 4社 | 25回 |
| 関東・甲信越地域 | 90社 | 27社 | 132回 |
| 中部地域 | 43社 | 12社 | 60回 |
| 近畿地域 | 57社 | 14社 | 75回 |
| 中国地域 | 28社 | 10社 | 40回 |
| 四国地域 | 14社 | 3社 | 19回 |
| 九州・沖縄地域 | 47社 | 19社 | 75回 |
| 計 | 319社 | 97社 | 452回 |

(注1) 支援回数は前年度比118%である。

(注2) 新規の支援企業は274社(前年度比108%)であった。

- ③ 平成28年度は、海外展開知財セミナー等を全国で30回以上開催するとともに、海外知的財産活用ポータルサイトにおける情報提供を充実すること、知財総合支援窓口等との連携を強化することにより、海外展開支援のすそ野拡大を図った。

| 開催地 | 情報・研修館主催 セミナーの開催回数 | 他機関主催セミナー への講師派遣回数 | 計 |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----|
| 北海道地域 | 1回 | 0回 | 1回 |
| 東北地域 | 3回 | 0回 | 3回 |
| 関東・甲信越地域 | 10回 | 17回 | 27回 |
| 中部地域 | 4回 | 8回 | 12回 |

＜海外展開における知財戦略及び課題に関する専門的な支援の強化＞

- (1) 海外展開を目指す中小企業の知財戦略、知財リスク低減等に関するさまざまな支援メニューに則って、全国314社の支援を行った。(主要な業務実績の項番①及び②に記載)
- (2) 平成28年度からハンズオン型の重点的な支援を試行的に開始し、支援事例の蓄積を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (3) 海外知的財産プロデューサー等による海外展開知財セミナー等を34回開催(平成28年度計画の目標値30回の114%)した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (4) 海外知的財産活用ポータルサイトにおける情報提供の充実、知財総合支援窓口等との連携強化等により、新規支援依頼が前年度比108%となった。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (5) 中小機構、ジェトロ等の他機関との講師相互派遣回数(60回以上)と企業支援における他機関連携件数の総数が計109件(前年度比119%)に増加した。(主要な業務実績の項番③に記載)

＜課題と対応＞

- ・平成29年度に開設される近畿統括本部に設置予定の「知財戦略支援窓口－関西(仮称)」と海外展開知財支援窓口の緊密

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

情報・研修館の各窓口は、他の中小企業等の支援拠点、特に中小企業庁が各都道府県に設置している「よろず支援拠点」や独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置している「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化する。具体的には、各窓口の専門性を横断的に必要とする場合には、各窓口が連携・相互補完して顧客を“つなぐ”ことにより、顧客ニーズに即したサービスを提供するとともに、よろず支援拠点と各窓口がそれぞれ実施している担当者研修に相互に講師を派遣する等の連携も強化する。

また、独立行政法人日本貿易振興機構など海外進出企業の支援を行う諸機関と相互に機能補完ができる支援を行う等の連携を強化するとともに、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織とも連携を強化する。

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業等の経営相談窓口として中小企業庁が各都道府県に設置する「よろず支援拠点」、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進するとともに、相談対応における各窓口の相互利用を推進する。
- ② 海外展開知財支援窓口と在外日系企業支援等を行う独立行政法人日本貿易振興機構の機能は相互補完関係にあり、それぞれの特徴を活かす連携を強め、中堅・中小・ベンチャー企業等の事業発展に資する支援を行うとともに、地域の農政局の知的財産総合相談窓口との連携を進める。
- ③ 事業戦略にリンクした効果的な知財戦略、知的財産権や営業秘密の効果的な活用、デザイン・ブランド戦略の効果的な展開等の支援には、日本弁理士会や弁護士知財ネット等の知的財産に関する専門家組織との協力が効果的であるため、これら組織との連携強化のための意見交換等を定期的実施する。

た、知財総合支援窓口のみならず、経済産業局、地域の商工団体等の支援機関、地域の金融機関との連携を強化して海外展開支援を必要とする中堅・中小・ベンチャー企業等を発掘する。

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

- ① 中堅・中小・ベンチャー企業等の経営相談窓口として中小企業庁が各都道府県に設置する「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口との連携を強化するため、中小企業庁等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等で講師の相互派遣等を一層推進するとともに、相談対応における窓口の相互利用を推進する。また、海外展開の総合相談窓口として独立行政法人中小企業基盤整備機構が全国に設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用を推進する。さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の本部及び地域本部の海外展開支援担当及び専門家との連携を強化するため、セミナー等での講師の相互派遣等を一層推進する。
- ② 情報・研修館の海外展開知財支援窓口と独立行政法人日本貿易振興機構との連携を強化するため、両機関における支援事例に関する情報交換、セミナー等での講師の相互派遣等を推進する。また、海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めることにより、海外展開を目指す中堅・中小企業の支援

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

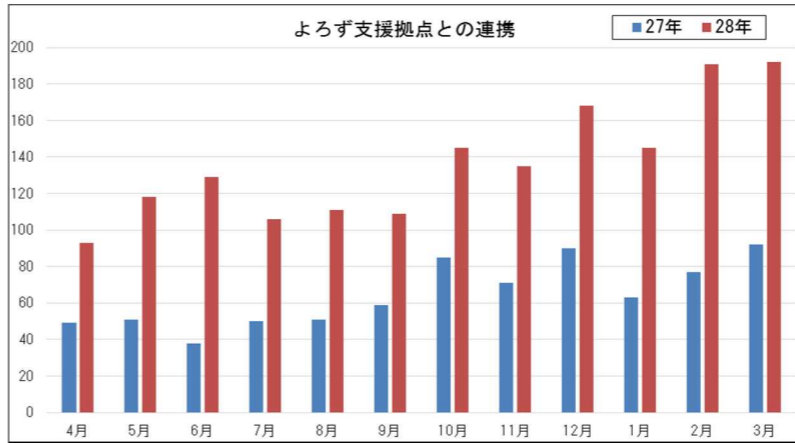
- (1) 中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が実施するセミナーと情報・研修館が実施するセミナー等で講師の相互派遣等を一層推進し、相談対応では、知財総合支援窓口とよろず支援拠点の相互利用を促進したか。
- (2) 海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強めたか。
- (3) 知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談対応における窓口の相互利用を推進したか。
- (4) 日本弁理士会、弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）、中小企業支援機関等との情報交換と連携強化を進めたか。

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 近畿地域 | 6回 | 10回 | 16回 |
| 中国地域 | 3回 | 6回 | 9回 |
| 四国地域 | 2回 | 5回 | 7回 |
| 九州・沖縄地域 | 5回 | 14回 | 19回 |
| 計 | 34回 | 60回 | 94回 |

また、他機関連携（セミナー講師相互派遣と企業支援における連携回数）は、中小機構、JETRO、経済産業局、自治体と、それぞれ、30件、23件、42件、10件と拡大し、計105件（前年度比119%）の連携取組が行われた。

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

① 中小企業からの経営相談に対して総合的・先進的経営アドバイスを行う「よろず支援拠点」（各都道府県に設置）と情報・研修館が設置する知財総合支援窓口の連携強化のため、中央レベルでは独立行政法人中小企業基盤整備機構と情報・研修館と協議、各都道府県レベルでは関係機関が参加する連携会議を開催し、両者の連携を図ったところ、都道府県レベルで「よろず支援拠点」と知財総合支援窓口の連携が下図に示すように拡大し、連携支援件数は前年度比で212%に伸びた。



また、情報・研修館では、「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と知財総合支援窓口及び海外展開知財支援窓口との相互利用拡大を図り、平成28年度下期には、これら窓口間の連携活動の兆しが現れ始めた。

② 海外展開知財支援窓口では、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」に参加する機関として、同コンソーシアムのコンシェルジュ等から紹介された7社に対し、支援を行った。

③ 地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口の相談支援担当者を対象とする研修等に農政局等の講師を招いて講演してもらうなど、知財総合支援窓口における農商工分野の相談対応力の向上に取り組んだ。

④ 日本弁理士会とは7回、弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）とは3回の意見交換会を開催し、知財総合支援窓口の配置専門家等の活動状況や活動改善課題の共有を図り、中小企業等に対する支援内容の向上を図った。

な連携体制を構築・運用することが課題の1つとなっており、知財活用支援センターでは近畿統括本部準備室と調整しているところ。

＜中小企業等支援機関との連携強化＞

- (1) セミナー等における講師の相互派遣等を一層推進した。また、知財総合支援窓口と「よろず支援拠点」の相互利用を促す取組により、よろず支援拠点との連携支援の件数が前年度比212%と大幅に増加した。（主要な業務実績の項番①に記載）
- (2) 海外展開知財支援窓口は、独立行政法人日本貿易振興機構が事務局を務める「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による支援との連携を強め、具体的な連携支援を行った。（主要な業務実績の項番②に記載）
- (3) 地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するための取組を進め、窓口の相互利用を促進した。（主要な業務実績の項番③に記載）
- (4) 日本弁理士会、弁護士知財ネットとの意見交換会を定期的に行い、窓口の支援内容の改善・向上を図った。（主要な業務実績の項番④に記載）

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

統合的な相談ポータルサイトを構築・提供し、その利用促進のための広報等の取組を進める。また、ポータルサイト中に「よくある質問と回答(FAQ)」を設け、掲載項目数を逐次増加させる。

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

① 中堅・中小・ベンチャー企業等の相談者の課題に応える手段として、相談ポータルサイトを平成29年度中に刷新して新たなポータルサイトを構築し、利用者に対する情報提供サービスを拡充する。

② 相談ポータルサイトでは、利用者がいつでもどこでも検索して適切な回答が得られるように、FAQの掲載項目数を逐次増やす。

③ 相談ポータルサイトの利用状況を定期的に把握し、相談ポータルサイトの利用促進のための広報等の取組も進め、利用者や相談窓口の両者にとって効率的な課題解決手段を提供する。

を量と質の両面から強化する。

③ 地域の農商工分野における協力・連携体制を強化するため、知財総合支援窓口と農政局窓口双方の研修等での講師の相互派遣等を推進するとともに、相談対応における窓口の相互利用を推進する。

④ 知財総合支援窓口における対応困難な相談支援及び高度な専門性を要する相談対応のための専門家活用、並びに、営業秘密・知財戦略相談窓口の相談支援サービスを一層充実させるため、引き続き、日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換を継続的に実施し、連携の強化により、幅広い相談に対してより効果的な対応を行う。

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

① Web上に搭載する検索機能付のFAQは、対面相談や電話相談の際に相談者に示すことによって相談の効率化が図られるだけでなく、簡単な相談においてはFAQを検索・閲覧することによって窓口への相談をせずに回答が得られたという事例が多くなっていることから、引き続き、FAQの充実と利便性の向上を図る。具体的には、平成28年度から、知財活用支援センターによる統括のもとに、知財活用支援センター傘下の各種ポータルサイト(産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイト)を統合した新たなポータルサイトの構成プランを9月までに策定・決定し、12月には

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

(1) 知財活用支援センターによる統括のもとに、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトを統合した新たなポータルサイトの構成プランを9月までに策定・決定し、平成29年度当初からユーザーが使いやすい統合ポータルサイトによる情報提供を開始できるよう、開発等の準備を着実に進めた。

(2) 相談・回答内容の整理を四半期毎に行い、現行のポータルサイトのFAQの掲載内容の見直しを行う。

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

① 知財活用支援センターの統括下で、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトを統合した新ポータルサイトの構想策定、設計、開発、データ移行等を平成28年度計画のとおりに進め、平成28年度末には、新たな統合ポータルサイトをリリースした。

② 産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト、海外知的財産活用ポータルサイトにおけるFAQ等の掲載内容の見直しや拡充作業を四半期ごとに実施し、全てのFAQを新たな統合ポータルサイトに移行した。(再掲)

| サイト名 | FAQの追加掲載件数 | | | | FAQの総掲載数 (H28年度末) |
|------------------|------------|-------|--------|--------|----------------------|
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | |
| 産業財産権相談サイト | 該当案件なし | 5件 | 5件 | 該当案件なし | 465件 |
| 営業秘密・知財戦略ポータルサイト | 該当案件なし | 1件 | 該当案件なし | 19件 | 29件 |
| 海外知的財産活用ポータルサイト | 該当案件なし | 5件 | 該当案件なし | 5件 | 31件 |

③ 新たな統合ポータルサイトの仕様策定において、ユーザーの利用状況を随時把握できるアクセスログ分析機能を設けるとともに、効果的な周知方法、効率的な課題解決手段の提供方法等に関する検討も、平成28年度計画どおりに実施した。

<情報通信技術(ICT)を活用した「よくある質問と回答(FAQ)」の提供と利用促進>

(1) 新たなポータルサイト構築については、平成28年度計画に記載されたスケジュールどおりに構想策定、設計、開発、データ移行等を進め、平成28年度末にユーザーの利用を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 相談・回答内容の整理を四半期毎に行い、現行のポータルサイトのFAQの掲載内容の見直しを行った。(主要な業務実績の項番②に記載)

- ④ 相談ポータルサイトに対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。
- ⑤ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、相談ポータルサイトに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。

- 新たな統合ポータルサイトの開発に着手して、平成29年度当初からユーザーが使いやすい統合ポータルサイトによる情報提供を開始できるよう、開発等の準備を着実に進める。
- ② 平成29年度に提供を開始する新たなポータルサイトのFAQコンテンツとして利用することを前提に、各窓口においては、相談・回答内容の整理を四半期毎に行い、現行のポータルサイトのFAQの掲載内容の見直しを行う。
- ③ 新たなポータルサイトの仕様策定においては、ユーザーの利用状況を随時把握できるアクセスログ分析機能を設けるとともに、効果的な周知方法、効率的な課題解決手段の提供方法等についても検討する。
- ④ 新たなポータルサイトのセキュリティ仕様の策定においては、データ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視する機能を必須要件とするとともに、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する情報を把握した上で、予期せぬ重大なインシデントに対しては適切な対処ができるよう情報セキュリティを高める方策を検討する。

- ④ 新たな統合ポータルサイトのセキュリティ仕様としてデータ改ざん等を狙うサイバー攻撃を監視する機能を装備した。また、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティに関する情報を把握した上で、予期せぬ重大なインシデントに対し適切な対処ができるよう情報セキュリティを高める各種方策についても検討した。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

情報・研修館の各窓口の利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を収集・公開し、中堅・中小・ベンチャー企業が知財活動に関心を持つ契機として利用する。また、中堅・中小・ベンチャー企業の窓口利用による事業成長へ

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- ① 窓口利用者のフォローアップ調査を実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査する。
- ② 特に効果的な事例については、窓口利用者の了解の下に事例集として編纂し、中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動促

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- ① 知財総合支援窓口、産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口それぞれにおいて、利用者のフォローアップ調査を第2四半期末と第4四半期の早い時期に実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査・抽出する。

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- (1) 知財総合支援窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口それぞれにおいて、利用者のフォローアップ調査を第2四半期末と第4四半期の早い時期に実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査・抽出したか。

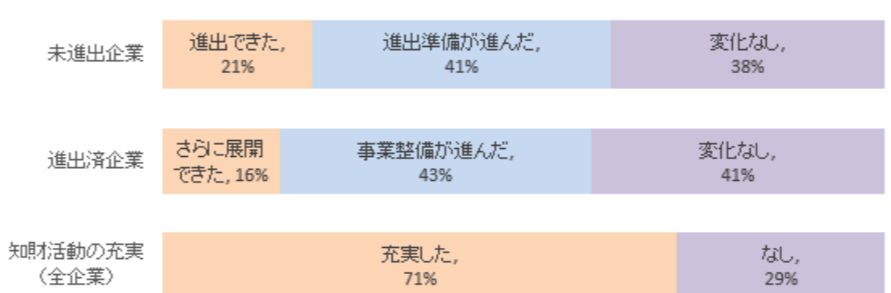
<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- ① 窓口利用者のフォローアップ調査を第2四半期と第4四半期に実施し、窓口の利用によって事業展開上の効果が認められた事例を調査・抽出した。

| 窓口の名称 | フォローアップ調査件数 | | 事例抽出数 |
|---------------|--------------------|--------------------|-------|
| | 第2四半期末 | 第4四半期末 | |
| 知財総合支援窓口 | 上期に事業上の効果が認められた全案件 | 下期に事業上の効果が認められた全案件 | 209件 |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 上期の全相談支援案件の70% | 下期の全相談支援案件の70% | 9件 |
| 海外展開知財支援窓口 | 82社 | 59社 | 32件 |
| 総計 | | | 250件 |

<窓口利用者のフォローアップ調査と効果的な事例を集めた事例集の編纂と普及>

- (1) 各窓口において利用者のフォローアップ調査を行い、事業展開上の効果が認められた事例を調査・抽出した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 事業展開上の効果が認められた具体的な事案について、企業へのヒヤリングを実施し、効果的な

| <p>の効果も調査する。</p> | <p>進の普及に利用する。</p> | <p>なおその際には、知財活用支援センターから提供する各窓口における相談支援内容の分析結果から得られたフォローアップ調査の対象候補も考慮に入れる。</p> <p>②事業展開上の効果が認められた具体的な事案については、各窓口それぞれにおいて、企業へのヒアリング・インタビューなどを平成28年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめる。</p> | <p>(2)事業展開上の効果が認められた具体的な事案については、各窓口それぞれにおいて、企業へのヒアリング・インタビューなどを平成28年度下半期中に実施し、効果的な事例として取りまとめたか。</p> | <p>・特に、海外展開知財支援窓口の支援企業では、事業展開上の効果が認められた企業数は、下に示すように、支援企業数の50%以上に及んだ。</p> <p style="text-align: center;">海外展開知財支援窓口のフォローアップ調査結果</p>  <p>(注1)海外展開の具体効果としては、輸出開始、海外売上の増加、取引先の増加等があった。</p> <p>(注2)会社の知財活動の具体変化としては、海外ビジネスに則した出願の見直し、海外企業への情報流出防止、契約書の骨子等の自社作成があった。</p> <p>②フォローアップ調査によって事業展開上の効果が認められた事案については企業ヒアリングやインタビューを行い、公開可能な事案については事例を公開した。なお、企業が公開を望まない事案については公開しないこととした。</p> <table border="1" data-bbox="1454 861 2226 1008"> <thead> <tr> <th>窓口の名称</th> <th>公開した事例の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知財総合支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: 209件</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略相談窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: なし</td> </tr> <tr> <td>海外展開知財支援窓口</td> <td>企業が公開可としたもの: 1件</td> </tr> </tbody> </table> | 窓口の名称 | 公開した事例の件数 | 知財総合支援窓口 | 企業が公開可としたもの: 209件 | 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 企業が公開可としたもの: なし | 海外展開知財支援窓口 | 企業が公開可としたもの: 1件 | <p>事例のうち、企業が公開可とした事案を公開し、他企業の参考になるようにした。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> |
|------------------|-------------------|--|---|---|-------|-----------|----------|-------------------|---------------|-----------------|------------|-----------------|--|
| 窓口の名称 | 公開した事例の件数 | | | | | | | | | | | | |
| 知財総合支援窓口 | 企業が公開可としたもの: 209件 | | | | | | | | | | | | |
| 営業秘密・知財戦略相談窓口 | 企業が公開可としたもの: なし | | | | | | | | | | | | |
| 海外展開知財支援窓口 | 企業が公開可としたもの: 1件 | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組は以下のとおり。</p> <p>①営業秘密・知財戦略相談窓口の取組 全国各地でのセミナー等での講演(計38回)、知財総合支援窓口等の他の窓口との連携した企業支援、「新輸出大国コンソーシアム」の参画機関としての支援活動等によって、以下に示すように中期目標の達成に貢献した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【特筆すべき取組】</p> <p><u>全国の中小企業等を対象とした普及啓発活動</u> ◇全国各地のセミナー等での講演:計38回 ← 目標値30回の1.3倍 ◇啓発資料の作成・公開 <u>他機関との連携実績</u> ◇知財総合支援窓口、中小企業海外展開ワンストップ相談窓口、「新輸出大国コンソーシアム」の参画機関との連携</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【目標指標(アウトプットとアウトカム)への貢献】</p> <p><u>企業支援実績</u> ◇支援件数:450件 ← 平成27年度実績に対して180% <u>営業秘密の適正な取り扱いを行った企業等の事例の創出</u> ◇事例の抽出件数:9件</p> </div> <p>②海外展開知財支援窓口の取組 全国各地のセミナー等での講演(計94回)等の普及啓発活動、知財総合支援</p> | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|-------|------------------------------|-------|-----------------------|------|-----------------------|------|--------------------|--------|--------------------|-------|----------------|---|--|
| | | | | <p>窓口等の他窓口との連携した企業支援活動の推進、「新輸出大国コンソーシアム」の参画機関としての支援活動等によって、以下に示すように中期目標の達成に貢献した。</p> <p>【特筆すべき取組】 全国の中小企業等を対象とした普及啓発活動 ◇全国各地のセミナー等での講演:計94回 ← 目標値30回の3倍 ◇eラーニングコンテンツの作成・公開 他機関との連携実績 ◇知財総合支援窓口、中小企業海外展開ワンストップ相談窓口、「新輸出大国コンソーシアム」の参画機関との連携</p>  <p>【目標指標(アウトプットとアウトカム)への貢献】 企業支援実績 ◇支援件数:452件 ← 平成27年度実績に対して117.77% ◇新規支援者数:274社 ← 平成27年度実績に対し108.3% 事業展開上の効果が認められた事例の創出 ◇海外展開に進展が認められた企業:調査回答企業の50%以上 ◇知財活動が強化された企業:調査回答企業の70%以上</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>全国8カ所の各地域ブロックに情報・研修館の地域ブロック担当者等を配置し、経済産業局及び知財総合支援窓口と密接な情報共有と連携強化を図り、他の支援機関とも連携し、地方創生に資するモデル的な中堅・中小・ベンチャー企業を第四期中期目標期間で約100社選定し、その知財活動を重点的に支援する。</p> | <p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>①各地域ブロックでの情報・研修館の企業等支援体制を強化するため、経済産業局との密接な情報交換と連携強化を図る。</p> <p>②地域において地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業の知財活動を重点的に支援する。</p> <p>③重点的な支援を受ける地域の中堅・中小・ベンチャー企業の支援内容に対する満足度調査を行う。</p> | <p>(3)地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援</p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>①第四期中期計画期間に新たに取り組みを開始する、地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援メニューの多様化と拡大については、各地域ブロックの実態を把握して効果的な支援メニューとする必要があるため、平成28年度当初より支援メニュー等に対する企業ニーズを把握するため、各経済産業局との情報交換及び意見交換を精力的に行い、重点的な支援メニューの具体化を含む新たな事業の具体的な制度設計を終える。</p> <p>②平成29年度から開始を予定する本格的な支援メニューの拡大と多様化に向けて、平成28年度下期に検討案が妥当なものであるかを検証するために具体的な支援メニュー</p> | <p><評価の視点></p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>(1)平成28年度上期に、地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援メニューの多様化と拡大について各経済産業局との情報交換及び意見交換を精力的に行い、重点的な支援メニューの具体化を含む新たな事業の具体的な制度設計を行ったか。</p> <p>(2)平成28年度下期に、重点的な支援メニューの具体化を含む新たな事業の妥当性を検証するため、試行事業を実施したか。さらに、試行した支援メニューの有効性等を高めるための方策等を検討したか。</p> <p>(3)海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーによる支援では、中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開において、地方創生に資す</p> | <p><主要な業務実績></p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>①地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援メニューの多様化と拡大を図るため、経済産業局との支援ニーズ等に関する意見交換を重ねるとともに、試行的に複数の企業から現状や事業成長シナリオ等を聴取し、平成29年度からの本格的な事業実施を視野に入れつつ、平成28年度から重点的な支援を試行的に開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業局との意見交換の主な実績は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1448 1291 2249 1386"> <tr> <td>4月15日</td> <td>経済産業省で開催された「経済産業局長連絡会議」で協力要請</td> </tr> <tr> <td>5月24日</td> <td>中国経済産業局との意見交換(at 広島県)</td> </tr> <tr> <td>6月8日</td> <td>東北経済産業局との意見交換(at 宮城県)</td> </tr> </table> <p>②平成29年度からの本格事業実施を視野に入れて、平成28年度は、(A)支援対象候補企業掘り起しと実情把握、(B)経営層の抱く事業成長シナリオ及び支援ニーズ等の聴取・把握、(C)当該事業成長シナリオの実現に資する戦略策定支援及び知財調査・分析の実施体制の検討等に関し、現地調査を行った上で、重点的な支援の試行事業を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な現地調査の実績は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1448 1617 2249 1711"> <tr> <td>6月8日</td> <td>宮城県内の企業に対する訪問ヒヤリング</td> </tr> <tr> <td>12月16日</td> <td>兵庫県内の企業に対する訪問ヒヤリング</td> </tr> <tr> <td>3月13日</td> <td>岡山県に対する訪問ヒヤリング</td> </tr> </table> <p>③海外展開知財支援窓口では、これまでの支援企業の中で、重点的な支援によって事業上の成果が明快に見込まれる案件を抽出し、モデル事業としてその後の普及啓発にも活用することを念頭におきつつ、知財競争力分析、充実したハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開知財支援窓口における重点的な支援は、多くの場合、複数年にわたる支援が必要となるが、試行事業期間に重点的な支援の終了を迎えた1件では、地方創生に資する事業成長上の効果が現れ始めている。 | 4月15日 | 経済産業省で開催された「経済産業局長連絡会議」で協力要請 | 5月24日 | 中国経済産業局との意見交換(at 広島県) | 6月8日 | 東北経済産業局との意見交換(at 宮城県) | 6月8日 | 宮城県内の企業に対する訪問ヒヤリング | 12月16日 | 兵庫県内の企業に対する訪問ヒヤリング | 3月13日 | 岡山県に対する訪問ヒヤリング | <p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><経済産業局等との密接な情報交換と連携強化による重点的な支援></p> <p>(1)経済産業局との意見交換を踏まえ、重点的な支援メニューの具体化を含む新たな事業の具体的な制度設計を行った。さらに、平成29年度からの本格事業実施を視野に入れつつ、平成28年度から重点的な支援の試行を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)平成28年度下期から重点的な支援の有効性等を検証するため、試行事業を開始した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーによる重点的な支援のスキームを平成28年度上期に検討し、下期に試行を実施し、平成29年度以降の事業実施の基盤を構築した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> | |
| 4月15日 | 経済産業省で開催された「経済産業局長連絡会議」で協力要請 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5月24日 | 中国経済産業局との意見交換(at 広島県) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月8日 | 東北経済産業局との意見交換(at 宮城県) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月8日 | 宮城県内の企業に対する訪問ヒヤリング | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月16日 | 兵庫県内の企業に対する訪問ヒヤリング | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月13日 | 岡山県に対する訪問ヒヤリング | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|--|---|
| <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>知的資産経営力強化による中堅・中小・ベンチャー企業の持続的成長を支援するため、事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業を重点支援する際の支援メニューの多様化を図り、その効果を検証しながら、より一層の支援の充実に努め</p> | <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>① 事業革新に知財戦略を結びつける意欲をもつ企業に対する知財関連支援メニューの多様化、例えば、事業競争力を高める標準化等の知財戦略策定のための知財調査、SWOT分析をはじめとする知財競争力分析</p> | <p>の試行実施を行い、試行した支援メニューの有効性等を高める方策等を検討する。</p> <p>③ 従前より取り組んでいる海外知的財産プロデューサーの支援では、中堅・中小・ベンチャー企業等の海外展開において、地方創生に資する事業上の成果が明快に見込まれる案件を抽出し、モデル事業としてその後の普及啓発にも活用することを念頭におき、知財競争力分析、充実したハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を展開し、海外展開における成功事例等の創出を目指す。</p> <p>④ 上記以外に、地方創生に資する事業展開上の効果が見込まれる中堅・中小・ベンチャー企業に対しては、知財総合支援窓口においても、窓口への専門家派遣の活用、情報・研修館の専門性が高い相談に対応する窓口との協力、知財競争力分析の利活用等による重点的な支援を実施していくこととし、平成28年度は、窓口への専門家派遣の活用、情報・研修館の専門性が高い相談に対応する窓口との協力を軸に、重点的な支援を開始し、次年度以降に順次多様化していく支援メニューの活用についても検討する。</p> | <p>る事業上の成果が見込まれる案件を抽出し、ハンズオン支援、フォローアップ支援等を組み合わせた重点的な支援を展開したか。</p> <p>(4) 知財総合支援窓口においても、窓口への専門家派遣の活用、情報・研修館の専門性が高い相談に対応する窓口との協力、知財競争力分析の利活用等による重点的な支援を実施したか。</p> | <p>④ 知財総合支援窓口において、過年度からの継続案件16件のフォローアップ調査により、重点的な支援を実施することで事業展開上の効果は見込まれる1件に加え、今年度は新たに4件を選定して、試行的に重点的な支援を実施した。</p> | <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>① 中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援メニューの多様化を図るため、標準化戦略、特許情報分析、ビジネスプランの分析、投資・融資誘因のための知財デューデリジェンス等について、経済産業局等と協力しつつ、ニーズの把握を行った。</p> <p>② 地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援の制度設計を兼ねて、重点的な支援の対象候補企業を中心に、経営層が抱く事業成長シナリオ及び支援ニーズ等の聴取・把握、当該事業成長シナリオの実現に資する戦略策定支援及び知財調査・分析の実施体制等について、フィージビリ</p> | <p>(4) 知財総合支援窓口においても平成28年度下期から重点的な支援の試行事業を開始し、平成29年度以降の事業実施の基盤を構築した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> | <p><中堅・中小・ベンチャー企業の知的資産経営力強化のための支援メニューの多様化></p> <p>(1) 支援メニューの多様化を図るため、経済産業局等と協力しつつ、ニーズ把握を行った。また、平成29年度からの重点的な支援の本格実施を視野に入れつつ、フィージビリティスタディと現地調査を行った。(主要な業務</p> |
|---|--|--|---|--|--|--|---|

| | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---|--|
| <p>る。</p> | <p>等の支援メニューに対する企業ニーズを調査・把握する。</p> <p>② 企業等のニーズが高い支援メニューについては平成28年度下期から支援体制の構築を進め、平成29年度から新たな支援メニューを順次拡大し、重点的な支援を強化する。</p> | <p>メニュー、包括的な特許情報分析やSWOT分析をはじめとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援メニュー、投資・融資誘引のための知財デューデリジェンス等に関する支援メニュー等に対する企業ニーズを、平成28年度当初より経済産業局等と協力して把握する。</p> <p>② 企業等のニーズが高い支援メニューについては、平成28年度上期に支援メニューの具体化を進め、下期には試行実施して改善点を探った上で支援メニューの内容を充実し、平成29年度からの新たな支援メニューを本格的に導入するための準備を進める。平成29年度以降は支援メニューを順次拡大して重点的な支援のメニューの多様化を図り、地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化する。</p> | <p>投資・融資誘引のための知財デューデリジェンスに係る支援メニュー等に対する企業ニーズを、経済産業局等と協力して把握したか。</p> | <p>ティスタディと現地調査を行った。</p> | <p>実績の項番①、②に記載)</p> <p>〈課題と対応〉 支援メニューの多様化に関するフィージビリティスタディと現地調査の結果、支援対象企業の実情や事業成長シナリオによって、有効な支援メニューが異なることから、個々の事例に応じた多様化が必要となっている。</p> | |
| <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> | <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>① 重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> <p>② 調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、ヒヤリング調査を踏まえて事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、普及する。</p> | <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>① 知財活用支援センターは、知財競争力分析等による重点的な支援、海外知的財産プロデューサーや知財総合支援窓口による重点的な支援を受けた企業について、支援後の満足度を含めたフォローアップ調査を、平成28年度の下半期に実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査する。</p> <p>② 調査結果に基づき、企業等の了解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、次年度以降の普及啓発活動に用いる。</p> | <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>(1) 知財活用支援センターは、重点的な支援を受けた企業について、支援後の満足度を含めたフォローアップ調査を、平成28年度の下半期に実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を調査したか。</p> <p>(2) フォローアップ調査の結果に基づき、地方創生への貢献が認められた事例について、企業等の了解が得られるものについては、事例集として取りまとめたか。</p> | <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>① 知財活用支援センターでは、重点的な支援の試行事業で支援を受けた企業を対象に、フォローアップ調査を平成28年度下半期に実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を抽出した。その結果、海外知的財産プロデューサーによる重点的な支援が完了した企業1社では、事業成長上の効果が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外知的財産プロデューサーによる重点的な支援(試行事業)を受けた企業に対し、支援に対する満足度を聴取したところ、試行事業段階であるにも関わらず、支援内容が相応の満足度を得るものであったことが確認された。 知財総合支援窓口での重点的な支援(試行事業)については、平成28年度中に支援完了した案件がなかったため、満足度調査を含めたフォローアップ調査は平成29年度に実施する予定としている。 <p>② フォローアップ調査結果にもとづいて、企業等の了解が得られる事例については、第4四半期に行うヒヤリング調査を踏まえて年度末までに事例集として取りまとめ、多くの中堅・中小・ベンチャー企業の参考になるよう、次年度以降の普及啓発活動に用いることとした。</p> | <p>＜重点的な支援を受ける企業のフォローアップ調査＞</p> <p>(1) 重点的な支援(試行事業)が完了した企業へのフォローアップ調査を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) フォローアップ調査結果にもとづいて、企業等の了解が得られる事例については、ヒヤリング等を踏まえて年度末までに事例として取りまとめた。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>〈課題と対応〉 重点的な支援が未完了で継続支援中の企業に対する満足度を含めたフォローアップ調査を平成29年に実施する必要があり、公開可能な事例を集積することが課題となっている。</p> | |

| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|------------|-----------------|-----------|-----|-------------------------|----|-----|---------------------------|-----|------|---------------------|----|------|--------------|----|-----|------------------|----|--|--|------|--|
| B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援 | B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援 | B. 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>研究開発プロジェクトの成果が産業化につながるよう、研究開発の早い段階から産業化の出口を見据えた知的財産の管理・権利化等を実現する知的財産戦略を構築・展開するため、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を研究開発機関等に派遣する。</p> | <p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 公的資金が投入される大型の産学官研究開発プロジェクトに知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣し、知財戦略策定等を支援する。</p> <p>② 知財PDの活動を統括する統括知的財産プロデューサーを置き、知財PDが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先プロジェクトへ訪問することによって、知財PDの活動に関する派遣先プロジェクトのリーダー等の評価や要望を聞き取り、知財PDの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって知財PDを派遣しているプロジェクトのリーダー等を対象に、知財PDの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>④ 知財PDの派遣支援を終了したプロジェクトのう</p> | <p>(1) 知的財産プロデューサー／産学連携知的財産アドバイザーの派遣による知財戦略策定と的確な権利化の支援</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 大型の公的資金が投入される産学官研究開発プロジェクトを対象として実施する公募を経て、外部有識者委員から構成される派遣先選定・評価委員会(以下「選定・評価委員会」という。)で採択とされたプロジェクトに対し、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣(原則3年間)し、当該プロジェクトから生まれる成果を社会実装する上で重要となる知財戦略の策定と知財戦略に基づく具体活動等の支援を行ったか。</p> <p>(2) 統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDが提出する月次活動報告を通じて活動状況を把握するとともに、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、知財PDの活動改善のための指導・助言を行ったか。</p> <p>(3) 派遣先プロジェクトにおける知財PDの活動内容</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>(1) 大型の公的資金が投入される産学官研究開発プロジェクト、計30以上に対し、知的財産プロデューサー(以下「知財PD」という。)を派遣(原則3年間)し、当該プロジェクトから生まれる成果を社会実装する上で重要となる知財戦略の策定と知財戦略に基づく具体活動等の支援を行ったか。</p> <p>(2) 統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という。)は、知財PDが提出する月次活動報告を通じて活動状況を把握するとともに、新規の派遣先プロジェクトを中心に第2四半期末までに10以上、第3四半期末までに計15以上のプロジェクトを訪問し、知財PDの活動に関する派遣先のプロジェクトリーダー等の評価や要望を聴取し、知財PDの活動改善のための指導・助言を行ったか。</p> <p>(3) 派遣先プロジェクトにおける知財PDの活動内容</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>① 国等の大型研究開発資金が投入されている研究開発プロジェクトに対し、知的財産プロデューサー(知財PD)を派遣し、研究開発段階から事業化を見据えた知的財産の戦略的な権利化と活用シナリオの策定等の支援を実施した。</p> <p>・ 有識者委員会の審査を経て、平成28年度に知財PDを派遣して支援したプロジェクトの数は45件であり、年度計画に掲げた目標値30件に対し150%の実績となった。</p> <p>知財PD派遣プロジェクトの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R&D 資金提供機関</th> <th>国等の研究開発プログラムの名称</th> <th>知財PD派遣機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>JST</td> <td>戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>NEDO</td> <td>次世代人工知能・ロボット中核技術開発等</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>AMED</td> <td>医工連携事業化推進事業等</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>経産省、文科省等の各種プログラム</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計45件</td> </tr> </tbody> </table> <p>知財PDが実施した支援メニューの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業展開領域、事業化シナリオに対応した知財調査に係る支援 研究開発の対象分野の特許マップ作成に係る支援 研究開発成果の出願戦略の策定に係る支援 研究内容の把握と知財化可能な成果の掘り起こしに係る支援 発明者の発明内容の把握と機関による承継手続き等に関する支援 知的財産の活用(ライセンスを含む)に係る活動の支援 その他、研究開発リーダーの要請に基づく知財戦略に係る支援 <p>② 情報・研修館の統括知的財産プロデューサーは、平成28年度計画に掲げた項目とスケジュールに則って、各プロジェクトを訪問して活動状況を把握し、知財PDの活動を適切にマネジメントするとともに、適宜、助言を与えた。</p> <p>・ 統括知的財産プロデューサーのマネジメントによって知財PDの活動を適切に</p> | R&D 資金提供機関 | 国等の研究開発プログラムの名称 | 知財PD派遣機関数 | 内閣府 | 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等 | 4件 | JST | 戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等 | 22件 | NEDO | 次世代人工知能・ロボット中核技術開発等 | 5件 | AMED | 医工連携事業化推進事業等 | 8件 | その他 | 経産省、文科省等の各種プログラム | 6件 | | | 計45件 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化に関する支援〉</p> <p>(1) 研究開発プロジェクトに対する知的財産プロデューサー(知財PD)派遣事業において、計画で掲げた取組を全て確実に実施し、派遣先の数は45となり、目標値(30)に対し、150%の実績であった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 知財PDの派遣効果を高めるため、統括知的財産プロデューサーは、知財PDの活動を定期的にモニタリングするとともに、派遣先のプロジェクトリーダー等へのヒヤリング(年度計画を上回る16回実施)の結果等を踏まえ、適宜、知財PDに対して助言等を行った。(主要な業務実績の項番②、③に記載)</p> <p>(3) 派遣効果の評価、派遣の継続または中断等については、有識者委員会において審議し、決定した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> |
| R&D 資金提供機関 | 国等の研究開発プログラムの名称 | 知財PD派遣機関数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内閣府 | 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等 | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JST | 戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等 | 22件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NEDO | 次世代人工知能・ロボット中核技術開発等 | 5件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| AMED | 医工連携事業化推進事業等 | 8件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 経産省、文科省等の各種プログラム | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計45件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

ち、有望な成果が生まれ
そうなものに対しては、フ
ォローアップ支援を行う。

に第2四半期末までに10
以上、第3四半期末まで
に計15以上のプロジェクト
を訪問し、知財PDの活動
に関する派遣先のプロ
ジェクトリーダー等の評価
や要望を聴取し、必要に
応じ知財PDの活動改善
のための指導・助言を行
う。

③複数年にわたって知財P
Dを派遣しているプロ
ジェクトのリーダー等を対象
に、知財PDの支援活動
や要望等に関するアンケ
ート調査を実施する。また、
派遣支援中のプロ
ジェクトを対象に、選定・評
価委員会において知財P
Dの活動内容及び派遣効
果に関する評価を実施し、
その評価結果を踏まえて、
派遣継続又は派遣
中断等を決定する。

④知財PDの派遣(原則3年
間)が終了したプロ
ジェクトのうち、追加的な支
援によって有望な成果が期
待されるプロジェクトに対
しては、選定・評価委員会
における審議結果を踏ま
えて、必要に応じフォロ
ーアップ支援を行う。

⑤研究の初期段階から研究
成果の活用を見据えた知
財戦略の重要性に関する
理解の増進を図るため、
プロジェクトにおける事
業化を見据えた知財支援
活動の状況(例えば、事
業化を見据えた適切な権
利化状況、知財ポートフォ
リオの形成状況、事業化
に適した適切な知財管理
の確立状況、研究開発し
た技術を利用した商品プロ
トタイプ製作等の状況、
新事業の立ち上げ状況
等)を第3四半期末まで
に把握し、第4四半期末
までに成果事例として公
開可能な候補の選定作業
を進める。

及び派遣効果を、選定・評
価委員会において評価し、
その評価結果を踏まえて、
派遣継続又は派遣中断等
を決定したか。

(4)知財PDの派遣が終了
したプロジェクトのうち、
追加的な支援によって有
望な成果が期待される
プロジェクトに対しては、
選定・評価委員会での
審議結果を踏まえて、
フォローアップ
支援を行ったか。

(5)知財PDによる事業化
を見据えた支援活動によ
る効果指標(例えば、事
業化を見据えた適切な
権利化状況、知財ポ
ートフォリオの形成状
況、事業化に適した
適切な知財管理の確
立状況、研究開発し
た技術を利用した商品
プロトタイプ製作等
の状況、新事業の立
ち上げ状況等)を第3
四半期末までに把握
し、第4四半期末まで
に成果事例として公
開可能な候補の選定
作業を進めたか。

マネジメントしたことにより、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。

＜派遣先関係者からのコメント＞

- 秘密保持や共同研究移行についてのルールを協力企業会の会則として定め、協力体制を築いてもらった。事業化協議等に大変有益である。
- 特許マップを元にプロジェクトの研究内容へのフィードバック等、より充実した研究や戦略、更に産業化を見据えた道筋を立ててくれた。
- 知財動向調査結果や特許情報等を基に、事業化戦略策定や共同研究テーマ探索等の検討を推進し、活動の基盤となる知財戦略が策定できた。
- 参加企業がいかにスムーズに社会実装を行うかを念頭に商標等も含めた知的財産全体の知財戦略策定を推進することができた。
- 知財PDが周辺特許の情報や事業化案を基に権利化支援を行い、出願予定の案件についても既に有益な助言をしてもらっている。
- 知財PDにより、研究者が気付かないような特許性のある案件が見出され、特許出願につながった。

③知財PDの支援活動について、全部で18項目にわたるアンケート票を派遣先に送り、アンケート調査を行った。その結果は下に示すとおり。

| アンケート 結果の概要 | | |
|----------------|-------------|-------|
| | 非常に有益だった | 44.1% |
| | 有益だった | 50.5% |
| | あまり有益ではなかった | 5.1% |
| | 有益ではなかった | 0.3% |

④有識者委員会において、フォローアップ支援の具体審議を行ったところ、中間評価では4プロジェクト、年度末評価では5プロジェクトがフォローアップ支援の必要があるとされ、知財PDのフォローアップ派遣を決定した。

• 「フォローアップ支援派遣ガイドライン」を有識者委員会で審議し、フォローアップ支援派遣の移行可否基準を明確化した。同ガイドラインは平成29年度からのフォローアップ採択基準として活用することとなった。

⑤公開可能な候補の選定作業を行い、「知財プロデューサー活動事例集」として取りまとめ、派遣先プロジェクトリーダー、関係機関(各省庁、研究開発資金交付機関等)に配布した。

＜平成28年度に編纂・配布した事例集の掲載内容＞

1. 特許・市場調査に基づく知財戦略の策定
2. プロジェクト成果の事業化シナリオの策定
3. 知的財産管理・活用体制の整備・強化
4. 知的財産ポリシー・知的財産規程の整備
5. 知的財産マインド向上・人材育成
6. プロジェクト終了後の管理・運用・活用に関する活動 等

• 平成29年3月に、知財PDによる支援活動による成果事例も紹介する公開成果発表会を開催した。公開成果発表会への関心は高く、各界から176名の参加者があった。

(4)フォローアップ支援の要
否については、有識者委
員会で審議し、決定し
た。また、フォローアップ
支援派遣の移行可否基
準を明確化するため「フ
ォローアップ支援派遣ガ
イドライン」を作成し、有
識者委員会における審
議の結果、平成29年度
から同ガイドラインをフ
ォローアップ採択基準と
することになった。(主要
な業務実績の項番④に記
載)

(5)知財PDによる支援活
動による成果を事例集と
して作成するとともに、
ユーザーへ公表する「公
開成果発表会」を開催
した。(主要な業務実績
の項番⑤に記載)

| | | | | | | |
|---|--|---|--|--|---|--|
| <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>産学連携プロジェクトに対し、特許情報の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を行う、産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を大学に派遣し、事業化等を支援する。</p> | <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>① 産学連携プロジェクトを創出し、推進する大学に産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を派遣し、事業化のための知財戦略策定又は産学連携プロジェクトの創出(知財管理体制整備等も含む)を支援する。</p> <p>② 産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザーを置き、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、派遣先大学へ訪問することによって、産学連携知財ADの活動に関する派遣先大学の責任者等の評価や要望を聞き取り、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 複数年にわたって産学連携知財ADを派遣している派遣先大学の責任者等を対象に、産学連携知財ADの支援活動や要望等に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>④ 産学連携知財ADの派遣支援を終了した派遣先大学のうち、有望な成果が生まれそうなプロジェクトに対しては、フォローアップ支援を行う。</p> | <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>① 産学連携プロジェクトを創出して推進しようとする地域の中小規模の大学からの申請(幹事大学を核に複数大学がネットワークを組んで申請するものも含む。)に対し、選定・評価委員会で8件程度を上限として優れた取組を選定し、選定された申請を提出した幹事大学に対して、産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を派遣(原則3年間)し、実効性のあるプロジェクトの形成支援、事業化を目指すプロジェクトのバックグラウンド知財の分析支援、フォアグラウンド知財の権利化方針等を含む知財戦略の策定支援、知的財産の権利化支援、事業化に適した知財の管理・運用体制の整備支援等を実施し、地域の中小規模大学からの事業化を促進する。</p> <p>② 産学連携知財ADの活動を統括する統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財AD」という。)を置き、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じてその活動状況を把握するとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、産学連携知財ADの活動に関する派遣先の評価や要望を聞き取り、必要に応じて産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行う。</p> <p>③ 派遣支援中の派遣先大学を対象に、選定・評価委員会において産学連携知財ADの活動内容及び派遣効果に関する評価を実施し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は</p> | <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>(1) 産学連携プロジェクトを創出して推進しようとする地域の中小規模の大学からの申請に対し、8件程度を選定し、産学連携知的財産アドバイザー(以下「産学連携知財AD」という。)を派遣したか。</p> <p>(2) 統括産学連携知的財産アドバイザー(以下「統括産学連携知財AD」という。)は、産学連携知財ADが提出する月次活動報告を通じて活動状況を把握するとともに、第2四半期末までに全ての産学連携知財AD派遣先大学を訪問し、派遣先の評価や要望を聞き取り、産学連携知財ADの活動改善のための指導・助言を行ったか。</p> <p>(3) 大学における産学連携知財ADの活動内容及び派遣効果を、選定・評価委員会において評価し、その評価結果を踏まえて、派遣継続又は派遣中断等を決定したか。</p> <p>(4) 産学連携知財ADの事業化を見据えた支援活動による効果指標(例えば、研究開発成果の適切な権利化状況、大学から企業への技術移転状況、事業化を見据えた知財ポートフォリオの形成状況、大学発ベンチャーの創業準備状況、商品プロトタイプの製作と顧客候補による評価の状況等)について、統括産学連携知財ADをリーダーとするタスクフォースチームが中心となって第3四半期末までに把握し、検討・整理を終え、選定・評価委員会での審議を行い、指標としての活用をすることを</p> | <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>① 産学連携プロジェクトを創出して推進しようとする地域の中小規模の大学からの申請に対し、有識者委員会における選定審査を経て、産学連携知的財産アドバイザー(産学連携知財AD)を派遣し、事業化を見据えた知財マネジメント、産学連携プロジェクトの形成、地域の諸機関等との連携強化等の支援を実施した。</p> <p>• 有識者委員会の選定審査では、平成28年度計画に掲げた上限8件を超える採択が妥当との審議結果となったため、計11(平成28年度計画の目標値8件に対し138%に相当)の大学ネットワークに産学連携知財ADを派遣し、申請種別に応じ、以下の支援を行った。</p> <div data-bbox="1448 577 2270 808" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><申請種別「プロジェクト支援型」で採択された大学に対する支援></p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業化に向けたプロジェクト推進基盤の構築 • プロジェクトから創出される知的財産の権利化、ポートフォリオ形成、PCT出願等に係る支援 • 大学と企業間での制約条件の解消と契約締結に係る支援 • 商品プロトタイプの特許侵害のクリアランス調査 • 大学から企業への技術移転、対中国顧客候補への対応 等 </div> <div data-bbox="1448 829 2270 1008" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><申請種別「プロジェクト形成支援型」で採択された大学に対する支援></p> <ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト候補特定、権利化への支援 • 改良試作品作成のための資金調達支援 • パートナー企業の探索、特許実施許諾契約に係る支援 • 事業化推進会議の開催(4ネットワークで10回開催) 等 </div> <p>② 情報・研修館の統括産学連携知的財産アドバイザーは、各大学に派遣された産学連携知財ADの活動内容等を毎月定期的にモニタリングし、平成28年度計画に掲げられた項目とスケジュールに則って適切なマネジメント及び助言指導等を行った。</p> <p>• 統括産学連携知的財産アドバイザーのマネジメントによって産学連携知財ADの活動を適切にマネジメントしたことにより、派遣先から下記のようなコメントが寄せられた。</p> <div data-bbox="1448 1291 2270 1785" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><派遣先関係者からのコメント></p> <ul style="list-style-type: none"> • 商品プロトタイプの事業化に際して、ライセンスによる事業化が確実に行われるよう、周辺特許の出願の可能性の検討も担っていただく等、きめ細やかな対応をいただいている。 • 商品プロトタイプ試作品の技術移転に係る契約に際し、適切な助言があり、地元企業との間で技術移転契約がスムーズに締結できた。 • 産学連携知財ADの豊富な経験による客観的かつ実践的なアドバイスは、顕在化している知的財産活用支援だけでなく、学内に存在する知財の発掘に繋がっている。 • 事業化する上で将来生じるおそれのあるリスクを事前回避しておくこと、そのための具体的な対応等、的確・適切なアドバイスをいただいている。 • 本プロジェクトにおける先行技術の網羅的な調査を実施していただき、今後、強固な特許ポートフォリオ構築の可能性が見出せた。また、想定する商品プロトタイプについて、適格な先行技術及び他者特許等の調査を行っていただき、事前に適切なパテントクリアランスを行えている。 </div> <p>③ 有識者委員会において、産学連携知財ADの派遣効果の評価を実施した。その結果、全ての採択案件に対し、派遣継続が妥当と判断され、平成29年度の派遣を継続することとなった。</p> <p>④ 統括産学連携知的財産アドバイザーの下に、産学連携知財ADの支援活動の質の向上、支援活動の評価項目の抽出等の作業を行うタスクフォースチーム</p> | <p><地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略と権利化に関する支援></p> <p>(1) 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し支援先数等の数値目標に対し、目標値8に対し138%の11の幹事大学等へ支援を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 産学連携知財ADの派遣効果を高めるため、統括産学連携知財ADが産学連携知財ADの活動を定期的にモニタリングするとともに、全ての派遣先関係者へのヒヤリング結果等を踏まえて、適宜、産学連携知財ADへ対面、電話、メールにより、助言等を行った。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 派遣効果の評価、派遣の継続または中断等については、有識者委員会において審議し、決定した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 平成29年度以降の産学連携知財ADの支援活動を評価するための調査・評価項目を、統括産学連携ADを中心とするタスクフォースチームにより作成し、有識者委員会における審議を経て、平成28年度の活動評価項目として採用し、評価に活用した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> | |
|---|--|---|--|--|---|--|

| <p><知的財産プロデューサー等に対する研修の充実></p> <p>知財PD及び産学連携知財ADの能力向上のため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施する。当該研修は、情報・研修館事業における質の向上を図るためのものであり、特に事業化を確実に進めるために必要な知識と手法を身に付けさせる。</p> | <p><知的財産プロデューサー等に対する研修の充実></p> <p>① 知財PDと産学連携知財ADに対する研修会を毎年度2回以上開催する。研修会の研修テーマは、情報・研修館の情報セキュリティポリシーに則った情報の適切な管理のほか、事業化を確実に進めるために必要な研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略に関する知識と手法に関するものを含むこととする。</p> | <p>派遣中断等を決定する。</p> <p>④次年度以降に予定している、産学連携知財ADの複数年派遣後の活動進捗状況の調査と評価を進めるための準備作業として、調査・評価項目(例えば、研究開発成果の適切な権利化状況、大学から企業への技術移転状況、事業化を見据えた知財ポートフォリオの形成状況、大学発ベンチャーの創業準備状況、商品プロトタイプの製作と顧客候補による評価の状況等)について、統括産学連携知財ADをリーダーとするタスクフォースチームが中心となって第3四半期末までに検討・整理を終え、選定・評価委員会での審議を経て、次年度以降の調査・評価項目とする。</p> | <p>検討したか。</p> <p><知的財産プロデューサー等に対する研修の充実></p> <p>(1) 知財PD及び産学連携知財ADの能力向上等を目的として、知財PD及び産学連携知財ADの支援事例の発表とグループ討議を行う研修メニューを組み込んだ研修会を年度内に2回以上実施し、実効性の高い研修会としたか。</p> | <p>(調査・評価項目タスクフォース)をおき、同タスクフォース(計9回開催)において、産学連携知財ADの支援活動の把握、課題の抽出等を行い、タスクフォースが取りまとめた内容を有識者委員会で審議・決定し、活用し始めた。</p> <p><プロジェクト支援型における評価・調査項目の概要></p> <table border="1" data-bbox="1427 262 2226 598"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査・評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A.プロジェクト推進環境</td> <td>① 事業化に向けたプロジェクト推進基盤の構築</td> </tr> <tr> <td>② 事業化に向けたプロジェクト推進に伴う制約条件の回避</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B.知財戦略</td> <td>③ プロジェクトから創出される知的財産の権利化とポートフォリオ形成</td> </tr> <tr> <td>④ 大学から企業への技術移転</td> </tr> <tr> <td>⑤ 大学発ベンチャーの創業準備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C.商品化</td> <td>⑥ 商品プロトタイプの製作と顧客候補による評価</td> </tr> <tr> <td>⑦ 特許侵害のクリアランス</td> </tr> <tr> <td>⑧ 経済的効果等の算出</td> </tr> </tbody> </table> <p><プロジェクト形成支援型における評価・調査項目の概要></p> <table border="1" data-bbox="1427 724 2226 966"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査・評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.プロジェクト候補推進環境</td> <td>① プロジェクト候補の特定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">B.知財戦略</td> <td>② プロジェクト候補に係る知的財産の権利化</td> </tr> <tr> <td>③ パートナー企業の探索</td> </tr> <tr> <td>④ 試作品のための資金の確保</td> </tr> <tr> <td>⑤ 試作品の製作</td> </tr> </tbody> </table> <p><知的財産プロデューサー等に対する研修の充実></p> <p>① 知財PD及び産学連携知財ADの支援の質の向上を目的とする研修等 知財PD及び産学連携知財AD(以下「知財PD等」)の能力向上を目的とした外部有識者や専門家による講演と質疑応答から構成される研修会(研修テーマは、研究開発戦略、知的財産戦略及び事業戦略等に関するもの)を年4回開催し、知財PD等による支援の質の向上を図った。</p> <div data-bbox="1469 1255 2220 1486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><平成28年度に実施した研修講義タイトル></p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー・キャピタルからみた知的財産事業化の課題について 国プロにおける知財マネジメントの現状・問題点・対応 iPS細胞技術の事業化への取り組み 国の研究開発プロジェクトに係るデータ等の取扱いの在り方について 営業秘密の保護・活用、タイムスタンプ保管サービスについて 大学知財の活用、四国地域における産学連携活動 等 </div> <p>② 知財PD等の支援の質を向上するため、「知財PD等連絡会議」を年4回開催し、各知財PD等が担当するプロジェクトの支援活動の概要、特筆すべき取組、現場における課題等を基に討議を行い、支援内容の質を向上する取組を実施した。研修では、グループ討議による実効性の高い研修とするなど、研修効果の向上に留意した。</p> | 区分 | 調査・評価項目 | A.プロジェクト推進環境 | ① 事業化に向けたプロジェクト推進基盤の構築 | ② 事業化に向けたプロジェクト推進に伴う制約条件の回避 | B.知財戦略 | ③ プロジェクトから創出される知的財産の権利化とポートフォリオ形成 | ④ 大学から企業への技術移転 | ⑤ 大学発ベンチャーの創業準備 | C.商品化 | ⑥ 商品プロトタイプの製作と顧客候補による評価 | ⑦ 特許侵害のクリアランス | ⑧ 経済的効果等の算出 | 区分 | 調査・評価項目 | A.プロジェクト候補推進環境 | ① プロジェクト候補の特定 | B.知財戦略 | ② プロジェクト候補に係る知的財産の権利化 | ③ パートナー企業の探索 | ④ 試作品のための資金の確保 | ⑤ 試作品の製作 | <p><知的財産プロデューサー等に対する研修の充実></p> <p>(1) 知財PD等の能力向上を目的とした研修を年度計画の数値目標(2回以上)を大きく上回る4回開催した。(主要な業務実績の項番①、②に記載)</p> | |
|---|---|--|---|---|----|---------|--------------|------------------------|-----------------------------|--------|-----------------------------------|----------------|-----------------|-------|-------------------------|---------------|-------------|----|---------|----------------|---------------|--------|-----------------------|--------------|----------------|----------|--|--|
| 区分 | 調査・評価項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A.プロジェクト推進環境 | ① 事業化に向けたプロジェクト推進基盤の構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 事業化に向けたプロジェクト推進に伴う制約条件の回避 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B.知財戦略 | ③ プロジェクトから創出される知的財産の権利化とポートフォリオ形成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④ 大学から企業への技術移転 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤ 大学発ベンチャーの創業準備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C.商品化 | ⑥ 商品プロトタイプの製作と顧客候補による評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑦ 特許侵害のクリアランス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑧ 経済的効果等の算出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 調査・評価項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A.プロジェクト候補推進環境 | ① プロジェクト候補の特定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B.知財戦略 | ② プロジェクト候補に係る知的財産の権利化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③ パートナー企業の探索 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ④ 試作品のための資金の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑤ 試作品の製作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」を開催し、知財PD及び産学連携知財ADの派遣先選定、派遣効果の検証、派遣継続や中断の判断基準の改訂、活動に関するヒヤリング等を行い、PDCAマネジメントを有効に機能させる。

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- ① 知財PDと産学連携知財ADの派遣先は、外部有識者委員から構成される「派遣先選定・評価委員会」における審議結果を踏まえて決定する。
- ② 「派遣先選定・評価委員会」は、派遣効果の検証等の評価を行い、プロジェクト等に対する知財PDと産学連携知財ADの派遣継続の可否判断等を行う。

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- ① 知財PDと産学連携知財ADの派遣先は、選定・評価委員会の審議結果を踏まえて決定する。
- ② 知財PDと産学連携知財ADの派遣効果の評価、派遣支援の継続又は中断等に関する判断も選定・評価委員会の審議結果を踏まえて決定する。
- ③ 知財PD派遣事業では、選定・評価委員会において支援活動の評価を実施し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。特に複数年の派遣支援を続けたプロジェクトにおける知財PDの活動評価においては、支援によって生まれた具体成果や波及効果等に関するファクトデータに基づいた評価を行う。このため、知財PDの支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財PD等が中心となって着実に実施する。

- ④ 平成28年度から開始される産学連携知財AD派遣事業では、産学連携知財ADの活動について、選定・評価委員会において「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となることを目標とし、支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括産学連携知財AD等が中心となって実施する。

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- (1) 知財PD派遣事業と産学連携知財AD派遣事業では、選定・評価委員会において支援活動の評価を実施し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が評価対象案件の70%以上となったか。
- (2) 支援活動の実効性を高めるマネジメントを統括知財PD及び統括産学連携知財ADが中心となって実施したか。

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- ① 知財PDと産学連携知財ADの派遣先の選定は、外部有識者委員から構成される委員会で審議・決定した。
- ② 知財PD等の派遣効果の評価、支援継続の可否判断も、有識者委員会によって審議・決定した。

- ③ 有識者委員会による知財PDの活動評価は、通常派遣(3年間)の終了間近なプロジェクト(12プロジェクト)での知財PDの活動及び取組内容の評価を中心に実施した。評価結果は以下のとおり。

| 有識者委員会による評価結果 | | |
|---------------------|---------|-----|
| 活動・取組が順調に進捗している | 8プロジェクト | 67% |
| 活動・取組がおおむね順調に進捗している | 3プロジェクト | 25% |
| 改善すべき事項がある | 1プロジェクト | 8% |

- <有識者委員会における代表的な評価コメント>
- ・ 参加企業との共同研究の促進及び参加企業による研究開発成果の事業化の加速を目指したスキームを立案・運用している点は高く評価。
 - ・ 知的財産管理戦略を策定し、これらの戦略に基づいてプロジェクトの知的財産活動を推進している点は高く評価。
 - ・ 特許情報に基づく研究開発戦略策定、マクロ知的財産情報に基づく特許ポートフォリオ策定、知的財産教育による啓発等プロジェクトの知的財産活動の活性化が図られている点も高く評価。

- ・ 研究開発段階から事業化を見据えた知財戦略支援等を実施したことによる直接的な成果は以下のとおり。

知財PD派遣プロジェクトの具体的な成果1

| 知財PDの支援による直接的な成果の評価項目 | 件数 | | |
|-----------------------|------|------|------|
| | 26FY | 27FY | 28FY |
| (1) 特許件数 | 40件 | 27件 | 81件 |
| (2) ライセンス件数 | 52件 | 51件 | 18件 |
| (3) 特許出願件数 | 160件 | 209件 | 241件 |
| (4) 発明の掘り起こし件数 | 21件 | 33件 | 64件 |
| (5) 出願戦略の策定件数 | 45件 | 44件 | 45件 |
| (6) その他、支援取組の件数 | 46件 | 66件 | 130件 |

(注) 知財PDを派遣している45プロジェクトの平成28年度の実績値

- ・ 成果(アウトプット)の水準を定めることとし、事業化シナリオの実施に必要な特許の出願・権利化の水準を指標とし、ファクトデータを整理したところ、事業化に必要な特許ポートフォリオ形成の水準が知財PD派遣によって着実に向上していることが認められた。

知財PD派遣プロジェクトの具体的な成果2

| 水準 | 成果(アウトプット)の水準を評価するための指標 | 該当数 | | |
|----|---|------|------|------|
| | | 26FY | 27FY | 28FY |
| 5 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許の出願がほぼ完了した支援プロジェクト | 1件 | 2件 | 2件 |
| 4 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね70%出願された支援プロジェクト | 0件 | 1件 | 5件 |
| 3 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね50%出願された支援プロジェクト | 2件 | 5件 | 3件 |
| 2 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね | 5件 | 2件 | 8件 |

<有識者委員会による選定・評価と事業のPDCAマネジメント>

- (1) 有識者委員会において支援活動の評価を実施し、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される件数が知財PD等派遣事業については92%、産学連携知財AD事業については100%、といずれも年度計画の数値目標(70%以上)を大きく上回る評価が得られた。(主要な業務実績の項番③、④に記載)

- (2) 知財PD等の活動による効果を評価するため、「活動評価表」を作成し、統括知財PD等による内容確認を経て、有識者委員会において定量的な検証・評価を実施した。(主要な業務実績の項番③、④に記載)

<課題と対応>

産学連携知財ADの支援活動内容については、平成28年度の活動内容と支援成果の評価を踏まえ改善ポイントの抽出等を行い、次年度以降の産学連携知財ADの支援活動の改善を図ることが課題となっている。

| | | | | <table border="1" data-bbox="1448 90 2243 222"> <tr> <td colspan="4">30%出願された支援プロジェクト</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>事業化シナリオの実施に必要とされる特許が定められ、重要な基本特許の出願が進められ始めた支援プロジェクト</td> <td>4件</td> <td>8件 10件</td> </tr> </table> <p data-bbox="1448 260 2243 348">•波及効果(アウトカム)に至る段階を評価するため、以下のような指標を設定し、波及効果を測ったところ、経済効果の創出に向けてステップアップしているものが認められた。</p> <table border="1" data-bbox="1448 352 2226 751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水準</th> <th rowspan="2">波及効果(アウトカム)の指標</th> <th colspan="2">該当数</th> </tr> <tr> <th>27FY</th> <th>28FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの</td> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの</td> <td>2件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの</td> <td>2件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの</td> <td>2件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの</td> <td>2件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1448 821 2264 877">④有識者委員会による産学連携知財ADの支援活動に関する評価の結果は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1478 894 2220 1031"> <thead> <tr> <th colspan="3">有識者委員会による評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動・取組が順調に進捗</td> <td>4 大学</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>活動・取組が概ね順調に進捗</td> <td>7 大学</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>改善すべき事項がある</td> <td>0 大学</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1478 1073 2220 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜有識者の代表的な評価コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学発ベンチャーを起業して事業化に向けた特許等経営活動を展開した優れた活動である • 事業化に向けてパートナー企業と共同研究開発がスムーズに進行している • 知財取得、資金獲得、試作(POC)が完了しており、形成支援段階としては十分な成果が出ている • 目標とするプロジェクト形成に向け、順調に進捗している • 地道にプロジェクトを進めており、着実な成果が出ている </div> | 30%出願された支援プロジェクト | | | | 1 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許が定められ、重要な基本特許の出願が進められ始めた支援プロジェクト | 4件 | 8件 10件 | 水準 | 波及効果(アウトカム)の指標 | 該当数 | | 27FY | 28FY | 5 | 企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの | 1件 | 1件 | 4 | 企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの | 2件 | 6件 | 3 | 企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの | 2件 | 3件 | 2 | 企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの | 2件 | 3件 | 1 | 企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの | 2件 | 6件 | 有識者委員会による評価結果 | | | 活動・取組が順調に進捗 | 4 大学 | 37% | 活動・取組が概ね順調に進捗 | 7 大学 | 63% | 改善すべき事項がある | 0 大学 | 0% | | |
|------------------|---|------|--|---|------------------|--|--|--|---|---|----|--------|----|----------------|-----|--|------|------|---|---------------------------|----|----|---|------------------------------------|----|----|---|-----------------------------------|----|----|---|-----------------------------------|----|----|---|---|----|----|---------------|--|--|-------------|------|-----|---------------|------|-----|------------|------|----|--|--|
| 30%出願された支援プロジェクト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 事業化シナリオの実施に必要とされる特許が定められ、重要な基本特許の出願が進められ始めた支援プロジェクト | 4件 | 8件 10件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水準 | 波及効果(アウトカム)の指標 | 該当数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 27FY | 28FY | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの | 1件 | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの | 2件 | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの | 2件 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの | 2件 | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの | 2件 | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有識者委員会による評価結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動・取組が順調に進捗 | 4 大学 | 37% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 活動・取組が概ね順調に進捗 | 7 大学 | 63% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改善すべき事項がある | 0 大学 | 0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p data-bbox="1110 1436 1258 1461">〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p data-bbox="1427 1436 1739 1461">〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p data-bbox="1427 1499 2264 1556">中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組は、下記のとおり。</p> <p data-bbox="1427 1566 2264 1688">①知的財産プロデューサーによる研究開発プロジェクト支援では、目標を上回る45プロジェクトを支援し、知的財産プロデューサーの支援活動を適宜マネジメントすることにより、以下に示すように成果(アウトプット)の水準向上、波及効果(アウトカム)創出の目標に貢献した。</p> <div data-bbox="1448 1724 2255 1978" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1457 1730 1650 1755">【特筆すべき取組】</p> <p data-bbox="1457 1761 2000 1787">大学や研究開発型独法の要請に応えた支援の拡大</p> <p data-bbox="1457 1793 2226 1850">知的財産プロデューサーの派遣プロジェクト数:計45 ← 目標値30の1.5倍</p> <p data-bbox="1457 1856 2012 1881">統括知的財産プロデューサーによる的確な助言・指導</p> <p data-bbox="1457 1887 2000 1913">フォローアップ支援のガイドラインの作成・審議・活用</p> <p data-bbox="1457 1919 2243 1976">タスクフォースによる原案作成、有識者委員会による審議、その後の活用公開成果発表会の開催、知財 PD 活動事例集の編纂と関係機関への配布</p> </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | | <p>成果指標(アウトプット)と波及効果指標(アウトカム)に関するファクトデータの収集・分析</p>  <p>【目標(アウトプットとアウトカム)のステップアップに貢献】 支援プロジェクトの評価 有識者委員会による高評価の比率(実績:94%)は、年度目標値70%に対し134%となった。 支援プロジェクトにおける成果(アウトプット)の可視化 研究成果の社会実施で必要となる特許権利化の促進 支援プロジェクトにおける波及効果(アウトカム)の可視化 経済効果創出に至る水準のステップアップ(経済効果の創出例が出始めた等)</p> <p>②産学連携的財産アドバイザーによる産学連携プロジェクト支援では、目標を上回る11幹事大学にアドバイザーを派遣し、支援活動を適宜マネジメントすることにより、以下に示すように波及効果(アウトカム)創出の目標に貢献した。</p> <p>【特筆すべき取組】 大学や研究開発型独法の要請に応えた支援の拡大 ◇産学連携的財産アドバイザーの派遣先数:11 ← 目標値8の138% 統括産学連携的財産アドバイザーによる的確な助言・指導 成果指標(アウトプット)と波及効果指標(アウトカム)に関するファクトデータの収集・分析</p>  <p>【目標(アウトプットとアウトカム)のステップアップに貢献】 支援プロジェクトの評価 有識者委員会による高評価の比率(実績:100%)は、年度目標値70%に対し143%となった。 支援プロジェクトにおける成果(アウトプット)の可視化 研究成果の社会実施で必要となる特許権利化の促進 支援プロジェクトにおける波及効果(アウトカム)の可視化 経済効果(売り上げ等)が生まれたプロジェクトが2件、商品等の試作、試作品の顧客評価が行われた段階のプロジェクトが5件</p> | | |
| C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用 | C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用 | C. 営業秘密のタイムスタンプ保管システム、知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用 | | | | |
| <p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムを開発し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を行う。本システムの開発に際しては、サイバー攻撃による機</p> | <p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>① 営業秘密として管理されている電子文書に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプ・トークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じて預</p> | <p>(1) 営業秘密のタイムスタンプ保管システムの開発・整備・運用</p> <p><システムの開発と運用開始></p> <p>① 先使用权や営業秘密などの保有・存在及び保有時点などを証明するための証拠の確保をサポートするため、営業秘密として管理されている電子文書</p> | <評価の視点> | <主要な業務実績> | <評定と根拠> | |
| | | | <システムの開発と運用開始> | <システムの開発・整備・運用> | <システムの開発と運用開始> | |
| | | | (1) 営業秘密として管理されている電子文書に付与されたタイムスタンプ情報の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステム | <p>①タイムスタンプ情報の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステムの開発プロジェクトを適切に管理し、平成29年3月27日よりサービス提供を開始した。</p> <p>②システム開発に際して、基本設計と詳細設計の各段階で、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入して開発し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影</p> | (1) 営業秘密として管理されている電子文書に付与されたタイムスタンプ情報の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステ | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|
| <p>密性・完全性への影響を最小限とするよう、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入する。</p> | <p>入日の証明書を発給するシステムを、平成28年度末までに開発し、利用者へのサービスを開始する。</p> <p>② 本システムの開発に際しては、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にする。</p> | <p>に付与されたタイムスタンプ情報(タイムスタンプ・トークン)の受入・保管及び預入者の要求に応じて預入日の証明書を発給するシステムの開発において、基本設計・詳細設計の完了(8月)、開発システムの試行開始(平成29年1月)をマイルストーンに設定して、適切なプロジェクト管理を実施し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を開始する。</p> <p>② 本システムの開発に際しては、基本設計と詳細設計の各段階で、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入することを前提として開発を行うことにより、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にする。</p> | <p>ムの開発において、適切なプロジェクト管理を実施し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を開始したか。</p> <p>(2)システム開発に際して、基本設計と詳細設計の各段階で、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入して開発し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にしたか。</p> | <p>響を最小限にした。</p> | <p>ムの開発において、適切なプロジェクト管理を実施し、平成28年度末までに利用者へのサービス提供を開始した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)システム開発に際して、基本設計と詳細設計の各段階で、最適かつ最新のセキュリティ技術を導入して開発し、サイバー攻撃による機密性・完全性への影響を最小限にした。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> |
| <p><システムの安定的な運用と利用の促進></p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃を監視し、攻撃によるシステムの障害発生を最小化する。企業等で営業秘密の管理に従事する者に本システムの周知活動を行い、その利用促進を図る。</p> | <p><システムの安定な運用と利用の促進></p> <p>① タイムスタンプ保管システムの稼働状況を常時モニタリングし、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じると同時に、サイバー攻撃などの重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、タイムスタンプ保管システムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>③ 企業等の営業秘密管理者に対する広報を展開することにより、タイムスタンプ保管システムの利用促進を図る。</p> | <p><システムの安定な運用と利用の促進></p> <p>① タイムスタンプ保管システムは、紛失や改ざんを防止し、長期間にわたって安定的にタイムスタンプ情報を保管することが必要であることから、サービス中断やデータ改ざんの恐れがあるインシデントに備えるため、システムの稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応することとする。</p> <p>② 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができる体制を構築するとともに、サイバー攻撃が生じたときは、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じることとする。</p> <p>③ タイムスタンプ保管システ</p> | <p><システムの安定な運用と利用の促進></p> <p>(1)タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築したか。</p> <p>(2)情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができる体制を構築するとともに、タイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃が生じたときに、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じる体制を構築したか。</p> <p>(3)第3四半期からタイムスタンプ保管システムに関する各種広報を順次開始し、企業等に対する周知活動を展開することにより、年度末のサービス提供開始時及びそれ以降</p> | <p><システムの安定な運用と利用の促進></p> <p>①タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築し、サービス開始前に運用訓練を実施した。</p> <p>②情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができ、サイバー攻撃が生じたときは独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し速やかに適切な対策を講じる体制を構築した。</p> <p>③第3四半期より、随時ポータルサイトや紙媒体、セミナー等で情報発信を行うとともに、関係団体とも連携して普及・広報活動を行った。また、サービス開始後も各種媒体を用いた普及活動の準備を進めた。</p> | <p><システムの安定な運用と利用の促進></p> <p>(1)タイムスタンプ保管システムにおいて、稼働状況とアクセス状況の監視を常時行い、サイバー攻撃等の重大インシデントの有無を常時モニタリングし、重大インシデントに対しては適切に対応する体制を構築した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)情報システムの脆弱性等に関する最新情報を常時チェックし適切な対応ができる体制を構築するとともに、タイムスタンプ保管システムに対するサイバー攻撃が生じたときに、独立行政法人情報処理推進機構等にも相談し、速やかに適切な対策を講じる体制を構築した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)第3四半期からタイムスタンプ保管システムに関する各種広報を順次開始し、企業等に対する周知活動を展開することによ</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|
| | | <p>ムのサービス提供が平成28年度末に開始されることを見据え、第3四半期からタイムスタンプ保管システムに関する各種広報（例えば、営業秘密・知財戦略ポータルサイトでの情報発信、知財総合支援窓口ポータルサイトでの情報発信、営業秘密・知財戦略セミナーでの情報発信、経済団体や業種別企業団体等へのリーフレット等の配付）を順次開始し、企業等に対する周知活動を展開することにより、年度末のサービス提供開始時及びそれ以降のタイムスタンプ保管システム利用の促進を図る。</p> | <p>のタイムスタンプ保管システム利用促進を図ったか。</p> | | <p>り、年度末のサービス提供開始時及びそれ以降のタイムスタンプ保管システム利用促進を図った。（主要な業務実績の項番③に記載）</p> |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | |
| <p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <p>利用者の意見等も踏まえ、開放特許情報データベースシステムの検索機能等のユーザーインターフェースを平成28年度末までに改善し、利用者の利便性を向上させるとともに利用促進に向けた周知活動を強化する。リサーチツール特許データベースシステムに関しては、予算の制約も勘案し、必要最低限の改善を行う。両システムに対するサイバー攻撃を監視し、安定的なシステム運用を行う。</p> | <p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年度末までに開放特許情報データベースシステムのユーザーインターフェースを改善し、利用者の利便性を向上する。 ② リサーチツール特許データベースシステムに関しては、必要最低限の改善を行う。 ③ 開放特許情報データベースシステム等に対するサイバー攻撃を監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとり、対策を講じ | <p>(2) 知財関連情報を提供するデータベースシステムの整備と運用</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開放特許情報の登録者とデータベースシステムの利用者の双方の意見や要望を踏まえ、開放特許情報データベースシステムの検索機能等のユーザーインターフェース機能を刷新した新システムの開発において、仕様の検討・決定の完了（7月）、画面設計及び一部改修機能の設計の完了（11月）、本年度の開発システムの総合試験（平成29年3月）をマイルストーンに設定して、プロジェクト管理を適切に実施することにより、平成28年度末までに新たな開放特 | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開放特許情報データベースシステムの検索機能等のユーザーインターフェース機能を刷新した新システムの開発において、年度計画に定めたマイルストーンに基づくプロジェクト管理を適切に実施し、平成28年度末までに新たな開放特許情報データベースシステムをリリースしたか。 (2) 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムのアクセスログの分析を開始するとともに、サイバー攻撃等の | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 知的財産情報の事業における活用を図るため、既存の開放特許情報データベースシステムを刷新する新システムの開発を、平成28年度計画に掲げたスケジュールどおりに行い、平成29年3月27日に新システムを一般利用に供した。 • 新システムにより、改善された3つの主要な機能は以下のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> <p>ユーザーに分かり易い画面デザイン スマートフォン、タブレットでも使えるユーザー・インターフェイス 検索機能の向上</p> </div> • 新システムの利用開始までの間は、旧システムの安定運用を図り、サービス中断はなかった。 ② リサーチツール特許データベースについては登録者及び利用者の双方の意見や要望を踏まえたユーザビリティ・利便性向上等の観点から画面デザインの刷新のみを行うなど、必要最低限の刷新に留めた。 ③ 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムのアクセスログの分析及びサイバー攻撃等の不正アクセスの監視体制 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈開放特許情報データベースシステム等の整備と運用〉</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開放特許情報データベースシステムの刷新を目的とする新システムの開発を平成28年度計画に掲げたとおりに遂行し、平成29年3月27日に新システムの利用を開始した。（主要な業務実績の項番①及び②に記載） (2) 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムのアクセスログの分析及びサイバー攻撃等の不正アクセス対策については、平成28年度計画にしたがって適切に実施した。また、第 |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|--|
| <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>開放特許情報データベースへの新規登録件数及びアクセス回数を増加させ、開放</p> | <p>ると同時に、重大なインシデントに対しても適切に対応する。</p> <p>④ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、開放特許情報データベースシステムに関連する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>⑤ 知財総合支援窓口等を活用して利用促進に向けた周知活動を強化する。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>① 開放特許情報データベースに掲載可能な開放特許の収集活動を強化</p> | <p>許情報データベースシステムをリリースし、開放特許情報の登録者と開放特許情報の検索利用者の利便性向上を図る。</p> <p>② リサーチツール特許データベースシステムについては、利用頻度を勘案して必要最低限の刷新に留めることとする。</p> <p>③ 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムのアクセスログの分析を行うとともに、サイバー攻撃等の不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、重大なインシデントに対しては適切に対応する。</p> <p>④ 開放特許の活用を促進するため、新たにリリースするシステムの特徴を記載した利用マニュアル等を平成29年2月までに整備し、地域の中小企業等の知財に関するワンストップ窓口である知財総合支援窓口等に対する周知活動をリリース時と同時に開始する。</p> <p>⑤ 平成28年度末に現行の開放特許情報データベースシステムを刷新し新システムをリリースするため、平成28年度は現行システムの利用者に対するアンケート調査は実施しないこととし、次年度以降に実施する利用者アンケート調査票の項目の検討を年度末までに終え、次年度以降の調査に備えることとする。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>① 開放特許情報データベースへの新規登録件数を増やすため、これまでに登</p> | <p>不正アクセスを監視し、サービス中断の恐れがあるインシデントが発生した場合は、その記録を正確にとると同時に、重大なインシデントに対しては適切に対応する体制を構築したか。</p> <p>(3) 新たにリリースする開放特許情報データベースシステムの特徴を記載した利用マニュアル等を平成28年年度末までに整備し、知財総合支援窓口等に対する周知活動をリリース時と同時に開始したか。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>(1) 開放特許に関する情報の新規登録を促進したか。新規登録件数は昨年</p> | <p>については、請負事業者を通じ24時間体制で対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正アクセスを発見したときは送信元を解析し、その都度、アクセス制限をかけている。不正アクセス記録の報告は定期的に受けており、第三者部門による情報セキュリティ監査も行った。平成28年度においては、特に問題となる不正アクセスは検知されなかった。 <p>④ 開放特許情報データベースシステム及びリサーチツール特許データベースシステムの利用促進のため、平成28年度は、年度末に刷新された新システムの普及及び広報用の資料(簡易操作マニュアル、利用促進用パンフレット、紹介用チラシ)の作成・配布に注力した。</p> <p>⑤ 平成28年度は、新システムの利用者に対するアンケート調査票の項目等の検討を終え、平成29年度以降のアンケート調査に備えた。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>① 開放特許情報の新規登録を促進するため、以下の取組を実施し、結果として、新規登録件数が前年度比113%に増えた。</p> <p>企業、大学への訪問: 平成28年度は100機関に働きかけ</p> | <p>三者部門からによる情報セキュリティ監査も実施した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(3) 開放特許情報データベースのリリースにあわせて3種類の普及・広報用資料を作成し、知財総合支援窓口等に配布するなど、周知活動を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p><課題と対応></p> <p>開放特許情報データベースシステムの刷新時期に当たった平成28年度は、同システムのアクセス件数が前年比で約70%に減少した。平成29年度は、新システムの広報を強化し、アクセス数を増やすことが必要となっている。</p> <p><開放特許情報データベースへの新規データ登録活動の強化></p> <p>(1) 専任の登録活動員による企業訪問等によって新規登録件数の拡大を図り、前年度比較で113%</p> | |
|---|---|--|---|---|--|--|

特許のライセンス契約成立促進に取り組む。また、自治体等に所属する専門人材等を対象に、開放特許の利用促進に資する研修等を実施する。

する。
② 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、開放特許等の利用を促す研修を実施する。

録実績がある企業、大学、研究機関等への新規案件の登録を促す活動を引き続き行うとともに、過去に登録実績がない企業、大学、研究機関等に対するアプローチを強化することとし、新規登録者向けの広報・啓発資料の編纂を平成29年2月までに終え、新システムのリリースの1ヶ月前から新規登録者の拡大を本格的に開始する。

② 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施する。

度に比べ増加あるいは減少したか、増減幅が大きい場合、その原因等を分析したか。

(2) 新規登録者向けの広報・啓発資料の編纂を平成28年度末までに終え、新システムのリリースにあわせて新規登録者の拡大を本格的に開始したか。

(3) 自治体等に所属する知財活用支援人材等を対象に、地域の中堅・中小企業等における開放特許の利用促進とマッチングを促す研修会等を年度内に1回以上実施したか。

各種の啓発・広報活動：平成28年度の資料配布は約56,000部

② 自治体等に所属する特許流通コーディネーターを対象に、研修会を下記のとおり開催した。

〔開催日〕平成29年2月23日(木)～2月24日(金)
〔参加者〕46名
〔内容〕(1)自治体コーディネーター、自治体等担当者が知己経済活性化に期待される役割
(2)地方創生のための事業プロデューサー派遣における取組について(派遣3地域から)
(3)企業の秘密情報の取扱いと管理について
(4)自治体等での知財活用の取り組み事例の紹介
(5)次期開放特許情報データベースについて
(6)グループ討議

・研修会参加者の反応は下記のとおり。

| | | |
|--------------|---|-----|
| アンケート調査結果の概要 | とても参考になった: | 60% |
| | やや参考になった: | 33% |
| | あまり参考にならなかった: | 7% |
| 代表的な意見 | <ul style="list-style-type: none"> 開放特許を活用する新規事業の可能性について理解できた。 金融機関を軸とした産業振興モデルとして大変参考になった。 営業秘密の保護の重要性について、事例を交えた解説が役立った。 | |

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

新興国等知財情報データベースを通して、新興国等の知財関連情報を提供する。また、我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため、利用者のニーズを踏まえたデータベース掲載国、掲載情報の拡充やデータベースの利便性の向上を実現するとともに、データベースの周知活動を行い、利用の促進を図る。

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

① 新興国等の知財関連情報を提供する新興国等知財情報データベースについては、平成28年度から情報・研修館において運用等を行うこととし、利用者のニーズを踏まえて掲載国や掲載情報を充実する。
② 同データベースの利便性を向上させるとともに、周知活動を強化する。

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

① 新興国等の知財関連情報を提供する新興国等知財情報データベースについては、平成28年度下期から情報・研修館において運用等を行うこととし、平成28年度上期は、同サービスの切れ目のない提供に向けたシステム運用等の調達を行う。また、新興国等知財情報データベースの利便性を向上させるため、利用者のニーズが高い最新の情報を掲載していくこととする。

② 新興国等知財情報データベースの利用者拡大のため、平成28年度の第2四半期から、情報・研修館が実施する海外展開知財セミナーや情報・研修館が管理・運用する各種ポータルサイトでの情報提供を強化するとともに、経済産業局特許室との連携、さらには地方自治

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

(1) 平成28年度上期に、新興国等知財情報データベースのサービス提供が切れ目なく実施できるように、同システムの運用等の調達を実施し、平成28年度下期からサービス提供を開始したか。

(2) 新興国等知財情報データベースの利用促進と周知活動を展開するとともに、情報・研修館での運用等が始まる平成28年度の第3四半期から、同データベースの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを分析し、新たに提供すべきコンテンツのプライオリティを年度内に定め次年度以降の基本計画を策定したか。

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

① 新興国等知財情報データベースについて、上半期にシステムの調達を行い、特許庁からの業務移行に伴うサービスの切れ目を生じさせることなく10月1日からサービスの提供を開始した。
・新興国等知財情報データベースの利便性を向上させるため、利用者のニーズが高い最新の情報を新たに28件、年度内に掲載した。また、掲載情報の正確性を担保するため、掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査し、情報更新のためのコンテンツを作成78件作成し、平成29年度に情報更新を行う予定。
② 利用者の拡充を図るため、情報・研修館の主催する海外知的財産活用講座等での周知活動や、ポータルサイトでの情報紹介、ツイッターを介した広報等を行った。
・平成28年9月まで新興国等知財情報データベースを運用してきた特許庁の担当者からの情報提供を踏まえ、今後の掲載国や掲載情報を検討するため、現在登録されている情報の利用頻度分析を行い、第4四半期には掲載するコンテンツのプライオリティを定め、29年度の「基本計画案」を策定した。

の増加となった。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 開放特許情報データベースのリリースに合わせて、3種類の普及・広報用資料を新たに作成し、知財総合支援窓口等を介して中小企業等に配布し、利用者の拡大に向けた取組を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(3) 自治体等に所属する自治体特許流通コーディネーターを対象とする研修会を開催した。(主要な業務実績の項番②に記載)

＜新興国等知財情報データベースの整備と運用＞

(1) 平成28年度計画に掲げたとおり、10月1日から新興国等知財情報データベースのサービスを開始し、掲載情報充実のため年度内に新たに28件の新情報を掲載した。また、掲載情報の正確性を担保するために掲載時期の古いコンテンツの記事内容を精査し、情報の更新を図った。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 利用促進のための周知活動を行うとともに、掲載国、掲載情報の利用頻度分析を行い、平成29年度以降のコンテンツ作成基本計画案を策定した。(主要な業務実績の項番②に記載)

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|---|--|
| | | 体、商工団体、金融機関等の協力を得て、同データバンクの利用促進と周知活動を展開する。また、平成28年度の第2四半期までに、同データバンクを運用等してきた特許庁から利用者の状況、改善課題の項目等について情報提供を受け、情報・研修館での運用等が始まる平成28年度の第3四半期から、同データバンクの利用者分析、掲載国や掲載情報の利用頻度等の指標となるデータを分析し、新たに提供すべきコンテンツのプライオリティを年度内に定め、次年度以降のコンテンツの充実に向けた基本計画案を作成する。 | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供 | D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供 | D. 知財活用戦略の新展開に関する情報提供 | | | | |
| <p>(1)フォーラムの開催</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>我が国の企業、大学、研究機関等の知財戦略・知財活動の高度化に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p> | <p>(1)フォーラムの開催</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>① 知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラムを開催する。</p> <p>② フォーラムでは、特許庁と協力し、国内外の知的財産を巡る情勢の変化、例えば、政府の新たな政策、企業等の特徴的な動向、中小企業のニーズ等を踏まえた企画を行う。</p> | <p>(1)フォーラムの開催</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>① グローバル知財戦略フォーラム(特許庁と情報・研修館の共催)を、平成29年1月に東京都内で開催する。そのために、第1四半期末までに事務局(情報・研修館の関係部署から選ばれた人材によって構成)を設置し、第3四半期の早い段階で広報及び参加登録を開始できるよう、企画・運営案の作成を遅滞なく進める。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>(1)平成29年1月に東京都内で、900～1,100名規模の参加者のグローバル知財戦略フォーラムを開催したか。</p> <p>(2)地方創生と知的財産をテーマとした小規模フォーラムを首都圏以外で開催する方向で、特許庁と検討したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>①平成29年2月13日、14日の2日間にわたって、特許庁と情報・研修館の共催により、1,000名規模の参加者による大規模フォーラムを開催した。</p> <p>②フォーラムの企画・運営案の作成段階において、情報・研修館及び共催者である特許庁関係者間で、タスクフォースを設置してプログラム構成の骨子案を作成した後、有識者の意見を聴取しつつ第3四半期の早い段階で最終プログラムを決定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">〈グローバル知財戦略フォーラムの概要〉</p> <p>[テーマ] 新たなビジネス・知財戦略と地方創生に向けて</p> <p>[開催日] 平成29年2月13～14日 の2日間</p> <p>[プログラム]</p> <p>第1日目</p> </div> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B</p> <p>根拠は以下のとおり</p> <p>〈グローバル知財戦略フォーラムの開催〉</p> <p>(1)平成29年2月13日、14日の2日間にわたって、東京都内で、1,538名の参加者を迎え、グローバル知財戦略フォーラムを開催した。(主要な業務実績の項番①、②に記載)</p> <p>(2)地方創生と知的財産をテーマとした小規模フォーラムの開催は、平成29年第2四半期までに開</p> | |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|--|
| | | <p>②グローバル知財戦略フォーラムの企画・運営案の作成においては、関係機関や特許庁、事務局にて意見交換を重ね、我が国企業の動向と政策課題、企業、大学、研究機関等のニーズと取組状況、政策課題と知財情勢の変化を踏まえた立案を行う。また、過去のアンケート結果を踏まえ、参加者からの要望等にも配慮した企画と運営を実施し、900～1,100名規模の大規模フォーラムとする。</p> <p>③地方創生と知的財産をテーマとした小規模フォーラムを首都圏以外で開催する方向で特許庁と検討し、関係機関との合意の上で首都圏以外での開催を目指す。</p> | | <p>特別講演【第四次産業革命がもたらす「超スマート社会」と経営革新】 講演者：志賀 俊之氏(日産自動車株式会社 取締役副会長 株式会社 産業革新機構 代表取締役会長 (CEO) 公益社団法人 経済同友会 副代表幹事)</p> <p>パネルディスカッション 【A1】データを含む知的財産のオープン&クローズ戦略による事業進化 (モデレーター: 渡部 俊也氏) 【A2】グローバル企業におけるオープン&クローズ戦略の本質 (モデレーター: 小林 誠氏) 【A3】新興フロンティア分野で「社会価値」「経済価値」を高めるビジネスと知財活用 (モデレーター: 松田 修一氏)</p> <p>第2日目 特別セッション 【中堅・中小企業の経営者に聞く地域発イノベーションの興し方】 司会 兼 聞き手: 鮫島 正洋氏 (弁護士法人内田・鮫島法律事務所) 話し手: 雑賀 慶二氏 (東洋ライス株式会社 代表取締役社長) 話し手: 永井 則吉氏 (永井酒造株式会社 代表取締役社長)</p> <p>パネルディスカッション セミナー 【A4】中小企業の事業成長と地域発イノベーションにおけるオープン&クローズ戦略 (モデレーター: 岩淵 明氏) 【A5】地方創生につながる地域の中小企業の海外への事業展開 (モデレーター: 久保 浩三氏)</p> <p>(注)フォーラムの参加者は、1,538名(1日目:1,034名、2日目:504名)</p> <p>③地方創生と知的財産をテーマとした小規模フォーラムの開催については、平成29年第2四半期までに開設予定となっているINPIT近畿統括本部の開設後に関西で開催することとした。</p> | <p>設予定となっているINPIT近畿統括本部の開設後に関西で開催することとした。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| <p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | <p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | <p>(2)知財活用事例等の情報提供</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈中小企業等における活用事例、産学連携の成果活用事例等の普及〉</p> | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|--|
| <p>相談窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例の中から、特に顕著な効果が認められる事例を事例集として2年毎に編集・作成し、事例集を普及して利活用を促す。</p> | <p>① 窓口等で支援を継続的又は重点的に行った中小企業等における知財活用事例、産学連携研究開発プロジェクト等における知財活用事例を普及する。</p> | <p>① 中小企業等による知財活用に係る成果事例を抽出し、これらの成果事例のうち公開可能なものについては、それぞれの相談ポータルサイトや情報・研修館のホームページ等に掲載することにより、他者への啓発と普及を図るとともに、特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラムにおいて中小企業等から発表してもらう等により、他者への啓発と普及を一層促進する。</p> | <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例のうち公開可能なものについては、ホームページ等に掲載し、普及啓発活動等で利活用したか。</p> <p>(2) 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラムにおいて中小企業等から発表してもらう等により、他者への啓発と普及を促進したか。</p> | <p>① 中小企業等における知財活用事例等については、情報・研修館が管理する知財ポータルサイトやホームページ等に掲載することにより普及と啓発を図った。</p> <p>特筆すべき事例については、平成29年2月に開催したグローバル知財戦略フォーラムにおいて発表してもらった。</p> | <p>(1) 中小企業等による知財活用に係る成果事例のうち公開可能なものについては、ホームページ等に掲載し、普及啓発活動等で利活用した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 特筆すべき事例については、グローバル知財戦略フォーラムにおいて中小企業等から発表してもらう等により、他者への啓発と普及を促進した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| | | | | | | |

| |
|-------------------|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p></p> |

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
|--------------------|---|----------------------|--|
| 3 | 知的財産関連人材の育成 | | |
| 関連する政策・施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2016(H28. 5. 9知的財産戦略本部決定) ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条 ・特許法施行令第12条、第13条、第13条の2 | 当該事業実施に係る根拠(個別法条など) | 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。 |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビューシート | 平成28年度行政事業レビューシート 事業番号 0494-3 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|-----------------------------|------------|------------|--|---------------------|------------|------------|------------|
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 |
| 調査業務実施者育成研修の修了率(実績値)【中期目標、年度計画】 | 第四期中期目標期間中毎年 度75%以上 28年度中75% | 75% | 78% | | | | | 予算額(千円) | 1,041,255 | | |
| 調査業務実施者育成研修の年間実施回数【中期計画、年度計画】 | 定員120人程度の研修を毎 年度4回実施 | 4回 | 4回(平均受講者数 129人) | | | | | 決算額(千円) | 904,011 | | |
| 特許庁の先行技術文献調査外注件数のうち外国特許文献調査件数の占める割合【中期目標】 | 第四期中期目標期間の最終 年度までに第三期中期目標 期間最終年度の実績の12 0%以上 | 100% | 105% | | | | | 経常費用(千円) | 911,518 | | |
| 特許庁職員に対する研修の実施【年度計画】 | 計画に記載された研修を全 件実施 | 達成度100% | 100% | | | | | 経常利益(千円) | 1,039,031 | | |
| 特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果【年度計画】 | 「有意義だった」と回答する 者が90%以上 | 90% | 98% | | | | | 行政サービス 実施コスト(千円) | 853,038 | | |
| 調査業務実施者スキルアップ研修の年間実施回数【年度計画】 | 毎年度1回 | 1回 | 1回 | | | | | 従事人員数 | 19人 | | |
| eラーニングコンテンツの開発・改訂数(実績値)【中期目標】 | ・第四期中期目標期間最終 年度の教材コンテンツ数を 第三期中期目標期間の最終 年度の1.5倍以上【中期目 標 | ・61コンテンツ 【中期目標】 ・6コンテンツ【年 度計画】 | ・74コンテンツ【中 期目標】 ・14コンテンツ(改 訂1、新規13件作 成)【年度計画】 | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|-------------------|------------------------------------|--|--|--|
| | ・6コンテンツ以上【年度計画】 | | | | | |
| eラーニング教育コース利用者数【中期目標】 | 第四期中期目標期間内に6000人以上 | 27年度:4,642人 | 4,907人 | | | |
| グローバル知財人材育成用教材を用いた研修受講生数及び自己啓発用簡易教材の利用者数合計【中期目標】 | 第四期中期目標期間内に1500人以上 | 1,500人 | 256人(集合件数受講:126名、WebサイトからのDL:130人) | | | |
| グローバル知財人材の育成用のケース教材開発数【年度計画】 | 平成28年度は20編 | 20編 | 20編 | | | |
| 平成28年度に開発する20編のケース教材の開発過程では、中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成に資するように効果検証研修を実施【年度計画】 | 2回以上 | 2回 | 6回 | | | |
| パテント・コンテスト、デザイン・パテントコンテスト参加校数【中期目標、年度計画】 | 第四期中期目標期間最終年度の参加校数を、第三期中期目標期間最終年度実績の120%以上【中期目標】 平成27年度実績値の105%以上【年度計画】 | 107校 | 124校(116%) | | | |
| 海外の知財人材育成機関との連携・協力【中期目標】 | 連携セミナー回数を、第四期中期目標期間の最終年度には年間3回以上。 | 4回 | 4回 | | | |
| 民間企業・行政機関等の人材に対する研修の開催回数【年度計画】 | 年間14回 | 27年度:19回 | 14回 | | | |
| ①特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、②同[意匠]、③特許調査実践研修の年度内実施回数【年度計画】 | ①4回 ②1回 ③1回 | ①4回 ②1回 ③1回 | ①4回 ②1回 ③1回 | | | |

| | | | | | | |
|---|----------------|----------|-----------------------------------|--|--|--|
| 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象とする知的財産の保護・活用能力の育成を図るための①知的財産活用研修[検索コース]、②知的財産活用研修[活用検討コース]、③知的財産権研修[産学官連携]の年度内実施回数【年度計画】 | ①②③計4回 | ①②③計4回 | ①2回 ②1回 ③1回 | | | |
| 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象とする知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]の年度内実施回数【年度計画】 | 年度内4回 | 年度内4回 | 年度内4回 | | | |
| 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修における受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者の全回答者に対する比率【年度計画】 | 90%以上 | 27年度:95% | 94% | | | |
| パテント・コンテスト、デザイン・パテントコンテスト参加校数【年度計画】 | 27年度実績値の105%以上 | 107校 | 116%(124校) | | | |
| グローバル知財人材の育成教材について電子化し、一般に提供した数【年度計画】 | 平成28年度は10編以上 | 10編 | 34編 (ブックレット4編、 ケーススタディ集30編) | | | |

※予算額、決算額は支出額を記載。

※従業員数:28年10月時点の数字。

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|------------------------------|------------------------------|---|---|--|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | | | | | | 評価 |
| <p>3. 知的財産関連人材の育成</p> <p>A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施</p> <p>情報・研修館は、特許庁の審査官及び審判官の法定研修を実施する機関、調査業務実施者の法定研修を実施する機関とされており、特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け真に必要な研修に重点化を図りつつ、研修を実施する。</p> <p>情報・研修館が実施してきた民間や行政機関等の知財関連人材の育成研修においては、真に必要なものに限定し、その研修内容の改善等を図るとともに、電子化して提供が可能な教材については、eラーニングシステムへの登録、デジタルアーカイブ等への掲載により、広く利用できるようにする。新たな課題となっているグローバル知財人財の育成のためのケース教材等については、継続的に開発を行い、広く一般に利活用できるようにする。</p> | <p>3. 知的財産関連人材の育成</p> | <p>3. 知的財産関連人材の育成</p> | <p>A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 調査業務実施者の育成研修における各年度の修了者数を修了者と未了者の総数で除した修了率 [指標] 第四期中期目標期間の全ての年度において75%以上</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(2) 特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間最終年度の実績の120%以上</p> <p>〈その他の指標〉</p> | <p>A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>①平成28年度の調査業務実施者育成研修の修了率は、<u>78%</u>だった。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>②平成28年度は、先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績の<u>105%</u>だった。</p> <p>〈その他の指標〉</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>○知的財産関連人材の育成の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(3) B(3) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「A」に相当する。</p> <p>A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 成果指標(アウトプット)として掲げた調査業務実施者の育成研修における修了率は78%であり、<u>目標値75%に対して超過達成となった。</u></p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(2) 効果指標(アウトカム)として中期目標に掲げられた、特許庁が登録調査機関に外注する先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合が、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対し105%となり、中期目標で掲げられた第四期中期目標期間の最終年度までに到達を目指す120%に対して順調な滑り出しとなった。</p> <p>〈その他の指標に対する達成の観点〉</p> | |

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施

- (3) 特許庁職員に対する研修の実施
[指標] 計画に記載された研修を全件実施
- (4) 特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査結果
[指標] 「有意義だった」と回答する者が90%以上
- (5) 調査業務実施者育成研修の実施回数
[指標] 計4回実施
- (6) 調査業務実施者スキルアップ研修の実施回数
[指標] 1回実施

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施

〈主な定量的指標〉

成果指標(アウトプット)

- (1) 知財デジタル教材の新開発、映像化したeラーニング教材の改訂と新開発による教材コンテンツ数
[指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の教材コンテンツ数の1.5倍以上
[指標] 平成28年度は6編以上
- (2) eラーニング教育コースの利用者数
[指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに6000名以上
- (3) 「グローバル知財人財育成用教材」の利用者数(研修受講生数と自己啓発用簡易教材の利用者数の合計値)
[指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに累積で1500名以上
- (4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストへ

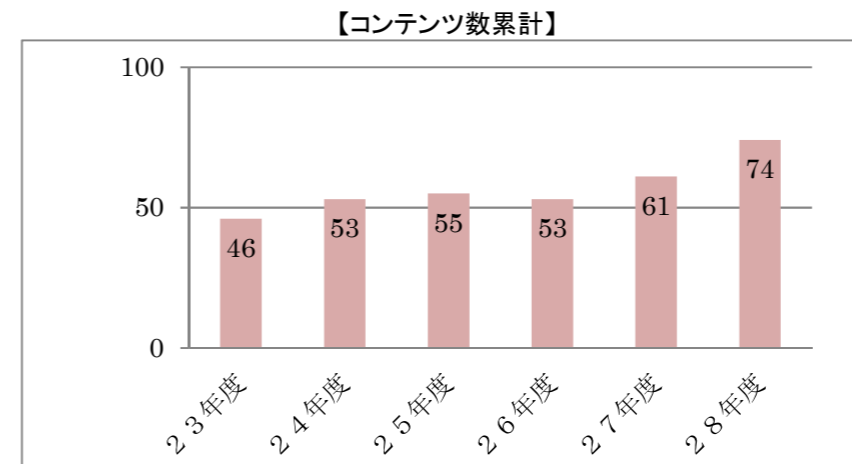
- ③ 情報・研修館が実施する研修計画に記載された研修について、全件実施した。
- ④ 平成28年度特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と回答する者は、98%だった。
- ⑤ 平成28年度調査業務実施者育成研修について、計4回実施した。
- ⑥ 平成28年度調査業務実施者スキルアップ研修について、1回実施した。

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施

〈主要な業務実績〉

成果指標(アウトプット)

- ① eラーニング教材について、第三期中期目標期間の最終年度のコンテンツ数(61件)に対して、平成28年度は改訂1件、新規13件作成し、コンテンツ数を74件とした(前年比121.3%)。



- ② eラーニング教育コースを利用する者は、平成28年度末で4907名となり、第三期中期目標期間の最終年度(4642名)の105.7%と増加した。

- (3) 特許庁策定の研修計画に記載された研修を全て計画通り確実に実施した。
- (4) 特許庁職員に対する全ての研修科目で実施する受講生アンケート調査の結果、「有意義だった」と回答する者が98%と目標値90%以上を大幅に超過(回答率92%)。
- (5) 調査業務実施者育成研修を目標値のとおり、着実に計4回実施した。
- (6) 調査業務実施者スキルアップ研修を1回実施し、目標を達成した。

B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施

成果指標(アウトプット)達成の観点

- 第四期中期目標期間の期末までに達成すべきとされた5つの成果指標(アウトプット)について、概ね順調な水準の成果となった。
- (1) eラーニング教材の平成28年度末コンテンツ数(74件)は、第三期中期目標期間の最終年度のコンテンツ数(61件)の121.3%と増加した。
 - (2) eラーニング教育コースを利用する者は、平成28年度末で4907名となり、第三期中期目標期間の最終年度(4642名)の105.7%と増加した。
 - (3) 「グローバル知財人財育成用教材」の利用について、本格教材を用いた集合型研修の平成28年度末受講生数は、126名(効果検証研修77名、普及セミナー49名)となった。また、本格教材の一部(ケーススタディ集)

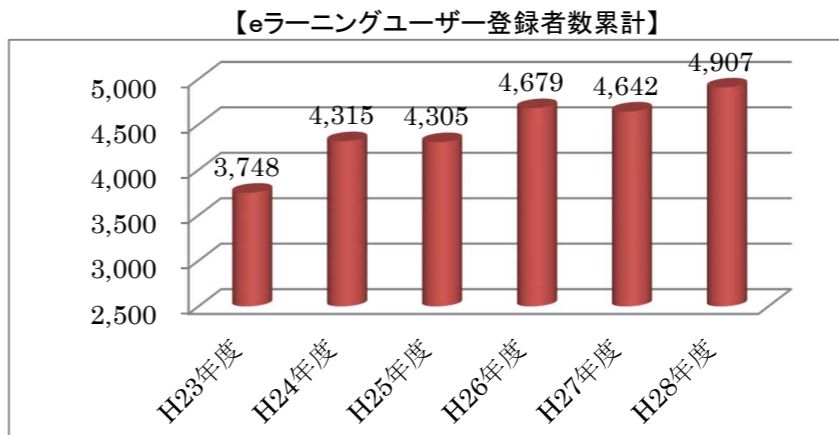
の参加校数
 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度実績値の120%以上

(5) 海外の知的財産人材育成機関との新たな連携・協力関係を構築する国の数、連携セミナーの開催回数
 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までにASEAN等の2カ国以上
 [指標]連携セミナーについては第四期中期目標期間の最終年度までに年間3回以上

〈その他の指標〉

(6) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修の開催回数
 [指標]総計14回

(7) 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修における受講者アンケート



③「グローバル知財人材育成用教材」の利用について、本格教材を用いた集合型研修の平成28年度末受講生数は、126名(効果検証研修77名、普及セミナー49名)となった。また、本格教材の一部(ケーススタディ集)及び自己啓発用簡易教材(ブックレット)をホームページからダウンロード可能とし、平成28年度中にケーススタディ集87件、ブックレット43件のダウンロードがあった。

④パテントコンテスト/デザインパテントコンテストへの平成28年度の参加校数は124校であり、第三期中期目標期間の最終年度である平成27年度の107校と比較して116%となった。

| | 年度 | 応募校数 |
|---------------|------|------|
| パテントコンテスト | 27年度 | 65校 |
| | 28年度 | 81校 |
| デザインパテントコンテスト | 27年度 | 42校 |
| | 28年度 | 43校 |
| 27年度合計 | | 107校 |
| 28年度合計 | | 124校 |

⑤ASEANにおいては、ベトナムとの間で連携・協力関係を強化した。

⑥平成28年度における連携セミナーは、以下のとおり4回開催した。

| 開催日 | 会合等名 | 開催地 |
|-------|---|-----------|
| 5/25 | 第4回日韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 韓国知的財産権法改正の最新事情～特許法、商標法及びデザイン保護法について～ | 東京 |
| 6/24 | 第6回日中人材育成機関連携セミナー テーマ: 日本特許法の最近の法改正 | 四川省 成都 |
| 11/23 | 第5回日中韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 日中韓 Patent Database 紹介 | ソウル |
| 11/3 | 第2回日越人材育成機関連携セミナー テーマ: ビジネスにおける知的財産の価値 | ホーチミン |

〈その他の指標〉

⑦民間企業・行政機関等の人材に対する研修の開催回数は、総計14回だった。

⑧民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修における受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者の全回答者に対する比率は、94%以上だった。

⑨「グローバル知財人材育成用教材」について、27年度に開発した10編のケース教材に加え、さらに20編のケース教材等を開発するとともに、自学自習用

及び自己啓発用簡易教材(ブックレット)をホームページからダウンロード可能とした。

(4) パテントコンテスト・デザインパテントコンテストにおいて、平成28年度の参加校数(124校)は、第三期中期目標期間の最終年度実績値(107校)の116%と増加した。

(5) ベトナムと協力関係を構築し、連携セミナーを年間4回(日韓、日中、日中韓、日越)開催した。

〈その他の指標に対する達成の観点〉

その他の指標に掲げられた(6)～(9)の指標について、全て達成した。

| | | | <p>ートで「有意義だった」と回答する者の全回答者に対する比率 [指標]90%以上</p> <p>(8)グローバル知財人財の育成用のケース教材開発数 [指標]平成28年度は20編、既開発分を合わせて計30編</p> <p>(9)研修等で用いる教材や説明資料の電子化と一般への提供の数 [指標]平成28年度は10編以上</p> | <p>のブックレットの開発を実施した。</p> <p>⑩「グローバル知財人財育成用教材」について、30編からなるケース教材及びブックレットを電子化し、一般に公開した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|---------|-------------|--------------|----------|--------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------|------|-------|----------------------|-------|-------|----------------------|-------|------|--------------------|------|-------|--|
| A. 審査の迅速化と質の向上に資する研修等業務の着実な実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。また、研修受講生に対するアンケート及びヒヤリング調査に基づき、研修内容の改善を行う。</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と緊密に連携しつつ、審査・審判官等特許庁職員に対する研修内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図るため、英語による出願に対する対応力向上を含む研修について、研修計画に則って実施するとともに、研修効果等について評価し、適宜、研修内容の見直し等を行う。</p> | <p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁と連携しつつ、英語による出願に対する対応力向上を含む研修等、審査官・審判官等の特許庁職員に対する研修を実施計画に則って確実に実施する。</p> <p>② 研修カリキュラム等の改善を図るため、受講生に対するアンケート調査とヒヤリング調査を実施し、研修効果等に関する評価用データ等を収集するとともに、収集した情報は、特許庁の研修企画</p> | <p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、特許庁の「研修基本方針」、「平成28年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を確実に実施する。</p> <p>② 特許庁職員を対象とする研修においては、特に「世界最速・最高品質」の特許審査を担う審査官を育成する研修の充実を重視した取組を行ったか。</p> <p>(3)特許庁の審査部で指導的立場にある者に対する意見聴取を行い、収集した意見等を整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化したか。</p> | <p><評価の視点></p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> | <p><主要な業務実績></p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>①特許庁の「研修基本方針」、「平成28年度研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、全ての研修を確実に実施した。</p> <p>【平成28年度に実施した研修の種別、科目数、受講生数の実績値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類(種別)</th> <th>科目数 28年度</th> <th>受講生数 28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 審査系研修</td> <td>212 科目</td> <td>477 名</td> </tr> <tr> <td>2. 審判系研修</td> <td>15 科目</td> <td>121 名</td> </tr> <tr> <td>3. 事務系研修</td> <td>94 科目</td> <td>125 名</td> </tr> <tr> <td>4. 管理者系研修</td> <td>20 科目</td> <td>143 名</td> </tr> <tr> <td>5. メンタルヘルス、サービス規律、ライフプラン等に関する研修</td> <td>7 科目</td> <td>246 名</td> </tr> <tr> <td>6. 国際化への対応能力向上のための研修</td> <td>32 科目</td> <td>503 名</td> </tr> <tr> <td>7. 情報化への対応能力強化のための研修</td> <td>28 科目</td> <td>59 名</td> </tr> <tr> <td>8. 法的専門能力の向上のための研修</td> <td>8 科目</td> <td>101 名</td> </tr> </tbody> </table> | 大分類(種別) | 科目数 28年度 | 受講生数 28年度 | 1. 審査系研修 | 212 科目 | 477 名 | 2. 審判系研修 | 15 科目 | 121 名 | 3. 事務系研修 | 94 科目 | 125 名 | 4. 管理者系研修 | 20 科目 | 143 名 | 5. メンタルヘルス、サービス規律、ライフプラン等に関する研修 | 7 科目 | 246 名 | 6. 国際化への対応能力向上のための研修 | 32 科目 | 503 名 | 7. 情報化への対応能力強化のための研修 | 28 科目 | 59 名 | 8. 法的専門能力の向上のための研修 | 8 科目 | 101 名 | <p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><特許庁の審査・審判の迅速化と質の向上を目指す研修の実施></p> <p>(1)特許庁策定の「研修計画」及び情報・研修館の「研修実施要領」に則り、特許庁職員を対象とする全ての研修を計画どおりに確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)「世界最速・最高品質」の特許審査を担う審査官を育成するべく段階別の研修を実施した。事例研究等演習時間を含む十分な授業時間を確保した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3)特許庁の審査部で指導</p> |
| 大分類(種別) | 科目数 28年度 | 受講生数 28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 審査系研修 | 212 科目 | 477 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 審判系研修 | 15 科目 | 121 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 事務系研修 | 94 科目 | 125 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 管理者系研修 | 20 科目 | 143 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. メンタルヘルス、サービス規律、ライフプラン等に関する研修 | 7 科目 | 246 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 国際化への対応能力向上のための研修 | 32 科目 | 503 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 情報化への対応能力強化のための研修 | 28 科目 | 59 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 法的専門能力の向上のための研修 | 8 科目 | 101 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

専門官等と共有し、研修内容の見直し等に反映する。

意見聴取の回数、聴取した意見の数等を活動モニタリング指標として改善・見直しに資するデータ・情報等を整理し、特許庁の研修企画専門官等と共有化し、次年度以降の研修改善につながる取組を推進する。

| | | |
|-----------------------------------|--------|---------|
| 9. 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修(一部派遣研修除く) | 79 科目 | 5,473 名 |
| 合 計 | 495 科目 | 7,248 名 |

(注)5. ～9. の種別は研修数を科目数としてカウント。

②特許庁の目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現に貢献するため、実践能力を高める演習科目を充実する等の改善を行いつつ、審査官の段階別実施する8つの研修コースについて、実施要領の作成、講師の手配等を行い、研修を確実に実施した。

【特許審査官職員に対する研修の授業時間及び受講生数の実績値】

| 研 修 科 目 名 | 授業時間 28年度 | 受講生数 28年度 |
|------------------|--------------|--------------|
| 1. 審査官補コース研修 | 159 時間 | 39 名 |
| 2. 任期付職員初任研修 | 155 時間 | 44 名 |
| 3. 審査官コース前期研修 | 94 時間 | 88 名 |
| 4. 審査官コース後期研修 | 49 時間 | 82 名 |
| 5. 審判官コース研修 | 58 時間 | 32 名 |
| 6. 審査応用能力研修1 | 7 時間 | 23 名 |
| 7. 審査応用能力研修2 | 12 時間 | 59 名 |
| 8. 審査系マネジメント能力研修 | 17 時間 | 49 名 |
| 合 計 | 551 時間 | 416 名 |

・審査部で指導的立場にある者に対する意見聴取を計11回実施し、聴取した意見(総数:44件)を特許庁の研修企画専門官等に共有した。一部平成29年度の「研修実施要領」等に反映させる予定。

【特許庁審査部の指導的立場の者からの意見聴取】

| 意見聴取対象とした研修 | 聴取した意見の代表例 |
|---|---|
| 審査官補コース研修 任期付職員初任研修 審査官コース前期研修 審査官コース後期研修 審査応用能力研修1 審査応用能力研修2 審査系マネジメント能力研修 | <ul style="list-style-type: none"> 品質管理に関する討論の前に、審査官のおかれる国際情勢や企業や弁理士が期待する審査に関する講義を置いてはどうか。目的意識を持たせることで、学習効果がより一層期待できる。 模擬面接審査を経験させる「審査実務演習」の前にファシリテーションに関する講義を実施してはどうか。ファシリテーションに関する講義を先に受講させることで、特に面接審査における説明力の不足の対策とすることも可能となる。 |

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

① 全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性等を精査し、より効率的かつ効果的な研修となるように、研修の総チェックを行う。

② 総チェックで得られた情報等は、特許庁の研修企画専門官等と共有し、必要に応じて研修の改善を進める。

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

①より効率的かつ効果的な研修となるよう、平成28年度末を目途に以下の点等に留意して、研修カリキュラムのチェックを行う。
・研修内容の重複の有無及び受講生の研修受講のタイミングの妥当性等の精査
・各科目のシラバスの活用状況とシラバス改善策の検討
・審査・審判の品質向上に影響が高い研修科目の

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

(1)効率的かつ効果的な研修となるよう、研修カリキュラムについて、年度計画に掲げた観点に則ってチェックを実施したか。さらに、上記のチェックにより得られた結果について、特許庁の研修企画専門官等と速やかに共有を図り、特許庁と緊密に連携を取りながら次年度以降の研修実施までに研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等を進

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

①特許庁職員を対象とする研修に関し、年度計画に記載された項目に留意して、研修カリキュラムの総チェックを実施し、平成28年12月に『平成28年度「特許庁職員に対する研修」の実施状況及び平成29年度に向けた取組について』を取りまとめた。

②上記の総チェックにより得られた検討結果である上記『平成28年度「特許庁職員に対する研修」の実施状況及び平成29年度に向けた取組について』をもとに、特許庁の研修企画専門官等と連携しながら、特許庁が実施する「平成29年度研修計画」・「実施要綱」の策定・改訂に尽力することで、研修内容の充実、研修方法の改善を図った。平成29年度研修計画等における具体改善提案は下記のとおり。

【平成29年度研修計画等における具体的改善提案の概要】

| |
|--------------------------------|
| 1. 「平成29年度研修計画」・「実施要綱」に関する改善提案 |
|--------------------------------|

的立場にある者から意見聴取を実施し、収集した意見を整理し特許庁の研修企画専門官等と共有化し、研修改善に役立てた。(主要な業務実績の項番②に記載)

＜より効率的かつ効果的な研修とするための研修内容の見直し＞

(1)効果的な研修とするために、中期計画・年度計画に掲げられた全ての活動モニタリング指標を適時モニタリングしながら、研修の総チェックを実施し、次年度の研修計画を策定するタイミングで必要な情報を特許庁に提供した。さらに、次年度以降の研修内容の充実に向け、特許庁の研修企画専門官と連携を図り改善を進めた。(主要な業務実

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|--|--|---|----|------------------------------|-------------------|----|-------------------------------------|---------------|----|---|---------------|----|--|-------------------|----|--------------------------------|------------|--|--|
| | | <p>内容充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の技術動向に関する技術研修科目の充実 グローバル化に対応するための語学研修の充実 実務実習の導入・拡大等による実践能力の育成に関する検討 集合型研修を補完する学習型eラーニング教材の整備方針と活用 <p>②上記のチェックにより得られた検討結果について特許庁の研修企画専門官等と速やかに共有を図り、特許庁と緊密に連携を取りながら次年度以降の研修実施までに研修内容の充実、研修方法の改善、教材の改善等を進める。</p> <p>③全ての研修科目において実施する受講生アンケート調査結果で、「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得られるよう、年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施する。</p> | <p>めたか。</p> <p>(2)年度内においても研修方法や教材の部分改善等を適宜実施したか。改善取組の数は何件だったか。</p> <p>(3)全ての研修科目において実施する受講生アンケート調査結果で、「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得られたか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「商標審査官補スキルアップ研修」及び「事務系職員3年目研修」は、受講生の意識向上の相乗効果を得るため、引き続き合同で実施することが適当。 特許庁のグローバル化施策に効果的かつ適時に応え、実践能力を伸ばす英語研修の受講機会を拡大するため、通信教育型研修に「オンライン英会話コース」を新設してはどうか。等 <p>2. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 「審判官コース研修」は、新しい判例や審決を教材とする科目について、研修修了生が希望する場合に聴講等学習の機会を設けてはどうか。 「方式審査専門官研修」は、工業所有権法施行規則に関する科目と実習(事例研究)科目について、講師間の連携を図る等、方式審査業務未経験の受講生へ配慮した講義内容となるように検討が必要。等 <p>3. 研修実施運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修教材の受講者への電子的配付の拡大、早期配付を検討する。 事務系職員研修について(「事務系職員2年目研修」等)、業務との調整を考慮した研修スケジュールを検討する。等 <p>③年度途中においても、上記総チェックにおける留意点を中心に、研修方法・研修環境の改善、教材の改善等を適宜実施したことにより、各科目の最終授業後に実施した受講生アンケートで98%以上(目標は90%以上)の受講生が「有意義だった」と評価する結果につながった。平成28年度に改善した実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の技術動向に関する技術研修科目の充実(審査・審判系職員対象)(実施した事例) <table border="1" data-bbox="1466 1066 2228 1297"> <tr> <td>例1</td> <td>脳梗塞と脊髄損傷に対する再生医療についての最先端技術研修</td> <td>特許審査・審判官 63名参加</td> </tr> <tr> <td>例2</td> <td>「高効率ディーゼルエンジンシステムの最新技術シンポジウム」への派遣研修</td> <td>特許審判官 2名参加</td> </tr> <tr> <td>例3</td> <td>「準天頂衛星システムの測位技術と高精度システムへの応用及び最先端技術セミナー」への派遣研修</td> <td>特許審査官 3名参加</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 実務実習の導入・拡大等による実践能力の育成(審査系職員対象)(実施した事例) <table border="1" data-bbox="1466 1392 2228 1556"> <tr> <td>例1</td> <td>「サーチ実務研修(特実検索システム編)」と「同(非特許文献編)」(各1時間)</td> <td>審査官補コース・任期付職員初任研修</td> </tr> <tr> <td>例2</td> <td>「行政官のためのミーティング・ファシリテーション」(4時間)</td> <td>審査官コース後期研修</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化時代に対応するための語学研修の充実(全職員対象) 最高品質の審査の実現における外国語文献調査の重要度の更なる高まりに加え、海外知財庁との連携や新興国の知財制度・運用整備支援など国際連携推進のため、コース別語学研修を実施した。特に、総合的に実践能力を高めるツールとして通学型(マンツーマンレッスン)の人数を増加(平成27年受講者数163名→平成28年194名)、審査官等の海外派遣に合わせ英語以外の言語(ポルトガル語等)研修に適時に対応した。また、単発研修として、審査官による英語起案文例の作成に関する研修を実施した。 | 例1 | 脳梗塞と脊髄損傷に対する再生医療についての最先端技術研修 | 特許審査・審判官 63名参加 | 例2 | 「高効率ディーゼルエンジンシステムの最新技術シンポジウム」への派遣研修 | 特許審判官 2名参加 | 例3 | 「準天頂衛星システムの測位技術と高精度システムへの応用及び最先端技術セミナー」への派遣研修 | 特許審査官 3名参加 | 例1 | 「サーチ実務研修(特実検索システム編)」と「同(非特許文献編)」(各1時間) | 審査官補コース・任期付職員初任研修 | 例2 | 「行政官のためのミーティング・ファシリテーション」(4時間) | 審査官コース後期研修 | <p>績の項番①、②に記載)</p> <p>(2)受講生の評価を高めるため、研修方法やテキストの見直し等改善を積極的に行った。今年度の改善取組の件数は20件であった。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(3)受講生アンケート調査結果において、年度計画に掲げた目標(「有意義だった」が90%以上)に対し、実績値が98%となり、目標を超過達成した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> | |
| 例1 | 脳梗塞と脊髄損傷に対する再生医療についての最先端技術研修 | 特許審査・審判官 63名参加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例2 | 「高効率ディーゼルエンジンシステムの最新技術シンポジウム」への派遣研修 | 特許審判官 2名参加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例3 | 「準天頂衛星システムの測位技術と高精度システムへの応用及び最先端技術セミナー」への派遣研修 | 特許審査官 3名参加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例1 | 「サーチ実務研修(特実検索システム編)」と「同(非特許文献編)」(各1時間) | 審査官補コース・任期付職員初任研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 例2 | 「行政官のためのミーティング・ファシリテーション」(4時間) | 審査官コース後期研修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--------------|----------------|----|---------------|-------------|--|--|--|
| | | | | <p>(実施した事例)</p> <table border="1"> <tr> <td>例1</td> <td>英語起案文例に関する研修</td> <td>特許審査官 69名参加</td> </tr> <tr> <td>例2</td> <td>ハーグ協定対応英語起案研修</td> <td>意匠審査官 5名</td> </tr> </table> <p>・受講生、講師からの意見・要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては年度中に迅速に改善等の対応措置をとったことが受講生の高評価につながった。平成28年度期中に実施した改善取組は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業戦略・知財戦略を分析的に理解するに必要な基礎知識を体系的に習得するため、「イノベーションと知財戦略(2時間)」「日本の強みを生かす知的財産戦略(1時間)」の科目を新設した。 強く・広く・役に立つ特許等の権利を付与するためには、審査の質を高めるとともに、出願人や代理人とのコミュニケーションを通じて相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることが必要。そのためのビジネススキルを向上するため、「行政官のためのファシリテーション(4時間)」の科目を新設した。 <p>等</p> <p>2. 研修実施運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講生へ試験科目の一部科目の講義テキストの事前配布時期について、イントラネットを活用し電子的配付を行い、例年よりも2週間程度早く配付した。 審判部からの要請に基づき、事前課題を有する科目(訟務実務Ⅱ、工業所有権法事実認定演習)について、日程を離して(2月と3月)実施することとし、審判官受講生の事前課題(事例研究)の準備負担の分散・軽減化を図った。 <p>等</p> </td> </tr> </table> | 例1 | 英語起案文例に関する研修 | 特許審査官 69名参加 | 例2 | ハーグ協定対応英語起案研修 | 意匠審査官 5名 | <p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業戦略・知財戦略を分析的に理解するに必要な基礎知識を体系的に習得するため、「イノベーションと知財戦略(2時間)」「日本の強みを生かす知的財産戦略(1時間)」の科目を新設した。 強く・広く・役に立つ特許等の権利を付与するためには、審査の質を高めるとともに、出願人や代理人とのコミュニケーションを通じて相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることが必要。そのためのビジネススキルを向上するため、「行政官のためのファシリテーション(4時間)」の科目を新設した。 <p>等</p> <p>2. 研修実施運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講生へ試験科目の一部科目の講義テキストの事前配布時期について、イントラネットを活用し電子的配付を行い、例年よりも2週間程度早く配付した。 審判部からの要請に基づき、事前課題を有する科目(訟務実務Ⅱ、工業所有権法事実認定演習)について、日程を離して(2月と3月)実施することとし、審判官受講生の事前課題(事例研究)の準備負担の分散・軽減化を図った。 <p>等</p> | | |
| 例1 | 英語起案文例に関する研修 | 特許審査官 69名参加 | | | | | | | | | | | |
| 例2 | ハーグ協定対応英語起案研修 | 意匠審査官 5名 | | | | | | | | | | | |
| <p>1. 実施要領(研修科目・研修時間・研修スケジュール等)の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の事業戦略・知財戦略を分析的に理解するに必要な基礎知識を体系的に習得するため、「イノベーションと知財戦略(2時間)」「日本の強みを生かす知的財産戦略(1時間)」の科目を新設した。 強く・広く・役に立つ特許等の権利を付与するためには、審査の質を高めるとともに、出願人や代理人とのコミュニケーションを通じて相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることが必要。そのためのビジネススキルを向上するため、「行政官のためのファシリテーション(4時間)」の科目を新設した。 <p>等</p> <p>2. 研修実施運営の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講生へ試験科目の一部科目の講義テキストの事前配布時期について、イントラネットを活用し電子的配付を行い、例年よりも2週間程度早く配付した。 審判部からの要請に基づき、事前課題を有する科目(訟務実務Ⅱ、工業所有権法事実認定演習)について、日程を離して(2月と3月)実施することとし、審判官受講生の事前課題(事例研究)の準備負担の分散・軽減化を図った。 <p>等</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> | <p>①独立行政法人評価制度委員会からの意見等を踏まえ、情報・研修館の限りある人的及び物的資源の有効活用を図る観点から、特許庁職員に対する能力向上により資するため、「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要な研修に重点化を図る取組として、「知的財産関連業務の人材育成とは直接関わりのない研修」は実施しないこととする見直しを行い、特許庁に提言した。</p> <p>【知的財産関連業務の人材育成とは直接関わりのない研修のカテゴリー】</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>〈研修内容の見直し方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ライフプラン、福利厚生に関する研修 服務規律、人事・任用に関する制度/実務研修 メンタルヘルス、情報公開に関する制度/実務研修 会計・財務、予算、調達、施設管理に関する制度/実務研修 </td> </tr> </table> | <p>〈研修内容の見直し方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ライフプラン、福利厚生に関する研修 服務規律、人事・任用に関する制度/実務研修 メンタルヘルス、情報公開に関する制度/実務研修 会計・財務、予算、調達、施設管理に関する制度/実務研修 | | | | | | | | |
| <p>〈研修内容の見直し方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ライフプラン、福利厚生に関する研修 服務規律、人事・任用に関する制度/実務研修 メンタルヘルス、情報公開に関する制度/実務研修 会計・財務、予算、調達、施設管理に関する制度/実務研修 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>特許庁が外注する先行技</p> | <p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>①登録調査機関の調査業</p> | <p>(2)調査業務実施者の育成研修</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>①特許庁の目標である「世</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>(1)調査業務実施者数の確</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>①調査業務実施者を育成するための研修では、「世界最速・最高品質」の審査の</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈特許庁のニーズに応えられる調査業務実施者数の確保〉</p> <p>(1)「世界最速・最高品質の</p> | | | | | | | | |

術文献の調査を実施する登録調査機関の調査業務実施者を育成する法定研修は、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して実施する。

② 登録調査機関の必要とする人員数に変化が生じた場合、設備等の制約条件を踏まえつつ、実施可能な範囲において柔軟に対応する。

<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しつつ、研修カリキュラム等の改善を適宜行い、審査官ニーズに応えられる人材を育成する。

① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実施者を育成するため、研修内容等を適宜改善する。
② 特許庁の審査官による受講者の能力評価を研修の中に組み込むことにより、その後の研修効果を

務実施者を育成する法定研修については、登録調査機関が必要とする人員数を勘案して、定員120名程度の法定研修を各年度4回ずつ開催することを原則とする。

② 登録調査機関が必要とする調査業務実施者数の増大によって募集定員を上回る受講生を受け入れねばならない事態が発生することも想定し、高度文献検索端末等の研修用設備の利用形態の工夫(例えば、ダブルトラックによる利用)をあらかじめ検討しておくなど、可能な限り登録調査機関のニーズに応えることとする。
③ 登録調査機関に配置される調査業務指導者(研修を修了した後に実際の調査業務を行う調査業務実施者を指導、監督、管理する立場にある者)となることが予定される者を対象とし、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的とする調査業務実施者スキルアップ研修(定員約30名、研修期間は2日間)を、平成28年度は1回実施する。

<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

① 特許庁の審査官ニーズに応えられる調査業務実施者を育成するため、特許庁、登録調査機関等の関係者から、調査業務実施者に必要とされる基礎的能力や研修内容等に関する意見・要望等を聴取し、適宜、研修内容、研修方法、教材等の改善を図る。

保のため、調査業務実施者を年度内に4回開催したか。

(2) 中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、調査業務実施者の育成研修における平成28年度の修了率は、75%以上であったか。

(3) 調査業務実施者スキルアップ研修を年度内に1回開催したか。

(4) 中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合は、第三期中期目標期間の期末実績値に対し、増加したか。

<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

(1) 受講生に対するアンケート調査、特許庁、登録調査機関等の関係者からの意見聴取等を適切に行い、研修内容、研修方法、教材等の改善を図ったか。
(2) 受講生のアンケート調査等に表れる研修内容の評価結果、登録調査機関で指導する立場にある

実現に資するため、外国文献調査能力等を高める内容を組み込む等の改善を行いつつ、研修を年4回確実に実施した。また、修了率に関しても、全ての回が目標値を達成し、年度平均修了率は78%と、目標を大きく上回った。

【調査業務実施者の育成研修の実施状況(計4回実施)】

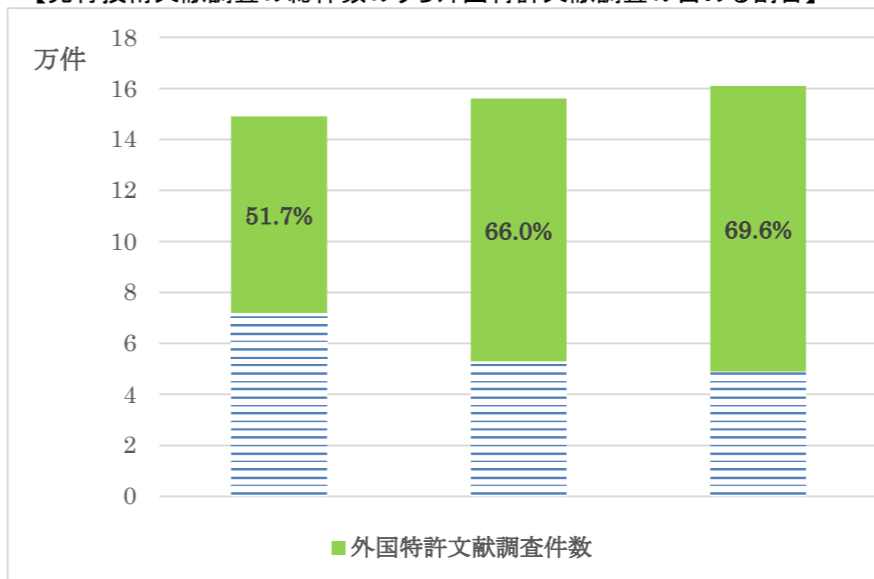
| 28年度 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|
| 受講生 | 122名 | 110名 | 166名 | 118名 | 516名 |
| 修了者 | 94名 | 89名 | 129名 | 89名 | 401名 |
| 修了率 | 77% | 81% | 78% | 75% | 78% |

② 募集定員を上回る受講生を受け入れねばならない事態が発生しても受け入れが可能となるよう、カリキュラム等を工夫し設定した。

③ 調査業務実施者スキルアップ研修を年度内に1回開催した。(受講生32名)

④ 特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合は、平成27年度実績値は66.0%だったのに対し、28年度実績値は69.6%となり、前年度比105%だった。

【先行技術文献調査の総件数のうち外国特許文献調査の占める割合】



<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

① 全登録調査機関(10機関)から、意見調査票の配布・回収及び意見聴取票に基づくヒヤリングの実施により、意見・要望等を聴取した。

| | |
|----------|---|
| 1. 意見調査票 | 調査業務実施者の指導的立場の者に対し、研修修了生が実務に就いた時点での業務状況等から、研修内容の評価(特許実務・検索実務の知識、検索報告書作成能力、外国特許文献調査に関する知識、能力等)を求める意見調査票を配布・回収。 |
| 2. ヒヤリング | 10機関に赴き、上記1. 意見調査票に基づき、直接ヒヤリングを実施。 |

特許審査」の実現に貢献するため、調査業務実施者の育成研修を年4回(1回の研修期間は2カ月)実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(2) 中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、調査業務実施者の育成研修における平成28年度の修了率は、目標値75%以上に対して、78%となり、目標を達成した。(主要な業務実績の項番①に記載)

(3) 調査業務実施者スキルアップ研修を年度内に1回開催した。(主要な業務実績の項番③に記載)

(4) 中期目標において効果指標(アウトカム)として掲げられている、特許庁が登録調査機関に対して外注している先行技術文献調査の総件数のうち、外国特許文献調査件数の占める割合は、第三期中期目標期間最終年度の実績値に対し、105%に増加した。(主要な業務実績の項番④に記載)

<調査業務実施者の能力育成を担保する研修内容の改善>

(1) 受講生に対するアンケート調査、特許庁との意見交換に加え、登録調査機関の指導者に対するフォローアップ調査及びその調査を踏まえたヒヤリングを適切に行い、研修内容の改善を図った。(主要な業務実績の項番④に記載)

(2) 例年実施のアンケート

高めることを重視し、特許庁の審査官のニーズに応えられる知識と能力をもつ人材を修了者として認定する。

②筆記試験の対象となっている主要科目においては、受講前と受講後の受講生の知識獲得状況を明らかにして研修効果の確認を行い、必要に応じて研修内容、研修方法、教材等の改善を図る。

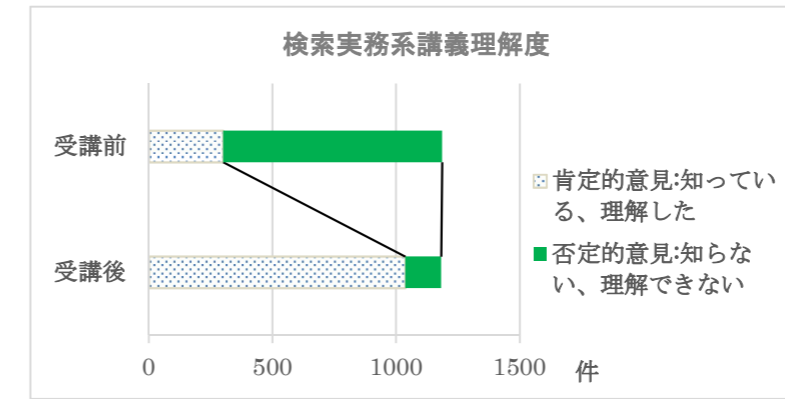
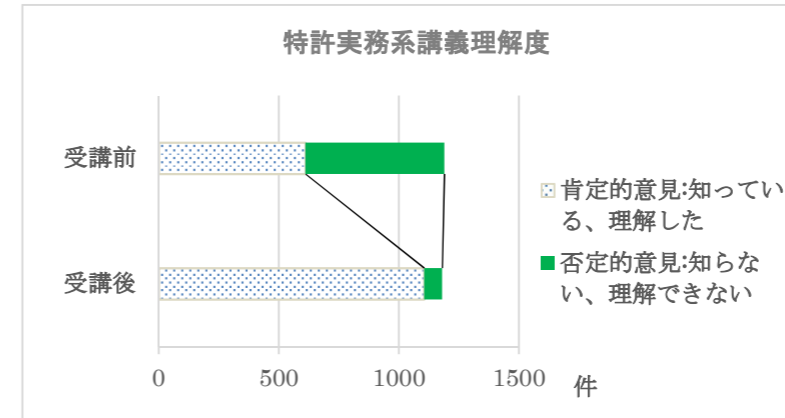
③調査業務実施者育成研修の修了率向上に資するため、研修に關与する特許庁の審査官による受講生の評価等を伝えて受講生が自らの課題を認識できるようにすることにより、その後の研修における研修効果を高める。

④調査業務実施者育成研修の研修内容等の改善では、受講生のアンケート調査等に表れる研修内容の評価結果、登録調査機関で指導する立場にある者の評価結果等を活動モニタリング指標とし、改善項目の検討・決定、改善された研修を適切に実施する。

者の評価結果等を活動モニタリング指標とし、改善項目の検討・決定、改善された研修を適切に実施したか。

(3)修了率向上に資するため、研修に關与する特許庁の審査官による受講生の評価等を伝えて受講生が自らの課題を認識できるようにすることで、研修効果を高めることができたか。

②筆記試験の対象となっている主要科目において、受講生に対し、受講前と受講後の調査を行い、受講生の知識獲得状況を明らかにして、研修効果の確認を行った。



③面接評価第一(第一回の面接試験)を受けた受講生326人のうち、面接評価第二(第二回の面接試験)に向け改善が必要なことが明らかとなった191名に対し、特許庁審査官からの改善を促す助言の伝達を行った結果、そのうちの132名が研修修了に至った。

(実績数)

| | 面接評価第一を受けた受講生総数 | うち助言を得た人数 | 助言を得た者のうち修了した人数 |
|------|-----------------|-----------|-----------------|
| 28年度 | 326名 | 191名 | 132名 |

④上記①で実施した意見聴取票及びヒヤリングの結果と上記②の調査結果を参考にし、受講生の理解を深めるため、以下の科目について内容の改善を図った。

| 科目名 | 改善内容 |
|------------------------------------|--|
| 特許法の概論・審査基準 (特許実務系講義) | 平成29年度から、実践能力を高めるため、先行技術文献調査に関連する事項に、より注力する内容とした。 |
| 分類の概論、検索の考え方と検索報告書の作成 (検索実務系講義) | 平成29年度から、「分類の概論」及び「検索の考え方と検索報告書の作成」の講義のうち検索実務関連部分を一人の講師に集約して一貫性を高め、検索インデックスの知識から検索報告書のまとめ方まで、検索実務に関する内容が一貫性をもって学べるように変更した。 |

調査に加え、受講生の知識獲得状況を把握し、重要論点について、受講前と受講後の理解度の比較を行い、研修の内容を考慮する際の検討材料とした。(主要な業務実績の項番②に記載)

これらを含め改善項目の検討・決定を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)

(3)第一回の面接試験において、第二回の面接試験に向け改善が必要なことが明らかとなった受講生に対し、特許庁の審査官による受講生の評価を伝え、受講生が自らの課題を認識できるようにすることにより、修了率向上及び質の高い調査業務実施者育成に寄与した。(主要な業務実績の項番③に記載)

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

<グローバル化に対応できる調査業務実施者の育成>

| <p>特許審査では急増する外国文献の調査の必要性が高まり、調査業務実施者の外国文献の調査能力を向上させる必要性が高まっているため、外国文献調査能力の向上に資する研修科目を適宜組み込むことにより、特許庁のニーズに応えられる人材を育成する。</p> | <p>① 特許審査では、急増する外国文献の調査の必要性が高まっているため、研修に外国文献の調査能力育成に資する研修科目を適宜組み込み、特許庁の審査官のニーズに応えられる人材を育成する。</p> | <p>① 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、外国文献調査演習やグループ討議等を充実させる。</p> <p>② 調査業務実施者の外国文献調査能力の向上のため、受講生のアンケート調査等に表れる外国文献調査演習等の研修内容に対する意見のほかに、研修修了後に調査業務実施者として実務に就いた段階での評価（登録調査機関の調査業務指導者等によるフォローアップ評価）も活動モニタリング指標とすることとし、次年度以降の研修内容や研修方法の改善に資する取組を進める。</p> | <p>></p> <p>(1) 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、外国文献調査演習やグループ討議等を充実させたか。</p> | <p>① 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、外国文献調査演習やグループ討議等の充実するための改善を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1448 191 2243 573"> <thead> <tr> <th>科目名</th> <th>改善内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検索実務 (端末操作演習)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 講義内容を整理し、従前の講義4コマの中に、外国特許文献検索関連操作を追加した。これにより、後続の外国特許文献検索(実習)の講義を円滑に実施することが可能となった。 </td> </tr> <tr> <td>検索実務(調査実習) 討論</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索(実習)の検索キーの選び方、検索式の立て方について、グループ討議を追加した。知識をグループ内で共有することで、知識の定着をより図ることが可能となった。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 受講生へのアンケート調査に加え、登録調査機関の指導者に対し、研修修了生が調査業務実施者として実務に就いた段階での評価(フォローアップ評価)を実施し、外国特許文献調査に関する必要な知識・能力(外国特許分類、テキスト検索手法、検索報告書記載要領等)の修得状況について意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、限られた講義時間の中でも知識の定着が一層図られるよう、講師と相談して講義内容の改善を図った。</p> | 科目名 | 改善内容 | 検索実務 (端末操作演習) | <ul style="list-style-type: none"> 講義内容を整理し、従前の講義4コマの中に、外国特許文献検索関連操作を追加した。これにより、後続の外国特許文献検索(実習)の講義を円滑に実施することが可能となった。 | 検索実務(調査実習) 討論 | <ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索(実習)の検索キーの選び方、検索式の立て方について、グループ討議を追加した。知識をグループ内で共有することで、知識の定着をより図ることが可能となった。 | <p>></p> <p>(1) 調査業務実施者の外国文献調査能力を高めるため、平成27年度に引き続き、外国文献調査の検索実習やグループ討議を充実させた。(主要な業務実績の項番①②に記載)</p> | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|-------|------|------------------|---|----------------|---|--|----|-------|------|-----------------|----|-------------------|----|----------------|----|---|--|
| 科目名 | 改善内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検索実務 (端末操作演習) | <ul style="list-style-type: none"> 講義内容を整理し、従前の講義4コマの中に、外国特許文献検索関連操作を追加した。これにより、後続の外国特許文献検索(実習)の講義を円滑に実施することが可能となった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検索実務(調査実習) 討論 | <ul style="list-style-type: none"> 外国特許文献検索(実習)の検索キーの選び方、検索式の立て方について、グループ討議を追加した。知識をグループ内で共有することで、知識の定着をより図ることが可能となった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> | <p>B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> | <p>B. 民間企業等の知財関連人材の育成等業務の着実な実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施、ニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>経済のグローバル化を背景に、オープン&クローズ知財戦略、IoT やインダストリー4.0 に対する我が国企業における関心の高まり等を背景に、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図る。</p> <p>なお、民間企業・行政機関等の人材に対する対面型研修に関しては、民間で実施可能な研修について、研修実施主体を民間機関に移行していくこと等により順次縮小する。</p> | <p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材を対象とする対面型の研修は、オープン&クローズ知財戦略、IoT、インダストリー4.0 に対する我が国企業における関心の高まりを踏まえ、新たなニーズに応えるように研修内容の改善を図りつつ、確実に実施する。</p> <p>② 全ての研修において、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。</p> <p>③ 民間で実施可能な研修については、研修実施主体を民間機関に移行するための検討、準備を行い、可能なものから民間機関に移行し、順次縮小</p> | <p>(1) 民間企業・行政機関等の人材に対する研修</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウ等を活用した実務能力育成を目的とする研修を中心にしつつ、我が国企業における関心の高まりを踏まえた知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行い、以下の研修を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の検索業務担当者を対象に、特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、同[意匠]を、それぞれ年度内に4回、1回実施し、特許調査実践研修を年度内に1回実施する。 | <p><評価の視点></p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>(1) 中期計画・年度計画に掲げた民間企業や行政機関等の人材に対する研修について、年度計画に掲げた回数を確実に実施したか。</p> <p>(2) オープン&クローズ知財戦略等、企業の関心が高まっている知財戦略に関する内容を知的財産活用研修[活用検討コース]等の既存の研修に試行的に組み込み、受講生の反応を分析する等、次年度以降の研修内容の改善に活かす取組を実施したか。</p> <p>(3) 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講生アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者</p> | <p><主要な業務実績></p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>① 民間企業・行政機関等の人材に対する研修では、知財戦略を中心とする戦略思考力の育成を目的とする内容を既存の一部研修に組み込む等の改善を行いつつ、研修を確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等の検索業務担当者を主対象とした以下の研修について、平成28年度計画に掲げられた回数を確実に実施した。 <p>【特許情報等の調査・検索能力を向上するための研修】</p> <table border="1" data-bbox="1546 1419 2148 1556"> <thead> <tr> <th>研修の名称</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検索エキスパート研修[上級]</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>検索エキスパート研修[意匠]</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特許調査実践研修</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中小・ベンチャー企業の知的財産の経営者や知財スタッフ等を主な対象とする以下の研修について、年度計画に定められた回数を確実に実施した。なお、知的財産活用研修[活用検討コース]では、オープン&クローズ知財戦略等の戦略思考の育成に資する内容を組み入れる等の改善も行った。 <p>【中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等に対する研修】</p> <table border="1" data-bbox="1546 1751 2148 1887"> <thead> <tr> <th>研修の名称</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的財産活用研修[検索コース]</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>知的財産活用研修[活用検討コース]</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>知的財産権研修[産学官連携]</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象とする以下の研修について、年度計画で定められた回数を確実に実施した。 | 研修の名称 | 実施回数 | 検索エキスパート研修[上級] | 4回 | 検索エキスパート研修[意匠] | 1回 | 特許調査実践研修 | 1回 | 研修の名称 | 実施回数 | 知的財産活用研修[検索コース] | 2回 | 知的財産活用研修[活用検討コース] | 1回 | 知的財産権研修[産学官連携] | 1回 | <p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p><研修の実施とニーズに応じた研修内容の改善></p> <p>(1) 中期計画・年度計画で掲げた研修を、全て確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) オープン&クローズ知財戦略等、我が国企業の関心が高まっている知財戦略に関する内容を知的財産活用研修[活用検討コース]等の研修に組み入れ、受講生の反応を分析した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講生アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の94%以上(全体の平均値は99%)であり、目標とした値(90%以上)を大幅に超えた。(主要な</p> | |
| 研修の名称 | 実施回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検索エキスパート研修[上級] | 4回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検索エキスパート研修[意匠] | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許調査実践研修 | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修の名称 | 実施回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産活用研修[検索コース] | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産活用研修[活用検討コース] | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産権研修[産学官連携] | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 中小・ベンチャー企業の経営者や知財スタッフ等を主対象に、知的財産の保護・活用能力の育成を図るための知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、年度内に計4回実施する。 行政機関等における知的財産関連の業務担当者等を主対象に、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知識教授のための知的財産権研修[初級]を、年度内に計4回実施する。 オープン＆クローズ知財戦略等、企業の関心が高まっている知財戦略に関する内容を知的財産活用研修[活用検討コース]等の既存の研修に試行的に組み込み、受講者の反応を踏まえて平成29年度以降の研修内容の改善に活かす。 <p>②民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者アンケートで「有意義だった」と回答する者が全回答者の90%以上となるよう、要望事項の数等を活動モニタリング指標とし、必要に応じて、年度内においても研修内容、研修方法、教材等の部分的な改善を図る。</p> <p>③第三期中期計画期間中に民間移管を進めた研修に加えて、平成27年度に実施した「工業所有権情報・研修館が実施する民間企業等に対する研修に関する調査事業」の報告書の内容等最新の状況に基づいて、民間機関が実施する研修との関係の整理及び今後新たに民間に移管できる可能性がある研修等のリストアップを行い、第3四半期末までに民間機関へのヒヤリングを実施した上で研修内容の必要な見直し又は民</p> | <p>の90%以上であったか。</p> <p>(4)民間企業等の人材に対し、情報・研修館が実施してきた研修について、必要不可欠な研修については研修内容の見直し、研修自体の民間機関への移管可能性がある研修についてはその具体検討を行い、情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を、年度計画に掲げたように、平成28年度末までに作成したか。</p> | <p>【行政機関等の知的財産関連の業務担当者に対する研修】</p> <table border="1" data-bbox="1546 121 2148 191"> <thead> <tr> <th>研修の名称</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的財産権研修[初級]</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> オープン＆クローズ知財戦略等の戦略思考の育成に資する内容を組み入れた知的財産活用研修[活用検討コース]では、94%の受講者が「有意義な内容であった」と評価したものの、更なる改善課題も把握しており、引き続き改善に取り組んでいく。 <p>②民間企業・行政機関等の人材に対する全ての研修において、受講者アンケートで「たいへん有意義だった」「有意義だった」と回答する者が全回答者の94%以上となった。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>上記の研修実施に際しては、講義時間の適正化、講師からの意見聴取、研修内容の見直し、受講者から聴取した要望への対応等を、適宜実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての研修で、受講者の94%以上から「有意義な内容」との評価。 「有意義な内容」との評価について全研修の平均値は99%となった。 いずれの値も目標とした値(90%以上)を超える結果となった。 </div> <p>③平成28年12月末までに知財に関する研修を実施している機関(例えば、一般財団法人発明推進協会等)へのヒヤリングを終えた後、平成29年1月から民間機関への移管可能性、継続的に実施する研修の内容等の見直し等の検討を行い、平成29年3月に「研修の改廃・移管に関する基本計画骨子案」及び「平成29年度研修実施計画」を策定した。</p> | 研修の名称 | 実施回数 | 知的財産権研修[初級] | 4回 | <p>業務実績の項番②に記載)</p> <p>(4)民間機関へのヒヤリングを実施した上で研修内容の必要な見直し又は民間機関への移管可能性等に関する検討を終え、研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を年度末までに作成した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案に基づき、一部研修の統合等を着実に進めることが課題となっている。</p> | |
|-------------|------------|---|---|---|-------|------|-------------|----|---|--|
| 研修の名称 | 実施回数 | | | | | | | | | |
| 知的財産権研修[初級] | 4回 | | | | | | | | | |

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

人材育成の政策課題として掲げられた研修、例えば、グローバル知財人財の育成等については、情報・研修館が開発中のケース教材等を活用した研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る取組を展開する。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① グローバル知財人財の育成等については、情報・研修館が開発中の研修プログラム及び教材等を確実に開発する。
- ② 開発する研修プログラム及び教材等を活用する研修を民間機関等と共催で実施するなど、民間機関が主体的に実施できる環境を整えながら、研修機会の拡大を図る。
- ③ 開発した教材等を用いる研修では、研修受講生を対象に、研修内容の評価、改善要望等のアンケート調査を実施する。

間機関への移管可能性に関する検討を終え、情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を年度末までに作成する。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)において掲げられたグローバル知財人財の育成については、グローバル化を進める中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成を目的に平成27年度に開発した10編のケース教材(ティーチングノート付)に加え、平成28年度はさらに20編のケース教材(ティーチングノート付)と自学自習用のブックレット教材を開発する。このため、事例の聞き取り件数、ケース教材化に適した事例の件数、事例ケース教材の開発進捗状況等を活動モニタリング指標とし、適切に業務管理を行う。
- ② 平成28年度に開発する20編のケース教材の開発過程では、中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成に資するように効果検証研修を2回以上実施し、ケース教材とティーチングノートの完成度を高める。また、平成27年度に開発した10編のケース教材と平成28年度に開発する20編のケース教材(計30編)の利用促進を図るため、平成28年度第4四半期には、中小企業等に対する研修を行う中小企業等支援団体、社会人教育を行う教育機関等を対象に普及セミナーを開催し、地方創生に資する中小企業等の人材育成を図る。
- ③ 第3四半期までに研修受

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- (1) グローバル化を進める中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成を目的に、平成28年度は20編のケース教材(ティーチングノート付)と自学自習用のブックレット教材を開発したか。
- (2) 平成28年度に開発する20編のケース教材の開発過程では、中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成に資するように効果検証研修を2回以上実施し、ケース教材とティーチングノートの完成度を高める取組を実施したか。
- (3) 平成27年度と平成28年度に開発した計30編のケース教材の利用促進を図るため、平成28年度第4四半期に、中小企業等に対する研修を行う中小企業等支援団体、社会人教育を行う教育機関等を対象に普及セミナーを開催したか。
- (4) 平成28年度第3四半期までに研修受講生用アンケート調査票等を作成し、上記の普及セミナーにおいて利用することにより、研修の効果及び教材等の改善点を把握できるようにしたか。

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- ① 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)において掲げられたグローバル知財人財の育成については、グローバル化を進める中小企業の経営層や経営支援層等の人材育成を目的に、平成27年度に引き続き、平成28年度は20編のケース教材(ティーチングノート付)と自学自習用のブックレット教材を開発した。その手順は以下のとおり。

【グローバル知財人財の育成用教材の開発手順】

1. ヒヤリング先の候補となる中堅・中小企業の選定
2. 選定した中堅・中小企業の経営層へのヒヤリング実施(30件)
3. 海外展開、新事業展開に関するケーススタディ教材を開発(20編)
4. ケース教材を使う際のティーチングノートを開発(20編)
5. 自学自習用の教材としてブックレットを開発

- ② 開発したケース教材を使った効果検証研修を計6回実施し、教材等の改訂を行った上で確定版を作成した。

【開発教材を用いた効果検証研修の実施】
(東京で5回、大阪で1回 計6回実施)

| 開催日 | プログラム | 参加人数 |
|---------------|----------------------------------|------|
| 10/7 午前の部 | ・海外ビジネス力向上編(製品企画、展示会出展などの事例研究) | 11名 |
| 10/7 午後の部 | ・対海外企業各種契約編(ライセンス契約、資本提携などの事例研究) | 14名 |
| 10/14 午前の部 | ・人材マネジメント編(研究開発、現地生産などの事例研究) | 10名 |
| 10/14 午後の部 | ・トラブル対応編(模倣品発見後の対応、警告対応などの事例研究) | 14名 |
| 10/21 午前の部 | ・海外ビジネス力向上編(製品企画、展示会出展などの事例研究) | 6名 |
| 11/22 (大阪) | ・「海外展開に関するケーススタディ(グループワーク)」 | 22名 |

- 平成27年度に開発した10編のケース教材と平成28年度に開発した20編のケース教材(計30編)の利用促進を図るため、普及セミナーを平成29年2月に開催し、同3月末にケース教材とブックレット教材をホームページ上で公開し、利用者がダウンロードできるようにした。

【確定した教材を用いた普及セミナーの実施】

| 開催日 | テーマ | 参加人数 |
|------|---|------|
| 2/14 | 企業の事例から学びあう、新しい教材によるアクティブラーニング知財経営セミナー～企業の海外展開事例を基に、起こり得る課題に対処するには～ | 49名 |

- ③ 普及セミナーにおいて、ケース教材を用いた研修の効果測定するため、受講者アンケート調査を実施して結果の分析を行ったところ、高い評

＜政策課題に掲げられた新たな研修教材の開発と利活用の推進＞

- (1) グローバル知財人財の育成・確保について、27年度に開発した10編のケース教材に加え、さらに20編のケース教材等を開発するとともに、自学自習用のブックレットの開発も確実に実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)
- (2) 開発したケース教材について、完成度を高めるため効果検証研修を計6回実施(目標の3倍)し、必要な改訂を行った上で確定版を作成した。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (3) 中小企業等に対する研修を行う中小企業等支援団体、社会人教育を行う教育機関等のほか、中小企業等の経営者層や知財担当者等を対象に普及セミナーを開催し、ケース教材等の利用促進を図った。また、開発したケース教材のうち「ブックレット」及び「ケーススタディ集」をホームページからダウンロード可能とした。(主要な業務実績の項番②に記載)
- (5) 普及セミナーにおいて、作成した教材による研修の効果及び教材等の改善点を把握できるように受講生用アンケート調査票を作成し、回収したアンケートについて分析を行い、29年度以降の効果的かつ有効的な活用方法の検討を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)

| | | 講生用アンケート調査票等を作成し、第4四半期に実施する普及セミナーにおいて利用し、研修の効果及び教材等の改善点を把握できるようにする。 | | 価であった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|---------------|----|----------|----------------------|-----|---|--------------------------------|-----|----|----------------------|----|-----|-----------------------|-------|----|---|------|------|---|--|
| | | | | <p>【本プログラム有益度について】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大変有益</th> <th>有益</th> <th>あまり有益でない</th> <th>有益でない</th> <th>無回答</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22名</td> <td>25名</td> <td>0名</td> <td>0名</td> <td>2名</td> <td>49名</td> </tr> <tr> <td>44.9%</td> <td>51.0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>4.1%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> | 大変有益 | 有益 | あまり有益でない | 有益でない | 無回答 | 計 | 22名 | 25名 | 0名 | 0名 | 2名 | 49名 | 44.9% | 51.0% | 0% | 0% | 4.1% | 100% | <p>【課題と対応】</p> <p>開発したケース教材等がより広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材によって利用されるよう、全国数カ所で開催することが課題である。</p> | |
| 大変有益 | 有益 | あまり有益でない | 有益でない | 無回答 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22名 | 25名 | 0名 | 0名 | 2名 | 49名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 44.9% | 51.0% | 0% | 0% | 4.1% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索エキスパート研修[意匠]の研修科目「J-PlatPat を利用した先行意匠調査検索演習」の講義実施中にJ-PlatPat が長期間使用停止になる不測の事態が発生した。事務局として迅速にINPIT 幹部、講師と協議・調整し急遽、代替の研修科目に変更し新たな研修テキストを用意し、滞りなく研修を実施した。迅速に対応した結果、受講者からのクレーム等は発生せず、受講者アンケートについても満足度は94%と高評価だった。 開発したケース教材のうち、「ブックレット」及び「ケーススタディ集」をホームページへ公開し、ダウンロード可能とした。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <p>特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、対面型の集合研修のみでは学習時間を十分に確保できないため、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の利用がますます効果的かつ効率的となっている。そこで、情報・研修館はこれまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を進め、これらニーズに応えていく。</p> | <p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 特許庁職員、民間企業職員等の社会人を対象とする知財人材の育成においては、予習・復習ニーズや自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応えるeラーニング教材の活用を推進する。 これまで開発・提供してきた多くのeラーニング教材について、新教材の開発と既存教材の改訂を計画的に進める。 eラーニング教材の利用者アンケートを実施し、回答内容を整理・分析することにより、さらなる教材改善の方向性を探る。 | <p>(2) 情報通信技術 (ICT) を活用した学習機会の拡大</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報・研修館の既存eラーニング提供システムを刷新してスマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムを、第3四半期末までにリリースすることにより、多忙な社会人の自己研鑽型学習機会の拡大ニーズに応える。 平成28年度は、特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して6編のeラーニング教材を開発又は改訂する。また、第3四半期末までに、次年度以降のeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画の骨子案を作成し、次年度以降の開発・改訂が計画的に実施できるようにする。 eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析・吟味して、平成29年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用したか。 | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムの運用を平成28年度の第3四半期末までに行い、利用者の拡大を図る取組を行ったか。 eラーニング教材を6編以上、開発又は改訂したか。 次年度以降のeラーニング教材の開発・改訂が計画的に実施できるようにするため、次年度以降のeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画の骨子案を作成したか。 eラーニング教材の利用者アンケート調査結果の内容を整理・分析・吟味して、平成29年度以降のeラーニング教材の開発において参考資料として利用したか。 | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報・研修館の既存eラーニング提供システムを刷新してスマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムの運用を12月1日より開始し、多忙な社会人の自己研鑽型学習機会の拡大に努め、利用者の拡大を図った。 <p>【eラーニングユーザー登録者数累計】</p> <p>② 特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して、最新のトピックであってユーザーの関心も極めて高いeラーニング教材の開発及び改訂を14コンテンツ行った。また、利用者アンケートデータを整理・分析した結果や、情報・研修館内の窓口担当を有する部への調査結果等を参考に次年度以降のeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画の骨子案を作成した。平成28年度に開発または改訂した教材は以下のとおり。</p> <p>【開発したeラーニング教材】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>eラーニング教材のタイトル</th> <th>新規</th> <th>改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハーグ協定のジュネーブ改正協定(手続編)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査運用について</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無効審判における口頭審理の進め方について</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>韓国産業財産権法における最近の改正内容～特</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | eラーニング教材のタイトル | 新規 | 改訂 | ハーグ協定のジュネーブ改正協定(手続編) | ○ | | プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査運用について | ○ | | 無効審判における口頭審理の進め方について | ○ | | 韓国産業財産権法における最近の改正内容～特 | ○ | | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>〈eラーニング教材の開発と改訂〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者の拡大を図るため、スマートフォンやタブレット端末等でも教材コンテンツ等の視聴が可能となる新たなeラーニング提供システムの運用を12月1日より開始した。(主要な業務実績の項番①に記載) 特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して14コンテンツ(目標の2倍以上)のeラーニング教材の開発又は改訂を行った。(主要な業務実績の項番②に記載) 利用者アンケートデータを整理・分析した結果や、窓口担当を有する相談部や職員向け研修を実施する研修部をはじめ、知財情報部等の情報・研修館内すべての部への調査結果を参考に、次年度以降のeラーニング教材開発・改訂に関する基本計画の骨子案を | | | | |
| eラーニング教材のタイトル | 新規 | 改訂 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハーグ協定のジュネーブ改正協定(手続編) | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査運用について | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無効審判における口頭審理の進め方について | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国産業財産権法における最近の改正内容～特 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---------------------|--|--|--|---|--|--|---|--|--------------------|---|--|-----------------------|---|--|-------------------------|---|--|-----------------------------|---|--|--------------------|---|--|-----------------------------|---|--|--|---|--|---------------------------------|--|---|--|
| <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>新たに開発中のグローバル知財人財の育成教材については、その一部を電子化してアーカイブサービスによって提供するなど、ICT技術の普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進する。</p> | <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>① ICTの普及を踏まえた教材の提供と自己研鑽型学習機会の拡大を推進するため、グローバル知財人財の育成教材等については、その必要部分を電子化して、アーカイブサービスによって広く提供する。</p> <p>② アーカイブサービスの利用者ニーズを把握するため、利用者アンケートを</p> | <p>ラーニング教材の開発において参考資料として利用する。</p> <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>① 情報通信技術 (ICT) の普及を踏まえ、情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化し、広く一般に提供する。平成28年度は自己研鑽型学習に利用できる教材や説明資料を10件程度電子化して一般に広く提供する。</p> | <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>(1) 情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られるものを電子化し、10編以上を広く一般に提供したか。</p> | <table border="1" data-bbox="1469 94 2196 724"> <tr><td>許法～(平成28年度日韓連携セミナー)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>韓国産業財産権法における最近の改正内容～商標法～(平成28年度日韓連携セミナー)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>韓国産業財産権法における最近の改正内容～デザイン保護法～(平成28年度日韓連携セミナー)</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>特許異議申立制度の概要と手続の留意点</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>営業秘密管理の実践～企業価値向上に向けて～</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>職務発明制度の概要～平成27年度特許法改正を踏まえて～</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>「特許訴訟における証拠収集～日欧の模擬裁判～」について</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>「日欧知的財産司法シンポジウム2016－エンフォースメント戦略の道しるべ～侵害と有効性の判断を考える～」について</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>情報セキュリティポリシーと行政機関個人情報保護法の遵守について</td><td></td><td>○</td></tr> </table> <p>計14コンテンツ</p> <p>③ 平成29年度以降の教材開発の方向性を検討する参考資料として、平成26年度及び平成27年度の利用者アンケートデータを対象に、データの整理・分析を行った。</p> <p>【利用者アンケートの分析結果】</p> <p>今後受講してみたいコンテンツ (カテゴリー別) (外部・内部)</p>  <p>(外部) 外部一般(内部職員以外) (内部) 特許庁職員及び情報・研修館職員</p> <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>① 情報通信技術 (ICT) の普及を踏まえ、情報・研修館が実施する研修等で用いた教材や説明資料のうち、著作者等の了解が得られた以下の教材をホームページの該当ページにダウンロード可能な形式で掲載し、幅広い層での利活用を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発教材 <ul style="list-style-type: none"> ・ブックレット 4編 ・ケーススタディ集 30編 | 許法～(平成28年度日韓連携セミナー) | | | 韓国産業財産権法における最近の改正内容～商標法～(平成28年度日韓連携セミナー) | ○ | | 韓国産業財産権法における最近の改正内容～デザイン保護法～(平成28年度日韓連携セミナー) | ○ | | 特許異議申立制度の概要と手続の留意点 | ○ | | 営業秘密管理の実践～企業価値向上に向けて～ | ○ | | 海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント | ○ | | 職務発明制度の概要～平成27年度特許法改正を踏まえて～ | ○ | | 産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題 | ○ | | 「特許訴訟における証拠収集～日欧の模擬裁判～」について | ○ | | 「日欧知的財産司法シンポジウム2016－エンフォースメント戦略の道しるべ～侵害と有効性の判断を考える～」について | ○ | | 情報セキュリティポリシーと行政機関個人情報保護法の遵守について | | ○ | <p>作成した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 29年度以降のeラーニング教材の開発における参考資料として、平成26年度及び平成27年度の利用者アンケートデータを対象に、データの整理・分析を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p><課題と対応></p> <p>利用者アンケートの分析結果等から作成した骨子案に基づき、引き続き、ユーザーの関心も高く、研修効果も高いテーマについてコンテンツの開発を進めていく必要がある。</p> <p><知財デジタル教材等の開発></p> <p>(1) 情報・研修館が実施する研修等で用いる教材や説明資料のうち、グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業にて開発した教材の一部(ブックレット4編、ケーススタディ集30編)をホームページへ公開し、ダウンロード可能とした。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> |
| 許法～(平成28年度日韓連携セミナー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国産業財産権法における最近の改正内容～商標法～(平成28年度日韓連携セミナー) | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国産業財産権法における最近の改正内容～デザイン保護法～(平成28年度日韓連携セミナー) | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許異議申立制度の概要と手続の留意点 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業秘密管理の実践～企業価値向上に向けて～ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海外ビジネスで知っておきたい知的財産のポイント | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務発明制度の概要～平成27年度特許法改正を踏まえて～ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「特許訴訟における証拠収集～日欧の模擬裁判～」について | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「日欧知的財産司法シンポジウム2016－エンフォースメント戦略の道しるべ～侵害と有効性の判断を考える～」について | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報セキュリティポリシーと行政機関個人情報保護法の遵守について | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 実施する。 | | | | | <p>〈課題と対応〉</p> <p>グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業にて開発した全ての教材を公開し、ダウンロード可能とする必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|-----|---|-----|-----|----|-----|--------|------|-----|-----|------|----|------|-----|------|----|------|-----|------|----|------|----|------|----|--------|----|--------|----|--|----|-----|--|----|-----|--|
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 改訂を含む新たに開発したeラーニング教材を年度計画で掲げた数値目標(6科目)を大幅に超える14科目を作成し、公開した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <p>明日の産業人材として知財学習に取り組む人材の支援のため、初心者用教材を提供して、学習者の知的財産に関する創造力・実践力・活用力の向上を図る。</p> | <p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 知財学習に取り組む人材を支援するため、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業を実施する。 高校生の学習成果の発表機会を設け、企業等で知財関連業務に従事する者を審査委員とする審査会での選定によって、優れた取組を行った高校生を顕彰する。 | <p>(3)明日の産業人材への知財啓発</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 明日の産業人材である専門高校生や高等専門学校生の知財学習を支援する。知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、導入・定着型(事業期間:1年)と展開型(事業期間:最長3年)の2種目に分けて公募し、展開型については外部有識者で構成される選定・評価委員会で採択候補を選定し、事業実施校から年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘事項に基づいて活動改善を求める。本事業で知財学習に取り組んだ生徒・学生数、事業実施校から生まれるグッドプラクティスの件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行うことによって、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指す。 第26回全国産業教育フェア(11月に石川県で開催予定)において、知的財産に関する創造力・実 | <p>〈評価の視点〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業では、年度計画に掲げたように公募、選定を行い、年度末の評価を適切に実施したか。 同事業で知財学習に取り組んだ生徒・学生数、事業実施校から生まれるグッドプラクティスの件数等をモニターして、適切な業務管理や事業改善を実施したか。 第26回全国産業教育フェアの中で「成果展示・発表会」を開催することにより、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業での取組成果の発表機会を提供し、優れた取組については表彰を行ったか。 | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 高等学校(専門学科)の生徒及び高等専門学校の学生を対象に、知的財産権制度の理解、知的財産の権利化と活用に関する実践学習を支援するため、「明日の産業人材育成のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」(以下「開発事業」という。)を実施。 <p>◆開発事業の公募、事業実施校の選定・採択</p> <p>「導入・定着型」と「展開型」の2つの枠で、それぞれ公募を実施し、有識者から構成される委員会で審議して選定後、採択した。</p> <p>(平成28年度事業での採択校-89校)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> <th>タイプ</th> <th>校種</th> <th>採択数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">導入・定着型</td> <td>工業高校</td> <td>33校</td> <td rowspan="5">展開型</td> <td>工業高校</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td>商業高校</td> <td>17校</td> <td>商業高校</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td>農業高校</td> <td>11校</td> <td>農業高校</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>水産高校</td> <td>3校</td> <td>水産高校</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>6校</td> <td>高等専門学校</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>70校</td> <td></td> <td>合計</td> <td>19校</td> </tr> </tbody> </table> <p>*展開型19校には、平成26年度採択校(8校)、平成27年度採択校(5校)を含む</p> <p>(展開型校についての評価)</p> <p>有識者から構成される委員会で審議して、平成26年度採択校(8校)、平成27年度採択校(5校)及び平成28年度採択校(6校)については、取組の評価を行い、平成26年度採択校については終了、平成27年度、平成28年度採択校の11校については、平成29年度への継続が決定された。</p> <p>◆開発事業の実施による成果(学校内の指導体制)</p> | タイプ | 校種 | 採択数 | タイプ | 校種 | 採択数 | 導入・定着型 | 工業高校 | 33校 | 展開型 | 工業高校 | 6校 | 商業高校 | 17校 | 商業高校 | 3校 | 農業高校 | 11校 | 農業高校 | 4校 | 水産高校 | 3校 | 水産高校 | 2校 | 高等専門学校 | 6校 | 高等専門学校 | 4校 | | 合計 | 70校 | | 合計 | 19校 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>〈明日の産業人材の知財学習支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 明日の産業人材育成のために「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」(以下「開発事業」という。)の参加校を10月に公募し、有識者から構成される委員会を設け、11月下旬から選定を行うとともに、平成26、27年度に採択された展開型校については、年度末に同委員会にて取組の評価を適切に行った。(主要な業務実績の項番①に記載) 開発事業に参加した生徒・学生数については、当初提出される年間指導計画書及び年度末の年間指導報告書の記載にて把握した。グッドプラクティスの創出に向け、事業説明会、地域別交流・研究協議会、全国産業教育フェア石川大会の場等において、参加校に対してINPITより事業実施者の立場から、また、アドバイザーより経験に基づき助言等を行った。(主要な業務実績の |
| タイプ | 校種 | 採択数 | タイプ | 校種 | 採択数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 導入・定着型 | 工業高校 | 33校 | 展開型 | 工業高校 | 6校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 商業高校 | 17校 | | 商業高校 | 3校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業高校 | 11校 | | 農業高校 | 4校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水産高校 | 3校 | | 水産高校 | 2校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 高等専門学校 | 6校 | | 高等専門学校 | 4校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 70校 | | 合計 | 19校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|
| | | <p>践力・活用力開発事業での取組成果を展示・発表する「成果展示・発表会」を開催し、開催地の地元企業、マスコミ関係者、行政関係者等を含む有識者の審査により優れた取組を表彰する。</p> | | <p>委員会等の構築等 (知財学習指導者(教員)の育成) 指導者の拡大、他機関指導者との連携等 (外部との連携体制構築) 企業等との商品開発アイデアに関する連携、学校間での連携、地域の弁理士等の知財専門家との連携等 (効果的な知財学習法、創造学習法の導入・開発) 独自教材や指導法の開発、アクティブラーニングの導入等 (事業改善等に向けた助言等) 本事業実施にまつわる学校からの助言等の問い合わせにおいて、各種マニュアル等を提示しつつ、本事業の趣旨を踏まえて各学校の取組の適切な実施に向け業務改善につながるよう回答した。 さらに、事業説明会、地域別交流・研究協議会、全国産業教育フェア石川大会の場等において、参加校から取組に関する質問があり、それに対してINPITより事業実施者の立場から、また、アドバイザーより経験に基づき助言等を行った。</p> <p>◆開発事業の実施による波及効果 (学生・生徒による発明、創作等) 学内コンテスト、全国産業教育フェアでの発表(優秀者の表彰-6校) 特許コンテスト、デザイン特許コンテストへの応募 優秀者には弁理士による明細書作成指導 権利化された知財の活用等</p> <p>② 石川県で開催された全国産業教育フェアに開発事業実施校の中から22校を参加させた。</p> <p>◆第26回全国産業教育フェア石川大会出展校選定・採択 (公募) 開発事業実施校(89校)の中から公募。 (選定・採択) 応募のあった学校の中から過去の出展回数等を勘案して22校を採択し、成果・展示発表会を行うためのブースを設けた。</p> <p>◆第26回全国産業教育フェア石川大会出展による成果 (生徒の育成) 発表における資料作成の取組における成長等 (他校(他の校種)との交流) 成果・展示発表のブースを出したことによって、他校との交流が出来た</p> <p>◆第26回全国産業教育フェア石川大会出展による波及効果 (生徒による発表等) 成果・展示発表を大勢の聴衆の前で行ったことにより、発表を行った生徒が発表(プレゼンテーション)に自信を持ち、他の発表の機会においても自信を持って取り組めるようになった。 さらに、石川県教育委員会の協力により地元高校の生徒300人が聴衆として参加をしている前で、地元企業、マスコミ関係者、行政関係者等の審査員との間で発表内容に対する質疑応答を行うことを通じて、本事業の成果や知財学習の重要性を広く周知することが出来た。また、参加校の生徒・教諭にとっては、より自校の知財学習の方向性について考える機会となった。 (優秀校の表彰) 地元有識者からの選考結果により、6校を表彰した。表彰を受けたことによって、参加校は地元の新聞社から取材及び報道があり、本事業を各地域に広く周知することが出来た。また、表彰を受けたことによって生徒が自校の取組についてより自信を持つことができた。</p> | <p>項番①に記載)</p> <p>(3) 全国産業教育フェア石川大会では、有識者による審査を経て、優れた取組を行った高校を表彰した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> | |
|--|--|--|--|--|---|--|

| <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、共催団体と協力しながら、運営事務局としてコンテストの企画・運営を担う。</p> | <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠の創作を対象に、優れた発明や創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを、共催団体と協力しながら運営する。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校を拡大するため、広報活動を強化する。</p> | <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>① 知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠創作を公募し、優れた発明や意匠創作の表彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)を、事務局として、同コンテストの企画、公募業務、選考委員会の運営、表彰式の運営等を担当し、開催する。</p> <p>② 同コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の105%以上となるよう、学校訪問による啓発活動及び広報活動の回数、学生・生徒の成果の報道件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行う。</p> | <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1)パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)において、情報・研修館は、事務局として、同コンテストの企画、公募、選考委員会の運営、表彰式の運営等の業務を担当し、企画・運営・開催を主導したか。</p> <p>(2)上記コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の105%以上となったか。</p> | <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>①知財学習に取り組む全国各地の大学生・高等専門学校生・高校生の発明や意匠創作を公募し、優れた発明や意匠創作の表彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテスト(文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催)を、事務局として、同コンテストの企画、公募業務、選考委員会の運営、表彰式の運営等を担当し、開催した。</p> <p>②同コンテストへの応募に取り組む学校数が平成27年度の実績値の117%となった。</p> <table border="1" data-bbox="1546 510 2148 779"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>応募校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">パテントコンテスト</td> <td>27年度</td> <td>65校</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>81校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">デザインパテントコンテスト</td> <td>27年度</td> <td>42校</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>43校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">27年度合計</td> <td>107校</td> </tr> <tr> <td colspan="2">28年度合計</td> <td>124校</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、学校訪問による啓発活動及び広報活動の回数、学生・生徒の成果の報道件数等を活動モニタリング指標とし、適切な業務管理を行った。</p> | | 年度 | 応募校数 | パテントコンテスト | 27年度 | 65校 | 28年度 | 81校 | デザインパテントコンテスト | 27年度 | 42校 | 28年度 | 43校 | 27年度合計 | | 107校 | 28年度合計 | | 124校 | <p><パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催></p> <p>(1)平成28年度の実行委員会、選考委員会及び表彰式は、第1回実行委員会にて承認したスケジュールに沿って、いずれも順調に開催された(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)年度当初から取り組んだ学校等、マスメディアへの普及・啓発・広報活動の成果もあり、28年度の実績値は、目標値の27年度比105%を上回る、116%となった(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> |
|---|---|---|---|---|---|----|------|-----------|------|-----|------|-----|---------------|------|-----|------|-----|--------|--|------|--------|--|------|---|
| | 年度 | 応募校数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| パテントコンテスト | 27年度 | 65校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 28年度 | 81校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デザインパテントコンテスト | 27年度 | 42校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 28年度 | 43校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年度合計 | | 107校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28年度合計 | | 124校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p><特筆すべき取組または成果></p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>我が国の知的財産人材育成機関が参加する知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化を図り、協議会主催のセミナー等を実施する。</p> | <p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 知的財産人材育成推進協議会の事務局として、機関間の連携強化、協議会主催のセミナーの企画・参加者募集・開催運営等を行う。</p> | <p>(4)国内外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>① 民間の知的財産人材育成機関7団体と情報・研修館から構成される知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財</p> | <p><評価の視点></p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1)知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を適</p> | <p><主要な業務実績></p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>①民間の知的財産人材育成機関6団体と情報・研修館から構成される知的財産人材育成推進協議会の事務局として、構成団体間の情報交換と意見交換の場の提供、協議会が主催するオープンセミナーの企画・運営、知財人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を行った。</p> <p>【総会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7/20: 第21回総会 3/29: 第22回総会 | <p><評定と根拠></p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p><国内の知的財産人材育成機関との協力事業の推進></p> <p>(1)知的財産人材育成推進協議会の総会を、構成団体間の情報交換及び意見交換の場として、オープンセミナー開催前及び知財推進計画策定前の時宜に適して開催した。また、知的財産人材育成推進協議会の総</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>民間企業職員等の社会人向けに、中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して連携セミナーを開催することを含め、中国、韓国の知的財産人材育成機関とお互いが実施している研修等について相互協力を進める。</p> | <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>① 中国、韓国の知的財産人材育成機関と協力して、民間企業等の社会人向けにセミナーを開催する。</p> <p>② 定期的に実施する日中韓の知的財産人材育成機関の定期会合において、教材の相互交換、セミナー講師の派遣等について協議し、合意にしたがって相互協力を進める。</p> | <p>人材育成に関する協議会としての提言の取りまとめ作業等を行う。</p> <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>① 従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を対象としたセミナーを開催する。</p> <p>② 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合(年度内に1回以上)を開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行うとともに、知的財産関連人材の育成用教材の相互交換、各国で実施されるセミナーへの講師の相互派遣等について協議し、合意された事項については着実に実施する。</p> | <p>切に実施したか。</p> <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>(1) 中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業の一環として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象としたセミナーを開催したか。セミナーの内容に対する参加者の反応は期待する水準以上だったか。</p> <p>(2) 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合を年に1回開催し、議題にもとづいて情報交換や意見交換を行ったか。会合で合意された事項の実施は進んだか。</p> | <p>【オープンセミナーの開催】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>講演者及びタイトル</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/27</td> <td>渡部俊也氏 データ主導イノベーション時代における知財戦略と組織・人材</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>10/25</td> <td>上野剛史氏 コグニティブ・コンピューティングと知的財産</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>11/29</td> <td>日覺昭廣氏 東レのグローバル経営と知財戦略</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table> <p>提言の取りまとめ作業のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>① 1月24日 各構成団体から意見募集を開始</p> <p>② 2月10日 情報・研修館にて提出意見を整理し、提言案を作成</p> <p>③ 2月10日 各構成団体との協議</p> <p>④ 2月17日 知財推進事務局に提言を提出</p> <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>① 従来から協力関係にある中国知識産権トレーニングセンター及び韓国国際知識財産研修院との協力事業として、民間企業等の知財スタッフや弁理士等の知財専門家を主対象としたセミナーを開催した。</p> <p>開催したセミナーは以下の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合等名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5/25</td> <td>第4回日韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 韓国知的財産権法改正の最新事情～特許法、商標法及びデザイン保護法について～</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>6/24</td> <td>第6回日中人材育成機関連携セミナー テーマ: 日本特許法の最近の法改正</td> <td>四川省 成都</td> </tr> <tr> <td>11/23</td> <td>第5回日中韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 日中韓 Patent Database 紹介</td> <td>ソウル</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中国知識産権トレーニングセンターや韓国国際知識財産研修院との定期会合(年度内に1回以上)を開催し、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等について情報交換と意見交換を行うとともに、知的財産関連人材の育成用教材の相互交換、各国で実施されるセミナーへの講師の相互派遣等について協議し、合意された事項については着実に実施した。</p> <p>実施した合意事項は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施内容</th> <th>合意国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7/1</td> <td>韓国側から研修教材の一覧リスト受領。</td> <td>日韓</td> </tr> <tr> <td>7/25</td> <td>情報・研修館から研修教材のリストを提供。</td> <td>日韓</td> </tr> <tr> <td>10/19</td> <td>中国側から連携セミナー以外の講師交換について提議があり、具体案について情報・研修館が発案し、確認を依頼。</td> <td>日中</td> </tr> <tr> <td>11/8</td> <td>第5回日中韓人材育成機関連携セミナーについて、Eラーニング化を実施すべく、データの提供を要請。</td> <td>日中韓</td> </tr> <tr> <td>1/10</td> <td>・韓国側から新規審査官向けの研修への他庁審査官の参加、新規審査官に対する研修への講師相互派遣について提議がなされ、具体的な条件について韓国側に確認を依頼。</td> <td>日中韓</td> </tr> </tbody> </table> | 開催日 | 講演者及びタイトル | 参加人数 | 9/27 | 渡部俊也氏 データ主導イノベーション時代における知財戦略と組織・人材 | 161 | 10/25 | 上野剛史氏 コグニティブ・コンピューティングと知的財産 | 149 | 11/29 | 日覺昭廣氏 東レのグローバル経営と知財戦略 | 138 | 開催日 | 会合等名 | 開催地 | 5/25 | 第4回日韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 韓国知的財産権法改正の最新事情～特許法、商標法及びデザイン保護法について～ | 東京 | 6/24 | 第6回日中人材育成機関連携セミナー テーマ: 日本特許法の最近の法改正 | 四川省 成都 | 11/23 | 第5回日中韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 日中韓 Patent Database 紹介 | ソウル | 実施日 | 実施内容 | 合意国 | 7/1 | 韓国側から研修教材の一覧リスト受領。 | 日韓 | 7/25 | 情報・研修館から研修教材のリストを提供。 | 日韓 | 10/19 | 中国側から連携セミナー以外の講師交換について提議があり、具体案について情報・研修館が発案し、確認を依頼。 | 日中 | 11/8 | 第5回日中韓人材育成機関連携セミナーについて、Eラーニング化を実施すべく、データの提供を要請。 | 日中韓 | 1/10 | ・韓国側から新規審査官向けの研修への他庁審査官の参加、新規審査官に対する研修への講師相互派遣について提議がなされ、具体的な条件について韓国側に確認を依頼。 | 日中韓 | <p>会にて承認されたとおり、オープンセミナーを開催し、多くの参加者を集めた。</p> <p>さらに、平成29年2月17日に、取りまとめた提言を知財推進事務局に提出した(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p><日中韓の知的財産人材育成機関の協力事業の推進></p> <p>(1) 日中韓、日中及び日韓の各人材育成機関間において、それぞれ年1回の会合及びセミナーを開催した。特に、日韓のセミナーに関しては、民間企業の知財スタッフ、弁理士等を対象として、ホスト国として開催し、93%という極めて多くの参加者から好評を得た(主要な業務実績の項番①、②に記載)。</p> <p>(2) 日中韓、日中及び日韓の各会合での合意事項に従って、着実に情報交換等を実施した。特に、新規に着手を合意した事項については、主導的にその実施方法を提案した(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> |
|---|--|---|--|---|--------------------------------|-----------|------|------|---------------------------------------|-----|-------|--------------------------------|-----|-------|--------------------------|-----|-----|------|-----|------|---|----|------|--|--------|-------|---|-----|-----|------|-----|-----|--------------------|----|------|----------------------|----|-------|--|----|------|---|-----|------|---|-----|--|
| 開催日 | 講演者及びタイトル | 参加人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9/27 | 渡部俊也氏 データ主導イノベーション時代における知財戦略と組織・人材 | 161 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10/25 | 上野剛史氏 コグニティブ・コンピューティングと知的財産 | 149 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/29 | 日覺昭廣氏 東レのグローバル経営と知財戦略 | 138 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催日 | 会合等名 | 開催地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5/25 | 第4回日韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 韓国知的財産権法改正の最新事情～特許法、商標法及びデザイン保護法について～ | 東京 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6/24 | 第6回日中人材育成機関連携セミナー テーマ: 日本特許法の最近の法改正 | 四川省 成都 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/23 | 第5回日中韓人材育成機関連携セミナー テーマ: 日中韓 Patent Database 紹介 | ソウル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施日 | 実施内容 | 合意国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7/1 | 韓国側から研修教材の一覧リスト受領。 | 日韓 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7/25 | 情報・研修館から研修教材のリストを提供。 | 日韓 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10/19 | 中国側から連携セミナー以外の講師交換について提議があり、具体案について情報・研修館が発案し、確認を依頼。 | 日中 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/8 | 第5回日中韓人材育成機関連携セミナーについて、Eラーニング化を実施すべく、データの提供を要請。 | 日中韓 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1/10 | ・韓国側から新規審査官向けの研修への他庁審査官の参加、新規審査官に対する研修への講師相互派遣について提議がなされ、具体的な条件について韓国側に確認を依頼。 | 日中韓 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | <p><ASEAN諸国等との連携の推進></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>ASEAN諸国等の知的財産人材育成機関との連携構築を行い、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。</p> | <p>① ベトナム等との協議を進め、人材育成に関する協力事業を企画・実施することを第一歩に、ASEAN諸国等の知財人材育成機関との関係を強化する。</p> | <p>① 平成27年度から協議を重ねてきたベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の内容、我が国企業の進出意欲が高い国であることを踏まえて、ベトナムとの協力事業(例えば、ベトナムにおける知財人材育成セミナー等への講師派遣)の具体化を図る等、ASEAN諸国等との連携強化を進める。</p> | <p>(1)ベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の結果を踏まえ、ベトナムにおける知財人材育成セミナー等への講師派遣等の協力事業の具体化が進んだか。</p> <p>(2)他のASEAN域内のベトナム以外の国の知的財産人材育成機関との協議を始めたか。</p> | <p>①平成27年度から協議を重ねてきたベトナムの知的財産人材育成機関との意見交換の内容、我が国企業の進出意欲が高い国であることを踏まえて、ベトナムとの協力事業(例えば、ベトナムにおける知財人材育成セミナー等への講師派遣)の具体化を図る等、ASEAN諸国等との連携強化を進めた。ベトナムとの間で開催した会合及びセミナーは以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1448 285 2214 422"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合等名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/3</td> <td>第2回日越人材育成機関会合</td> <td>ホーチミン</td> </tr> <tr> <td>11/3</td> <td>第2回日越人材育成機関連携セミナー テーマ:ビジネスにおける知的財産の価値</td> <td>ホーチミン</td> </tr> </tbody> </table> <p>②以下のとおり、ベトナム以外のASEAN諸国との接触を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1448 485 2214 653"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/26</td> <td>タイフォローアップセミナー テーマ:日本における政府の知的財産人材の育成とその役割</td> <td>バンコク</td> </tr> <tr> <td>11/16</td> <td>インドネシア知的財産総局との意見交換</td> <td>東京</td> </tr> </tbody> </table> | 開催日 | 会合等名 | 開催地 | 11/3 | 第2回日越人材育成機関会合 | ホーチミン | 11/3 | 第2回日越人材育成機関連携セミナー テーマ:ビジネスにおける知的財産の価値 | ホーチミン | 開催日 | 会合名 | 開催地 | 10/26 | タイフォローアップセミナー テーマ:日本における政府の知的財産人材の育成とその役割 | バンコク | 11/16 | インドネシア知的財産総局との意見交換 | 東京 | <p>(1)日越間の会合及びセミナーについて、具体化の一環として、今後も年1回開催し、今後は日越交互に開催することに合意し、日越間の協力関係を確かなものとした(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2)ベトナム以外のASEAN諸国との協力についても積極的に対応し、今後の協力関係の構築に努めた(主要な業務実績の項番②に記載)。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中韓の会合及びセミナーについては、平成29年度はいずれも日本で開催することに合意していることから、開催に向けた調整を着実に実施する必要がある。 ・日越の会合及びセミナーについても、平成29年度は初めて日本で開催することに合意したことから、開催に向けて早期に調整に着手する必要がある。 | |
|---|---|--|---|--|-----|------|-----|------|---------------|-------|------|--|-------|-----|-----|-----|-------|--|------|-------|--------------------|----|---|--|
| 開催日 | 会合等名 | 開催地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/3 | 第2回日越人材育成機関会合 | ホーチミン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/3 | 第2回日越人材育成機関連携セミナー テーマ:ビジネスにおける知的財産の価値 | ホーチミン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催日 | 会合名 | 開催地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10/26 | タイフォローアップセミナー テーマ:日本における政府の知的財産人材の育成とその役割 | バンコク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/16 | インドネシア知的財産総局との意見交換 | 東京 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|-------------------|
| <p>4. その他参考情報</p> |
| <p> </p> |

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

| | | | |
|--------------------|----------------|--------------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
| Ⅲ | 業務運営の効率化に関する事項 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業 レビューシート | |

| | | | | | | |
|--|------------------------|---------------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | |
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | | | |
| 指標等 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | (参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 第四期中期目標期間中に正規職員の10%程度を総合職人材または専門職人材として新規採用【中期目標】 | — | 3人 | | | | |
| 職員休暇取得率を第四期中期目標期間最終年度までに第三期中期目標最終年度に比べて120%以上【中期目標】 | 56.5人 | 60.8人 | | | | |
| 職員の月1休暇の取得人数 | 56.5人 | 60.8人 | | | | |
| 第四期中期目標期間中に業務改革計画策定件数4件以上【中期目標】 | 中期目標期間中に4件 | 2件 | | | | |
| 「特許庁業務・システム最適化計画」進捗状況と連動し進める情報・研修館の業務システム合理化により、関連事業経費を合理化前の80%以下【中期目標】 | — | — | | | | |
| 第四期中期目標期間最終年度までに中期目標期間初年度の費用総額に対して新規追加・拡充分を除き、4%以上(毎年度前期比1.3%程度(新規追加・拡充分除く)の効率化の達成【中期目標、中計画】 | — | ▲5.7%(対27年度比) | | | | |
| プロパー職員化を前提とした契約職員の採用【年度計画】 | 5人 | 4人 | | | | |

| 33. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|--------------------|--------------------|---|---|---|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | | | | | | 評価 |
| III 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の効果的な実施 | III 業務運営の効率化に関する事項 | III 業務運営の効率化に関する事項 | 1. 業務の効果的な実施 <主な定量的> <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) 全正規職員に占める新規採用するプロパー職員の割合 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに10%程度 [指標] 平成28年度は、正規職員への登用を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材を5名程度採用 <u>効果指標(アウトカム)</u> (2) 業務の効率化とワークライフバランスの推進等による職員の休暇取得率 [指標] 第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上 [指標] 平成28年度は月1休暇の取得人数を60人以上 <u><その他の指標></u> (3) 目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 [指標] 役員会は原則月1回 | 1. 業務の効果的な実施 <主要な業務実績> <u>成果指標(アウトプット)</u> (1) プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材について、平成28年4月1日に4名を採用し、うち、3名(総合職人材2名、システム専門職人材1名)が29年4月1日にプロパー職員として登用された。 また、プロパー化を前提とした契約職員の採用準備を行い、29年4月1日付けで3名(いずれも総合職人材3名)を採用した。 <u>効果指標(アウトカム)</u> (2) 28年度における月1休暇取得人数:平均60.6人。 <u><その他の指標></u> (3) 目標管理と進捗管理に基づく業務マネジメントを実施する諸会議の開催頻度 (a) 役員会(理事長、理事のほか、監事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部长等が出席。) :月1回(原則、月末)開催。 | <評定と根拠> 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○業務運営の効率化に関する事項の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(0) B(8) C(0) D(0) であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「B」に相当する。 1. 業務の効果的な実施 <u>成果指標(アウトプット)達成の観点</u> (1) プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材について、平成28年4月1日に4名を採用し、うち、3名が29年4月1日にプロパー職員として登用された。 また、29年4月1日付けでプロパー化を前提とした契約職員を3名採用した。 <u>効果指標(アウトカム)達成の観点</u> (2) 28年度における月1休暇取得人数は平均60.6人となり、年度計画の目標を達成し、第四期中期目標期間の初年度として、順調なすべり出しとなった。 <u><その他の指標の達成の観点></u> (3) 役員会は原則月1回、定例会は原則週1回、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会は必要に応じて随時開 | |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| | | <p>[指標]定例の運営会議は原則毎週1回 [指標]重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会は必要に応じて随時</p> <p>(4)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用を図る取組の回数</p> <p>(5)タスクフォースチームを編成して企画から実行までを実施した案件数</p> | <p>(b)定例会(理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部长等が出席。) :週1回開催。</p> <p>(c)重要・新規案件検討会 :28年度は、年度当初に、年間作業予定表に盛り込むべき内容等について検討、決定。また、近畿統括本部設置に向けて、課題や進捗状況を確認するための検討会を随時実施。</p> <p>(d)契約審査委員会(理事長、理事のほか人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部部长が出席) :予定価格等が1000万以上の案件について開催。</p> <p>(4)外部有識者等の知見とノウハウの活用</p> <p>ア)知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業関係 (推進委員会の設置) 外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業における採択校の選定及び採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の事業内容の見直し、目標の設定等、同事業のあり方等についての審議を実施(4回開催(28/12/26、29/01/30、02/21、03/22))。</p> <p>イ)グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業関係 (アドバイザーボードの設置) 研修プログラム及び教材等の開発にあたり、外部有識者から有益な意見を聴取し効果的な事業実施のため、アドバイザーボードを設置(3回開催(28/6/13、11/13、29/3/9))。</p> <p>ウ)知的財産プロデューサー等派遣事業関係 (知的財産プロデューサー等派遣先選定・評価委員会) 外部有識者からなる委員会を開催し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定及び知的財産プロデューサー等の活動に関する評価等についての審議を実施(3回開催(28/8/24、11/16、29/2/3))。 また、本事業開始から5年が経過したところ、事業内容の見直しに外部有識者の知見をより一層より活用できるよう、委員会の見直しも実施(29年4月1日付けで新たな委員会(知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会)を設置)。</p> <p>エ)客員フェローの採用(28年4月1日) 我が国及び外国の知的財産に関する制度、環境及び企業における知財戦略等に関する調査分析を行うとともに、役員等からの求めに応じ、情報・研修館の業務に関する事項の企画立案に必要な助言・提言を行うため、28年4月1日に、情報・研修館客員フェローとして、後藤晃 政策研究大学院大学教授/東京大学名誉教授を採用。</p> <p>オ)近畿統括本部設置場所の選定 (a)外部情報提供依頼のINPITホームページへの掲載。(28/12/1~14) (b)以下の外部専門家へのヒヤリングを実施。 ・ 知的財産協会関西事務所(11/22) ・ 大阪大学産学連携本部(11/22) ・ ジェトロ大阪事務所(11/22) ・ 近畿経済産業局(11/28) ・ 建設事務所数社(12/5)</p> <p>(5)タスクフォース等の設置 ア)複数部署の協力・連携による効果的・かつ効率的な業務遂行が可能な業務として、①グローバル知財戦略フォーラムの開催関係、②中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援関係の検討の2項目について、4月にタス</p> | <p>催した。</p> <p>(4)事業の見直し、業務の改善等のために、以下の取組を実施した。</p> <p>ア)外部有識者を構成員とする委員会を計10回開催した。</p> <p>イ)28年4月1日に、情報・研修館客員フェローとして、後藤晃 政策研究大学院大学教授/東京大学名誉教授を採用。(役員からの求めに応じて助言・提言)</p> <p>ウ)近畿統括本部の事務所の選定にあたり、外部への情報提供をウェブサイトに掲載したほか、近畿経産局、ジェトロ、ユーザー団体、複数の建設事務所にヒヤリングを行った。</p> <p>(5)グローバル知財戦略フォーラムの開催関係及び中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援関係の検討の2項目について、4月にタスクフォースチームを編成して検討等を実施した。</p> <p>また、近畿統括本部を設置するために必要な事項は各部所掌を横断したことから、それらを効率的に処理するために、「近畿統括本部準備室」を、まち・ひと・しごと創生本部決定後すみやかに設置し、本部設置に向けての準備を実施した。</p> | |
|--|--|---|---|---|--|

| | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|---|--|--|
| <p>2. 業務運営の合理化</p> | | | <p>2. 業務運営の合理化 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 業務プロセスの可視化、リスク因子の分析、リスク対応マネジメント体制の検討によって策定した業務改革計画の件数 [指標] 第四期中期目標期間を通じて4件以上</p> <p>(2) 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況と連動して進める情報・研修館の業務・システムの合理化による関連事業の経費 [指標] 合理化前の80%以下</p> | <p>クフォースチームを編成して検討等を実施した。 イ) 近畿統括本部の設置のために、支援業務の立ち上げのほか、事務所選定、事務所什器、PC等の各種インフラ整備、契約職員の採用等、様々な作業が発生したことから、知財戦略部、知財情報部、総務部人事担当等を構成員とする近畿統括本部準備室を設置した。(28/10/1)</p> <p>2. 業務運営の合理化</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 第四期中期目標期間中に業務改革計画を4件以上策定するとの目標に向けて、28年度は2件に着手した。具体的には、館内の業務プロセスを見直した結果、まずは、出張旅費に関する業務の改革を実施することとした。 そのために、28年度には、まず、出張旅費に関する業務の現状を把握するため、総務部から各事業部に対して出張旅費業務に要する時間及び業務フローの分析調査を実施し、その結果を踏まえ、出張業務プロセスを可視化し、時間を多く費やしている作業や冗長的な業務プロセス等、効率化の可能な部分等を検討して改善の方向性案を作成した。 また、29年第2四半期中に近畿統括本部が大阪市内に設置されることを踏まえ、近畿統括本部での業務が円滑に行えるよう、必要な検討事項の洗い出し、近畿統括本部と東京本部間の手続の流れ、書類の流れ等についての検討等を実施した。</p> <p>② 業務・システム合理化により、事業の経費を合理化前の80%以下にするとの目標に向けて、以下の事項を実施した。 ・「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、特許情報プラットフォームの新たなサービスとして、同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテントファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」サービスを、特許庁システムと連携を図ることにより、平成28年7月から提供開始した。 ・また、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況を勘案しつつ、特許庁の情報システムと特許情報プラットフォームとの最適かつ効率的な連携運用システムの実現、特許情報プラットフォームのサービス付加を柔軟かつ効率的に実施できるシステムの実現等を目的とする調査事業を実施し、同システムの刷新に向けてアーキテクチャの整理を行うとともに、同システムの調達のためのロードマップを策定した。</p> | <p>2. 業務運営の合理化</p> <p>成果指標(アウトプット)の達成の観点</p> <p>(1) 四期中期目標期間中に業務改革計画を4件以上策定するとの目標に向けて、28年度は2件に着手した。</p> <p>(2) 業務・システム合理化により、事業の経費を合理化前の80%以下にするとの目標に向けて、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況にあわせて、特許庁システムと連動して、特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。</p> | |
| <p>3. 業務の適正化</p> | | | <p>3. 業務の適正化 〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 一般管理費及び業務経費(新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除く)における効率化 [指標] 第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上 [指標] 毎年度、前年度比1.3%程度</p> | <p>3. 業務の適正化 〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 一般管理費と業務経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費については、知財総合支援窓口事業等の業務増等に伴い対前年度予算比+6.9%(平成27年度 359,777 千円 →平成28年度 384,511 千円)となっているが、新規追加及び拡充を除くと±0.0%(平成27年度 359,777 千円 →平成28年度 359,777 千円)となっている。 一般管理費(人件費を除く)については、上述記載の理由により+3.1%(平成27年度 138,452 千円 →平成28年度 142,820 千円)となっているが、新規・拡充を除くと前年度予算比±0.0%(平成27年度 138,452 千円 →平成28年度 138,452 千円)となっている。 業務経費については、知財総合支援窓口事業の段階的移管等による業務増等に伴い対前年度予算比+13.5%(平成27年度 9,521,235 千円 →平成28年度 10,810,690 千円)となっているが、新規追加及び拡充を除くと△5.9%(平成27年度 9,521,235 千円→平成28年度 8,962,152 千円)となり、中期目標に掲げられた成果指標の目標値(前年度比△1.3%程度の減)を大幅に上回る経費削減を実現している。 | <p>3. 業務の適正化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 競争的調達の推進等の業務の適正化により、一般管理費及び業務経費総額について、対前年度比5.7%減を達成した。</p> | |

| <p>4. 給与水準の適正化</p> | | | <p>4. 給与水準の適正化</p> <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持したか。</p> | <p>・ 一般管理費と業務経費の総額についても、知財総合支援窓口事業の段階的移管等による業務増等に伴い対前年度予算比+13.3%(平成27年度9,881,007千円→平成28年度11,195,201千円)となっているが、新規追加及び拡充を除くと△5.7%(平成27年度9,881,007千円→平成28年度9,321,929千円)となり、中期目標に掲げられた成果指標の目標値(前年度比△1.3%程度の減)を大幅に上回る経費削減を実現している。</p> <p>(参考)業務経費及び一般管理費の予算推移(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="1439 363 2110 1024"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>359,777</td> <td>384,511</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>6.9%</td> </tr> <tr> <td>うち新規追加・拡充部分を除く</td> <td>359,777</td> <td>359,777</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>138,452</td> <td>142,802</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>うち新規追加・拡充部分を除く</td> <td>138,452</td> <td>138,452</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>9,521,230</td> <td>10,810,690</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>うち新規追加・拡充部分を除く</td> <td>9,521,230</td> <td>8,962,152</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>▲5.9%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費+業務経費</td> <td>9,881,007</td> <td>11,195,201</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td>うち新規追加・拡充部分を除く</td> <td>9,881,007</td> <td>9,321,929</td> </tr> <tr> <td>平成27年度対比</td> <td></td> <td>▲5.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 給与水準の適正化</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 国家公務員と同程度の給与水準を維持した給与改定の実施 情報・研修館の給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.1)を維持するよう努めた。</p> | 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 一般管理費 | 359,777 | 384,511 | 平成27年度対比 | | 6.9% | うち新規追加・拡充部分を除く | 359,777 | 359,777 | 平成27年度対比 | | 0.0% | 一般管理費(人件費を除く) | 138,452 | 142,802 | 平成27年度対比 | | 3.1% | うち新規追加・拡充部分を除く | 138,452 | 138,452 | 平成27年度対比 | | 0.0% | 業務経費 | 9,521,230 | 10,810,690 | 平成27年度対比 | | 13.5% | うち新規追加・拡充部分を除く | 9,521,230 | 8,962,152 | 平成27年度対比 | | ▲5.9% | 一般管理費+業務経費 | 9,881,007 | 11,195,201 | 平成27年度対比 | | 13.3% | うち新規追加・拡充部分を除く | 9,881,007 | 9,321,929 | 平成27年度対比 | | ▲5.7% | <p>4. 給与水準の適正化</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持した。</p> | |
|--|--|---|--|--|--|--------|--------|-------|---------|---------|----------|--|------|----------------|---------|---------|----------|--|------|---------------|---------|---------|----------|--|------|----------------|---------|---------|----------|--|------|------|-----------|------------|----------|--|-------|----------------|-----------|-----------|----------|--|-------|------------|-----------|------------|----------|--|-------|----------------|-----------|-----------|----------|--|-------|--|--|
| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 359,777 | 384,511 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 6.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち新規追加・拡充部分を除く | 359,777 | 359,777 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費(人件費を除く) | 138,452 | 142,802 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 3.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち新規追加・拡充部分を除く | 138,452 | 138,452 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 0.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 9,521,230 | 10,810,690 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 13.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち新規追加・拡充部分を除く | 9,521,230 | 8,962,152 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | ▲5.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費+業務経費 | 9,881,007 | 11,195,201 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | 13.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち新規追加・拡充部分を除く | 9,881,007 | 9,321,929 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年度対比 | | ▲5.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1. 業務の効果的な実施</p> | <p>1. 業務の効果的な実施</p> | <p>1. 業務の効果的な実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント</p> <p>業務担当部長等は各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。役員は、月1回開催する役員会、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて、業務遂行状況、予算執行状況、新たな課題と対応、調達方針等を把握、業務担当部長等と協議し、指示・決定することにより組織及び業務</p> | <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じて効果的に業務を遂行する。</p> <p>② 役員は、組織及び業務の統括的なマネジメントを行うため、原則月1回開催する役員会、原則週</p> | <p>(1) 目標管理と進捗管理を基本に据えたPDCAマネジメント</p> <p>① 中期目標に定める成果指標と効果指標に掲げられた目標を達成するため、平成28年度計画に定めた目標について、活動モニタリング指標やマイルストーン等を活用して、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務遂行ができていく等について、定期的に開催する連絡会(理事長、理事、センター長、情報統括監、人材開</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 役員は、毎週開催する定例会及び月末に開催する役員会をはじめとする各種会議において、業務の進捗管理を適切に行ったか。</p> <p>(2) 理事長及び理事は、原則、役員会、定例の運営会議、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会等を通じて、業務執行状況、予算執行状況、新</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 及び②28年度は以下の会議を実施した。これらの会議を通じて、各事業の年度計画の実施状況の可視化、PDCAサイクルの実現、契約手続の適正な運用等を実現した。</p> <p>(a) 連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週月曜日朝開催。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、総務部長、総括担当部長代理が出席。 館の重要案件等について、役員、幹部の意識統一を図る。 <p>(b) 役員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回(原則、月末)開催。理事長、理事のほか、監事、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部長等が出席。 年度当初の役員会において、各部署は年間作業予定表を作成し、説明。 役員会において、各部署は毎月の取組、実績、予算執行状況を報告。また、 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 役員は、従来の慣習にとらわれず、業務遂行状況の可視化、課題発生時の迅速な対応等において、職責に応じたリーダーシップを発揮し、業務全般の円滑な実施と緊急事態への対応を実施し、目標管理と事業進捗管理を適切に行い、目標達成を実現した。 (主要な業務実績の項番①②に記載)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|--|
| <p>のマネジメントを行う。</p> <p>こうした目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメントの実施によって、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務を遂行し、成果指標や効果指標に係る目標を達成する。</p> | <p>1回開催する定例の運営会議、随時開催する重要・新規案件検討会、調達検討会等を通じて業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与える。</p> <p>③ 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、それらに基づいて適切な業務マネジメントを行う。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員は適切な対応策等を指示する。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、担当業務の円滑な遂行を図る。</p> | <p>発統括監、総務部長で構成する会議)、定例の運営会議(連絡会メンバーと業務担当部長で構成する会議)をはじめとする各種会議において確実な進捗管理を行い、PDCAマネジメントを実施する。</p> <p>② 理事長及び理事は、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、役員会を原則月1回開催し、監事及び各部長等の管理職員から意見を求めた上で、意志決定を行う。また、理事長及び理事は、役員会のほか、定例の運営会議、重要・新規案件検討会、調達検討会、契約審査委員会を必要に応じて随時開催し、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について担当部長等と協議し、業務の目標管理と進捗管理を適切に行う。</p> <p>③ 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行う。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行う。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、年間の業務遂行予定表と調達予定表を作成して、業務担当部長、役員等と共有するとともに、これら予定表に基づき、担当する業</p> | <p>たな課題の発生状況、調達方針等を的確に把握し、必要に応じ実効性のある改善策等について業務担当部長等と協議し、適切な指示を与えることにより、適切な目標管理と業務進捗管理を行ったか。</p> <p>(3) 業務担当部長等は、所掌する業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンを定め、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切に業務マネジメントを行ったか。</p> <p>(4) 業務担当部長等は、所掌する業務において業務遂行過程で重大な問題が発生したときは、直ちに役員等に報告し、役員からの対応策等の指示により迅速、適確な対応を行ったか。</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、定められた活動モニタリング指標やマイルストーンを参照して、年間の業務遂行予定表と調達予定表を作成して、業務担当部長、役員等と共有するとともに、これら予定表に基づき、担当する業務を円滑に遂行したか。</p> | <p>作業予定表に修正が生じた場合にも、報告。役員から指示を受けて業務に反映。</p> <p>(c) 定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 週1回開催。理事長、理事のほか、人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部長等が出席。 各部長は、直近2週間のスケジュールの共有を図るほか、重要案件について報告。役員からの指示を受けて業務に反映。 <p>(d) 重要・新規案件検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> 28年度は、年度当初に、年間作業予定表に盛り込むべき内容等について検討、決定。また、近畿統括本部設置に向けて、課題や進捗状況を確認するための検討会を随時実施した。 <p>(e) 契約審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定価格等が1000万以上の案件について開催。理事長、理事のほか人材開発統括監、情報統括監、センター長、各部長等が委員として出席、審査。 <p>③ センター長、業務担当部長は、センター内、部内での議論を踏まえて作業予定表を作成し、事業ごとのマイルストーンを定め、また、予定に変更が生じた場合には適時に作業予定表を見直し、毎月の役員会において役員、各部と共有した。</p> <p>④ 業務担当部長等は、所掌する業務に重大な問題があった場合、例えば、3月9日に発生した J-PlatPat のインシデントに際しては、事案発生後直ちに役員等に報告した。理事長は報告を受けて速やかに緊急対策本部を設置し、役員を中心として緊急対策を検討、実施により安全性を確保し、3月17日の朝からサービスを再開した。</p> <p>⑤ 個々の業務の担当責任者は、センター内、部内での議論を踏まえて作成された作業予定表及びマイルストーンを踏まえて、個々の業務計画や調達を実施した。作業を行う過程で生じた課題や作業の遅れについては、速やかに業務担当部長等と共有し、業務担当部長等から定例会・役員会等を通じて、役員含めて館内で共有した。</p> | <p>(2) 理事長及び理事は、毎月開催の役員会において、情報・研修館の組織及び業務運営、業務計画等に関する重要事項について、可視化された業務執行状況及び予算執行状況並びに監事及び各部長からの意見を踏まえて、適切に目標管理及び業務進捗管理を行った。(主要な業務実績の項番①②に記載)</p> <p>(3) 業務担当部長等は、業務の進捗状況等を反映する活動モニタリング指標とマイルストーンをあらかじめ定めて、業務執行状況、予算執行状況、新たな課題の発生状況等を適確に把握し、適切な業務マネジメントを実施した結果、特定の時期に特定の職員に業務負荷が集中する事態を解消し、効率的な業務遂行を実現した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 業務担当部長等は、重大な問題が発生した場合には、直ちに役員等に報告し、役員からの指示を踏まえて、迅速・適格な対応を行った。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 個々の業務の担当責任者は、年間作業予定表及び調達予定表を作成し、業務担当部長及び役員とも共有した上で、担当業務を円滑に遂行した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> | |
|--|---|---|---|--|--|--|

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|---|
| <p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となること、が予見される事業においては、外部有識者へのヒヤリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。</p> <p>また、異なる分野の知識とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となること、が予見される事業においては、機動的にタスクフォースチームを編成して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p> | <p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>① 業務をより効果的に実施するため、外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用することとし、ヒヤリングによる意見聴取等を積極的に取り入れ、業務改善に反映する。</p> <p>② 複数部署の協力・連携によって効果的かつ効率的な業務遂行が可能な業務においては、タスクフォースチームを構築して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p> | <p>務を円滑に遂行する。</p> <p>(2)組織内外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用</p> <p>① 外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウを活用するため、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取や外部有識者等が役員等に対して適時に助言・提言等のできる環境を積極的に取り入れ、業務改善等に反映する。</p> <p>② 知財戦略・知財活動に資するテーマを掲げたフォーラムの開催など、複数部署の協力・連携によって異なる分野の知識とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な業務遂行が可能な業務においては、随時、タスクフォースチームを編成して企画から実行までを一貫通貫で実施する。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)役員及び業務担当部長等は、外部有識者等へのヒヤリングによる意見聴取、外部有識者等の助言・提言等を積極的に聴取し、それらを業務改善等に反映させたか。</p> <p>(2)異なる分野の知識とノウハウを活用することによって効果的かつ効率的な業務遂行が可能となる業務においては、随時、タスクフォースチームを編成するなどして、企画から実行までを一貫通貫で実施する等の取組を実施したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①外部有識者等の知見とノウハウの活用</p> <p>ア)知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業関係(推進委員会の設置)</p> <p>外部有識者からなる推進委員会を設置し、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業における採択校の選定及び採択校の取組の評価に関する審議を行うとともに、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の事業内容の見直し、目標の設定等、同事業のあり方等についての審議を実施(4回開催(28/12/26、29/01/30、02/21、03/22))。</p> <p>イ)グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業関係(アドバイザーボードの設置)</p> <p>研修プログラム及び教材等の開発にあたり、外部有識者から有益な意見を聴取し効果的な事業実施のため、アドバイザーボードを設置(3回開催(28/6/13、11/13、29/3/9))。</p> <p>ウ)知的財産プロデューサー等派遣事業関係(知的財産プロデューサー等派遣先選定・評価委員会)</p> <p>外部有識者からなる委員会を開催し、知的財産プロデューサー等派遣事業における派遣先の選定及び知的財産プロデューサー等の活動に関する評価等についての審議を実施(3回開催(28/8/24、11/16、29/2/3))。</p> <p>また、本事業開始から5年が経過したところ、事業内容の見直しに外部有識者の知見をより一層より活用できるよう、委員会の見直しも実施(29年4月1日付けで新たな委員会(知的財産プロデューサー等派遣事業推進委員会)を設置)。</p> <p>エ)客員フェローの採用(28年4月1日)</p> <p>我が国及び外国の知的財産に関する制度、環境及び企業における知財戦略等に関する調査分析を行うとともに、役員等からの求めに応じ、情報・研修館の業務に関する事項の企画立案に必要な助言・提言を行うため、28年4月1日に、情報・研修館客員フェローとして、後藤晃 政策研究大学院大学教授／東京大学名誉教授を採用。</p> <p>オ)近畿統括本部設置場所の選定</p> <p>(a)外部情報提供依頼のINPITホームページへの掲載。(28/12/1～14)</p> <p>(b)以下の外部専門家へのヒヤリングを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産協会関西事務所(11/22) ・ 大阪大学産学連携本部(11/22) ・ ジェトロ大阪事務所(11/22) ・ 近畿経済産業局(11/28) ・ 建設事務所数社(12/5) <p>②タスクフォース等の設置</p> <p>ア)複数部署の協力・連携による効果的・かつ効率的な業務遂行が可能な業務として、①グローバル知財戦略フォーラムの開催関係、②中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援関係の検討の2項目について、4月にタスクフォースチームを編成して検討等を実施した。</p> <p>イ)近畿統括本部の設置のために、支援業務の立ち上げのほか、事務所選定、事務所什器、PC等の各種インフラ整備、契約職員の採用等、様々な作業が発生したことから、知財戦略部、知財情報部、総務部人事担当等を構成員とする近畿統括本部準備室を設置した。(28/10/1)</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)事業の見直し、業務の改善等のために、以下の取組を実施した。</p> <p>ア)事業を効率的に実施する観点から、適宜、新たに、外部有識者からなる委員会を設置し、委員の助言・意見を踏まえて業務を実施。また、業務の更なる効率的な実施のため、必要に応じて既存の委員会の見直しも実施。(主要な業務実績の項番①ア～ウ)に記載)</p> <p>イ)28年4月1日に、情報・研修館客員フェローとして、後藤晃 政策研究大学院大学教授／東京大学名誉教授を採用し、役員からの求めに応じて助言・提言を実施。(主要な業務実績の項番①エ)に記載)</p> <p>ウ)近畿統括本部の事務所の選定にあたり、外部専門家へのヒヤリング結果等を踏まえて、設置場所を決定。(主要な業務実績の項番①オ)に記載)</p> <p>(2)グローバル知財戦略フォーラムの開催関係及び中堅・中小・ベンチャー企業への重点的な支援関係の検討の2項目について、4月にタスクフォースチームを編成して検討等を実施した。</p> <p>また、近畿統括本部を設置するために必要な事項は各部所掌を横断したことから、それらを効率的に処理するために、「近畿統括本部準備室」を、まち・ひと・しごと創生本部決定後すみやかに設</p> |
|---|--|--|--|--|---|

| | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--------------------------------------|
| | | | | | | 置し、本部設置に向けての準備を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載) |
| <p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>情報・研修館内に蓄積される業務ノウハウの蓄積と継承を円滑に行うとともに、今後引き続き増大が見込まれるユーザー向けの情報サービスシステムのセキュリティ確保等のため、新たにプロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p> | <p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>① プロパー職員として総合職人材及び専門職人材を採用し、育成する。</p> <p>② 増大する情報提供サービスシステムの開発・整備・運用業務に対応できる専門職人材、多様化する業務に的確に対応できる総合職人材を計画的に採用し、育成計画を策定し実施する。</p> | <p>(3)業務の効果的実施に必要な総合職人材、専門職人材の採用と育成</p> <p>① プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材について、平成28年度は5名程度採用する。</p> <p>② 情報提供サービスシステムの開発・整備・運用業務に対応できる専門職人材、多様化する業務に的確に対応できる総合職人材となるプロパー職員化を前提とした契約職員に対し、プロパー職員となる育成計画を作成するとともに確実に実施し、早期のプロパー職員登用を目指す。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 第四期中期目標期間の最終年度までに正規職員の10%程度とするという成果指標(アウトプット)を達成するという目標に対し、平成28年度の取組と成果は妥当な水準もしくはそれ以上の水準であったか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材について、平成28年4月1日に4名を採用し、うち、3名(総合職人材2名、システム専門職人材1名)が29年4月1日にプロパー職員として登用された。また、プロパー化を前提とした契約職員の採用準備を行い、29年4月1日付けで3名(いずれも総合職人材3名)を採用した。</p> <p>② プロパー職員化を前提とした契約職員について、これまで館内で実施していたOJT研修等の内容を取りまとめた「プロパー職員育成計画」を29年3月に策定し、実施した。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) プロパー職員化を前提としたテニュアトラック制度による総合職人材及び専門職人材について、平成28年4月1日に4名を採用し、うち、3名が29年4月1日にプロパー職員として登用された。また、29年4月1日付けでプロパー化を前提とした契約職員を3名採用した。このように、中期目標期間中に正規職員の10%程度(10人程度)をプロパー職員として新規に採用するとの目標に向けて順調に成果をあげている。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> | |
| 2. 業務運営の合理化 | 2. 業務運営の合理化 | 2. 業務運営の合理化 | | | | |
| <p>(1)業務改革の推進</p> <p>「国の行政の業務改革に関する取組方針(行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて)」(平成26年7月25日総務大臣決定;平成27年7月24日改定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進する。</p> <p>具体的には、ユーザー向けのサービス業務の改革を推進する目的で、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>また、全国47都道府県にて設置・運用する知財総合支援窓口の業務を効果的かつ合理的にマネジメントするため、WEB会議システムの</p> | <p>(1)業務改革の推進</p> <p>① 業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進するため、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を経て、業務改革計画を策定する。</p> <p>② 業務改革の諸条件が揃っている業務については業務プロセスの再構築を行うこととする。</p> <p>③ 既に業務改革の基本方針が定まっている、情報・研修館による知財総合支援窓口の効果的マネジメントを実現するため、WEB会議システムの導入と活用を進める。</p> | <p>(1)業務改革の推進</p> <p>① 業務プロセスの再構築(BPR)やICT化を推進するため、業務プロセスの再整理を行い、情報・研修館独自の業務用情報システムの将来ビジョンを年度内に策定する。さらに業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討を進める。</p> <p>② 平成27年度に業務プロセスの可視化とコスト分析を実施した「産業財産権相談サイト」については、平成28年度中に中小企業等のユーザーに対するITを通じた情報提供を推進するため、営業秘密・知財戦略ポータルサイト及び海外知的財産活用ポータルサイトと統</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 情報・研修館独自の業務用情報システムの将来ビジョンを年度内に策定したか。</p> <p>(2) 業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討を計画的に進めたか。</p> <p>(3) IT を通じた情報提供を推進するため、産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト及び海外知的財産活用ポータルサイトを統合した新たなポータルサイトを設置したか。</p> <p>(4) WEB会議システムの導入等、ICTの活用を図る一環として、全国47</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 情報・研修館情報基盤システム(以下、「情報基盤システム」という。)の仕様を検討する課程において、情報基盤システムの基本構想及び業務分析の結果を基に、ハードウェア・ネットワーク・セキュリティ・アプリケーションサービス等に係る最新技術、技術動向、概算費用及び実現可能性を考慮した上で、「多層防御によるセキュリティ対策の強化」、「ワークスタイル改善」、「コスト削減」の観点で、将来ビジョンを取りまとめた。さらに、事業ごとに作業予定表、マイルストーンを作成し、業務の可視化を図るとともに、毎週の連絡会、月末の役員会を通じて役員に報告、役員から必要な指示を受けることができる体制を構築した。</p> <p>② ITの活用により相談業務を効率化すべく、3月30日に産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略サイト、海外知的財産活用サイトを統合した新ポータルサイト「知的財産相談・支援ポータルサイト」へ移行した。</p> <p>③ 全国47都道府県の知財総合支援窓口及び地域ブロック担当者執務室にWEB会議システムを有するPC端末を導入した。当該WEB会議機能を活用し、適宜知財総合支援窓口の運営改善に活用するとともに、地域ブロック担当者と当館東京本部間で同システムを用いて計6回のWEB会議を開催した。これにより、地域知財活性化行動計画に関する連絡調整等、緊急性を要する事業を迅速に討議する等、業務の効率化を実現した。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 28年度中に、情報基盤システムについて、「多層防御によるセキュリティ対策の強化」、「ワークスタイル改善」、「コスト削減」の観点で将来ビジョンを取りまとめた(主要な業務実績の項番①に記載)。</p> <p>(2) 業務遂行プロセスの可視化を図るため、事業ごとに作業予定表、マイルストーンを作成し、早期にリスク因子を抽出するため、毎週の連絡会、月末の役員会において業務の進捗状況・課題等を役員に報告、役員から必要な指示を受けることができる体制を構築し、合理的にリスク対応可能なマネジメント体制を構築した。(主要な業務実績の</p> | |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|--|
| <p>導入等、ICTの利活用を図る。</p> | | <p>合した新たなポータルサイトの仕様等を策定し、ITを活用することによる相談業務の効率化に向けた取組を着実に進める。</p> <p>③全国47都道府県に設置する知財総合支援窓口にWEB会議システムを平成28年度から導入し、知財総合支援窓口の効果的かつ合理的なマネジメントを行う。</p> | <p>都道府県に設置する知財総合支援窓口にWEB会議システムを平成28年度から導入を始めたか。</p> | | <p>項番①に記載)</p> <p>(3)ITの活用により相談業務を効率化すべく、3月30日に新ポータルサイト「知的財産相談・支援ポータルサイト」へ移行した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(4)全国47都道府県に設置する知財総合支援窓口にWEBシステムを平成28年度に導入した。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| <p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」(改定版:平成25年3月15日)の進捗と連動しながら、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p> | <p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を吟味・検討する。</p> | <p>(2)特許庁が進める「特許庁業務・システム最適化計画」と連動する業務の合理化</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めるため、特許庁から提供される情報の内容を吟味・検討し、情報・研修館の業務・システムの合理化を進める。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗と連動しながら情報・研修館の業務・システムの合理化を進めたか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①「特許庁業務・システム最適化計画」との連携・合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、特許情報プラットフォームの新たなサービスとして、同一発明について外国の工業所有権庁にも出願された出願・審査書類情報(パテントファミリー情報)が表示できる「ワン・ポータル・ドシエ」サービスを、特許庁システムと連携を図ることにより、平成28年7月から提供を開始した。 ・また、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況を勘案しつつ、特許庁の情報システムと特許情報プラットフォームとの最適かつ効率的な連携運用システムの実現、特許情報プラットフォームのサービス付加を柔軟かつ効率的に実施できるシステムの実現等を目的とする調査事業を実施し、同システムの刷新に向けてアーキテクチャの整理を行うとともに、同システムの調達のためのロードマップを策定した。 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況にあわせて、特許庁システムと連動して、特許情報プラットフォームの新機能を開発することにより、システムを合理化し、効率的な開発を進めることができた。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |

| 3. 業務の適正化 | 3. 業務の適正化 | 3. 業務の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|------------------|--|--------|--|-------|--|----|----|----|----|----|----|-------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|--------------|------------------|---------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|----------------|------------------|------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------|----------------|---|--|
| <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、組織の見直し、一部事業の廃止又は移管、競争的調達等の業務の適正化を進めることによって、新規・拡充業務を除いた一般管理費及び業務経費の効率化を図る。</p> | <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 組織の見直し、一部事業の廃止又は移管、競争的調達の推進等を適切に実施することにより、業務の適正化を図る。</p> <p>② 一般管理費及び業務経費の効率化について、新たな実施が求められた新規業務及び拡充・強化が求められた継続業務に係る経費を除き、第四期中期計画期間の最終年度までに中期計画初年度の費用総額に対して4%以上(毎年度で前年度比1.3%程度(新規追加・拡充分を除く))の効率化を図る。</p> | <p>(1) 一般管理費と業務経費の効率化</p> <p>① 民間企業等に対する研修について、民間機関が実施する研修との関係等を踏まえて民間に移管できる可能性がある研修をリストアップし、民間機関へのヒアリングを実施した上で研修内容の必要な見直し又は民間への移管可能性に関する検討を行い、情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を作成する。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 民間企業等に対する研修について、研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を作成したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 研修内容の必要な見直し又は民間機関への移管可能性に関する検討及び基本計画骨子案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の民間機関へのヒヤリングを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 平成28年11月17日、科学技術振興機構とヒヤリングを実施 (b) 平成28年12月21日、発明推進協会とヒヤリングを実施 工業所有権情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を平成29年3月に作成した。基本計画の骨子案をもとに平成29年度の研修計画に反映し実施する予定。 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 民間機関へのヒヤリングを実施した上で研修内容の必要な見直し又は民間機関への移管可能性に関する検討を終え、情報・研修館が実施する研修の改廃・移管に関する基本計画の骨子案を年度末までに作成した。(主要実績の項番①に記載)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。</p> | <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>① 委託等により実施する業務については、競争性のある調達を原則とし、契約における透明性と公平性を確保する。</p> <p>② 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進する。</p> | <p>(2) 委託等によって実施する業務の適正化</p> <p>① 平成28年度に予定されている委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保したか。</p> <p>② 情報・研修館が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その結果を情報・研修館のホームページに公表する。また、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて、契</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保したか。</p> <p>(2) 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 平成28年度に行った委託契約及び請負契約については、競争性のある調達を原則とし、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等によって、契約における透明性と公平性を確保した。</p> <p>(参考) 平成28年度の情報・研修館の調達全体像</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1570 2267 1980"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(63.0%) 46</td> <td>(62.7%) 72.1</td> <td>(34.6%) 36</td> <td>(29.9%) 16.4</td> <td>(78.2) △6</td> <td>(22.7%) △55.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(24.7%) 18</td> <td>(33.9%) 39.0</td> <td>(60.6%) 63</td> <td>(65.3%) 35.8</td> <td>(350%) 45</td> <td>(91.8%) △3.2</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(87.7%) 64</td> <td>(96.6%) 111.1</td> <td>(95.2%) 99</td> <td>(95.3%) 52.2</td> <td>(154.7%) 35</td> <td>(47.0%) △58.9</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(12.3%) 9</td> <td>(3.4%) 3.9</td> <td>(4.8%) 5</td> <td>(4.7%) 2.6</td> <td>(55.5%) △4</td> <td>(66.7%) 1.3</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 比較増△減 | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 競争入札等 | (63.0%) 46 | (62.7%) 72.1 | (34.6%) 36 | (29.9%) 16.4 | (78.2) △6 | (22.7%) △55.7 | 企画競争・公募 | (24.7%) 18 | (33.9%) 39.0 | (60.6%) 63 | (65.3%) 35.8 | (350%) 45 | (91.8%) △3.2 | 競争性のある契約(小計) | (87.7%) 64 | (96.6%) 111.1 | (95.2%) 99 | (95.3%) 52.2 | (154.7%) 35 | (47.0%) △58.9 | 競争性のない随意契約 | (12.3%) 9 | (3.4%) 3.9 | (4.8%) 5 | (4.7%) 2.6 | (55.5%) △4 | (66.7%) 1.3 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 競争性のある調達を原則とする委託契約及び請負契約について、調達仕様書の内容の見直し、入札説明会の内容充実又は意見招請機会の提供等を行うことによって、契約における透明性と公平性を確保した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会による精査と指示等に基づいて契約の適正化を推進した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> | |
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | | | 比較増△減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 競争入札等 | (63.0%) 46 | (62.7%) 72.1 | (34.6%) 36 | (29.9%) 16.4 | (78.2) △6 | (22.7%) △55.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画競争・公募 | (24.7%) 18 | (33.9%) 39.0 | (60.6%) 63 | (65.3%) 35.8 | (350%) 45 | (91.8%) △3.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 競争性のある契約(小計) | (87.7%) 64 | (96.6%) 111.1 | (95.2%) 99 | (95.3%) 52.2 | (154.7%) 35 | (47.0%) △58.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 競争性のない随意契約 | (12.3%) 9 | (3.4%) 3.9 | (4.8%) 5 | (4.7%) 2.6 | (55.5%) △4 | (66.7%) 1.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

約の適正化を推進する。

| | | | | | | |
|----|--------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|------------------|
| 合計 | (100%) 73 | (100%) 115.0 | (100%) 104 | (100%) 85.2 | (142.5%) 31 | (47.7%) △60.2 |
|----|--------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|------------------|

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

(注2)比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

○1者応札・応募となった案件に関する調達

- 平成28年度の1者応札・応募の状況は、契約件数は50件と前年度から39件増加したが、この39件については、前年度と同一の案件ではなく、新たな案件が対象となっている。
- なお、39件のうち、平成28年度限りの契約案件が1件、複数年契約の案件が38件であることから、平成29年度において1者応札・応募の調達改善対象は存在しない。

- 「平成28年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」において、重点的に取り組むこととした情報基盤システム構築及び情報提供システム関係の調達については、応札要件等の緩和、公告・準備期間の確保及び総合評価における技術点の配点の適正化を行った結果、競争性、透明性のある調達による経費の節減、事務処理の効率化を確保した。

(参考)平成28年度の情報・研修館の1者応札・応募状況

(単位:件、億円)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 比較増△減 |
|------|----|--------------|-------------|---------------|
| 2者以上 | 件数 | 53 (82.8%) | 49 (49.5%) | △19(92.5%) |
| | 金額 | 54.1 (48.7%) | 7.7(14.8%) | △46.4 (14.2%) |
| 1者以下 | 件数 | 11 (17.2%) | 50(50.5%) | 39(454.4%) |
| | 金額 | 57.0 (51.3%) | 44.5(85.2%) | △12.5 (78.1%) |
| 合計 | 件数 | 64 (100%) | 99 (100%) | 35(154.7%) |
| | 金額 | 111.1 (100%) | 52.2(100%) | △58.9 (58.9%) |

(注1)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2)合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3)比較増△減の()書きは、平成28年度の平成27年度伸率である。

- 平成28年度における官公需契約については、契約金額のうち中小企業・小規模事業者との契約金額の割合の目標値として設定した71.8%に対して実績70.6%と目標未達だった。

②「調達等合理化計画」に基づき、以下の取組を実施した。また、毎月の契約状況について、ホームページに公表した。

- 調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としては相乗効果が期待できない事業を複数事業に分割し、複数契約にして実施する等、事業者の入札参加の拡大を図り、全ての案件について競争的手法を取り入れた契約を締結した。

〈課題と対応〉

平成28年度からの業務の追加や移管に迅速かつ的確に対応するため、引き続き業務の効率化や予算の見直し、調達等合理化計画に基づく調達の適正な実施を着実に進めていく必要がある。

| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|----|--------|------|------|---------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|--|
| 4. 給与水準の適正化 | 4. 給与水準の適正化 | 4. 給与水準の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p> | <p>① 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持する。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p> | <p>① 人事院勧告等を踏まえた給与改定を実施することにより、国家公務員と同程度の給与水準を維持する等、給与水準適正化の取組を継続的に行う。</p> <p>② 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページに公表する。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持したか。</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等は、情報・研修館ホームページにおいて公表したか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 国家公務員と同程度の給与水準を維持した給与改定の実施 情報・研修館の給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.1)を維持するよう努めた。</p> <p>② 給与水準の検証結果の公表 給与水準の検証結果、取組状況を平成28年6月30日に公表した。</p> <p>(参考)ラスパイレス指数の推移(29年6月公表予定)</p> <table border="1"> <caption>(参考)ラスパイレス指数の推移(29年6月公表予定)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対国家公務員</th> <th>地域勘案</th> <th>学歴勘案</th> <th>地域・学歴勘案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20fy</td><td>108.2</td><td>96.3</td><td>108.1</td><td>98.4</td></tr> <tr><td>21fy</td><td>112.5</td><td>99.1</td><td>112.5</td><td>100.8</td></tr> <tr><td>22fy</td><td>113.8</td><td>99.7</td><td>113.3</td><td>101.7</td></tr> <tr><td>23fy</td><td>112.3</td><td>97.2</td><td>111.5</td><td>99.9</td></tr> <tr><td>24fy</td><td>114.9</td><td>99.5</td><td>113.4</td><td>103.0</td></tr> <tr><td>25fy</td><td>114.7</td><td>99.0</td><td>112.4</td><td>103.6</td></tr> <tr><td>26fy</td><td>111.5</td><td>94.6</td><td>109.4</td><td>99.2</td></tr> <tr><td>27fy</td><td>118.0</td><td>101.1</td><td>116.7</td><td>104.5</td></tr> <tr><td>28fy</td><td>117.4</td><td>101.5</td><td>116.7</td><td>103.8</td></tr> </tbody> </table> | 年度 | 対国家公務員 | 地域勘案 | 学歴勘案 | 地域・学歴勘案 | 20fy | 108.2 | 96.3 | 108.1 | 98.4 | 21fy | 112.5 | 99.1 | 112.5 | 100.8 | 22fy | 113.8 | 99.7 | 113.3 | 101.7 | 23fy | 112.3 | 97.2 | 111.5 | 99.9 | 24fy | 114.9 | 99.5 | 113.4 | 103.0 | 25fy | 114.7 | 99.0 | 112.4 | 103.6 | 26fy | 111.5 | 94.6 | 109.4 | 99.2 | 27fy | 118.0 | 101.1 | 116.7 | 104.5 | 28fy | 117.4 | 101.5 | 116.7 | 103.8 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 国家公務員と同程度の給与水準を維持した。 (主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 給与水準の検証結果等を情報・研修館ホームページにおいて公表した (主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>引き続き、適正な給与水準の維持に努める必要がある</p> |
| 年度 | 対国家公務員 | 地域勘案 | 学歴勘案 | 地域・学歴勘案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20fy | 108.2 | 96.3 | 108.1 | 98.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21fy | 112.5 | 99.1 | 112.5 | 100.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22fy | 113.8 | 99.7 | 113.3 | 101.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23fy | 112.3 | 97.2 | 111.5 | 99.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24fy | 114.9 | 99.5 | 113.4 | 103.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25fy | 114.7 | 99.0 | 112.4 | 103.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26fy | 111.5 | 94.6 | 109.4 | 99.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27fy | 118.0 | 101.1 | 116.7 | 104.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28fy | 117.4 | 101.5 | 116.7 | 103.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

| | | | |
|--------------------|---------------|--------------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
| V | 財務内容の改善に関する事項 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業 レビューシート | |

| | | | | | | |
|---------------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | |
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | | | |
| 指標等 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | (参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 特になし | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|-----------|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| IV 財務内容の改善に関する事項 | | | | | 〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり ○財務内容の改善に関する事項の各項目別の自己評価結果は、 S(0) A(0) B(4) C(0) D(0) であったことから、「B」に相当する。 | 評定 |
| 1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用するとともに、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。 | 1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 ① 経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表は毎年度、情報・研修館のホームページで公開する。 | 1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保 ① 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用する。 ② 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保する。 | 〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 経理、決算の事務処理や財務諸表の作成作業等、経理全般業務を適正に処理するため、外部専門機関及び外部人材の知見を積極的に活用したか。 (2) 財務諸表を情報・研修館のホームページで公開し、財務内容の透明性を確保したか。 | 〈主要な業務実績〉 ① 外部コンサルタントを活用した経理業務の適正な処理 経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。 ② 財務内容の透明性の確保 毎年度作成する財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館ホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めた。 | 〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり (1) 経理全般業務を適正に処理するため、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な助言を得る等、外部専門機関の知見を活用した。(主要な業務実績の項番①に記載) (2) 財務諸表を情報・研修館ホームページで公開し、財務内容の透明性の確保に努めた。(主要な業務実績の項番②に記載) | |
| | | | 〈評価の視点〉 (1) 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 (2) 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | 〈特筆すべき取組または成果〉 特になし | | |
| 2. 効率化予算による運営 運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、毎年度の運営費交付金額の算定は、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳 | 2. 効率化予算による運営 ① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて予算を編成し、適切な運営を行う。 ② 毎年度の運営費交付金額の算定は、運営費交 | 2. 効率化予算による運営 ① 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成28年度予算に基づき、効率的な運営を行う。 ② 独立行政法人会計基準 | 〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作 | 〈主要な業務実績〉 ① 平成28年度予算に基づく計画的・効率的な運営 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)を策定するとともに平成28年度予算計画を作成。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、全役員と部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する役員会に報告し、業務計画に即した適正な予算執行に努めた。 なお、平成28年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、約1,004百万円(8.3%)となっており、主な発生要因は、下表のとおり。 | 〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり (1) 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた要件を踏まえて作成した、別紙1の平成28年度予算に基づき、効率的な運営を行った。(主要 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------|--|--|--|----|-----|-------|--------|--------|----------|---------|---|-----|---------|----|------|-----|---|-----|---|--------|----------|----|-----|-------|------|-------|----------|----------------|-------|---------|---------------------|-------|---------|-----------------|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-------|---|--------|----------|----------------------------------|-----|-----------------|-----|----------------------------|-----|--------------------------|-----|-----------------|-----|----------------------------|-----|-----------------------|-----|--------------------------|-----|--------------------|-----|--------------------------------|-----|------------|-----|----------------------|--|
| <p>格に行う。その際、独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p> | <p>付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。</p> | <p>の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとめりに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行う。</p> | <p>成した、別紙1の平成28年度予算に基づき、効率的な運営を行ったか。</p> | <p>(参考)平成28年度 決算額 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1448 157 2270 693"> <tr> <td>収入</td> <td>決算額</td> <td>(予算額)</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>11,939</td> <td>(11,939)</td> </tr> <tr> <td>複写手数料収入</td> <td>1</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>研修受講料収入</td> <td>89</td> <td>(98)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,029</td> <td>(12,039)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>決算額</td> <td>(予算額)</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>9,984</td> <td>(10,811)</td> </tr> <tr> <td> 産業財産権情報の提供事業経費</td> <td>4,611</td> <td>(4,765)</td> </tr> <tr> <td> 知的財産の権利取得・活用の支援事業経費</td> <td>4,686</td> <td>(5,246)</td> </tr> <tr> <td> 知的財産関連人材の育成事業経費</td> <td>686</td> <td>(799)</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>312</td> <td>(385)</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>740</td> <td>(844)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,035</td> <td>(12,039)</td> </tr> </table> <p>(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>(参考) 予算と決算額での差額の主な要因</p> <p>○競争入札効果及び出願件数の変動等: 2.9億円</p> <table border="1" data-bbox="1484 955 2270 1123"> <tr> <td>米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>公開特許公報英文抄録データ作成</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業等</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業等</td> <td>1.7</td> </tr> </table> <p>○計画変更等により節減に努めたもの: 1.5億円</p> <table border="1" data-bbox="1484 1218 2270 1323"> <tr> <td>整理標準化データ等作成事業費等</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止等</td> <td>1.1</td> </tr> </table> <p>○確定減、その他: 5.2億円</p> <table border="1" data-bbox="1484 1417 2270 1585"> <tr> <td>知的財産プロデューサー等派遣事業委託費(確定減)</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>知財総合支援窓口関連事業(確定減)等</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>人件費、水道光熱費等</td> <td>2.1</td> </tr> </table> <p>②独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、事業のまとめりに予算と実績を管理する体制を構築し、厳格な執行管理を行った。</p> | 収入 | 決算額 | (予算額) | 運営費交付金 | 11,939 | (11,939) | 複写手数料収入 | 1 | (2) | 研修受講料収入 | 89 | (98) | その他 | 0 | (0) | 計 | 12,029 | (12,039) | 支出 | 決算額 | (予算額) | 業務経費 | 9,984 | (10,811) | 産業財産権情報の提供事業経費 | 4,611 | (4,765) | 知的財産の権利取得・活用の支援事業経費 | 4,686 | (5,246) | 知的財産関連人材の育成事業経費 | 686 | (799) | 一般管理費 | 312 | (385) | 人件費 | 740 | (844) | 計 | 11,035 | (12,039) | 米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費 | 0.4 | 公開特許公報英文抄録データ作成 | 0.3 | 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業等 | 0.5 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業等 | 1.7 | 整理標準化データ等作成事業費等 | 0.2 | 知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等) | 0.2 | 包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止等 | 1.1 | 知的財産プロデューサー等派遣事業委託費(確定減) | 0.7 | 知財総合支援窓口関連事業(確定減)等 | 2.2 | 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減) | 0.2 | 人件費、水道光熱費等 | 2.1 | <p>な業務実績の項番①に記載)</p> | |
| 収入 | 決算額 | (予算額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営費交付金 | 11,939 | (11,939) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 複写手数料収入 | 1 | (2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修受講料収入 | 89 | (98) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0 | (0) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 12,029 | (12,039) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 決算額 | (予算額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 9,984 | (10,811) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業財産権情報の提供事業経費 | 4,611 | (4,765) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産の権利取得・活用の支援事業経費 | 4,686 | (5,246) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産関連人材の育成事業経費 | 686 | (799) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 312 | (385) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 740 | (844) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 11,035 | (12,039) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費 | 0.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公開特許公報英文抄録データ作成 | 0.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業等 | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業等 | 1.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 整理標準化データ等作成事業費等 | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等) | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止等 | 1.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産プロデューサー等派遣事業委託費(確定減) | 0.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知財総合支援窓口関連事業(確定減)等 | 2.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減) | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費、水道光熱費等 | 2.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | | | |
| 3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入 事業コストの高い事業に焦点を絞り、管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析による業務改善及び競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。 | 3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入 ① 管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を進め、業務改善に活かす。 ② 競争的調達等によって業務コストの削減等を推進する。 | 3. 業務コストの削減と官民競争入札等の導入 ① 情報・研修館における出張手続の業務について、管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を行い、業務改善の方向性を検討する。 ② 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成28年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることにより業務コストの削減等を推進する。 | 〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 情報・研修館における出張手続の業務について、管理会計手法（業務コスト分析等）と業務プロセス分析を行い、業務改善の方向性を検討したか。 (2) 委託契約及び請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成28年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることにより業務コストの削減等を推進したか。 | 〈主要な業務実績〉 ① 出張旅費に関する業務の現状を把握するため、総務部から各事業部に対して出張旅費業務に要する時間及び業務フローの分析調査を実施し、その結果を踏まえ、時間を多く費やしている作業や冗長的な業務プロセス等、効率化の可能な部分等を検討して改善の方向性案を作成した。 ② 「平成28年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることにより業務コストの削減等を推進した | 〈評定と根拠〉 自己評価結果：B 根拠は以下のとおり (1) 28年度は、出張旅費に関する業務の現状を調査分析し、改善の方向性案を作成した。（主要な業務実績の項番①に記載） (2) 「平成28年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて、調達情報等を情報・研修館ホームページに掲載し、可能な限り競争的手法による契約締結を進めることにより業務コストの削減等を推進した。（主要な業務実績の項番②に記載） 〈課題と対応〉 出張手続業務について、旅費システム導入や業務フローの見直しも含めて引き続き検討し、業務改善を実現することが課題となっている。 | |
| | | | 〈評価の視点〉 <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | 〈特筆すべき取組または成果〉 特になし | | |
| 4. 自己収入の確保 受講料を徴収している民間向け研修等については、受益者の負担を適正なものとする観点から、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、自己収入の確保・拡大に努める。 | 4. 自己収入の確保 ① 受講料を徴収している民間向け研修等については、研修受講料の見直しを原則2年ごとに行い、適正な受講料とする。 ② 自己収入の拡大を図るための所要の措置等について検討を行う。 | 4. 自己収入の確保 ① 民間等の人材を対象とする研修（例えば、調査業務実施者の育成研修）については、受益者負担を原則として、研修実施に必要な実費と受講料との均衡度合について精査し、不均衡状態にあると認められる場合は受講料の見直しを行う。 | 〈主な定量的指標〉 特になし 〈その他の指標〉 特になし 〈評価の視点〉 (1) 民間等の人材を対象とする研修における受講料及び公報閲覧室における複写手数料について、受益者負担の適正化と自 | 〈主要な業務実績〉 ① 調査業務実施者育成研修の受講料の徴収による自己収入の確保 調査業務実施者育成研修における受講料については、研修の目的を踏まえて、複数年の収支を勘案した上で、実費勘案相当の適正な料金を徴収し自己収入の確保に努めた。 ② 複写手数料等の徴収による自己収入の確保 公報閲覧室における複写手数料については、事業の目的を踏まえて、実費勘案相当の料金を徴収し自己収入の確保に努めた。 | 〈評定と根拠〉 自己評価結果：B 根拠は以下のとおり (1) 民間等の人材を対象とする研修における受講料及び公報閲覧室における複写手数料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めた。（主要な業務実績の項番①②に記載） | |

| | | | | | | |
|--|--|--------------------------------|---|-----------------------------------|--|--|
| | | ②自己収入の拡大を図るための所要の措置等について検討を行う。 | 己収入の確保に努めたか。 | | | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
| |

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

| | | | |
|--------------------|-----------------|--------------------------|--|
| 1. 当事務及び事業に関する基本事項 | | | |
| V | その他業務運営に関する重要事項 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業 レビューシート | |

| | | | | | | |
|--|--|------------------------------------|----------|----------|----------|-----------------------------|
| 2. 主要な経年データ | | | | | | |
| ①主要なアウトプット(アウトカム)情報 | | | | | | |
| 指標等 | 基準値 (前中期目標期間最 終年度値等) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | (参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 内部統制に関する研修会を年1回以上開催【中期目標、中期計画、 年度計画】 | 1回 | 1回 | | | | |
| 内部統制に関する研修会におけるアンケート調査結果において理 解できたと回答した者が中期目標期間を通じて全役職員の80%以 上【中期目標、年度計画】 | 80% | 100% | | | | |
| 「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」遵守状況 の内部監査及び安易なメール添付ファイル開封等を防止するため の模擬演習を年1回以上実施【中期目標】 全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施【年度計画】 | 27年度: 標的型メー ル攻撃訓練を2回実 施 | 2種の標的型メー ル訓練を実施 | | | | |
| 情報セキュリティポリシー等に関する情報・研修館内研修を年1回以 上の実施【年度計画】 | 27年度: 1回 | 1回 | | | | |
| 新たに構築するソーシャルネットワークサービス及びプレスリリー スによる情報発信を合わせて年間50回以上実施【中期目標、年度 計画】 | 50回 | 67回 | | | | |
| 情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・デ ータの解析結果に基づき、広報効果の高いコンテンツや広報手段検 討など広報改善方針を年1回以上定めて実施【中期目標】 | 1回 | 1回 | | | | |
| 情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回 数【中期目標】 | 第四期中期目標期間 の最終年度までに第 三期中期目標期間の 最終年度の実績値の 120%以上 | 1, 546, 773回 (対平成27年度比 113%) | | | | |
| 内部統制の考えを日常の業務に反映するため、連絡会及び定例の 運営会議を、月1回開催【年度計画】 | 27年度: 連絡会、定 例会ともに月1回開 催 | 連絡会、定例会とも に月1回開催 | | | | |
| 監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね 2ヶ月に1回程度開催【年度計画】 | 27年度: 2ヶ月に1回 開催 | 2ヶ月に1回開催 | | | | |
| 監査室が行う内部統制及び情報セキュリティ遵守に関する監査報告 | 3つ以内 | 1 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| における改善課題の数(重要な改善事項)を3つ以内とする【年度計画】 | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|

| 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | | | |
|---|--|------|--|---|---------------------|--|------------|--------------------------------|---|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評価 | | | | |
| V その他業務運営に関する重要事項 | | | | | | | | | | |
| 1. 内部統制の充実・強化 | | | <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>〈主な定量的指標〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1) 内部統制に関する研修会の開催回数と受講者の理解度 [指標] 開催回数は年間1回以上 [指標] 理解できた受講者が全役職員の80%以上</p> <p>(2) 情報セキュリティ確保のための模擬演習の開催回数と受講者 [指標] 開催回数は年2回以上 [指標] 受講者は全ての役職員</p> <p>(3) 監事による監査結果等を理事長に報告する定例監事監査報告会の開催頻度 [指標] 2ヶ月に1回程度</p> <p>〈その他の指標〉</p> <p>(4) 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報の提供回数と影響等の検討実施回数</p> <p>(5) 業務の遂行における、適法性、妥当性及び有効</p> | <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>① 外部講師を招き、全職員を対象に、内部統制研修を以下のとおり実施した。 ・ 開催日: 3月13日～15日(いずれかに参加) ・ 講義内容</p> <table border="1"> <tr> <td>内部統制の理解及びコンプライアンス研修</td> <td>・ 内部統制とは ・ 内部統制の目的 ・ コンプライアンスとは ・ コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・ コンプライアンス体制づくり</td> </tr> <tr> <td>情報セキュリティ研修</td> <td>・ 情報の取扱いについて ・ 標的型攻撃メールへの対処</td> </tr> </table> <p>・ 「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合: 100%</p> <p>② 情報セキュリティ確保のため、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。</p> <p>③ 2ヶ月に1回、監事による監査結果等を理事長に報告する定例監事監査報告会を開催した。</p> <p>④ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して対策を周知した。(注意喚起: 27回/点検等の対処: 20回)</p> <p>⑤ 28年4月に、28年度内部監査計画書を策定した。また、内部監査報告書を3件策定した。</p> <p>〈その他の指標〉</p> | 内部統制の理解及びコンプライアンス研修 | ・ 内部統制とは ・ 内部統制の目的 ・ コンプライアンスとは ・ コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・ コンプライアンス体制づくり | 情報セキュリティ研修 | ・ 情報の取扱いについて ・ 標的型攻撃メールへの対処 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>○ その他業務運営の効率化に関する事項の各項目別の自己評価結果は、S(0) A(4) B(2) C(0) D(0)であった。 また、主な指標は以下のとおりであった。 以上を総合的に評価すると、「A」に相当する。</p> <p>1. 内部統制の充実・強化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1) 28年度は内部統制の理解及びコンプライアンス研修を1回開催、受験者へのアンケートにおいて「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は100%だった。</p> <p>(2) 情報セキュリティ確保のため、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した</p> <p>(3) 理事長と監事との意見交換会を2ヶ月に1度実施した。</p> <p>〈その他の指標の達成の観点〉</p> <p>(4) 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して対策を周知し</p> | |
| 内部統制の理解及びコンプライアンス研修 | ・ 内部統制とは ・ 内部統制の目的 ・ コンプライアンスとは ・ コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・ コンプライアンス体制づくり | | | | | | | | | |
| 情報セキュリティ研修 | ・ 情報の取扱いについて ・ 標的型攻撃メールへの対処 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|---|------------|--|--|--|
| <p>4. 広報活動の強化</p> | | | <p>性を診断する内部監査計画の策定と内部監査項目数</p> <p>4. 広報活動の強化</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>(1)新たに構築するソーシャルネットワークサービスと、プレスリリースによる情報発信の合計回数 [指標]年間50回以上</p> <p>(2)情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果に基づく広報効果の高いコンテンツや広報手段の検討など広報改善方針の検討及び実施回数 [指標]年間1回以上</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>(3)情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバへの総アクセス回数 [指標]第四期中期目標期間の最終年度までに第三期中期目標期間の最終年度の実績値の120%以上</p> | <p>4. 広報活動の強化</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>成果指標(アウトプット)</p> <p>①SNS・プレスリリース合計:67件 〈内訳〉 ○SNS(※同一案件に対する複数回の発信もカウント) ・Twitter:94件 ・YouTube:13件 ・Facebook:3件 ○プレスリリース:4件</p> <p>②アクセスログ・データの解析及び広報改善の実施回数:1回 (具体的内容) アクセスログ・データの解析を実施、解析データを分析し、その結果を踏まえて、閲覧数の多いコンテンツへのアクセスを容易にするため、また、多くの閲覧者の目に止まるよう、「INPITアーカイブ」を構築し、28年12月に提供を開始した。</p> <p>効果指標(アウトカム)</p> <p>③情報・研修館ホームページ及び各種サイトの閲覧件数 ・情報・研修館ホームページ:1,137,531件(前年度1,027,177件)(前年度比111%増) ・産業財産権相談ポータルサイト:387,497件(前年度321,769件)(前年度比120%増) ・営業秘密・知財戦略ポータルサイト:1,932件(前年度1,232件)(前年度比156.8%) ・海外知的財産活用ポータルサイト:19,813件(前年度21,448件)(前年度比92.4%)</p> | <p>た。(注意喚起:27回/点検等の対処:20回)</p> <p>(5)28年4月に、28年度内部監査計画書を策定した。また、内部監査報告書を3件策定した。(主要な業務実績⑤に記載)</p> <p>4. 広報活動の強化</p> <p>成果指標(アウトプット)達成の観点</p> <p>(1)SNS・プレスリリース回数は67件(対年度目標比134%)となり、年度目標を大きく上回った。</p> <p>(2)情報・研修館の各種サイトのアクセス・データの解析結果を踏まえて、閲覧数の多いコンテンツへのアクセスを容易にするため、また、多くの閲覧者の目に止まるよう、「INPITアーカイブ」を構築し、28年12月に提供を開始した。</p> <p>効果指標(アウトカム)達成の観点</p> <p>(3)28年度における閲覧件数は、対前年度比113%増となり、中期目標最終年度に120%以上という目標に対して順調な滑り出しとなった。</p> | | | | | |
| <p>1. 内部統制の充実・強化</p> | <p>1. 内部統制の充実・強化</p> | <p>1. 内部統制の充実・強化</p> | | | | | | | | |
| <p>(1)内部統制の基盤の充実 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付総管第322号総務省行政管理局長通知)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常</p> | <p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <p>① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応)の理解促進を図るため、</p> | <p>(1)内部統制の基盤の充実</p> <p>① 内部統制の4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全)、内部統制の要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応)の理解促進を図るための研修会を年間</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)内部統制の4つの目的、内部統制の要素の理解促進を図るための研修を年1回以上開催したか。また、受講者から「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答した者の数は、全職員数の80%以上だったか。</p> <p>(2)内部統制の考えを日常</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①外部講師を招き、全職員を対象に、内部統制研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日:3月13日~15日(いずれかに参加) 講義内容 <table border="1" data-bbox="1427 1738 2270 1997"> <tr> <td data-bbox="1427 1738 1843 1934">内部統制の理解及びコンプライアンス研修</td> <td data-bbox="1849 1738 2270 1934"> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制とは ・内部統制の目的 ・コンプライアンスとは ・コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・コンプライアンス体制づくり </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1938 1843 1997">情報セキュリティ研修</td> <td data-bbox="1849 1938 2270 1997"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の取扱いについて ・標的型攻撃メールへの対処 </td> </tr> </table> | 内部統制の理解及びコンプライアンス研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制とは ・内部統制の目的 ・コンプライアンスとは ・コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・コンプライアンス体制づくり | 情報セキュリティ研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の取扱いについて ・標的型攻撃メールへの対処 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)28年度は内部統制の理解及びコンプライアンス研修を1回開催、受験者へのアンケートにおいて「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合は100%だった。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> | |
| 内部統制の理解及びコンプライアンス研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制とは ・内部統制の目的 ・コンプライアンスとは ・コンプライアンスが求められる背景(事例紹介含む) ・コンプライアンス体制づくり | | | | | | | | | |
| 情報セキュリティ研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の取扱いについて ・標的型攻撃メールへの対処 | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|---|---|--|
| <p>の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> | <p>年間1回以上研修会を開催し、受講者の理解度を把握するためのアンケート調査を行う。</p> <p>② 内部統制の4つの目的を達成するため、内部統制の考えを日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。</p> <p>③ 監査室は、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を、合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で適法性、妥当性及び有効性を診断し、内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事の意見を聴取した上で必要な措置を指示する。</p> | <p>1回以上開催し、受講者が「業務に活かしたい」「業務に活かせると思う」と回答する者の数をモニタリング指標とし、全職員の理解度を80%以上とする。</p> <p>② 内部統制の考えを日常の業務に反映するため、引き続き、連絡会を毎週月曜日に定期開催するとともに、原則週1回の頻度で定例の運営会議を開催する。なお、緊急の案件等が発生した場合は臨時に連絡会を招集して迅速な対応を行う。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当部長等及び業務担当責任者が参加する重要・新規案件検討会を開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行う。</p> <p>③ 監査室は、情報・研修館の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況について、適法性、妥当性及び有効性を診断する内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。</p> <p>④ 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催する。</p> | <p>業務に反映するため、連絡会を毎週月曜日に定期開催したか。また、緊急案件等が発生した場合に、臨時に連絡会を招集し迅速な対応を行ったか。</p> <p>(3) 監査室は内部監査を実施して内部監査報告書を理事長に提出したか。理事長は、監事の意見を聴取した上で、必要な措置を指示したか。</p> <p>(4) 監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を概ね2ヶ月に1回程度開催したか。</p> | <p>・「業務に多いに活かせる」「業務に一部活かせる」と回答した者の割合：100%</p> <p>② 内部統制の考えを日常業務に反映するため、幹部連絡会を毎週月曜日に、幹部連絡会メンバーに各部署長を加えた定例会を毎週火曜日に、開催した。また、緊急事態対応としては、3月9日に発生したJ-PlatPatへの不正アクセスに際しては、早急に緊急対策本部を設置するとともに、理事長を中心とした役員の指導のもとに緊急対策を実施して安全性を確保し、3月17日の朝からサービスを再開した。さらに、近畿統括本部設置、J-PlatPat、情報・研修館情報基盤システムといった継続的フォローが必要な重要プロジェクトについては、役員、事業部長、担当者によるミーティングを実施し、進捗管理、リスク低減方針の決定等を行った。</p> <p>③ 28年度内部監査としては、新規・重要案件及び特別内部監査として以下を実施し、それぞれ、理事長に報告した。 (a) 新規・重要案件の定期内部監査として、以下2件を実施した。 ・グローバル知財戦略フォーラム2016開催企画運営業務 ・知財プロデューサー等派遣事業 (b) 28年度特別内部監査として、調達手続の内部監査を実施し、役員会において理事長、監事とも意見交換を行った。</p> <p>④ 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を2ヶ月に1回開催した。</p> | <p>(2) 内部統制の考えを日常業務に反映するため、役員、各部長等からなる連絡会を毎週月曜日に定期開催した。また、緊急事態対応としては、3月9日に発生したJ-PlatPatへの不正アクセスに際しては、早急に緊急対策本部を設置するとともに、理事長を中心とした役員の指導のもとに緊急対策を実施して安全性を確保し、3月17日の朝からサービスを再開した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 28年度内部監査としては、新規・重要案件及び特別内部監査として以下を実施し、それぞれ、理事長に報告した。 (a) 新規・重要案件の定期内部監査として、以下2件を実施した。 ・グローバル知財戦略フォーラム2016開催企画運営業務 ・知財プロデューサー等派遣事業 (b) 28年度特別内部監査として、調達手続の内部監査を実施し、役員会において理事長、監事とも意見交換を行った。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) 理事長と監事との意見交換会を2ヶ月に1度実施した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--|--|
| <p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)を踏まえ、情報・研修館の全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成26年5月19日、情報セキュリティ政策会議決定)に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「同ガイドライン」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、情報・研修館による立ち入り監査を適宜実施する。</p> <p>平成30年度以降の特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始する。</p> | <p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <p>① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に実施する。</p> <p>② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等の取組を実施する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報・研修館に関連する情報システムの脆弱性等に関する最新情報をチェックし、情報システムの脆弱性等に関する情報を得た場合は、速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃に速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら対応する。</p> <p>⑤ 監査室は業務において情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか等の内部監査報告書を理事長に提出し、理事長は、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を指示する。</p> <p>⑥ 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について、第四期中期目標期間の初年度から、調査・検討を開始す</p> | <p>(2) 情報・研修館の業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組</p> <p>① 情報・研修館の情報セキュリティポリシー及び同ガイドラインに基づいて業務を適正に遂行するため、情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を年1回以上実施する。</p> <p>② 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施する。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じる。</p> <p>④ 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応する。</p> <p>⑤ 監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を年1回以上実施したか。</p> <p>(2) 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした模擬演習等を年2回以上実施したか。</p> <p>(3) 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じたか。</p> <p>(4) 情報・研修館が管理・運用する情報システムに対するサイバー攻撃が発生した場合、館内外への被害の拡散防止等速やかな対応を行うとともに、必要に応じ、独立行政法人情報処理推進機構等とも連携しながら迅速に対応したか。</p> <p>(5) 監査室は、業務及び委託等により外部機関に実施させる業務において、情報セキュリティポリシーが遵守される仕組みとなっているか、情報システムのセキュリティ対策が適切に行われているか等について、外部の監査機関等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報責任者(Chief Information Officer: CIO)</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 顧客情報等の情報管理を徹底し一層のセキュリティ対策の強化を図るための「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」を情報・研修館の全職員が受講できるよう3日に分けて開催した。また、全体研修を受講していない新たな館員に対して1回開催した。</p> <p>② 前述の「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」に標的型攻撃メールへの対処について盛り込むとともに、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。</p> <p>③ 独立行政法人情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して対策を周知した。(注意喚起: 27回/点検等の対処: 20回)</p> <p>④ J-PlatPat に対するサイバー攻撃に対し、利用者への被害拡散防止の観点から速やかにサービス停止を行うとともに、特許庁、経済産業省、NISC、IPA等の機関と連携し迅速かつ適切な対策を実施した。3月9日の停止後、同月17日にサービスを再開した。</p> <p>⑤ 監査室は、総務部と協力して、全職員に対し情報セキュリティポリシーに基づく自己点検及び監査、個人情報保護規程に基づく監査を実施するとともに、外部の監査機関と協力して、J-PlatPat システムに対するペネトレーションテスト等のシステム監査を実施し、理事(CIO)に報告を行った。理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。</p> <p>⑥ 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館情報基盤システムの仕様を検討するとともに、移転の影響を受けるその他のシステムについて、特許庁と連携し調整を進めた。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 情報セキュリティポリシー等に関する研修テキストについて、より簡単に理解できるよう再整理し、館内研修を1回開催した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 全ての役職員に、独立行政法人情報処理推進機構が提供する情報セキュリティ対策等を熟知させ、通常業務の中でウイルス感染リスクが高いとされる安易なメール添付ファイル開封等を防止するため、全役職員を対象とした2種の標的型攻撃メール訓練を実施した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> <p>(3) 情報処理推進機構等が提供する情報システムの脆弱性等に関する最新情報やウイルスメール情報をチェックし、情報システムの脅威となり得る情報を得た場合は、館内全役職員に対して速やかに適切な対策を講じた。(主要な業務実績の項番③に記載)</p> <p>(4) J-PlatPat に対するサイバー攻撃に対し、利用者への被害拡散防止の観点から速やかにサービス停止を行うと共に、特許庁、経済産業省、NISC、IPA等の機関と連携し迅速かつ適切な対策を実施した。(主要な業務実績の項番④に記載)</p> <p>(5) 監査室は、総務部と協力して、全職員に対し情報セキュリティポリシーに基づく自己点検及び監査、個人情報保護規程に基づく監査を実施するとともに、外部の監査機関と協力して、J-</p> | |
|---|--|--|---|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|--|
| | る。 | <p>等と協力して監査を実施し、監査報告書を最高情報責任者（Chief Information Officer: CIO）の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行う。</p> <p>⑥ 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について仕様の検討を行う。</p> | <p>の任にある理事に提出し、理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要な措置を行ったか。</p> <p>(6) 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館独自の業務用情報システムの導入・構築について仕様の検討を行ったか。</p> | | <p>PlatPat システムに対するペネトレーションテスト等のシステム監査を実施し、CIOに報告を行った。</p> <p>理事は理事長、監事及び情報統括監の意見を聴取した上で、必要なセキュリティ対策を指示した。(主要な業務実績の項番⑤に記載)</p> <p>(6) 特許庁庁舎大規模改修時に特許庁庁舎から移転すること等を踏まえ、情報・研修館情報基盤システムの仕様を検討するとともに、移転の影響を受けるその他のシステムについて、特許庁と連携し調整を進めた。(主要な業務実績の項番⑥に記載)</p> <p>〈課題と対応〉 情報セキュリティを巡る状況の変化に対応して、関係機関とも連携しつつ、引き続き必要な研修の実施、必要に応じてガイドラインの見直し等を実施する必要がある。</p> | |
| 2. ユーザーフレンドリーな事業展開 | 2. ユーザーフレンドリーな事業展開 | 2. ユーザーフレンドリーな事業展開 | | | | |
| <p>地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、地方公共団体や関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大するとともに、必要に応じ、組織の見直し等も行う。</p> | <p>① 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく迅速に対応するため、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する。</p> <p>② 地域におけるサービス体制については、必要に応じ、組織の見直し等も行う。</p> | <p>① 地域におけるユーザーのニーズにきめ細かく、迅速に対応するため、情報・研修館が各地域に配置する地域ブロック担当からの情報を確実に収集し、地方公共団体や地域の関係団体との連携・協力を積極的に推進・拡大する方策の検討を開始する。</p> <p>② 地域におけるサービス体制については、必要に応じ、組織等の見直しも行う。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 地域におけるユーザーサービスの強化方針に関して、具体的なサービス内容とサービス体制の検討及び準備活動を実施した例はあるか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 全国47都道府県の知財総合支援窓口において、地方公共団体や地域の中企業支援団体等が参加して、知財総合支援窓口の連携・協力を強化する方策を検討する連携会議を年2回開催した。 また、全国都道府県の知財総合支援窓口において、その活動が各都道府県の政策課題各都道府県政策課題等を十分に踏まえたものとなるよう、各窓口において、「特に力をいれるべきポイント」を都道府県と相談の上、策定するように要請・指導した。</p> <p>② 第12回まち・ひと・しごと創生本部会合(平成28年9月1日開催)において、政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組として平成29年度に情報・研修館の近畿統括本部を大阪市内の交通至便地に設置することが決定された。 これを受けて、同拠点の設置に向けた準備等を滞りなくかつ効率的に進めるため、情報・研修館内に「近畿統括本部準備室」を10月1日に設置し、平成29年度第2四半期中に近畿統括本部を開設すべく、準備等を実施した。 また、「地域知財活性化行動計画」及び平成28年度の知財総合支援窓口の事業実績を踏まえ、体制の強化が必要と判断される5箇所(窓)について、平成29年度から相談対応者を増員する方針を決定した。</p> | <p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 近畿統括本部の大阪市への設置に向けた準備を効率的に進めるべく、「近畿統括本部準備室」を設置した。 また、「地域知財活性化行動計画」平成28年度の知財総合支援窓口の事業実績を踏まえ、体制の強化が必要と判断される5箇所(窓)について、平成29年度から相談対応者を増員する方針を決定した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> | |
| | | | 〈評価の視点〉 | 〈特筆すべき取組または成果〉 | | |

| | | | | | | |
|---|--|--|---|--|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | 特になし | | |
| 3. 特許庁等との連携 | 3. 特許庁等との連携 | 3. 特許庁等との連携 | | | | |
| <p>高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、業務遂行・管理における協力、人事交流等、特許庁との密接な連携を図る。</p> <p>併せて、全国47都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、経済産業局との連携を一層強化する。</p> | <p>① 特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等を含め、特許庁との業務連携を強め、情報・研修館の業務水準を維持・向上させる。</p> <p>② 全国47都道府県の知財総合支援窓口による地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、さまざまな基盤整備を行いつつ、経済産業局等との連携を強化する。</p> | <p>① 特許庁への業務報告、特許庁との人事交流及び業務管理における協力等を含め、特許庁との業務連携を強め、情報・研修館の業務水準を維持・向上させる。</p> <p>② 全国47都道府県の知財総合支援窓口による地域の中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援を強化するため、さまざまな基盤整備を行いつつ、経済産業局等との連携を強化する。</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) 特許庁との業務連携を強化し、情報・研修館の業務水準を維持・向上させるための会議、報告会、打ち合わせ等を適切に実施したか。それらは、業務水準の向上に役立ったか。</p> <p>(2) 特許庁や経済産業局等との連携活動を適切に実施したか。それにより、全国47都道府県の知財総合支援窓口による中堅・中小・ベンチャー企業の相談対応と支援の取組は強化されたか。</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 特許庁との業務連携の例</p> <p>(a) 特許庁と共催で「巡回特許庁」を、28年度は6都市(名古屋、大阪、京都、広島、福岡及び鹿児島)において、開催した。 ※巡回特許庁: 地域の実情に応じて、知財フォーラム、地域ブランドセミナー、初心者向け制度説明会等を実施するほか、併催イベントとしてJ-PlatPat講習会の開催や、臨時相談窓口の設置等を実施。</p> <p>(b) J-PlatPatに関して、特許庁特許情報企画室との間で、毎週、連絡会を開催した。</p> <p>(c) 特許庁職員向け研修等の内容の向上を検討するため、毎月、特許庁研修企画専門官会議に参加した。</p> <p>② 特許庁及び経済産業局との連携</p> <p>(a) 知財総合支援窓口のより一層のサービス向上を検討するため、特許庁との定期的な検討会(地域における知財相談・支援等サービスに関する定期検討会)を9回開催した。</p> <p>(b) 中堅・中小・ベンチャー企業に対する重点的な支援に関連し、支援ニーズや支援対象候補について経済産業局と意見交換を重ねた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4/15: 経済産業局長連絡会議にて協力要請 5/24: 中国経済産業局との意見交換 6/8: 東北経済産業局との意見交換 | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 特許庁と共催で、巡回特許庁を6都市で開催したほか、知財総合支援窓口業務、知財情報提供業務、特許庁職員への研修業務の内容を向上させるため、特許庁との間で定期的な連絡会を実施した。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2) 特許庁や経済産業局等との連携活動を適切に実施し、それにより、知財総合支援窓口による相談対応と支援の取組を強化した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | 特になし | | |
| 4. 広報活動の強化 | 4. 広報活動の強化 | 4. 広報活動の強化 | | | | |
| <p>知的財産に関する総合的な支援機関としての認知度を高め、より効果的に事業を実施するため、広報を継続的に強化する。</p> <p>特にマスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスの活用、広報マイ</p> | <p>① 情報・研修館のホームページにユーザー向け事業の情報を掲載することはもとより、広報を継続的に強化するため、適宜、マスコミへのプレス発表やソーシャルネットワークサービスを活用した広報に取り</p> | <p>① 情報・研修館のホームページに常に最新のユーザー向け事業の情報を掲載し、各種イベント等についてマスコミへのプレス発表を積極的に行うとともに、ソーシャルネットワークサービスを活用した広</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1) ソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数及びプレスリリース回数は年度目標(50回</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① SNS・プレスリリース合計: 67件 〈内訳〉 OSNS(※同一案件に対する複数回の発信もカウント) ・Twitter: 94件</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1) 「INPIT プレスリリースマニュアル」、「INPIT 公式 SNS 運用マニュアル」、「INPIT 公式 SNS 運用方</p> | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|
| <p>ンドに関する職場内研修会の実施、情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果の活用など、効果的な広報に向けた取組を実施する。</p> | <p>組む。</p> <p>②情報・研修館が運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの解析結果等を参考に、広報活動の改善を図る。</p> | <p>報についても平成28年度上期に取り組み、プレス発表回数及びソーシャルネットワークサービスへの情報発信回数の合計を50回以上とする。</p> <p>②情報・研修館が運用する情報・研修館のホームページ及び各種サイト(産業財産権相談サイト、営業秘密・知財戦略ポータルサイト及び海外知的財産活用ポータルサイト)の情報提供サーバの上期のアクセスログ・データの解析結果等を参考にし、下期の広報活動の改善を実施する。</p> | <p>以上)を達成したか。</p> <p>(2)アクセスログ・データを解析し、その結果を踏まえて広報活動改善を実施したか。</p> | <p>・YouTube: 13件 ・Facebook: 3件 ○プレスリリース: 4件</p> <p>②アクセスログ・データの解析を実施、解析データを分析し、その結果を踏まえて、閲覧数の多いコンテンツへのアクセスを容易にするため、また、多くの閲覧者の目に止まるよう、「INPITアーカイブ」を構築し、28年12月に提供を開始した。</p> | <p>針」をそれぞれ作成し、早期に館内周知を実施した。その結果、SNS 発信、プレスリリース回数は67件(対年度目標比134%)となり、年度目標を大きく上回った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)情報・研修館の各種サイトのアクセス・データの解析結果を踏まえて、閲覧数の多いコンテンツへのアクセスを容易にするため、また、多くの閲覧者の目に止まるよう、「INPITアーカイブ」を構築し、28年12月に提供を開始した。(主要な業務実績の項番②に記載)</p> | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |
| <p>5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応</p> | <p>5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応</p> | <p>5. 特許庁庁舎の大規模改修への対応</p> | | | | |
| <p>第四期中期期間中に予定されている、情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、業務の円滑な実施に支障が生じることのないよう、第四期中期目標期間の初年度から、移転計画の策定等の移転の準備を計画的に進める。</p> | <p>①特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、特許庁の審査業務に対して情報・研修館が提供するサービスが低下することのないよう、必要に応じて所要の措置を講じる。</p> <p>②情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、第四期中期目標期間の初年度から移転計画を立て、移転準備を計画的に進める。</p> | <p>①特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁職員に対する研修に支障が生じることのないよう、平成28年度当初から特許庁担当者との調整を開始する。</p> <p>②情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、平成30年以降に予定される外部借室への移転に向けた計画について、外部借室の必要平米数、VDT教室(高度文献検索端末118台などを設置)等を含めた必要な設</p> | <p>〈評価の視点〉</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁職員に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者との調整を行ったか。</p> <p>(2)情報・研修館の大部分が入居している特許庁庁舎の大規模改修に対応するため、平成30年以降に予定される外部借室への移転に向けた計画について、外部借室の必要平米数、VDT教室(高度文献検索端末118台</p> | <p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁職員に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者との調整を実施した。</p> <p>②情報・研修館の移転候補地となりうる複数の物件候補地の情報収集、移転費用の調査等を実施し、移転先候補やスケジュール等からなる移転計画骨子案を作成した。</p> | <p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>(1)特許庁庁舎の大規模改修による特許庁審査部の移転に伴い、情報・研修館からの審査業務に対する技術文献、出願書類(包袋)等の提供及び特許庁職員に対する研修に支障が生じることのないよう、特許庁担当者との調整を行った。(主要な業務実績の項番①に記載)</p> <p>(2)情報・研修館の移転候補地となりうる複数の物件候補地の情報収集、移転費用の調査等を実施し、移転先候補やスケジュール等からなる移転計</p> | |

| | | | | | | |
|--|--|---|---|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| | | 備、移転により生じる新たな業務等を検討した上で、移転候補地となり得る複数の物件候補地の情報及び移転に係る費用等について調査し、移転計画の骨子案を年度末までにまとめる。 | などを設置)等を含めた必要な設備、移転により生じる新たな業務等を検討した上で、移転候補地となり得る複数の物件候補地の情報及び移転に係る費用等について調査し、移転計画の骨子案を年度末までにまとめたか。 | | 画骨子案を作成した。 (主要な業務実績の項番②に記載) | |
| | | | <p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中期計画・年度計画で掲げる取組において、目標達成に貢献した特筆すべき取組はあるか。 • 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 | <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p> | | |

4. その他参考情報

| |
|--|
| |
|--|